

令和 4 年

3月熊取町議会定例会会議録

令和 4 年 3 月 2 日開会

令和 4 年 3 月 28 日閉会

熊 取 町 議 会

令和4年3月定例会会議録目次

(3月2日)

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 1 |
| 議事日程 | 1 |
| 諸般の報告 | 2 |
| 町長挨拶 | 3 |
| 行政報告 | 3 |
| 1. 損害賠償に関する専決処分報告について | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 施政方針表明 | 5 |
| 一般質問 | 15 |
| 1. 鱧谷陽子議員 | 15 |
| 1) 男女共同参画プランについて | |
| ①住民の意識の変化について | |
| ②学校教育における推進状況について | |
| ③防災分野での女性の参画について | |
| ④企業全体の就労における男女参画の推進について | |
| ⑤女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の目標の達成について | |
| 2) 気候危機について | |
| ①太陽光発電を各施設、家庭へ設置するための啓発と補助金交付について | |
| 2. 渡辺豊子議員 | 23 |
| 1) 「子どもの権利に関する条例」について | |
| ①仮称「子ども基本条例」が「子どもの権利に関する条例」と名称づけられた経緯について | |
| ②小中学生へのアンケート調査や学生アドバイザーからの意見をどの様に反映させたのかについて | |
| ③子ども達に、条例についてどの様に周知啓発するのかについて | |
| ④まち全体で関心と理解を深めるためにイベントやシンポジウム等を考えているのかについて | |
| 2) グリーフケアの充実について | |
| ①流産や死産を経験した女性等への心理的社会的支援にどの様に取り組んでいくのかについて | |
| 3) コロナ禍における女性の負担軽減について | |
| ①防災備蓄用の生理用品の無償配布についての状況について | |
| ②町内小中学校や公共施設等の個室トイレに、生理用品を無償で提供することも要望したが、町としてどう対応していくのかについて | |
| ③図書館や役場の女子トイレへの生理用ナプキン無料提供について | |
| 3. 田中圭介議員 | 34 |
| 1) 消防団について | |
| ①令和4年度からの消防団員の処遇改善・組織強化の内容変更等について | |
| ②昼中の大震災など有事に備えるための役場分団の結成について | |
| ③分団消防車の車両入れ替えの基準などについて | |

| | |
|--|----|
| ④町民会館ホール建替え工事中、完成後の出初式の開催予定場所について | |
| ⑤消防団のPR・啓発活動について | |
| 2) 熊取町ホームページについて | |
| ①R4年2月15日にリニューアルされたが、今までとどのように変化したのかについて | |
| 4. 田中豊一議員 | 45 |
| 1) 新熊取町道路網計画の策定について | |
| ①令和3年度に策定中の新熊取町道路網計画の策定状況について | |
| (1)現在の進捗状況と策定完了の時期について | |
| 2) 府道泉佐野「大阪岸和田南海線」の進捗について | |
| ①現在の「府道泉佐野打田線から外環状線」までの進捗について | |
| (1)用地測量の進捗状況について | |
| (2)境界明示結了の終了状況について | |
| (3)用地買収の終了状況について | |
| (4)外環状線との接続部分の交差点改良について | |
| (5)完成の計画年度の予定について | |
| (6)町計画の「駅前延伸線」は、岸和田南海線の進捗を見据えて進めて行くのかについて | |
| (7)外環状線の4車線化は岸和田南海線完成時には、どの辺りまで必要と思われるのかについて | |
| 3) 熊取町公民館・町民会館整備事業について | |
| ①町民会館整備地区には「東円寺跡遺跡」が埋蔵するが、工期の前倒しが必要ではないかについて | |
| ②ホール入口付近の横断歩道の移設及び警察協議の状況について | |
| ③ホール新設か所の排水、浸水対策協議の状況について | |
| ④ホールの消防協議の状況について | |
| ⑤公民館・町民会館整備事業の全ての経費は何が増え、15億円になったのかについて | |
| ⑥工期の完成時期と共用開始時期について | |
| ⑦閉館中の利用者の代替施設調整について | |
| ⑧改修後の利用者増を図る対策について | |
| 5. 河合弘樹議員 | 56 |
| 1) 成人式について | |
| ①成人年齢の引き下げによる、成人式の時期や在り方に関する熊取町の考えについて | |
| 2) 新型コロナウイルス濃厚接触者の休業補償について | |
| ①濃厚接触者になり、自宅待機で仕事を休んだ場合の補償等について | |
| (3月4日) | |
| 出席議員 | 63 |
| 議事日程 | 63 |
| 一般質問(続き) | 64 |
| 1. 江川慶子議員 | 64 |
| 1) コロナ感染症対策について | |
| ①保育所・学童保育・小・中学校関係の感染状況および町の対応について | |

| | |
|--|-----|
| ②自宅療養者と、町が独自で行っている支援について | |
| ③検査の状況、対応について | |
| ④ワクチン接種状況について | |
| ⑤学校給食費の無償など独自支援の継続について | |
| 2) ごみの回収について | |
| ①ごみ置き場への網やケースに対する補助について | |
| ②小型不燃ごみの収集場所について | |
| 3) 高すぎる国民健康保険料について | |
| ①保険料の引き下げについて | |
| 2. 坂上昌史議員 | 77 |
| 1) デジタル田園都市国家構想への対応について | |
| ①デジタル田園都市国家構想推進交付金への本町の対応について | |
| ②地域デジタル推進費について令和3年度、4年度の考えについて | |
| ③急速に進んでいくデジタル化社会に於いてデジタル弱者への対応について | |
| 2) 英語民間試験の補助について | |
| ①英検等の英語民間試験の補助について | |
| 3. 文野慎治議員 | 83 |
| 1) 熊取町産業振興アクションプログラムについて | |
| ①新事業創出・企業誘致について | |
| ②サテライトオフィスについて | |
| ③産業振興ビジョン16の施策が部局を跨る施策であり、その調整はど うのかについて | |
| 2) 熊取駅前のこれからの課題について | |
| ①東西駅前ロータリーの活用方法等について | |
| ②泉佐野市側の土地利用等の計画はあるかについて | |
| ③東側駅前のリニューアルや商業施設誘致の考えはあるかについて | |
| 提案理由説明 | |
| 議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告につ て | 95 |
| 質 疑 | 96 |
| 採 決 | 97 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告につ て | 97 |
| 質 疑 | 98 |
| 採 決 | 99 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例 | 100 |
| 質 疑 | 100 |
| 総務文教常任委員会付託 | 100 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例 | 101 |
| 質 疑 | 101 |
| 総務文教常任委員会付託 | 101 |
| 提案理由説明 | |

| | |
|---|-----|
| 議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 | 101 |
| 質 疑 | 102 |
| 総務文教常任委員会付託 | 102 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例 | 102 |
| 質 疑 | 103 |
| 総務文教常任委員会付託 | 103 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例 | 103 |
| 質 疑 | 104 |
| 総務文教常任委員会付託 | 104 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第8号 子どもの権利に関する条例 | 104 |
| 質 疑 | 105 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 105 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例、議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議 | 105 |
| 質 疑 | 107 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 107 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 107 |
| 質 疑 | 109 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 109 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 | 109 |
| 質 疑 | 109 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 109 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例 | 109 |
| 質 疑 | 110 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 110 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事） | 110 |
| 質 疑 | 111 |
| 総務文教常任委員会付託 | 111 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第15号 町道路線認定及び廃止について、議案第16号 町道路線認定について、 以上2件一括付議 | 111 |
| 質 疑 | 112 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 112 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について | 112 |
| 質 疑 | 112 |

| | |
|---|-----|
| 事業厚生常任委員会付託 | 112 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第11号) | 112 |
| 質 疑 | 117 |
| 総務文教常任委員会付託 | 117 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第4号)、以上3件一括付議 | 117 |
| 質 疑 | 119 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 119 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号) | 119 |
| 質 疑 | 120 |
| 事業厚生常任委員会付託 | 121 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議 | 121 |
| (3月7日) | |
| 出席議員 | 139 |
| 議事日程 | 139 |
| 会派代表質問 | 139 |
| 1. 新政クラブ 矢野正憲議員 | 139 |
| 2. 熊取公明党 渡辺豊子議員 | 150 |
| 3. 未来 浦川佳浩議員 | 163 |
| 4. 創生くまとり 大林隆昭議員 | 174 |
| 5. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員 | 184 |
| 予算審査特別委員会の設置・委員の選任 | 195 |
| 予算審査特別委員会正副委員長の選任 | 196 |
| (3月28日) | |
| 出席議員 | 197 |
| 議事日程 | 197 |
| 委員会報告 | 198 |
| 議会運営委員会報告 | 198 |
| 議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例、議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例、議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例、議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例、議案第14号 工事請負契約の締結について(熊取町立東保育所大規模修繕工事)、議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第11号)、以上7件一括付議 | 199 |

| | |
|--|-----|
| 総務文教常任委員会委員長報告 | 199 |
| 質 疑 | 199 |
| 採 決 | 200 |
| 議案第8号 子どもの権利に関する条例、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例、議案第15号 町道路線認定及び廃止について、議案第16号 町道路線認定について、議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について、議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上13件一括付議 | 201 |
| 事業厚生常任委員会委員長報告 | 201 |
| 質 疑 | 202 |
| 討 論 | 202 |
| 採 決 | 203 |
| 議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議 | 206 |
| 予算審査特別委員会委員長報告 | 206 |
| 質 疑 | 206 |
| 討 論 | 207 |
| 採 決 | 210 |
| 提案理由説明 | |
| 議案第29号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例 | 211 |
| 質 疑 | 212 |
| 採 決 | 212 |
| 議案第30号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号） | 212 |
| 質 疑 | 214 |
| 採 決 | 215 |
| 議案第31号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号） | 215 |
| 質 疑 | 217 |
| 採 決 | 218 |
| 提案理由説明 | |
| 議員提出議案第1号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書、議員提出議案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書、議員提出議案第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書、以上3件一括付議 | 218 |
| 質 疑 | 221 |
| 採 決 | 221 |
| 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について | 222 |

議会改革検討特別委員会の審議結果及び経過報告 222

3月熊取町議会定例会（第1号）

令和4年3月定例会会議録（第1号）

月 日 令和4年3月2日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 田中 豊一 | 2番 大林 隆昭 | 3番 浦川 佳浩 |
| 4番 坂上 昌史 | 5番 文野 慎治 | 6番 鱧谷 陽子 |
| 7番 田中 圭介 | 8番 河合 弘樹 | 9番 矢野 正憲 |
| 10番 渡辺 豊子 | 11番 二見 裕子 | 13番 江川 慶子 |
| 14番 坂上巳生男 | | |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

| | | | |
|---------------------|-------|---------------------|--------|
| 町 長 | 藤原 敏司 | 副 町 長 | 南 和仁 |
| 教 育 長 | 岸野 行男 | 総 合 政 策 部 長 | 明松 大介 |
| 総 合 政 策 部 理 事 | 野津 恵 | 総 合 政 策 部 理 事 | 東野 秀毅 |
| 総 務 部 長 | 林 利秀 | 住 民 部 長 | 巖根 晃哉 |
| 住 民 部 理 事 | 山本 浩義 | 健 康 福 祉 部 長 | 山本 雅隆 |
| 健 康 福 祉 部 理 事 | 木村 直義 | 都 市 整 備 部 長 | 田中 耕二 |
| 都 市 整 備 部 理 事 | 白川 文昭 | 都 市 整 備 部 理 事 | 濱田 隆之 |
| 兼 道 路 課 長 | | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 中谷 ゆかり |
| 都 市 整 備 部 理 事 | 永橋 広幸 | 教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 | 林 栄津子 |
| 教 育 次 長 | 阪上 敦司 | | |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 | 原田 哲哉 | | |

本議会の職員は、次のとおりであります。

| | | | |
|-------------|-------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤原 伸彦 | 書 記 | 瀬野 裕三 |
|-------------|-------|-----|-------|

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

施 政 方 針 表 明

一 般 質 問

議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について

議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について

議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例

議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例

議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例

議案第8号 子どもの権利に関する条例

議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

- 議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）
議案第15号 町道路線認定及び廃止について
議案第16号 町道路線認定について
議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）
議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算
議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算
-

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。令和4年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言申し上げます。

昨年末、12月定例会開会時には一定落ち着いていた新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株が全国、世界的にも急速に広がり、2月末で全国の累計感染者数は500万人、大阪府では64万人、本町でも2,600人を超えています。現在、新規感染者数は頭打ちの傾向も見られるものの、安心はできない状況であり、3月6日までである大阪府へのまん延防止等重点措置の適用は延長を要請するとの報道がされています。このような中、医療従事者の方をはじめ、関係する方々が新型コロナウイルス感染症に立ち向かってくださっていることに対し、改めて心から感謝をいたします。

3回目のワクチン接種が始まっております。皆様におかれましても、基本的な感染対策を怠らず、健康にご留意いただき、お過ごしいただきたいと思います。

さて、本定例会は、令和4年度の行財政運営の根幹をなす予算についてご審議をいただく重要なものであり、後ほど町長から施政方針が表明されます。ワクチン接種、経済対策を含め、新型コロナウイルス感染症への対応は引き続き重要と考えているところでもあり、議案の審議に当たりましては、住民本位を基本とし、住民福祉の向上に意を注ぎたいと考えております。

また、去る2月14日の議員全員協議会よりユーチューブを活用した議会ライブ配信を開始、本定例会もライブ配信をしております。住民に開かれた議会の実現を念頭に、十分意を尽くして審議に当たるとともに、議事運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時03分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますのでご了承ください。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和3年第3回臨時会に報告をいたしました以降、12月20

日、1月24日、2月18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和4年1月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

| | | |
|--------------|----------------|------|
| 一 般 会 計 | 10億2,012万 | 694円 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 1億1,639万 | 159円 |
| 介護保険特別会計 | 6,585万 | 686円 |
| 墓地事業特別会計 | 1,809万8,145円 | |
| 後期高齢者医療特別会計 | 2,848万 | 844円 |
| 下水道事業会計 | 1億4,981万4,961円 | |
| 歳入歳出外現金 | 3,358万2,010円 | |

となっております。

次に、定期監査並びに行政監査報告でございますが、令和3年9月16日から12月20日までの期間で実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

監査の対象は、都市整備部（まちづくり計画課、道路課、水とみどり課、下水道課）、会計課、議会事務局（議会総務課）、教育委員会事務局（学校教育課、生涯学習推進課、図書館）と収入事務について（総務部収納対策課、健康福祉部保育課）となっております。なお、監査の結果につきましては、既に皆様方に令和3年度定期監査等結果報告をタブレットに配付しておりますので、内容の報告は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和4年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会を招集申し上げたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、朝夕はまだまだ冷え込みますが、日ごとに暖かさを感じられるようになりました。2月18日にはまん延防止等重点措置が延長され、熊取町においても2月だけで1,500人以上の新規感染者が確認されております。本町では、3回目ワクチン接種の推進と感染症対策の徹底を行い、引き続き住民の皆様方の安心・安全のために鋭意努めてまいります。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分報告につきましては令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてはほか1件、条例の制定につきましては子どもの権利に関する条例、一部改正条例につきましては非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例ほか9件、契約の締結につきましては工事請負契約（熊取町立東保育所大規模修繕工事）、その他、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、町道路線認定及び廃止について、町道路線認定についてでございます。また、補正予算につきましては令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）ほか4件、新年度予算につきましては令和4年度熊取町一般会計予算ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分日は令和4年2月7日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は令和3年12月20日午前9時10分頃で、事故発生場所は熊取町野田1丁目1番1号、熊取町役場公用車駐車場でございます。

相手方の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、環境課作業員が公用車駐車場に仮置きしてあった草等のごみを軽トラックに積み込む際、不注意により擁壁に立てかけてあったバリカーを倒し、駐車してあった自家用自動車に接触させ、後部バンパー及びボディーの一部に傷をつける損害を与えたものでございます。

損害賠償額でございますが、21万3,480円で、全て相手方車両の修理に係る経費でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から全額補填を受けることとなっております。

今回の事故につきましては職員の不注意によるものでございますが、そもそも仮置きごみを置く場所が適正であったか、また、作業する際に車の移動をすべきではなかったかなどを含めて作業手順を見直すなど、事故等に対するリスク管理について職場内でしっかり再確認するよう指導し、今後の再発防止に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）公用車駐車場内になっているんですけど、相手方の車が自家用自動車になっているというのは、それはどういう関係でここに止まっていたのか教えてください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）その自家用自動車を置いてあった方はこちらの守衛室の方で、休み、また時間外に守衛される方の自家用自動車です。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（二見裕子君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席14番 坂上巳生男議員、議席1番 田中豊一議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月24日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月2日から3月28日までの27日間といたします。

本会議の日程であります、本日3月2日、4日、7日、8日及び28日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります、総務文教常任委員会を3月14日に、事業厚生常任委員会を3月10日に開催いたします。

令和4年度の各会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月16日、17日、23日及び24日に開催いたします。

第2回目の議会運営委員会を3月10日に、環境施設広域化調査特別委員会を3月11日に、議会改革検討特別委員会を3月10日に、議員全員協議会を3月14日に、それぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第5 議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についての件、以上2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月2日から3月28日までの27日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月2日から3月28日までの27日間と決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、3月定例会の開催に当たりまして、令和4年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

初めに、今なお感染者数が高止まりし、政府においてまん延防止等重点措置の延長が検討されるなど、過酷な状況が続く新型コロナウイルス感染症への対応におきまして、その最前線で、住民の生命や生活を守るべく奮闘していただいております医療・介護・保育の従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様、また、大阪府知事の要請を踏まえ、私が防災行政無線やホームページで数度にわたり感染防止対策の徹底をお願いしておりますが、感染拡大防止にご理解、ご協力いただいております住民・事業者の皆様に、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

現在、より感染力が強い変異株であるオミクロン株の出現により、住民生活・地域経済にも大きな影響を及ぼしております。本町としましても、住民の生命・健康を守ることを第一義に、後ほど詳しく申し上げますが、3回目のワクチン接種をはじめ、感染拡大状況に対応した迅速かつきめ細かな取組を、私が先頭に立ち、職員一丸となって実施してまいります。

このようなきめ細かな取組を展開する上で、健全な財政状況を維持することが不可欠であることは言うまでもございません。しかしながら、令和4年度一般会計当初予算において、総額12億円を超える基金繰入れにより、何とか収支均衡を保っているという厳しい現状であります。今後におきましても、公共施設の老朽化対策や、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、町税の大幅な増収が期待できない状況において、経営感覚を持った、メリ張りの利いた行財政運営が求められるところであります。身を切る改革として、町長の報酬月額2割カット及び退職金廃止を継続することは言うまでもなく、令和4年度策定予定の行財政構造改革プランにおいてその方向性を示してまいります。

さて、昨今の我が国の経済情勢については、許し難いロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まり、世界に重大な経済的リスクをもたらす懸念がありますが、新型コロナウイルス感染症による

厳しい状況が徐々に緩和され、経済社会活動が正常化に向かう中で、その先行きとして景気が持ち直し直していくことが期待されるところです。

その前提として、国においては、令和4年1月17日に閣議決定した「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」の中で、経済対策を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを回りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくこととしており、この危機を乗り越えた先を見据えた「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする「新しい資本主義の実現」に向けた動きにも期待が寄せられるところです。

一方、大阪府に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症対策として、早期治療体制の拡充や必要病床の確保、ワクチン追加接種の実施など、その対策に万全を期す一方で、SDGsやSociety5.0、スマートシティを見据えた「2025年大阪・関西万博」について、ポストコロナの新たな未来を切り開くシンボルとして、令和4年度は参加型「大阪パビリオン」の出展に向けて取り組むなど、開催に向けた動きが加速され、また成長型IRや国際金融都市の実現を目指した取組も相まって、府域全体が盛り上がっていくことが期待されます。

次に、令和3年度における本町の取組を振り返りますと、改めて申し上げるまでもなく、新型コロナウイルス感染症の急拡大により厳しい状況が継続するなど、引き続きその影響を大きく受けた1年となりました。

そのような中、当初の希望者へのワクチン接種については、泉佐野泉南医師会や町内協力医療機関をはじめとする関係者の皆様のご協力により、万全の体制を整え、大きな支障なく進めたところです。

一方では、令和3年11月3日に町制を施行して以来70年という記念すべき節目の日を迎え、記念式典のほか令和3年度は様々な記念事業に取り組みました。この記念事業の実施においては、コロナ禍の影響により、残念ながら実施時期や内容の変更などを余儀なくされましたが、より多くの住民の皆様と共に取り組めたことにつきましては、関係者の皆様のご理解・ご協力のたまものでありまして、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大については、新たな変異株の出現など、引き続き懸念があるものの、ワクチン接種の促進のほか、治療薬の実用化など今後の明るい兆しも見えております。このような中、私たちの生活様式に与えた大きな影響がデジタル分野への社会的要請をさらに高めたところであり、こうした気づきを前向きに捉え、アフターコロナを見据えた取組にも注力するとともに、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応しながら、令和4年度におきましては次の3つのテーマに重点的に取り組んでまいります。

まず、1点目は『新型コロナウイルス感染症への対応』です。

振り返りますと、令和2年において新型コロナウイルス感染症拡大の兆候が見られた際、いち早く対策本部を設置し、感染拡大の防止に向けた対策や体制整備などを検討・実施してまいりました。加えて、早期の臨時議会の開催など、議員の皆様のご支援・ご協力もいただきながら、少しでも住民の生活を支援し不安を和らげるべく、国の対策に先駆けて本町独自の「熊取町版緊急生活経済支援」を実施し、現在、ひまわりバスの無料化、町立小・中学校に通う児童・生徒の給食費の無償化及び保育所・幼稚園等に通う児童等の副食費の無償化など、きめ細かく様々な取組を実施してきたところであり、令和4年度におきましても、国の交付金やふるさと応援寄附金を活用して、感染拡大防止や新しい生活様式への対応とともに、ひまわりバスの無料化を継続するなど住民生活・地域経済を支援してまいります。

加えて、医療崩壊の防止と住民の皆様への不安を軽減するため、関西医療大学との連携により構築した「PCR検査体制（熊取モデル）」を維持するとともに、順次進めております「3回目接種」についても、引き続き速やかな実施に努めてまいります。

また、保健所が逼迫し、個別に対応いただけない状況下におきまして、自宅療養の陽性者や濃厚

接触者、あるいはご自宅で体調不良となり不安を抱えている方が安心して迷わずに相談できるように、関係機関と連携を図りながら、草の根的に丁寧に対応してまいります。

2点目は、『スマートシティの実現に向けたまちづくり』です。

令和2年度当初からスマートシティ担当グループを設置し、住民が主役のスマートシティの実現に向けた基本的な方向性や取組をいち早く示すため、令和2年10月に策定した「熊取町スマートシティ構想」に基づき、これまで「おくやみワンストップコーナー」の設置、「LINEによる道路・公園通報システム」の導入、子育て世代に身近なスマートフォンを活用した子育てアプリ「くまっ子ナビ」の導入など、直ちに実施可能な取組を推進してまいりました。

令和4年度においても、「熊取町スマートシティ構想」に基づき、アフターコロナを見据えた未来への投資の視点も踏まえ、住民の皆様へ利便性向上を実感いただけるよう、住民票や印鑑登録証明書または課税証明書など主な証明書の交付において、窓口で手数料を支払う際のキャッシュレス化に向けた整備を行うとともに、国が定める「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」において特に利便性向上に資するとされた子育て・介護関連手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする、いわゆる「行政DX」の各種整備を進めてまいります。

また、小・中学校においては、コロナ禍における子どもたちの日常の検温確認・集計において「健康観察アプリ」を導入するなど、適正管理と教職員の負担軽減につなげるほか、学校図書館における「蔵書検索システム」を導入し、図書検索の迅速化と蔵書管理の効率化を図ります。さらに、図書館においても、新たに「電子図書館システム」を導入し、図書館利用が困難な方や図書館をあまり利用していない層への新たなサービスを提供します。

役場内部の事務のデジタル化推進についても、「チャットツール」を導入し、職員間の業務の円滑化・効率化を図るほか、「文書管理システム」を導入し、ペーパーレス化の実現や文書の検索性の向上、決裁手続の電子化を進めてまいります。

3点目は、『SDGsの実現を通じたまちづくり』です。

「誰ひとり取り残さない世界」をスローガンとし、国連が定める持続可能な開発目標「SDGs」については、政府がその取組の重要性を示すとおり、国・地方公共団体も含めた社会のあらゆる主体が連携してSDGsの取組を進める必要性から、住民に最も身近な行政サービスを提供する本町においても、まちづくりでの様々な課題解決に向け、SDGsの基本理念である「公正」「共生・包摂」「循環」に沿いながら、この国際目標の実現を通じて豊かで活力ある持続可能な社会を目指してまいります。

一例を申し上げますと、教育基本法の理念に基づき、次代を担う子どもたちを責任ある社会の一員として生きていくための基礎を育てる重要性を踏まえ、学校での教育はもとより、地域社会全体で教育の向上に取り組むとともに、質の高い教育とSDGs達成のための教育環境の整備に向けて、令和3年3月に本町が目指すこれからの教育の基本的な理念と取組方針を定めた「熊取町教育大綱」を見直したところであり、環境や人権・開発などの課題を主体的に考え、公正で持続可能な社会をつくるために行動する人を育成する持続可能な開発のための教育、いわゆる「ESD」の推進を図ります。

また、地球環境保全における取組については、「熊取町エコプロジェクト」に基づくプラスチックごみの削減に係る新たな取組として、ひまわりドームや永楽ゆめの森公園をはじめ、熱中症対策を兼ねた各小学校への給水機設置など、マイボトルの普及に向けた積極的な啓発を図るほか、中央小学校にて試験導入しておりました生ごみ処理機を各小学校において本格導入します。

これら以外にも、「子育て」や「ジェンダー」といったSDGsの17の目標の達成につながる取組を通じて、人口減少社会の中でも持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上の3つの重点テーマのほかにも、令和4年10月から子ども医療費の助成対象を18歳到達年度末まで拡大することや、町内産業の持続的な発展に資する「産業活性化基金事業」の大幅な拡充、

また、公民館併設の老人憩の家の耐震化に向けた取組などについても積極的に進めてまいります。

それでは、次に令和4年度当初予算の概要でございます。

歳入は、町民税や固定資産税などの町税をはじめ、地方消費税交付金などの各種交付金が一定増加しておりますが、臨時財政対策債については大幅に減少しております。一方、歳出は、投資的事業などの臨時的経費が前年度より減少しているものの、社会保障関連経費である扶助費の増加などにより経常的経費が増加し、過去最大レベルの予算額であった前年度予算を上回る予算額となっております。

続いて、令和4年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ1.1%増の149億1,862万5,000円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ2.6%減の50億736万7,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ7.7%増の7億7,785万7,000円、介護保険特別会計は、前年度に比べ4.6%増の41億3,795万5,000円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ8.4%減の4,224万2,000円、下水道事業会計は、前年度に比べ2.8%増の21億6,319万9,000円であり、これらの総額は270億4,724万5,000円の規模となっております。

続きまして、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、令和4年度において取り組んでまいります主要な施策を中心に、その概要を申し述べます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」です。

初めに、「住民協働・住民参画」の推進について、「行政テーマ型」1件、「団体提案型」3件の新規事業を加え、合計8件の住民提案協働事業を実施するとともに、「地域コミュニティ」との連携として、引き続き全39地区の区長・自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」などを通じて、地域と行政の緊密な連携を図ります。

次に、「防災」に係る取組として、全地区で結成されている自主防災組織及び本町で育成した防災士向けの防災研修会などを開催し、自助・共助を基本とする自主防災活動に必要な知識・技能の維持・向上を図るとともに、自主防災組織連絡協議会と連携し、地区別自主防災マニュアルの作成を支援・推進してまいります。また、大規模災害を見据えた総合防災訓練を実施し、国・府・町をはじめとする防災関係機関と住民・事業者などとの連携により、一体となって災害対応能力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

防災体制の整備としては、防災行政無線をはじめとした効率的な情報伝達や情報集約の手段の確保、災害用備蓄物資などの適正管理を引き続き行います。とりわけ、地域消防力の中核となる消防団員の処遇改善と老朽化した消防車の更新を行い、消防力をさらに強化します。

住宅の耐震化率の向上については、「熊取町耐震改修促進計画」に基づき、令和7年度における住宅の耐震化率目標95%達成に向けて取り組みます。また、町内にある空き家等の件数や老朽化による危険度等の実態を現地調査により把握し、今後の対策の基礎資料とするため、空き家等実態調査を実施します。

土砂災害の未然防止に資する取組として、土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域等」として指定された地域の自治会単位において、円滑な避難に役立つハザードマップを順次作成しており、令和4年度はつばさが丘東地区、つばさが丘西地区において作成します。

また、大雨時に河川の溢水や護岸の崩壊を未然に防止するため、令和3年度に引き続き、若葉地区の準用河川見出川における河床整正工事を実施するほか、ため池耐震診断の結果に基づき、朝代新池の耐震対策に向け測量設計を行います。

次に、「男女共同参画」の推進について、男女それぞれの人権が尊重され、性別に関わらずその個性と能力が発揮できる社会の構築を目指すため、「熊取町男女共同参画プラン」に基づき、講演会の開催や情報誌の発行による啓発をはじめとした全庁的な取組を推進するとともに、DV被害者を守るため、関係機関と密に連携を取り、相談体制の充実及び相談者の安全確保に努めます。

また、令和4年度末に同プランの計画期間が満了することから、令和3年度に実施した町民意識調査アンケートの結果を踏まえ、次期計画の策定に取り組みます。

次に、「平和・人権」の推進として、平和パネル・ポスター展の開催や平和関連施設を訪問するフィールドワークなどを通じ、平和意識を醸成します。また、複雑多様化する人権課題の解消に向け、講演会や街頭啓発などによる周知・啓発に取り組むとともに、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

初めに、「子育て」については、子どもの権利が普遍的に守られ、地域社会や行政など様々な立場の者が子どもの育ちを支えることを目的とする「子どもの権利に関する条例」を新たに制定し、実効性のある条例として、当事者である子どもや子どもを取り巻く方々に広く理解してもらえよう、関係機関とともに周知啓発に努めます。

また、子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心に、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、保健師による妊娠届時や出生届出時、各種乳幼児健診などの対面の機会を引き続き大切にしながら、顔の見える関係・相談しやすい体制構築に努めるとともに、令和3年度に拡充した産後ケア事業の対象期間と多胎妊婦への妊婦健診受診券の補助を継続するほか、不妊・不育に悩みを持つ方を引き続き支援してまいります。

さらに、産前産後に家事や育児などの負担軽減が必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣して家庭支援を行う「産前産後ヘルパー派遣事業」を新たに導入するなど、妊娠期・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援に引き続き取り組んでまいります。

子ども家庭相談においては、コロナ禍の影響も踏まえた体制の維持・強化や、教育・福祉・保健分野及び児童相談所との連携など、児童虐待の未然防止・重症化防止に引き続き取り組み、その一環として、国が整備を進めている要保護児童等に関する「情報共有システム」の本格的運用を開始し、対象児童が転居した際などの自治体間の的確な引継ぎや児童相談所との迅速な情報共有を図ってまいります。

次に、「保育・幼児教育」について、令和4年度は西保育所を「西保育園」として民営化しますが、民営化後も必要に応じた確かな助言等を行うなど、丁寧支援してまいります。

町立保育所においては、良好な保育環境を確保するため、東保育所の大規模修繕工事を実施するなど、各施設の適切な維持管理を行ってまいります。また、感染予防及び保護者の負担軽減のため、使用済紙おむつの保育所での処分を新たに開始するとともに、同様に処分を行う民間園に対しては補助を行います。

学童保育運営事業については、基準条例の定める定員を満たすクラブ編成により、各家庭の状況に対応した、より安全・安心な学童保育所の運営を行うとともに、長期休業期間限定学童保育所については、中央小学校、北小学校に加え、夏季休業からは新たに西小学校に開設し3か所で実施するなど、今後も保護者の就労形態に応じた保育サービスを提供します。

次に、「学校教育」については、冒頭の「SDGsの実現を通じたまちづくり」で申し上げたとおり、引き続きSDGsの17の目標項目に向けた学びを通じて、国際化、多文化共生社会を見据えた上で、将来を担う子どもたちが広く世界に目を向けるきっかけや、人権問題、環境問題といった様々な課題を自分事として考える力・エモーショナルな力の醸成につながるよう進めます。また、「GIGAスクール構想」によるICT機器を活用した研修などを通して教職員の授業力の向上を図りながら、教職員が子どもたちに寄り添い、支援するファシリテーターとして取り組むことにより、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」のバランスの取れた児童・生徒の育成を目指してまいります。

具体的には、グローバル化への対応として、全小・中学校への「外国語指導助手」の配置や、公立中学校の生徒を対象とした「英語の民間試験」の実施、学力向上を図るための町内大学との連携によるインターンシップ事業や学生・地域人材による学習支援ボランティア派遣事業の実施、また、大阪体育大学との連携による「DASHプロジェクト」の一環として、中学校の運動部活動の活性化と教職員の負担軽減につながる、大学生によるスポーツ指導者派遣事業などに引き続き取り組み

ます。

さらに、学校でのいじめ、不登校、児童虐待など、子どもを取り巻く様々な問題に対して多面的に支援するため、「スクールソーシャルワーカー」を1名増員し、より充実した家庭相談体制を構築します。加えて、教育・子どもセンターに臨床心理士を引き続き配置し、学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭センターなど、関係機関との連携を生かしたきめ細かな相談体制の充実に努めます。

学校ICTについては、「GIGAスクール構想」により整備したICT環境を有効に活用できるよう、引き続きICT支援員を配置するとともに、全小学校の教室に設置している大型モニターを更新するほか、冒頭の「スマートシティの実現に向けたまちづくり」で申し上げたとおり、学校図書館の電子化として「蔵書検索システム」を導入します。

また、日常的な学校での端末活用に加え、臨時休業など長期間学校に登校できない場合に、家庭への端末持ち帰りやオンラインを活用し、児童の学びを確保します。

さらに、小・中学校におけるネットワークセキュリティーを強化し、令和3年度に導入した「統合型校務支援システム」の活用により校務業務の軽減及び校内情報の一元化を図るほか、コロナ禍における子どもたちの日常の検温確認・集計のための「健康観察アプリ」を導入するなど、適正管理と教職員の負担軽減につなげます。

学校給食については、夏季の給食調理場内の環境改善のため、各調理場に2台の大型スポットクーラーを設置するほか、「献立作成システム」を導入し、子どもの食の安全と事務の効率化につなげてまいります。

教育環境の整備については、熊取中学校において令和4年度からの2か年でトイレ洋式化改修工事を進めるとともに、中央校舎と南校舎の床の一部改修工事を進めます。また、南小学校において、国の交付金を活用して運動場の改修工事を実施するとともに、東小学校については、令和2年度から継続実施を行っている大規模改造工事として普通教室棟を改修します。加えて、小・中学校体育館及び武道館照明のリース方式によるLED化を進めるとともに、熊取北中学校・熊取南中学校の防犯カメラ録画機能の増設を行います。

次に、「生涯学習」については、「熊取町第4次生涯学習推進計画」の基本目標である「仲間といきいき活動し、みんなが健康で心豊かに暮らせるまち 熊取」の実現に向け、引き続き様々な取組を進めるとともに、同計画の中間見直しを行います。

また、「すべての住民があらゆる場面で出会い、学び、育ちあう、文化創造施設」を基本コンセプトとする公民館・町民会館の整備については、実施設計業務を令和4年度上半期に完了させ、令和6年4月のリニューアルオープンに向けて着実に取組を進めるとともに、引き続き、熊取町文化振興連絡協議会などの活動団体と連携しながら、音楽活動をはじめとしたさらなる文化芸術の発展につなげてまいります。

図書館においては、冒頭の「スマートシティの実現に向けたまちづくり」で申し上げたとおり、新たに「電子図書館システム」を導入し、図書館利用が困難な方や図書館をあまり利用していない層への新たなサービスを提供します。

また、子どもの読書活動のさらなる推進に向けて、住民提案協働事業「行政テーマ型」により、図書館離れが広がる小・中・高校生を中心とした学生層、保護者層及び若者層を対象にしたマジックによるイベントなど、住民団体と連携した様々な事業を実施し、図書館利用促進や読書活動の推進に努めます。加えて、図書館の照明設備のリース方式によるLED化を進めます。

3つ目は、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

初めに、「健康・長寿」について、介護予防に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」のさらなる地域展開と専門職派遣などによる継続支援を引き続き行うとともに、令和3年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」においては、「タピオステーション」を拠点に管理栄養士や薬剤師などの専門職による出前講座や後期高齢者医療保険加入者の集

団健診時に、個々に応じた支援につなげるためのフレイル相談を実施します。

また、大阪体育大学との協働事業である「DASHプロジェクト」の健康分野での取組として、「タピオステーションの効果判定」や「フレイル予防マスター講座」を引き続き実施することにより、介護予防・健康づくり推進ボランティアの育成につなげ、「“フレイルゼロ”のまち 熊取」を目指します。

次に、「保健・医療」については、「第3次健康くまとり21（健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画）」に基づき、引き続き多様な取組を進めてまいります。

とりわけ、がん検診の受診率向上に向けた利便性の向上による新規受診者の獲得を目指して、各種がんセット検診の実施に加え、協会けんぽの特定健診とがん検診の同日実施を協力医療機関でも受診できるよう取り組みます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、冒頭の「新型コロナウイルス感染症への対応」で申し上げたとおり、国の方針に基づき、「3回目接種」が推進できるように、速やかな実施に努めてまいります。

次に、「高齢者福祉」については、「いきいきくまとり高齢者計画2021」に基づき、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指し、さらなる地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組を支援します。

とりわけ、「大阪府介護予防活動強化推進事業」を引き続き活用しながら、介護予防・自立支援・重度化防止に向け、短期集中介護予防サービスCとして実施している「ふれあい元気教室」を再編・強化するなど、健康寿命の延伸を目指し、総合事業の再構築も念頭にさらなる介護予防事業の拡充に努めます。

また、介護人材の育成・確保の観点から、専門職でなくても、研修の受講によりサービスに従事できる緩和サービスの推進にも取り組みます。

加えて、認知症施策においては、引き続き「認知症サポーター養成講座」の実施により、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、支援ニーズと認知症サポーターを結びつける「チームオレンジ」の取組として、認知症サポーターの具体的な支援活動に向けた「ステップアップ講座」を新たに開催するほか、この「チームオレンジ」の具体的な活動の場の一つとして、ふれあいセンターで「認知症カフェ」を定期的で開催してまいります。

地域交流や介護予防の拠点施設である老人憩の家については、公共施設等総合管理計画などに基づき、昭和56年以前の旧耐震基準の26施設のうち、単独の老人憩の家である19施設の耐震補強を令和3年度に完了したところではありますが、令和4年度以降は公民館併設の老人憩の家の耐震化に向け、各地区の財政的負担を考慮しながら、各地区と調整の上、町において耐震診断を実施します。

老人福祉センターについては、平成29年度に耐震診断を実施しており、今後、熊取町公共施設総合管理計画の個別施設計画に基づき、施設のさらなる利活用も含めた実施設計を行います。

次に、「障がい者福祉」については、「熊取町第6期障がい福祉計画」及び「熊取町第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて、保健、医療などの関係機関と連携し、施策の推進を図ります。

その一つとして、障がい者の重度化・高齢化を見据えた中で、「地域生活支援拠点等の整備」として、相談機能のほか、緊急時の受入れ、体験の確保、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくりの5つの機能に着目した、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築したところですが、利用の可能性のある方に対する事前登録の案内や協力事業所の拡大に向けた研修を実施するなど、体制の充実を進めます。

次に、「地域福祉」については、「熊取町第4次地域福祉計画」に基づき、住民や地域、関係機関、行政などが「我が事」のように「丸ごと」つながり合える地域を共に力を合わせてつくる「地域共生社会」の実現を目指します。具体的には、令和2年度からモデル事業として実施していた

『地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業』について、社会福祉法の改正に伴い令和3年4月に創設された、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う『重層的支援体制整備事業』への移行準備事業として、令和4年度も引き続き実施します。

事業の実施においては、地域とのつながりが強い熊取町社会福祉協議会に引き続き協力をいただきながら、地域住民の地域福祉活動への参加促進やその環境の場づくりに努めます。

また、複合的な課題を抱えた相談者に対しては、福祉部門などの各種相談支援機関の連携を図り、包括的に対応を進めるとともに、アウトリーチなどを通じた継続的支援を行えるよう、体制を整えてまいります。

さらに、令和4年度においては、より最適な事業推進に資するため、新たにスーパーバイザーを設置し、学識経験者に参画いただきます。

次に、「社会保障」については、医療保険制度を維持し、負担の公平性が保たれるよう個々の状況に応じた保険料の収納対策に努めるとともに、福祉的配慮が必要な方々には、子ども医療をはじめ、ひとり親家庭医療、重度障がい者医療に対する費用助成について、引き続き適切に実施してまいります。なお、重点的な取組として、「子育てしやすいまち くまとり」の魅力をさらに高めるべく、子ども医療費の助成対象を令和4年10月から18歳到達年度末まで拡大します。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

初めに、「市街地整備」として、熊取駅西交通広場の整備については、泉佐野市と連携の上、令和元年度より用地取得を進め、現在、整備工事に取り組んでおり、令和4年度秋頃の完成・供用開始を目指してまいります。また、熊取駅を利用する歩行者の安全・安心な歩行空間を確保するため、泉佐野市と連携を図りながら大阪府が実施する府道泉佐野打田線の歩道整備事業への業務支援と併せて、（仮称）町道大久保西5号線の用地測量業務と道路詳細設計業務を実施してまいります。

次に、「道路・交通」として、都市計画道路の整備促進については、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワークの整備に取り組むよう、現在事業中の大阪岸和田南海線の早期完成及び大阪外環状線の4車線化の早期事業化、並びに事業着手の方針が示された泉州山手線の早期事業展開について、引き続き国・大阪府に対し、より強く要望を行ってまいります。

地域幹線道路の整備では、町道久保高田線歩道拡幅事業について、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の区間において、通学児童等の安全・安心な歩行空間を確保するため、引き続き、令和4年度末の事業完了を目指し歩道拡幅工事に取り組むとともに、「通学路等交通安全プログラム」に基づき、路側帯のカラー化を主とした安全対策など、通学路の安全確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、地域の公共交通の在り方については、令和3年度に任意の会議体として設置した「熊取町公共交通会議」を法令に基づく会議体へ移行を図った上で、本町にとって、よりよい公共交通の実現に向けた「地域公共交通計画」を策定すべく、同会議においてしっかりと議論を進めてまいります。

次に、「下水道」については、令和4年度末人口普及率83.2%を目標に、小垣内、大宮、久保地区において公共下水道工事を実施するとともに、大宮、緑ヶ丘地区などにおいて令和5年度以降の工事に向けた詳細設計を行います。

また、経営面では、令和5年度の下水道使用料改定に向けた新たな算定基準の導入及び見直しについて、下水道事業経営委員会での検討を引き続き進めてまいります。

次に、「公園・自然環境」として、「みどりの基本計画」に基づき緑化対策を推進するとともに、永楽ダム周辺の桜の保全・活用については、「奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画」に基づき進めてまいります。

また、「公園施設長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用し、奥山雨山自然公園において、2か年計画の1年目として施設を更新するとともに、長池オアシス公園に駐車場を整備してまいり

ます。

さらに、都市公園において、老朽化した施設の修繕を行い、都市公園の全照明灯のLED化について、5か年計画の2年目として計画的に進めるとともに、緑地等の一部に計画的に防草シートを設置し、管理の軽減を図ってまいります。

次に、「循環型社会」については、地球環境保全におけるSDGsの取組を積極的に進めてまいります。

具体的には、冒頭の「SDGsの実現を通じたまちづくり」の中で申し上げたとおり、「熊取町エコプロジェクト」に基づくプラスチックごみの削減に係る新たな取組として、ひまわりドームや永楽ゆめの森公園をはじめ、熱中症対策を兼ねた各小学校への給水機設置など、マイボトルの普及に向けた積極的な啓発を図ります。

また、食品ロスの削減については、引き続き町内公共施設に設置の食品回収窓口（フードドライブ）で回収した食品をフードバンク、町内子ども食堂等へ寄附するなど、様々な取組を継続して実施してまいります。

加えて、国の再エネ最大限導入のための計画づくり支援事業補助金を活用して、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた、地域における再生可能エネルギー導入を計画的・段階的に進めるための戦略を策定し、今後、2030年までに温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目標とした、公共施設における再生可能エネルギーの率先導入をはじめ、「熊取町温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定してまいります。

広域での新ごみ処理施設整備については、関係市町、泉佐野市田尻町清掃施設組合で構成するごみ処理広域連携検討会において、新施設建設後の維持管理等に関する費用の負担割合や建設候補地周辺自治会等への対応などの協議を進めるほか、令和3年度に契約期間を4年とした新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本設計の策定及び環境影響評価等業務についても、引き続き各種調査が継続的に進められることから、業務の進捗状況や今後のスケジュールの進行管理に努めていきます。

次に、「商工業・サービス業」については、町内産業の持続的な発展を図るため、令和2年度に更新した産業振興ビジョン並びに令和3年度に策定した産業振興アクションプログラムに基づく「産業活性化基金事業」を大幅に拡充します。具体的には、「産業活性化基金」を増額し、魅力的かつ効果的な補助メニューに再編の上で、町内の中小企業者、農業者に対して一定期間継続した支援をしていくことにより、一層の産業活性化を図るとともに、「熊取ブランド創造支援事業」や、熊取コロッケをはじめとする「『くまとりやもん♪』ブランド認定事業」を通じて、熊取ブランドの創出に努めます。

次に、「観光・交流」については、地域資源の魅力の発掘・発信はもとより、既存の観光資源を生かしたイベントなどを通じて認知度を高め、交流人口の増加に努めるとともに、多様な関係者と協働し、にぎわいづくりを推進してまいります。とりわけ、令和3年度に一般社団法人化した「くまとりにぎわい観光協会」への支援を継続し、町主催イベントとの連携を図りながら、「くまとりSANPO COBIRIの日」に代表される特色あるイベントを企画・実施するなど、地域活性化に取り組めます。

さらに、野外活動ふれあい広場周辺において、さらなるにぎわい創出に向けた、新たな仕掛けづくりとして取り組んでいるブルーベリー農園の運営支援については、ブルーベリーの特産品開発に向け、その生産拠点として令和3年度に第3農園が拡張されたところであり、令和4年度はこの農園運営事業者や町内飲食店との協力を促進しながら、特産品開発を進め、交流人口の増加につなげてまいります。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

初めに、「行財政運営」について、令和4年度は、計画の最終年度となる「熊取町第3次行財政構造改革プラン」及び「アクションプログラム」に基づき、引き続き様々な改革に取り組むとともに

に、持続可能なまちづくりの実現に向け、今後の行財政改革の新たな方向性を示します。

自主財源の確保については、公平・公正で適正な課税を前提として、滞納整理の推進など、引き続き徴収率の向上に取り組むとともに、令和5年1月から運用開始予定の軽自動車税納付確認システムや、令和5年度課税分から取扱いが拡大される地方税共通納税システムの対象税目に、固定資産税や軽自動車税を追加するためのシステム改修を進め、納税方法の多チャンネル化を推進し、納税者の利便性の向上に一層取り組んでまいります。

また、冒頭の「スマートシティの実現に向けたまちづくり」でも申し上げたとおり、主な証明書の交付について窓口で手数料を支払う際のキャッシュレス化、子育て・介護関連手続でのマイナンバーカードを用いたオンライン手続などのいわゆる「行政DX」の各種整備を進める一方、役場内部のデジタル化の推進として、「チャットツール」「文書管理システム」及び「選挙事務支援システム」の導入など、さらなる事務の効率化を図ります。加えて、令和3年度に引き続き、令和4年度も大阪府スマートシティ戦略部へ本町職員を派遣し、大阪府の取組を学び、習得した知識、ノウハウ等を組織に還元するなど、スマートシティの実現に向けたまちづくりにつなげてまいります。

また、コンビニ交付サービスについては、マイナンバーカード取得者の増加に比例してその利用数も年々増加していることから、住民のさらなる利便性向上につなげるべく、引き続き当該サービスの周知に努めるとともに、町のイベント等での申請サポートや、企業や団体、グループを対象とした出張申請を実施するなど、マイナンバーカードの普及に努めます。

次に、「情報の公開」については、町ホームページのデザインを一新し、誰もが使いやすいよう令和4年2月にリニューアルしたところであり、今後も、利用者の皆様が必要な情報に簡単にたどり着き、より多くの情報を得られるよう、工夫しながら運用してまいります。また、広報紙についてもより親しみやすい誌面づくりに努め、リニューアルしたホームページや熊取町LINE公式アカウントを中心としたSNSを活用しながら、重要な施策や緊急の情報などを速やかに分かりやすくお届けするとともに、LINEの登録者数の増加にもつなげてまいります。

加えて、「タウンミーティング」や区・自治会との「直接対話」を実施するとともに、「パブリックコメント制度」の運用を継続し、住民参加のまちづくりを推進します。

次に、「シティプロモーション」については、現在、子育て世代に対するブランドメッセージとして「ほほえみ 子育て 熊取町！」を展開しているところですが、先ほど申し上げた商品や農産物といった物質的な「熊取ブランド」の創出とともに、広報戦略の下、熊取町のさらなるイメージアップを図り、若年世代や子育て世代のみならず、全世代に選んでいただけるよう「熊取ブランド」を錬磨してまいります。

また、SNSの活用によるシティプロモーションを推進する、住民提案協働事業「行政テーマ型」として「YouTuber養成講座」を実施するほか、プロモーション手法のイノベーションを図りながら、交流人口や関係人口の増加にも取り組んでまいります。

さらに、今後の人口確保につなげるための未来への投資と持続可能なまちづくりの視点から、新たな取組である子ども医療費助成の拡充をはじめ、「3世代近居等支援」及び「社宅誘致支援」を引き続き実施するなど転入・定住促進につなげてまいります。

以上、令和4年度における主要な施策について申し述べましたが、冒頭で申し上げました3つの重点テーマを柱として、これらの施策を通じて、自然に恵まれた豊かな環境の中で、子どもから若者、高齢者まで、いつまでも元気で生き生きと、長く楽しく日々を送り続けることができるまちづくりを推進し、第4次総合計画に掲げる将来像である『住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち』の実現につなげてまいります。

なお、主要な施策の推進については、先ほど申し述べましたとおり、アフターコロナを見据えた未来への投資に係る取組も含めて鋭意進めてまいります。今後の感染拡大状況によっては引き続き取捨選択を迫られる場合も想定されます。また、住民の皆様に対し、ご不便などをお願いすることもあるかと思いますが、コロナ禍で厳しい現状に置かれている住民生活・地域経済につきまして

は、引き続き国・大阪府の動向を注視し、しっかりと支援してまいります。

最後になります。施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、町政運営方針を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。
議長（二見裕子君）以上で施政方針表明を終わります。

議長（二見裕子君）次に、日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）議長の指名がありましたので、私より質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

私は、平成22年（2010年）12月、平成24年（2012年）12月、令和2年（2020）年3月と、同じような質問をしてまいりました。1999年に男女参画社会基本法ができ、熊取町は平成25年（2013年）から熊取町男女共同参画推進条例を施行しております。来年は条例が10年目を迎えます。男女共同参画プランも1次、2次と改定されています。2022年は第2次の最終年度になります。そこで、この間の成果をお聞きいたします。

男女があらゆる分野で協働するための意識づくりとありますが、住民の意識の変化はどのようにでしょうか。男性の家庭での家事労働の時間は増えたでしょうか。また、地域での女性の役割分担はできているのでしょうか。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、鯉谷議員の男女共同参画プランについての1点目、住民の意識の変化は、男性の家庭での家事労働時間は増えたか、地域の役割分担はできたかについてご答弁申し上げます。

第2次男女共同参画プランにつきましては、令和4年度をもって満了となることから、第3次プランの策定に向け、昨年11月に住民アンケートを行い、現在集計並びに分析を行っているところでございますが、今回ご質問を頂戴いたしましたので、現時点でお答えさせていただける範囲で答弁させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、調査結果につきましては、まとまり次第町ホームページにおいて公表させていただく予定としてございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず住民の意識の変化についてでございます。性別による役割を固定的に考える固定的性別役割分担意識の現状を把握するために、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての調査を行いましたところ、平成13年9月に実施しました調査では「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「そう思わない」が59.7%であったものが今回の調査では73.2%となっており、固定的性別役割分担意識については徐々に解消に向かっていることがうかがえる結果となっております。

次に、男性の家庭での家事労働時間についてでございます。本町では個別調査は実施してございませんが、内閣府男女共同参画局が公表しています男性の家事・育児・介護時間によりますと、平成8年が24分であったものが平成28年には44分と増加してはいるものの、女性は、平成8年は215分、平成28年は208分となっていることから、依然として女性より圧倒的に低い水準で推移している状況となっております。

次に、地域での女性の役割分担についてでございます。今回のアンケート調査における自治会など地域への参加の役割についての理想についての回答において、「男女同じ程度の役割」が70.2%となるなど、様々な場面において男女が共に協力しながら役割分担を行うことが望ましいと考える方が増えてきている状況となっております。

引き続き、男女が共に多様な選択ができ、自分らしく生きることができる社会の実現に向け、令

和4年度に策定します第3次男女共同参画プランにおきましても、関係部局と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ご答弁ありがとうございます。大体、意識的には男女が共に生活をしていくという意識はあるかと思いますが、やはり時間的な負担というのは、かなり女性のほうがまだ高いというふうを感じなければならないかと思います。

そして、情報誌や講演会、図書館などでいろいろと意識を変えるがためにそういうことをされてきているという感じなんですけれども、これはよかったと思われるような講演や図書館の展示などがありましたら教えていただけますか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）直近の令和3年度で申し上げますと、講演会と講座を実施させていただきました。いずれもコロナ禍の中での開催となりましたけれども、参加者の方からは自分を見詰め直すいい機会になったとかとても感動したということのような感想をいただくなど、とても好評な状況でございました。

もう一つ、図書館での図書の展示でございますが、6月の男女共同参画週間であったりとか女性の推進月間等々で、啓発ポスターの掲示等に併せまして関連図書の展示を行いました。そんな中で、展示した関連図書につきましても多くの方にご利用いただいたということで、相乗効果も図られているものと考えてございます。

ですので、引き続きこういった一人でも多くの方に周知できるように、関係課と連携した取組を今後行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）取組がそういうふうな形で女性や男性の意識が変わっていけるように、またご努力をよろしくお願い申し上げます。

次に、学校教育における男女共同参画の視点に立った性教育の推進状況についてお聞きいたします。

昔は、性教育といったら男女が別のところで保健の先生から体の仕組みなどといった学習をしていたように、私の息子たちの時代もそうであったように記憶しております。今は、お互いが理解できるような、男女平等の立場に立った、そういう性教育が行われているのでしょうか、お答えよろしくようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）鱧谷議員の男女共同参画プランについての2つ目、学校教育における推進状況の質問についてご答弁申し上げます。

学校教育においては、熊取町第2次男女共同参画プランに基づき、子どもたちが性に対する固定観念に縛られることなく、一人一人の個性や適性、興味関心に応じてライフスタイルを描いたり、男女が相互に協力し、男女共同参画社会の実現に向けて考えを深めたりできるよう、様々な教材や出会いを通じた学習や活動を実践しています。

また、大阪府では、令和元年10月に大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例が施行されました。これを受け、各校においては、これまでの男女平等教育に加え全ての児童・生徒が安心してありのままの自分で生活できるよう、性の多様性に関する学習も進めているところです。

これらと関連し、性教育については体育科の保健領域を中心に取り組んでおります。もちろん男女一緒にということになります。小学校においては、年齢に伴う体の変化や思春期の体や心の変化について取り扱っており、変化の仕方や現れる時期には個人差があることから、子どもたちが自他

や異性の変化を受け止められるように学習を進めています。一方、中学校では、体の発育・発達、異性の尊重と性情報への対処などの学習を行っています。

今後も、子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの違いを受け止め、男女共同参画社会の担い手になるよう取組を推進してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、性情報のそういう学習をされているとお聞きしまして、今いろんなネットやそういうところで情報が多くあるということで、ゆがんだ性的な興味とかそういうのが現れやすいというふうな環境があるかと思えます。

男女が互いに理解し合い、尊敬し合えるような関係がつかれるような、そういうふうな性教育というのを望んでいるんですけども、なかなか難しいとは思いますが、その辺のところ、そういう情報をどういうふうに子どもたちが心の中で解決していくか、私もどういうふうにしたらいいかよく分からないので悩むところなんですけれども、その辺のところを力を入れてやっていただけたら、性というものが本当にお互いの理解の上で成立していくものだということら辺を本当に丁寧に教えていただけたらというふうに感じておりますので、またよろしく願いしておきます。

続きまして、防災分野において、自治会の自主防災組織成立時には組織への参加や参画の促進を行いましたとありますが、防災分野での女性の参画は毎年広報されているのでしょうか、よろしくお答えをお願いいたします。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、男女共同参画プランについてのご質問のうち、3点目の防災分野での女性の参画の広報について答弁いたします。

防災分野での女性の参画については、本町第2次男女共同参画プランにおいて防災分野の活動において男女が共に参画することを推進する取組及び自主防災組織への女性の参加や参画を促進する取組を位置づけており、それぞれの取組の推進を図っているところでございます。これらの女性参画に係る取組の広報につきましては、町が毎年発行し全戸配布している男女共同参画社会情報誌「男女が“ともに”協力しあいながら…」において、防災における男女共同参画に関する記事を掲載しております。

また、町地域防災計画及び避難行動・避難所運営マニュアルにおいて、男女のニーズの違いや性差に配慮した避難所の管理・運営の必要性を定めるとともに、これを実現するため、避難所生活が長期化した場合に設置することとなる、避難者で構成する避難所運営委員会に女性の参加を促すよう定めているところです。

このことは、町ホームページに常設して掲載し広く周知しているほか、各地区で実施される自主防災訓練や勉強会などに町職員が出席し、女性視点の重要性を説明しているところでございます。あわせて、校区別避難所運営マニュアルの作成におきましても女性、とりわけ女性防災士の方の参画を想定しており、女性の参加の必要性・重要性を盛り込むとともに、これに基づいた避難所運営訓練の実施を促進し、地域ぐるみで防災分野への女性の参画を考え、そして実行できるよう訴えてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

自主防災組織への女性の参画というんですか、自主防災組織というのは毎年メンバーは変わるんですか。それとも、何年間かは同じようなメンバーで行っていくんでしょうか。その変わるときに女性が増えていっているか、その辺のことを教えていただけますか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 自主防災組織につきましては、本町に各組織の規約というものを提出い

ただいております、その中で組織における役員というものは届出いただいております。

実質のところ、自主防災組織が自治会の組織の活動とリンクしているところが多いので、自治会の役員が替わるタイミングで自主防災組織の役員についても併せて替わっていくということが多くございます。1年程度で替わることが多いように理解しております。その際に女性の方の参画を町としては促していきたいところですが、これは自治会との活動にリンクしてございますので、そこは自治会の活動によってくるというところがございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ということは、役員の中に女性がいらっやらないと、そういう自主防災組織への役員として女性の方が少ないということになっていくのでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 今現状、我々が把握しておりますところでは、自主防災組織の代表の方で5名、女性の方がお就きいただいております。各組織においては、役員全てが男性というよりは、やっぱり地域においても女性の方が一定役員に入っておられるので、そういう意味ではもう男性に限ったものではないということで理解しております。そこは、これからも町としましても女性の役員就任については機会を捉えてお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今5名参加していただいているのは何名中5名ということになるのでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） これは、39の各自主防災組織のうち5つの組織で代表の方を女性がなさっているということでございます。割合ではございませんでして、5の組織で代表が女性であるということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）理解できました。やはりその辺の女性が代表になれるということも進めていっていただきたいということと、それから役員に女性が参画していけるような取組もまたお願いしたいと思っております。よろしく願いしておきます。

次に、企業全体の就労における男女参画の推進についてお聞きいたします。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） それでは、ご質問の男女共同参画プランについての4点目、企業全体の就労における男女参画の推進について答弁申し上げます。

本町の男女別の就労状況ですが、平成24年経済センサス調査では、町内事業所数が1,231事業、従業員総数は9,490名、うち男性従業員数は4,668名、女性従業員数は4,810名となっており、平成28年経済センサス調査では、町内事業所数1,239事業所、従業員総数は9,930名、うち男性従業員数は4,565名、女性従業員数5,320名となっております。正規雇用と非正規雇用の別、また業種別は把握できておらないため単純な比較となってしまいますが、女性従業員が増加している傾向にあるというふうに考えてございます。

第2次男女共同参画プランにおいて、基本的方向2のところ、あらゆる分野における男女共同参画のための環境整備の項目として就労における女性活躍の推進を掲げており、産業振興課では、働くことを考えている女性の皆さん、女性の就労について考えている事業者の皆さん向けのホームページを作成し、情報提供に取り組むとともに、女性の起業や経営に対して産業活性化基金事業補助金において、補助限度額1.5倍とする支援を行い、一定の成果を上げてまいりました。

また、現在策定中の産業振興アクションプログラムにおきましても、施策15、働き方改革の推進として、子育てと仕事の両立に向けた相談等の実施や、部下の育児や生活に理解を示し応援するイ

クボスの育成のため、経営者、管理職を対象としたセミナーの開催に取り組むこととしており、また、産業活性化基金事業補助金の見直しでは、中小企業経営支援（利子補給金）事業に日本政策金融公庫による女性起業家支援資金融資に係る利子補給金のメニューを追加するなど、女性が活躍しやすい環境整備に向け制度の啓発や意識の醸成を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 起業をされた方が補助金1.5倍をつけてどのぐらいの方々が……。男性、女性の割合がもし分かりましたら教えていただけますか。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） こちらの補助金のメニューというのが平成29年度に増設させていただきまして、29年、30年、令和元年と、この3か年で男性で起業された方が13名、女性で起業された方が5名ということで、合計18名ですから約27%の女性の割合というふうになってございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。やはり起業するとしても女性がなかなか起業しにくい社会的な状況もあるんだろうかなというふうな感じがしますので、その辺もまた女性が起業しやすいような環境をつくっていただけますようお願い申し上げます。

私、その次にも書いたんですけども、やはり男女共同参画プランの中には啓発とか働き方の仕組みづくりとか、事業所とか町役場における女性活躍の推進などとする述べられているんですけど、それ以前に女性の給料の低さが大きな問題になっております。

私の参考資料を見ていただけますでしょうか。

やはり女性は給料が安い上に非正規雇用が多い。そしてその例として、私も幼稚園で勤めていたんですが、私よりは大分年下の方で障がい児担当教員をされていた先生がいらっしゃったんですけど、学校教員の免許証も持っておられたんです。何回も正職員の教員の試験を受けられたんですけど、やはり難しい時代だったものですから、正職員にはなれずに非正規でパートとしてずっと働いていらっしゃいました。いろいろな仕事に就かれたんですけども、国民年金しかないということで、それだけでは生活ぎりぎりだということで今も頑張らっしゃるんです。でも、年を重ねていきますと医療費が払えなくて生活保護に頼ることになるのではないかと心配していらっしゃいます。

非正規でも正職員でも同じお仕事をしているのに賃金格差があります。男性は総合職として上のクラスに上がっていける採用の率が高い。結婚や出産で一旦退職してしまうと、その後働き始めても正規として採用されることがすごく難しいです。

最低賃金というのは、中小業者が本当に普通の商売をされているような方が払えるぎりぎりの給料です。そのような給料と同じような額で中小業者ではない役場や大企業が働かせているのはすごく問題ではないかなという思いがします。非正規で採用されても厚生年金に入れるような賃金制度に変える必要があるのではないのでしょうか。

これは熊取町だけではなかなか実現しにくいことなのですけれども、男女共同参画プランの中にも企業全体の就労における女性の活躍の推進、それから男女共同参画の環境整備と述べていらっしゃいます。ぜひ賃金制度のことも考えていただく一つのきっかけになったらいいかなと思ってお話しさせていただきました。私たちも頑張らまいりますので、また国のほうへの要望もよろしくお話ししたいと思います。

次へ移らせていただきます。

5番目で、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、令和2年3月には町長、議会議長、水道事業熊取町長、下水道事業熊取町長、それから教育委員会で改正されたもので、定時退庁の促進や長時間労働の防止、働き方改革を進める女性職員の状況把握、改善すべき事情の分析など

を掲げております。

管理職に進める女性の割合は令和元年20%達成とありますが、現在も維持されているのでしょうか、よろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）鯉谷議員から質問の男女共同参画プランについての5点目について答弁いたします。

まず、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画には目標を示してあるが、達成できているかについてですが、計画では最終年度である令和6年度における数値目標を掲げており、年度ごとに状況を公表してございます。現在は令和2年度時点の状況を町ホームページで公表しており、1つ目の目標としましては、男性職員の育児休業取得割合を13%以上で維持するとしているところ、令和2年度時点の実績は33.3%となっております。また、男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上で維持するとしている令和2年度時点の実績は66.7%となっております。

2つ目の目標は、年平均超過勤務時間を平成27年度実績年約60時間以下にするとしてございまして、令和2年度実績は約96時間となっております。

3つ目の目標の管理職の超過勤務時間を把握するツールを構築し、超過勤務削減に向けた取組を開始するにつきましては、令和3年度から出退勤システムを導入し、管理職の勤務時間を把握できる環境を整えたところでございます。

4つ目の目標の令和2年6月までにハラスメント対策を構築し実態把握と解決に努めるにつきましては、令和2年6月に職員のハラスメント防止等に関する要綱を定め、所属長の責務と職員の責務を示し、併せて相談体制等を構築し、ハラスメントの防止等に取り組んでいるところでございます。

5つ目の目標の女性職員の割合をグループ長級で35%以上維持するは41.3%であり、課長級で20%以上維持するは27.9%となっており、課長補佐級で30%以上にするは20%であり、部長級で10%以上にするは10%となっております。

6つ目の目標の女性管理職の割合を20%以上維持するは22.2%となっております。

計画開始年度である令和2年度では、おおむね目標は維持、達成できている状況と認識しており、引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）ありがとうございます。私の質問でありました管理職の超過を把握するツール、そこまでお答えいただきましてありがとうございます。

大体達成をしているというふうな状況だと思うんですけども、育児休業取得が33%というのは、今までの質問では1人とか2人とか本当に少ないあれだったんです。何人の方が取られたか、その辺のことについて教えていただけますか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）33.3%の内訳は3人取られてございます。これは令和2年度の実績ということで、ちょっと細かく紹介させていただきますと、今現在の取得されている男性職員というのはゼロなんです、もう復帰されてきて。それがいるんですが、今後の予定としたら、今、配偶者の方がもう妊娠されてとかいう状況の中で、今後取得したいという職員も新たに2名いるというような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）ありがとうございました。

ワーク・バランスのためにも女性が管理職になるためにも、超過勤務というのは本当に少なくすべきだと思います。今、コロナの中で超過勤務が増えているのではないかというふうに心配するん

ですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほど答弁させていただいたように、2年度の平均時間は96.7時間で、元年度でいきますと若干横ばいのような感じで、目標については27年度の60時間を目指すというふうな形では少し増えてきてございます。

ただ、議員おっしゃられたように、コロナの影響というのはやっぱりありまして、コロナの対応をするがために通常業務もせっぱ詰まってくるので、そちらのほうで超勤のようになっているというような状況でございます。

ただ、今年度につきましては若干職員の意識も高くなってございまして、業務の内容も各年度で違うということもあるんですが、この12月末までで去年度と比較しますと、9か月間の比較ですが約1,800時間ほど減ってございますので、今後ともそういった形で、職員の健康のためにも超勤抑制ということに取り組んでまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。

本当に、女性の方が管理職になったときに男性の人と同じぐらい働くと家の中が回らなくなってしまうというふうな状況もあって、なりにくいというふうなということも、男性の方も早く帰れば一緒にできるから早くできるということですので、お互いに管理職として働けるような、上限45時間を超えて勤務している管理職を把握する、そういうツールなんだというふうに書かれておりますので、月45時間というのをやはり下回ってもらえるような状況をつくっていただきたいというふうに感じております。

男性職員の育児休業を取りやすくするための制度改革、管理職を中心にした研修というのがありますが、それはどのようなものでしょうか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません。管理職の超勤を把握するツールについては、先ほどの目標にももちろん項目としてあったんですが、新たな質問でもいただいておりますので、ちょっとその部分も簡単に答えさせていただきます。

管理職の超過勤務を把握するツールとは何かですけれども、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度から出退勤システムを導入してございまして、システムで管理職職員の出勤・退勤状況を把握することが可能となりました。今後は、管理職の勤怠管理の徹底を含めた仕組みづくり等を検討してまいります。

続きまして、男性職員の育児休業を取りやすくするための制度の啓発、管理職を中心とした研修とはどのようなものでございます。育児休業につきましては、毎年定期的に男性職員を含めて全職員に対し、制度の周知及び取得促進に取り組んでおりますが、管理職に対する育児休業の研修は実施できてございません。今後は、管理職に限らずに、全職員に対する研修実施や相談体制の整備等の環境整備に努めてまいります。

なお、育児休業法の改正によりまして、今回育児休業条例の一部改正を議案として上程させていただいておりますが、内容は、育児休業制度の周知を職員に確実にを行うとともに、所属長には、妊娠、出産を申し出た職員に対し、個別に育児休業制度の周知及び取得の意向確認を行うよう義務化されることから、制度の理解と職員への働きかけを徹底するよう啓発してまいります。

今後も、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備と併せて働き方改革を推進し、職員の充実した職業生活を支援する取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）前回、令和2年に質問したときには、女性の管理職の割合、審議会への女性の割合

は増えていましたが、育児休業につきましては1人か2人で、増えていませんでした。今、33%で少し増えているというふうな感じなんですけれども、共に子育てをしようという気持ちを男性がしっかりと持たないとなかなか難しいと思いますので、その辺のご指導をお願いしますとともに、産休に入られる女性と同数の男性が1か月でも、短くても仕方がないかとは思いますが、育児休業が取れるようご指導していただけたらと思いますので、またよろしく願いしておきます。

次の質問へ移らせていただきます。

気候危機について質問いたします。

初めに、ロシアがウクライナに攻め入り、戦争を始めました。戦争は最大の環境破壊です。核兵器を使うと脅していますが、使われてしまうと地球温暖化にプラスして地球が住めないような星にならないか不安です。一日も早い解決を望みます。

熊取町は、2050年、CO₂排出ゼロを表明しております。第4期地球温暖化対策実行計画には町の公共施設での温室効果ガスの排出量やそれに対する取組が書かれておりますが、町全体の問題として、太陽光発電を各施設、家庭へ設置するために啓発することや補助金交付を考えることができないでしょうか、ご答弁をお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、太陽光発電を各施設、家庭へ設置するための啓発と補助金交付につきましてご答弁申し上げます。

本町では、議員ご指摘の第4期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に加え、令和2年5月25日には熊取町気候非常事態宣言を発出しており、その中で省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を促進し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すとしております。

ご質問の太陽光発電設置の啓発と補助金交付についてでございますが、平成22年度から24年度にかけて国制度を活用し、また平成25年度から27年度にかけては本町の転入・定住促進事業として太陽光発電システム設置費補助金を創設した実績がございます。

このような中、令和4年度におきましては、環境省補助金を活用し、2050年を見据えた地域再生可能エネルギー導入目標を策定し、これに併せて、地域の皆様と共に取り組むことにより、町全域での温室効果ガスを削減していくビジョンを示した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）につきましても策定する予定でございます。そしてその計画において、公共施設に加え、家庭への太陽光発電設備設置などを含めた再生可能エネルギーの導入に向けた取組について検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。

そのときに、これから温度が30度以上、40度近くまで上がってくるかもしれないなどと言われておりますので、家の太陽光を遮断するような、そうするとクーラーを使うのも少なく済むかと思えます。そういう家の壁などを直すようなところとかいろんなところで考えられると思えます。いろいろな温暖化防止のための施策を、私自身も考えてもなかなか浮かんでこないこともありますので、その辺もまたいろいろと考えていただけるようお願いしておきます。

私の資料を見ていただけますでしょうか。

温室効果ガスの排出量と政府の削減目標というものになっております。政府は削減目標が低過ぎます。世界の先進国は2030年度までにEUで55%、イギリスで68%などと、日本よりも削減目標が多くなっております。また、低効率な石炭火力発電の廃止と言っておりますが、石炭発電の新増設も進めようと政府はしております。そして原発再稼働を言っております。原発は放射能汚染を引き起こすおそれがありますし、使用済燃料がこれからもますます増え続けていきます。

2050年排出ゼロを表明した自治体は、40都道府県268都市126町村に上っております。これから推進計画をつくっていくのだと思いますが、ぜひ政府の目標を超える削減目標と計画をつくっていた

だけですようお願い申し上げます。

最後に、アメリカの外交誌「FOREIGN AFFAIRS」は資本主義の未来を特集しましたが、次のように述べております。資本主義は危機にある。経済成長を何よりも優先する経済モデルが必要とする大量消費と化石燃料の大量使用が大きな要因となり、気候変動は今や人類生存の将来を危機にさらしているものです。人々の生活の質をぼろぼろにする経済崩壊と同様、環境の悪化も資本主義の危機に根っこがある。もう一つの選択として、経済モデル、社会主義の理念を現在に適合させることで適用できるのではないだろうかと書きました。

利潤第一主義、利潤追求を地球環境の上に置き、生産のための生産に突き進み、エネルギーの果てしない浪費を行う資本主義というシステムが今問われているのです。地球を守るために、お金持ちのために環境破壊を続けることを考え直すべきではないでしょうか。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

（「12時07分」から「13時09分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）初めに、ロシアのウクライナ侵略について、ウクライナの子どもを含む多くの市民の命と生活が脅かされているのは断じて許されない行為で、日本政府に対し、ロシアへの強力な制裁措置に日本も参加することを求めるものでございます。戦火にさらされている人々の無事と、今すぐ戦闘を停止し、一日も早く事態が収束することを願い、質問に入らせていただきます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1項目めは「子どもの権利に関する条例」についてです。

このたびの条例の作成は、子ども・子育て会議の検討部会で平成29年7月から令和3年11月までの4年がかりで何度も何度も会議を重ね、また、小・中学生へのアンケート調査や学生アドバイザーからの意見聴取などを行っていただきながら作成できたもので、検討部会や教職員の皆様、関係者の皆様に心から感謝するものでございます。そして、出来上がった条例は町全体で子どもたちを守るという町の基本姿勢となるもので、大変に評価し、期待するものです。振り返れば、平成28年12月議会で子ども基本条例について提案させていただきました。やっと子どもたちのための条例ができることに心から感謝申し上げます。

そこで、条例に関して質問させていただきます。

まず、1点目ですが、国は先日、来年4月1日にこども家庭庁を創設する設置法案を閣議決定いたしました。そして、子どもの権利に関する理念などを盛り込んだこども基本法案を議員立法で制定する方針のようであります。政府の有識者会議もこども基本法の制定を求める報告書を公表しております。

そういった国の動向を踏まえ、国のこども基本法に先んじて子ども基本条例にしたほうが、先進的というかインパクトがあるのではないかと思います。子どもの権利に関する条例と名称づけられた経緯についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まずもって、議員のほうから冒頭、この条例制定に対しまして大変評価していただき、誠にありがとうございます。

それでは、「子どもの権利に関する条例」についての1点目、（仮称）子ども基本条例が子どもの権利に関する条例と名称づけられた経緯につきましてご答弁申し上げます。

この条例の検討に当たりましては、令和2年1月31日に町長から子ども・子育て会議に対して（仮称）子ども基本条例に定めるべき基本的な内容についての諮問を行い、同会議の条例検討部会

におきまして検討が進められてきたところでございます。この検討過程におきまして、本条例の内容が子どもの権利を中心として、子どもの育ち、また、子どもの周りの方々の役割を定める内容となるため、条例名称に「子どもの権利」を入れることについての議論がなされ、昨年12月1日の町長への答申書において、条例名称を子どもの権利に関する条例とすることについての提言をいただいたところでございます。

本町といたしましても、本条例が子どもを主体として、児童の権利に関する条約において規定されている子どもの権利及び子どもの周りの方々の子どもの権利を守るための役割等を定めるものであり、子どもの権利が中心となるものであることから、子ども・子育て会議の答申を踏まえた上で本名称としたものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。子どもの権利が中心だということの考え方でなったというところは理解もさせていただきます。子どもを基本にするのか、子どもの権利だけを基本にするのかというところがちょっと違うのかなということ思うわけなんですけど、でも、子ども主体、子どものための条例ということで、大変に評価したいと思います。子どもたちにとって、自分たちのための条例ができたんだということをしっかり理解してくれることが一番必要かなというふうに思います。

そしたら次、2点目へいきますが、2点目は、小・中学生へのアンケート調査や学生アドバイザーの参画を通じて意見聴取を行っていただき、条例案を作成していただいたということです。コロナ禍の中で大変苦勞されたということ聞いておまして、この条例化が5年がかりになったということもこういったアンケートを丁寧に丁寧にさせていただいたおかげかと思うんですが、そういった中でどういうふうにその意見を反映させているのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の小中学生のアンケート調査や学生アドバイザーからの意見をどう反映させたのかにつきましてご答弁させていただきます。

小・中学生からのアンケート結果での主な意見といたしましては、中学生からは、自分らしく生きることや自分を好きになることの大切さ、大人は子どもの意見をしっかり聞いてほしいといったこと、また小学生からは、大人のマナーの改善や、いじめや差別をなくしてほしいなどの意見がございました。学生オブザーバーからは、親との関係で、大人と子どもではなく1対1の対等な関係であってほしいことや、親には子どもにしっかり向き合ってもらいたいこと、また、相手のことを考えられる人にならないといけないといった意見がございました。

これらの意見につきましては、子ども・子育て会議の条例検討部会において条例へ反映することについての検討が行われ、結果といたしまして、子どもと子どもの周りの様々な立場の者が対話に努めることや、自分の権利と同様に他者の権利を大切にすること、子どもの周りの者が一人一人の子どもに応じた関わりを持つこと、保護者が基本的な生活習慣が身につくように行動することなどの考え方が答申に盛り込まれ、町としてこの内容を条例に反映したところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

小・中学生アンケートに実際に協力していただいた小・中学生は何人いらっしゃるのか、その辺のところのご説明もお願いします。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 子どもの権利に関するアンケート結果につきましては、2月14日の議員全員協議会終了後、2月17日付で議員全員の皆様に情報を提供させていただいたところでございます。

アンケートの対象でございますけれど、まず町立3中学校、これは2年生と3年生、学校によっては授業のコロナの関係もございましてちょっと学年は違うんですけれども、合計417名、町立の小学校につきましては5、6年生ということで全5校、計820名からの回答を得てございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 学生アドバイザーは何人ですか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 学生のアドバイザーにつきましては合計3名でございまして、うち2名がその当時なんですけれども高校生、大学生が1名といったような内訳になってございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。アンケート資料を出していただきまして、ありがとうございます。本当に丁寧なアンケートをしていただいている、子どもたちの自由記載とかもいっぱいあって、読ませていただいて子どもたちの思いというのがすごく伝わりました。

そして、その中で子どもたちが熊取町をどんなまちかというところで、自然がいっぱいあって、いいまちだと子どもたちが思ってくれているということもすごくよく分かりましたし、子どもたちが望んでいることが安全・安心、防犯カメラをもっといっぱいつけてほしいとかそういうこととか、歩道の確保とか交通安全対策とか、子どもたちの願っていること、そういうこととかも分かりました。

そして、先ほど理事の説明にあったように、自分のたちの意見もしっかりと聞いてほしいと、そういった声も載せていましたので、このアンケートというのは、条例を作成するだけが目的ではなくて、すごくいいアンケートであったのと違うかなと。子どもたちのことを本当に理解できる、そういった思いが伝わってくる内容だったかなというふうに思いました。

ですので、このアンケートというのはこの条例だけで終わってしまうんじゃなくて、すごくいい内容がいっぱいあって、町の職員に対してのお礼もありました。本当にコロナ禍の中でタブレットを用意してくれてありがとうとかいうような、そんな感謝の思いもいっぱいアンケートの中にあつたので、お仕事本当にありがとうという感謝の思いがすごくいっぱいその中であつたので、町の職員全て、担当課だけではなくて皆さんに見てもらってもいいのではないかなというふうに思いました。情報交換という形で、そしたら道路課におきましても交通安全対策について、また危機管理課におきましても防犯カメラについても子どもたちの声を意識してくれるのじゃないかなと思いますので、そのアンケートを情報を共有することはできますか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 議員ご指摘のとおり、こちらのアンケートにつきましては当然4月1日、条例制定と同じくして町職員全員で共有したいと考えてございますし、議員もおっしゃるように、もうこの条例は子どもの権利を守るための条例制定が目標ではございませんので、あくまでも手段ということで、子どもの権利を守るための目標に向かひまして、この条例の下位になります現在の第2期子ども・子育て支援計画、ここに個別のいろんな施策の掲載をもう議員ご存じのようにさせていただいているんですけれども、その上位に来る条例となつてございます。そういったことも含めて、各庁内全体での子ども施策に対しては、やはりこういう子どもの権利、この条例の内容を踏まえた上で事業推進ということでは、まずもって担当課として全部署に発信していきたいというふうに考えてございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 発信していきたいということでしたので、職員だけではなくて、四條畷市のほうは、この条例ができましたというところで条例の制定に至るまでの経緯というものをホームページで紹介しています。そしてその中に、子どもたちからいただいた声、そしてそれに反映したこと、そういったことをホームページの中で紹介しています。

そういったホームページ、条例ができたということをお知らせする条例の内容だけではなくて、

その経緯を踏まえて、子どもたちの声を盛り込んだそういった紹介というものをホームページでしていったほうがいいかと思うんですが、その辺の検討はされておられますか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員ご提案のように、今後我々がどういった形で周知していくのかという中で、今、議員ご提案の分につきましても、我々としてはホームページを通じて、あらゆる機会を通じて発信できたらというふうに考えております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そうすることによって子どもたちが、自分たちが答えたアンケートがこんな形になって返ってきているんやなというところで、本当に自分たちのことを思ってくれているんだというのが伝わるかと思います。また町民の皆様にも意識づけになるかと思いますので、お願いしたいと思います。

3点目なんですが、今もその中で、ホームページだけではなくて、この条例について子どもたちのための子どもたちの条例なんだということを一番は子どもたちに分かっていたきたい。ですので、自分たちにこれだけの4つの権利があるんだというところで子どもたちに自分たちの権利を知っていただくためにどのようにこの条例を周知していくのか、お考えですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の子どもたちに条例についてどのように周知啓発するのかにつきましてご答弁させていただきます。

子どもたちへの周知につきましては、本条例の内容、具体的には自分たちにどのような権利があってどのように守られるのか、また、困ったときにどこに相談すればよいかなどの内容を子ども向けに分かりやすく解説した啓発用パンフレットを作成し、小学校及び中学校の子どもたちに配付するとともに、町ホームページでも掲載したいと考えております。

また、町広報の特集ページへ子どもの権利に関する記事を掲載し、全ての町民等に対する周知と機運の醸成を図っていきたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

今、参考資料の中に四條畷市とか大東市の分を入れさせていただきました。そういう形でまだ今も検討していただいているということで、予算書を見ましたらその中に53万6,000円ですか、パンフレットというので計上していただいているので、考えてくれているんだというふうに思ったわけなんです、小学生と中学生はまた違う内容になるんですか。ちょっとその辺も説明をお願いします。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）資料提供どうもありがとうございます。

議員からあったように、予算のほう、これは印刷製本費じゃなくて、ちょっと細かい話なんですけれども作成委託ということで、やはり我々素人がやるよりも業者の専門的なお知恵もお借りしながら、子ども向けの部分については特に作成したいというふうに考えてございます。

また、小学生につきましては、やはり高学年はちょっと内容を変える必要があるのではないかと、現時点では1年生から4年生、それと5、6年生、それと中学生用と、あと一般向けというような形のパンフレットの作成にしたいというふうに現時点では考えているところでございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。楽しみにしておりますので、また子どもたちお一人お一人に配付していただき、配付は学校単位になるのかと思いますが、学校のほうでも説明等よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、4点目へいきます。

4点目は、当初2月14日の議員全員協議会でお示ししていただいた条例案の中では、11月20日を子ども権利の日とするというふうになっていたんですが、泉南市も11月20日、子どもの権利の日ということになっていましたので、通告の中では11月20日とするためのイベントとかシンポジウム等をどう考えているのかというふうに質問させていただいているんですけども、実際に上程された内容は11月20日ではなくて11月を熊取町子どもの権利月間とするというふうに、全協で示していただいた内容と変わっているんです。まず、そのところを説明していただけますか、なぜ変わったのか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員ご指摘のとおり、2月14日開催の議員全員協議会におきましては、11月20日は子ども権利の日とするということで内容をご説明させていただいたところでございます。また、その際にお示した条例案につきましては、口頭での説明ではあったんですけども、パブリックコメント実施後のあくまでも案であるということで添付させていただいてございます。また、当然のことながら、議案としての提出前ということで参考としていただきたいというようなご説明を申し上げたところではございますけれども、ご指摘の点につきましては、一旦議員全員協議会でお示ししている内容、ここに変更が生じたということにつきましては議員全員にその経過等含めましてご説明すべきであったのかということにつきましては、私、十分反省しております。本当に誠に申し訳ございませんでした。

ただ、この内容につきまして月間となった部分につきましては、今回の議員からの質問も受けまして、ある特定の日を捉まえるのではなくて、やはり児童虐待防止推進月間も、後ほどの答弁とかぶるんですけども、児童虐待防止についても月間ということで、1か月を幅広く、その期間を通じてなるべく周知、啓発活動に努める。11月となると様々な町のイベントも開催されるということで、なかなか単独では難しいところも何か他のイベントとコラボしてできるだけ周知を図っていく、そういう趣旨で月間のほうがいいのではないかとということで、今回このような形で議案として上程させていただいた次第でございます。

ただ、途中の経過等につきましては、議員皆様に説明が至ってなかったところ、この辺についてはもう十分反省してございます。今後、このようなことがないように十分注意してまいります。どうも申し訳ございませんでした。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議員の皆さんもちょっとあれかと思うんですが、まずもって子ども・子育て会議の皆さんが町長から諮問を受けて、12月ですか、答申しているわけですよね。その形と違う内容で上程されることに対して審議会の皆さんはご理解していただいているんですか。了解を得ているんでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）答申後の内容の修正につきましては、大きく趣旨が変わらない限りは、昨年最後の子ども・子育て会議におきまして、これは、子ども・子育て会議の会長及び同会議の条例検討部会の部会長、これは子ども・子育て会議の副会長になります。要は会長、副会長との最終の調整ということでそれはもうご了承いただいております、今回の変更につきましても、会長並びに副会長のほうとは情報共有といいますかお話をさせていただいて、その旨でということでは承は得ている次第でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

11月、子どもの権利月間というところで、国のほうが、11月20日が国連総会で子どもの権利に関する条約が採択された日だから、その日を含む11月を子どもの虐待防止月間としたと思うんです。だから、その日があるからその1か月は子どもの虐待防止月間にしたかと思うんです。

だから、熊取町も11月20日を子ども権利の日に設定して、だからその1か月間は子ども権利の推進月間という形で持っていくのは全然問題ないかなというふうに私としては思うわけなんです、条例の中でそういうふうに月間という形でするところ、日にちを月間に変えるところの内容を変える必要があったのかなというところをなかなか理解できないんです。

日にちがあれば、9月1日は防災の日ですよ。だから9月1日を含む1週間が防災週間というふうになっています。だから、1日には熊取町は家族で考える日というのがあるので、行政無線でその日はこの日ですよという啓発ができるわけなんです。だから、11月20日を子ども権利の日と熊取町がしたならば、11月20日に行政無線で啓発はできるかと思うんです。1か月間になってしまったら、毎日行政無線というわけでもないし、子どもの権利を考えるという日が漠然としてしまわないかなというところがちょっと危惧するところなんです。一生懸命考えてつくってくださった条例で、やっと上程していただいたので、それ以上もう変更等を望みませんが、ちょっとその辺のところをなかなか理解しにくいなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）私どもとしましても、今、議員がおっしゃったような11月20日、子どもの権利条約、その日というのは、やはりそこは周知の中では11月20日という日、これはもう周知をしていきたいと思っております。

この条例につきましても、こちらにつきましてもは理念条例となつてございますので、やはり具体性というよりは、できるだけ幅広く持たせたほうが全体のバランスがいいのではないかという意見もあったのも事実でございます。ただ、11月20日という日につきましても、これはもう今後、周知啓発する上でその日はきちっと出していくというんですか、明記していきたいというふうに考えてございますので、どうぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そういうところでしっかりと周知しながらやっていっていただきたいと思いますが、本来の質問で、何かイベント等、シンポジウム等を考えておられるのでしょうか、その辺のところもお願いします。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、4点目のまち全体で関心と理解を深めるために何かイベントやシンポジウム等を考えているのかにつきましてご答弁させていただきます。

本条例では、11月を熊取町子どもの権利月間として定め、子どもの権利についての関心や理解を深めていただく期間とすることを考えており、まずは啓発用パンフレットや町広報の特集ページへの子どもの権利に関する記事の掲載、また、11月は児童虐待防止月間にも当たり、これに合わせてPRを行うなどの取組から進めてまいりたいと考えてございます。

また、この条例の周知につきましても、子どもが参加する身近な活動の中で子どもの権利を大切にしたい取組をしていくことが大切であるものと考えており、ご指摘のイベントやシンポジウムの開催につきましても、現時点におきましてもは考えてございませんが、今後、子ども・子育て会議の意見等も踏まえながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）条例ができた段階で、まずもってシンポジウムを開催すべきかと思いますが、どうですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）確かに、何か新たなこういう条例、そういうシンポジウムのものも必要かとは考えておるんですけれども、答弁の繰り返しになるんですけれども、やはり子どもの権利についてまずは知っていただく、その機運の醸成を図っていくというところを第一に進めていきたい。特に、子どもに対してそういう子どもの権利について知っていただきたい、周知していきたい

という事業をまずもって進めていきたいというふうに考えてございます。

今後、確かにイベント、シンポジウムにつきましても子ども・子育て会議を踏まえながら、やはり現時点では開催となりますと予算的なものも必要になるんですけれども、申し訳ございませんが、当初予算のほうには何もそのあたりは計上しておらないんです。必要に応じて予算的なものもございまして、検討してまいりたいというふうに考えてございますけれども、現時点、当初予算におきまして、やはりまずもって周知を図っていくというところを重きに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。また求めていきたいと思えます。

最後に町長にお尋ねしたいんですが、今こうやって条例ができたというところで、この条例の下で子どもの権利をしっかりと守りながら町全体で子どもたち一人一人の権利を守って、子どもたちがこの熊取町に住んでよかったなど、熊取町で本当に生まれてよかったなど、この町が自分たちのためにこんな条例をつくってくれた、この町に本当に自分たちは希望を持って、夢を持って成長していってくれるということを私たち自身も願うわけなんです。そういった願いでこの条例を制定していただけたと思うんですが、その条例に対する思いと子どもたちに対する思いは町長もやっぱりあるかと思えますので、町長のほうから子どもたちに何か伝えたいこと、思いがあれば一言お願いします。

議長（二見裕子君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 子どもは国の宝と言いますし、地域の宝でもあるというふうに思っております。人口減少社会におきまして、子どもたちへのそういった将来にわたる負担が本当に今の状況でいくと重くなるような気もするんですけれども、そういった社会の変化の中でしっかりと自分を見詰めながら育ててほしいというふうな思いがございまして。

それについては大人が、周りの関係機関も含めてそうですけれども、しっかりと見守っていくということが本当に重要であろうかなというふうに思います。熊取町としても、子育てのまちというふうな標榜をしておりますけれども、そういったことをさらに進化させながら、子どもの健やかな発育、育成を見守っていきたいというふうに思います。

子どもたちの意見、これはもう当然聞きながらということになりますし、私が小学校で対話というふうな時間を設けて実際にいろいろなやり取りをやっていますけれども、そういったことを含めて子どもたちへの思いが伝わるように、町民皆様にも行政を通じて発信していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 熊取町の子どもたちが本当に笑顔あふれる、笑顔輝く、そういったまちにしていきたいなというふうに思っております。

アンケートの中にも、町長がそうやって学校で対話されているからかもしれませんが、熊取町のどんなところが好きですかという中に町長というのも挙がっていました。アンケートを見ましたか。そんな子どもたちをしっかりと見守る大人で、みんなで幸せなまちをつくらせていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次、2項目めいきます。

2項目めはグリーフケアの充実についてです。

国内で年間約15万人の方が流産や死産を経験しているそうです。妊娠中に死別を経験すると、赤ちゃんの存在を知っている人がおらず、悲しみの共有ができないとの当事者の声があります。流産や死産を経験した当事者の悲しみ、グリーフに寄り添う心のケアをグリーフケアといいます。

グリーフケアの充実については、昨年5月31日に厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」という通達が発出されました。昨年6

月議会の一般質問でも、産後ケア事業の拡充についての質問の中で、この通達を受けてどのように取り組むのかということ質問させていただきました。通達の内容は資料の中にあります。資料の8ページなんですが、そのときのご答弁は、まだ通達を受けたばかりなので、国から発出されている以上、前向きに3市3町の医師会並びに医療機関と協議を進めていきたいとのことでした。

流産や死産を経験した女性への心理社会的支援についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、グリーフケアの充実につきましてご答弁申し上げます。

厚生労働省から昨年5月31日付で発出されました「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」の通知では、流産や死産を経験した女性も母子保健法上の支援対象であることを位置づけ、深い悲しみや喪失感を抱える女性等に対し、各種母子保健施策を活用してきめ細かな支援を行うための体制整備に努めるよう求めているところでございます。

さて、昨年6月議会におきまして、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性の方が産後ケア事業を利用できるようにとのご質問に対しまして、3市3町で医師会並びに医療機関と協議を進める旨のご答弁をさせていただきました。その後、泉佐野泉南医師会や協力医療機関、泉佐野市以南の3市3町と協議を重ね、令和4年4月、本年4月から産後ケア事業の対象者としてご利用いただけるよう調整を図ったところでございます。

また、産婦健診事業につきましても、大阪府医師会と協議し、今年度から対象に加えて運用してございますが、残念ながら現在のところ、流産や死産を経験した女性の方の利用実績はございません。

さらに、令和4年度に導入予定の産前産後ヘルパー派遣事業につきましても、同様に流産や死産を経験した女性の方も対象に含める予定としてございます。

今後、これらの各種取組を実施するに当たりまして、当事者の方の心情を考慮し、子育て支援課が積極的にアプローチすることにつきましては慎重な姿勢が必要であると考えてございます。いずれにいたしましても、ケアを望まれている方に対しまして適切にサービスを届けることができるよう、医療機関等と連携しながら相談窓口やサービスの周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）早速、3市3町に音頭を取っていただき、協議していただき、産後ケア事業として取り組んでいただくこと、本当にありがとうございます。感謝いたします。

次の資料12ページのところに、そういった流産や死産をされた方が厚生労働省のほうに要望書を出されました。その要望書を添付させていただいております。その要望書の13ページに7つの項目で要望をされております。その中で、今言う産後ケアという形の相談窓口等そういったもの、やっぱり心のケアをしてほしいというところの内容及びまして、まず1つ目に、行政による二次的な傷つきを減らすための体制をつくってほしいということにつきましては、死産して赤ちゃんが亡くなっているのに1か月健診の通知が来た。悲しみに追い打ちをかけるようなそういった仕打ちがあったということが当事者の声の中にあつたらしいんです。それで1番があるわけなんです。熊取町はそういうことなく連携はされておられますでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）死産につきましては、ご承知のとおり、令和2年11月20日付で国のほうから発出されている文書がございます。その内容といいますのは、議員が今ご紹介いただきましたように「母子保健施策のための死産情報の共有について」という通知が発出されております。それに基づきまして、死産届が出たときには住民課から子育て支援課に対しまして情報が共有されているといった状況でございます。

ただ、これは死産のみでございます。流産につきましては、これはもう妊婦健診でございます。

こちらは、我々はシステム上データで管理しておるんですけども、その中で期間が一定、実績が上がってこないといったようなときは、我々としましても今、議員がおっしゃったようにひよっとしたらということがございますので、そこはこちらから通知のほうは差し控えているといったような状況でございます。ですので、死産届に関しましては、そこはきちっと住民課のほうと共有を図っているといったような状況でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ということは、流産に関しては情報共有は難しいということなんですか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 流産につきましては、基本的には届出が必要のない場合が多々ございますので、それはちょっと町のほうでは、基本的には把握できないといった状況でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そういうのもあって国のほうにも要望されているのかも分らないですが、分かりました。

今回、資料を私、たくさん、令和3年度補正予算、母子保健対策関係の資料をどっとダウンロードを一緒にしたので、見てもらう分については全然問題ないかと思うんですが、この質問の関係では46ページに不妊症と不育症の支援に関して、グリーフケアの相談につきましても対応できるという、その補正予算の中で枠組みを書いていますので、不育症の方につきましては、妊娠するんやけれども流産するところの心のケアというものはすごくあるかと思えます。そういったものについても、国のこういった相談支援、またピアサポート活動の中でこういう人たちも対象になるんだというところで示されておりますので、そういった窓口周知等もしていただけたらなというふうに思うんですが、その辺はどんなふうに周知等を考えておられますか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） ご紹介いただいている資料の中での不育症の分なんですけれども、こちらにつきましては、既にホームページのほうで大阪府におきましておおさか不妊専門相談センターでございますか、そちらのほうにも死産、流産を含めた不妊、不育に関する相談を行っているということで、現時点でもホームページのほうには掲載させていただいているといった状況でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 妊娠したと同時に保健師がついてくださっていると思いますので、また保健師からのそういうアウトリーチというんですか、そういう形で心のケアというものを検討していただけたらなというふうに思います。

不育症、実は私も2回流産してしまして、本当にすごく不安だったんです。だから、もう妊娠してもいつ出血するか分からないところの不安はすごくありました。それで結局流産してしまったときの悲しみというのはすごく大きなもので、もうそれというのはやっぱり経験した者しか分からないんですけども、妊娠しても喜びがない。不安と一緒になんです。だから、そういうことに対しての心のケアというのも必要かと思えますので、そういった面をやっぱり相談できる窓口というものをしっかりとまた保健師と連携しながら対応していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

次へいきます。

3項目めはコロナ禍における女性の負担軽減についてです。

昨年3月23日に、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望書を二見議長と一緒に会派で藤原町長に提出させていただきました。内容は59ページです。ちょうど1年前になるんですが、コロナ禍における女性の負担軽減というところで、この分の要望につきまして、早速担当課のほうは危機管理課のほうもすぐに手配してございまして、要望項目1番の防災備蓄品につきましては、備蓄用の生理用品を本当に倉庫の中から探していただき、そして無償配付という形で対応してくだ

さいました。備蓄用の生理用品について、本当に確認していただき準備していただいたところを感謝するものであります。ホームページでもお知らせしていただいて、生活福祉課の窓口で無償配付をしていただきました。今もホームページでお知らせして下さっていて対応していただいていると思いますが、その配付状況等、今の状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の防災備蓄用の生理用品の無償配布の状況につきましてご答弁申し上げます。

本町では、防災備蓄用の入替え時期を迎えている生理用品150パックを、新型コロナウイルス感染症の影響で生理用品が買えないなど日常生活に支障が出ている世帯に対し令和3年4月から無償配付を行っております。現在72パックを配付しており、ホームページでも継続して周知を行っております。

今後も、在庫がなくなるまで無償配付を継続し、女性の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）在庫がなくなるまでということなんですか。今言う72パックやから、78パックがもうなくなったら終わりになるんですか。防災備蓄品の災害用の入替えとかいうのがあるかと思うんですが、その辺の入替えの中での有効活用というところで、在庫をもう少し維持して、ずっと継続してということは考えていないんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは危機管理との協議になりますけれども、基本、在庫という状況で常に入れ替わりがございますので、当然継続していくつもりでおります。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）すみませんが、継続してよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして次に、2点目、3点目はそのときに生活福祉課のほうで対応してくださっていますので、そういった方に対するの相談等も踏まえながら、2番、3番の物資ですとかそういったものも対応していただいているというふうに聞いているんですけれども、次の4点目の要望なんです、4点目に、町内小・中学校や公共施設等の個室トイレで生理用品を無償で提供することも検討してほしいと要望させていただきました。

この件につきましては、府議会のほうで昨年6月に公明党の内海久子議員が、町長と府議会議員のときに同期の議員ですが、保有する備蓄物資の更新計画の策定と有効活用についてということ質問いたしまして、生理用品などの更新期限の定めのない災害備蓄物資の活用について、府立学校のトイレに置いてはどうかということを要望いたしました。結果、教育長が府立学校においてプライバシーに配慮しつつ必要な生徒に物資を配付できるよう方策を検討していくというふうに対応されて、その後、資料の60ページ、次のページなんです、府立学校のほうに9月29日に通知文が発出されて、10月初めに府立学校全校に約1万4,000枚配付、入れ物を作製しトイレに設置した学校もあったということで、追加を希望する学校もあり、危機管理室の協力の下、順次配付していくという。そういった対応を大阪府のほうでしてくださったそうです。

その中で、また市町村分につきましては市町村の教育委員会で希望調査を行い、22市町村で364箱23万2,448枚の希望があり、配付予定とされていて、大阪府北部には今年の11月29日に、また中部には11月22日に、南部には11月25日に配付されたということです。この分で熊取町も配付されたかと思うんですが、今後も府はこの対応をしてくれるということらしいんです、要望があれば。

ということで、本町としても府から提供を受けたかと思うんですが、学校トイレの生理用品の配付について本町としては今後どう対応していくお考えか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）渡辺議員のご質問、町内小・中学校の個室トイレに生理用品を無償で提供することも要望したが、町としてどう対応していくのかについてご答弁申し上げます。

12月議会での江川議員への答弁でもお答えしたとおり、町内小・中学校では基本的に生理用品は保健室に設置しており、児童・生徒が生理用品を求めて来室し養護教諭等と関わることで、保健室に来室したときの様子や相談内容を関係職員間で情報共有し、児童・生徒の状況をいろいろな角度で捉え、必要な指導や支援につなぐことができていると考えています。

ご質問の大阪府から無償で配付されました災害用備蓄物資を活用した生理用品につきましては、各校に配付し、保健室で有効活用しています。

また、12月議会で紹介しました中学校の状況ですが、中学校1校で試験的にトイレに設置しますというふうに追加でお答えさせていただいた分なんですけど、現在まで70個程度使われております。引き続き設置を継続するとともに、子どもたちの様子を注意深く見守りながら、必要な保健指導も併せて行ってまいります。

今後の個室トイレへの対応については、他市町村での取組を参考にしつつ、試行的に進めている学校の状況についてもほかの小・中学校と情報共有しながら研究していきたいと考えています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。大阪府のほうの方が希望があれば提供しますということですので、希望させていただいて各学校に配付していただけたらなというふうに思います。

保健室対応というところも理解できるわけなんですけれども、子どもたちの中では、やっぱり保健室ではなく、保健室に行ったら返さないといけないんですよ。違いますか。何かそんなふうに聞いたんですけれど、そんなので、保健室対応ではなくてやっぱり個室であるほうが使い勝手がいいかなということ、今、試験的にやられている学校の対応をしっかりと聞いていただけたらというふうに思います。

次の質問をするために、ちょっと泉大津市に行ってきたんです。泉大津市の教育委員会のほうに行かせていただいたら、教育部長が女性で、教育部長がそのことに関してはすごく力入れてはりまして、女性の生理用品につきましては、4番の次の企業とのコンタクトも、その教育部長が主に積極的に関わってされたらしいんです。教育部長は丸山さんとおっしゃるんですけれども、その方から直接私に説明してくださったので、泉大津市へ行ったらもうすごく力を入れてはるので、本当に熱い思いで教えてくれたんです。

今、泉大津市は小・中学校の4年生以上の各女子トイレの個室に、生理用ナプキンを袋に入れて壁のほうにつり下げているらしいんです。その分につきましては費用はコロナ対応の交付金で購入しているらしいんですが、今、61ページの資料の写真で、こんなビニールの袋、「必要な方は、ご自由にご使用ください！」と書いて袋があるんですけれども、この中にナプキンが入っているんです。これをトイレにつけているらしいです。これは参考なので、市役所の教育委員会のほうの使われているトイレに置いている分の写真を撮らせていただいたんですが、この形で各学校のトイレにつけているらしいんです。ですので、できましたらまた泉大津市の取組について、先進地事例を一定研究しますということでしたので、取組状況を聞いていただけたらなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次、3項目めの3点目ですが、泉大津市で昨年11月から、民間企業と連携して私立図書館や市役所の女子トイレに生理用ナプキンを無料で提供するシステムを導入しています。スマートフォンで無料の専用アプリをダウンロードしてアプリを取得して、アプリを起動させた状態でスマホを個室トイレにある機械にかざすと、取り出し口から自動でナプキンが出てくる仕組みになっています。

3月下旬からは、また別なんですけど、南海電鉄でも主要駅で実証事件を始めるようです。これはまた別の会社みたいなんですけれども、本町も公共施設にこういったシステムを導入してはどうかとお

伺いたします。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、コロナ禍における女性の負担軽減の3点目、公共施設の女子トイレに生理用品を無償で提供するシステムの導入について答弁申し上げます。

このシステムについては、トイレ個室内に掲示されたQRコードから専用アプリをダウンロードすることで利用ができ、トイレに入ると生理用品が内蔵された機器から自動で広告動画が流れ、専用アプリを起動させスマートフォンを近づけることで機器から生理用品が出てくる仕組みとなっております。

システムを導入する場合の条件等について、このサービスを提供する民間事業者を確認しますと、施設側が負担する経費については、自治体が導入する場合、電気代程度の負担と経済的に有利な条件で設置できるとお聞きしておりますが、トイレの設置条件については、広告事業でもあることから利用者数も一定考慮され、また、電波の受信状況等の諸条件があることも確認しております。また、システム導入の対象となる公共施設は、システム導入に対して自治体から多数問合せがあることから、現状、庁舎に限定しており、他の公共施設への設置は受け付けていないとのことでございました。

このような条件等を踏まえつつ、個室トイレに生理用品を無料で提供するこのサービスについては、コロナ禍における女性の負担軽減につながり、経済的・家庭的な事情などにより生理用品を入手できない方への支援となることから、役場庁舎での導入に向け、現在、民間事業者と調整しているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。いろんな条件があるかと思いますが、調整していただいていることはありがたいかと思えます。

この分、写真をつけさせていただきました、資料の62ページなんですけど、私も行って、このアプリをダウンロードしてやってみました。これ、下に機械です、トイレの。かざすとちょっとコマーシャルが出て、この画面にね。それでナプキンが出てくるという形で、教育部長と一緒に説明してくれまして、これをこうしてこうしてねと教えてくださって、こういう形で出てくるというシステムということをお教えいただきました。

この分につきましては、もう少し詳しく聞くと企業と3年契約になっているらしくて、ナプキンの入替えにつきましてはトイレの清掃員の方がしてくださっているらしいんですけど、必要枚数につきましては自動的に企業のほうに情報が行くので、一々連絡しなくても企業が必要な枚数を定期的に送ってくれるということで、本当に何の手間もかからないという形になっているみたいです。

実績としては、61ページになっているんですけど、泉大津市は市役所と図書館、図書館というのは、アルザタウンという商業施設あるんですけど、複合施設。その施設の4階に図書館があるんですけど、そこにトイレがありまして、そこ両方にこの機械を設置しているらしいんです。その使用枚数というのが表にあるとおり、11月から試行されたので11月からの実績の数を教えてもらってきました。大体、月に市役所と図書館と合わせて300枚ぐらいになっているらしいんです。熊取町におきましてはこんなにも数はないかなというところであれなんですけど、そういう実績というものを教えてもらってきたので紹介をさせていただきました。

またしっかりと調整をしていただきながら、コロナ禍の中で女性の負担軽減に向けて、熊取町も女性にも優しいまちなんだというところをまたアピールしていただけたらなというふうにと思いますので、よろしく伺いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、田中圭介議員。

7番（田中圭介君）議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて2点質問させていただきたいと思います。

1点目は消防団についてですが、これは再三、何度も質問させていただきまして、今回、条例改正もしていただけるような方向になっていたと思います。これも、令和2年12月15日に当時の武田総務大臣からの全国首長宛書簡発出前から要望していた件でございます。

まず、1点目の消防団についてです。

1番、令和4年度からの消防団員の処遇改善、組織強化の内容変更について何点か質問させていただきたいと思います。

1点目ですが、年間報酬は現状の5万3,000円でよろしいですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）年間報酬については、今回特に改定の予定はしてございませんが、議員、ご用意させていただいた答弁というのを一旦読ませていただいてよろしいでしょうか。

それでは、消防団についてのご質問の5点につきまして順次答弁いたします。

まず、1点目の令和4年度からの消防団員の処遇改善・組織強化の内容変更等について答弁いたします。

令和4年4月から実施を予定しております消防団員の処遇改善等の内容につきましては、これまで費用弁償として支給しておりました各手当について、出勤報酬として位置づけた上、増額する拡充を行ったところですが、具体的には、これまで火災等災害への出勤も訓練等も同額の1回2,000円としておりましたが、今回の処遇改善で活動内容によって区分し、水火災または地震等の災害への出勤については4時間までの活動を1回4,000円とし、従事時間が4時間を超えた場合に8,000円を支給することといたします。

また、団長の命による警戒または訓練への出勤として、消防団年間事業計画に基づく訓練や台風接近等による警戒活動には1日当たり3,500円を支給し、これらの出勤以外の各分団の独自の資機材取扱訓練や走行訓練などの活動等については、その他の出勤として1日当たり2,500円を支給するもので、近隣の泉佐野市と田尻町の処遇改善とほぼ同様であると確認しております。

次に、組織強化につきましては、近年の災害の多発化・激甚化に備え、地域防災力の中核を担う消防団の体制強化を図るべく、副団長を1名増員し3名体制とするもので、これにより、消防団員の条例定数を78人から79人に増員するとともに、消防団員任用の資格要件について、現行は20歳以上の熊取町民に限定しているものを18歳以上の在住、在勤、在学者へと資格要件を緩和し、消防団員の継続的な確保につなげていくことを目指すものです。

なお、当該処遇改善及び組織強化を実施するに当たり、本定例会において非常勤特別職職員報酬等条例及び消防団設置等条例について一部改正条例を上程いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、改正後の年間報酬というのは現状維持でよろしいですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）各団の階級ごとに定めた年間報酬については現状維持ということでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、団員は5万3,000円ということで変わらないですね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）変わりございません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）続きまして、組織強化の点で、副団長の定員数が2名から3名に増えた理由、目的を教えていただきたいなと思います。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）消防団が活動するに当たり、基本的には消防署の指揮の下、団長が各分団に活動の指示を行うわけなんですけれども、団長のお仕事をされながらの活動ということでございますので、火災現場に直ちに駆けつけられないケースも時にはございます。そういったときには副団長が代理で指揮を執ることになります。副団長も現状お仕事をされながらの活動ということでございますので、常に駆けつけられているわけではございませんので、指揮系統のバックアップ機能の拡充を図るべく増員を行うものでございます。

また、各分団長と比較的年齢に近い副団長を増員配置することで、各分団長と団本部との意思疎通を図りやすくするとともに、団本部において年齢に従ったキャリア形成というものをスムーズに行うことが可能になるということを期待してございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今まで2名で、団長1名でやってこられたと思うんですけども、そこでやっぱり不備とか、そういうなかなか団長も副団長も火災現場に来られないということがあったんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）私が把握する限り、団長、副団長共に駆けつけられないということはないように理解しておりますけれども、ただ、団長においては、やっぱりお仕事の場所の関係で少し遅れて、先に副団長が例えばお一人だけ来られて指揮を執られたというようなケースは私の認識している範囲でもございました。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）副団長は、今現在、分団長が終わったらそのまま副団長へと上がっていくような形なんでしょうか。それか、分団長が終わって数年たってから副団長になるという形ですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）自動的に上がるというようなシステムではございませんでして、団本部、団長、副団長について何がしかの要因によって異動が生じた場合に、もう既に退団されている方の中から適齢であったりとか資格的に適任である方を選んでいただいているということでございます。自動的に上がるという状況ではございません。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）資格要件では年齢があるんですけど、副団長、団長というのは年齢制限とか何歳以上何歳までというのは定められていないんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）おっしゃるとおりで、入団に対して18歳、現状では二十歳以上ということでございますが、団本部に入るに当たって年齢要件というものは特に設けてございません。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、その下の資格要件の中で現行と改正法の年齢があると思うんですけど、これ、現状は20歳から。改正後は18歳から何歳までというのはないですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いわゆる定年というようなものは、本町においては設けてございません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）定年ではなくて入団するときの年齢です。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今般の改定においては18歳以上ということで定めるのみで、それ以上の

細分化した規定というのは設けてございません。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）よその市町を見ていたら、やはり18歳から45歳とか18歳から50歳ぐらいまでが入団資格、そこから卒団までは年齢制限はないところが確かに多いですけど、やはり入団は何歳までというのは明確に決めておいたほうが、例えば、もう誰もおれへんから50歳の人を入れようかとなっても、なかなか体力的にもしんどいかと思うんです。そこから10年やったらもう60歳、15年やったら65歳になりますよね。それやったら、もうこの条例の中に18歳から何歳まで入団資格がありますよというのを入れておいてもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺どうですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員もおっしゃるとおり、確かに60歳を過ぎたような方が新入団員という形で入ってこられるというのは現実的ではないのかなということは理解できます。現状、消防団の組織と申しますか、入団のしつと申しますか選任に当たっては各地区のほうでいろいろとご協力いただいている中で、現状では大きな今申し上げたような状態にはなっていないということで、今すぐということでは考えていないんですが、確かに今後、団をしっかり維持していくに当たっては、広く、指摘されているようになかなか団員の確保が難しくなってくるということの中で、さりとて幾つであってもいいということではないということは考慮に入れて、今後の見直しの中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも、入団される45歳、50歳というところの区切りは、やっぱりこの条例の中には入れておいたほうがいいかなと思います。よろしく願いいたします。

そしたら、続きまして2番の昼中に大震災などの有事に備えて、役場分団、機能別分団とも言えますけれど、結成してはどうかというのにお答えをお願いいたします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目のご質問について答弁いたします。

現在、大阪府内では、4市町で職員を消防団員に任命し、勤務時間内における火災消火活動等に従事する機能別消防団として組織することで、平日昼間の消防団員不足に対応するとともに、消防団員の条例定数の確保につなげているようです。

ご質問の昼間の大震災等の災害時には、地域防災計画や職員行動マニュアルに基づき、町職員は全員が各業務に応じて結成される災害応急対策班に属することになり、交代で災害対応を行う計画となっております。したがって、大震災等の災害時には職員による消防団活動は困難ではありますが、今後、消防団員に継続的に欠員が生じたり、ご指摘の平日昼間の活動が人員不足により困難な状況となれば、その解決の方策の一つとして、消防団の皆様と丁寧に協議を行いつつ、役場分団の有効性や結成の可能性など検討を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ここに震災、有事とも記入しておりますが、日中の火災時の消防団の招集が非常に困難というのはこの市町も抱える問題になってきております。そこで、せっかく今回、条例改正の案件の中にも、居住者のみから居住者、勤務者、通学者と入り口も広がりましたよね。まだ決定じゃないですけど、広がる予定だと思います。

そして、隣の泉佐野市では、やはり平成30年（2018年）から消防団員市役所分団、機能別分団と申しまして、昼間の火災時に出勤していくというのをレクチャーしてきたんで、議員提出資料を見ていただきたいと思います。

議員提出資料の中で「団員を募集します！」、これはもう多分、平成29年ぐらいに……。ちよっ

と読みます。「泉佐野市消防団では、新たな消防団員の在り方として市役所分団を創設します。地域防災力の強化に貢献し、いざという時、自分や自分の家族、職場の仲間など大切な人の生命や財産を守るために、一緒に働いてみませんか？」と、これは職員宛に募集を募ったときの資料でございます。

そして現在、最初は発足時、平成30年のときには約10名で、軽トラックの後ろに可搬式ポンプで、今も訓練を夕方の4時から5時ぐらい約1時間、月1、2回、市役所内の訓練するところでやっているらしいんです。そしてまた、泉州南消防組合から1名職員として危機管理課のほうに来ていただいて、もちろん働いていただいて、その方が指揮を執って、今現在もう20名弱ぐらい集まっているみたいなんですけれど、その方たちに消防団と一緒にホースの投げ方、可搬なので可搬から放水というような形を日々練習しているらしいです。

これ何でかと言うたら、泉佐野市というのは山手のほうが消防団が多いんです。下のほうの浜手地区は、消防団は区画整理か何かのときになくなったようなことを言うていたような気がいたします。なので、やはり一番の難点は昼間の火災時になかなか集まりが悪いというのが原因というのか、もうそれがかなりのつくろうか、発足しようかというところになったらしいんです。現在4年目に入ってきて、やっと現場に行くと、ほかの消防団の人たちの中に入って行って筒先を持てるようになったと。まだまだそういうふうな指揮系統や、もちろん機械、消防車を動かすとか、可搬なんでまたポンプ車とは構造が違うんで、そういうことでできるだけ、20名おるけれど、実際に火事が起こりました、そしたら行くというたらやっぱり10名いてないぐらいになると。急に、受付業務の方とかいろいろな方がおるらしいんで。でも、危機管理の方はできるだけ入ってくださいと。

そして、初めの新人訓練がありますよね、消防団で受ける。あの訓練もちゃんと受けて、もちろん消防団として活躍できるような全部体制を取っていると。制服ももちろん支給をして、熊取町という非常招集訓練、林野火災、出初め式、全部出ています。やはり泉佐野市の職員の方も昼間の火災、これ僕は震災や有事と書いたんですけど、基本的にはそういうときでも、やはり今回、条例改正で、居住者ももちろんですけど通勤通学者もいけるのであれば、ぜひとも市役所分団、そして、うちでいうと役場分団の結成に向けて動いていただきたいというのが本音でございます。

今のところ、泉佐野市の消防団員の定数170名というのは、男性の方はもう足りているらしいです。足りないのが、今言うた機能別消防団員、市役所分団が2、3名足りないのと、女性分団、女性団員は泉佐野市はもう20名ぐらいおられるんですけど、どうしても女性の方はやっぱり辞められたりというのがすごく多いみたいで、ここもなかなか100%にならないんです。今、現状のところは男性の消防団はもう定員数にいていますと。それプラス我々機能別分団で、災害のときにはできるだけ泉佐野市の生命、財産を守ってこうという努力もしていますし、もちろん年額の団員の報酬も、普通の分団員と比べたら機能別というのは昼間の火災しか行かないんで、さすがに3分の1、今現状では9,700円みたいなんです。あと出勤手当も通常に支給されているらしいです。5年以上勤務された方には、同じく退団のときの退職金が支払われているということで、そしてまた、探していたら大東市のほうも2021年、去年の4月から機能別消防団を結成したと。

次の質問とちょっとかぶると言うたらあれなんですけれど、大東市のほうはもちろん今の泉佐野市と一緒に、職員の方10名で、勤務内で火災と行方不明捜査に限定した機能別分団というのをつくったみたいで、ここはポンプ車、廃団となった車両、使わなくなった消防車を有効活用して市役所の敷地内に分団庫という車庫を建設し、今も火災に当たっては消防団と一緒に大東市はポンプ車でやっているみたいなんで、ちょっと僕、これは教えてもらっていないんで、大東市のほうからダウンロードしただけの紙で説明しているんですけど、ポンプ車を動かそうと思ったら結構な訓練がやっぱり要ると思うんです。僕たちも月1回、2回やっておっても、現場へ行ったらちょっと飛んでしまっ忘れてたりもするんです。ここも平日の日中時における消防団不足の解消を目的としてというのが、やはり大きなところでございます。

泉佐野市も大東市も、昼間の消防団がやはり不足であると。それならば市役所、役場で働いてい

る職員でその地域の防災力を高めようかというところで結成をされていっていると思われるので、その辺どうでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いろいろとお調べいただきありがとうございます。議員がおっしゃるように、役場分団のメリットといいますと、やっぱり職員相当数が役場に昼間勤務しているということで、平日の昼間の火災出動等の動員がしやすくなるということにあるんじゃないかと思われま

す。現状におきまして本町の消防団の出動人員数なんですけれども、以前にもご質問いただいたことあったかと思うんです。近隣の平均と比べますと、40人以上が平日の出動であってもおかげさまで動員いただけているということがありまして、特に火災消火活動において今、人手がどうしてもこれは活動に満たないといいますか、非常に困難が生じているような状況ではないのかなと思っております。

また、消防が広域化したということもございまして、以前でしたら熊取署が出動したときよりも、現状では消火、例えば4隊レギュラーで出るとか、救助隊も2隊、いわゆる倍ぐらいの組合からの出動体制が組まれているというようなこともございまして、現状、我々は確かに火災が発生したときに現場に行くんですけれども、消火活動に対して団員の数がどうしても足りていないというような状況には、私としては見受けていないところでございます。

ただ今後、先ほどの答弁の繰り返しにもなるんですけれども、消防団活動をしっかりと維持していく中でどれぐらいの人数が足りなくなってくるとか、活動内容がいろいろとやっぱり広範になってきますので、いろいろ役割分担すべき部分が必要やということになってくれば、これでもう考えないというんじゃなくて、しっかりとそこは常に、不断によりよい活動については検討してまいりたい。その中で役場分団等についてももちろん検討を一つの対象として考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）先ほど、足りている、そしてまた南消防組合になったからちょっと安心かなというようなニュアンスに聞こえたんですけれど、そこで僕が有事の際、震災の際ということを最初に書かせていただいたのは、この泉州地域で大きな地震が発生したというときには、各地で火事が起こる想定もしておかなあかんと思うんです。そしたら南消防組合が来てくれるのか、泉南市の消防が来てくれるのか、来てくれるわけがない。自分のところで精いっぱいなんですよ。

そこで、熊取町も消防署があります、分団も5つあります。しかし、さっきから言うように、昼間の団員がいなかったら、火災というのは1件じゃない可能性がすごく高いと思うんですね。これが5件、6件一気にいっていて、役場分団があれば1戸の家のところに行って放水するということもできますよね。これがなかったら、その家はもうそれなら燃やしておくんかという話にもなりかねませんよね。これはオーバーに言うていますよ。でもこれは、神戸のときを見てもそこらじゅうでやっぱり火災というのが起こってしまいます。消防車不足、もちろんあります。そやから、昼間いては、僕の勝手な推理ですけど、6人おったら多分放水できると思います。そやから今回、次の1分団と3分団がどうも新しくなるような、これは後の質問なんですけれど、その車両がまだまだいけるのであれば、この役場の奥の裏のほうで消防車を1台、これ後でちょっとまた聞きますけれど、置いておいて、やはり自分の町は自分で守っていく。泉州南消防組合やからいけるやろやろじゃなく、やはり火災は一気に起こると思うんです。そういうところも考えて、僕は泉佐野市、大東市みたいに先行して役場分団をつくって、通常の火災の際も筒先を持ってあげたりとか、かなり筒先を長時間持つというのも重労働なんで、そこを替わってあげたりとか、いざ何かできるような体制を職員みんなで、さっきの泉佐野市みたいにちょっと募集とかかけてみていただいて、最初は10名とかでいいと思いますので、前向きに検討していただきたいなと思います。

そしたら、次にいかせていただきます。

分団の消防車の車両入替えの基準はあるのですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、3点目について答弁いたします。

消防団車両の入替えにつきましては、消防車両更新計画により18年ごとに更新を行ってきております。更新時には、消防庁の消防団の装備の基準に基づき、救助用活動資機材を積載した消防ポンプ自動車を導入し、消防力の増強を図ることとしており、直近では、平成27年度に第5分団車を可搬式ポンプ積載車から救助資機材搭載型消防ポンプ自動車に更新を行ったところです。

令和4年度においては、第1分団及び第3分団の車両が配備して18年を経過することから、第5分団車と同様に救助資機材搭載型消防ポンプ自動車への更新を予定しており、そのための所要経費について令和4年度当初予算に計上させていただいているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ということは、18年ごとに入替えをしなければいけないという基準があるということですね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）これは法律で何か定められたとかということではございませんで、熊取町として消防車両を更新するための基準として計画を立てているのが18年というスパンで考えているということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それで、僕ちょっと1分団と3分団の方に実際、現在の車両はどんな感じかと聞いたところ、何の問題もないと、まだまだ使えるだろうと、故障もほとんどなかったと。これ、走行距離で例えるのはどうかと思うんですけど、走行距離もちろん1万キロいっていません。そういう、これからSDGsでいろいろなことをあれしようという中、まだまだ使える消防車をもうちょっと使っていってもいいんじゃないかという、これは僕の意見なんです。僕らが2分団でおったときも、新しいのに替えていただいてかなり助かった部分はあるんですけど、前のでもまだまだ消火はできるやろうというのが本音でした。

なので、これも今回の予算でどれぐらいかはっきり見ていないんですけど、大方2,500万円から3,000万円ぐらい、消防車1台すると思います。それを2台買い換えるとなったら、6,000万円ぐらいは要ると思います。

そこで聞きたいんですけど、1分団と3分団の車両を入れ替えた後の古い車両というのはどうなるのですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）基本的には、前回もそうだったんですけども、入札の形で払い下げるという形になります。売るということです。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それはどれぐらいの価格で売れるのですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）たしか5万円から10万円ぐらいの、それこそ本当に大したといいますが、大きな額ではなかったということでございます。やっぱりそれなりの年数がたっているということもありますし特殊な車両ということもございますので、前はそういう結果でございました。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それは、もうそのまま下取りというか売ようになるんですか、使える状態で。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）すみません。払下げの費用、ちょっと間違っておりまして、前回のときは22万円程度でございました。実際に払い下げるときには、たしか無線機器とか大事などいいますか使えるものについては一定下ろしたりとか、たしか無線については下ろして、あとのものはもうそのままだったと思います。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）新聞に載っていたんですけど、どこかの自治体も5万円とか10万円で、もう何十年と使ってきた消防自動車を下取りじゃないですけど町民の方に売って、その会社の人らが元消防団員が多いとか、何か救援物資のときにああいう車両で救援物資に行くという形で買ったとかいう記事を見たんで、それはいいと思うんです。僕が言うのは、2,500万円ぐらいのを18年でまだまだ使える状況だったら、1台でも役場に置いておいて役場分団を結成していただきたいと思いますと思うのが本音のところでございますので、どうか前向きにご検討いただきたいと思います。

それでは、続きまして4番目の町民会館ホールの建て替え工事中、出初め式はどこで開催する予定なのか教えてください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、4点目について答弁いたします。

消防出初め式につきましては、例年1月の第2日曜日に役場来庁者用駐車場で開催しており、雨天時には町民会館ホールで団員表彰などの式典を開催してまいりました。町民会館ホール建て替えによる今後の消防出初め式の開催場所につきましては、現在検討しているところでございまして、今後、消防団の皆様と実施内容などとともに協議を行う予定としてございます。

あわせて、新たな開催場所の選定に当たっては、施設管理者はもとより、地元自治会とも丁寧に協議・調整を行いながら適切に決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）令和6年に完成予定となっているんですけど、もう向こうの新しいほうのホール横では、できるようなスペースがなくなってしまうですね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今のままのスタイルで出初め式をそのままやる、移そうとなると、確かに形状であったり広さが変わってしまいますので、そのまま収まるかどうかということ、ちょっと難しいのかもしれない。

ただ、今後、場所についても一定代替地というものは考えていくんですけども、公民館の整備が完了した後は公民館横のホールの部分が撤去されて駐車場になったり、広くスペースができたりということもございますので、そういったところを組み合わせ、現状の位置でできるのかどうか、これはもうやっぱり無理なので、別の場所に移すのかということも含めて、これはしっかりと消防団の方々とも協議してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）完成してから現場の状況を見て、ここがいいんじゃないかという形でやっていくという答弁でよろしいですか。できるだけ、山奥の人が来ないところでの開催は控えていただきたいなど。皆さんが消防団、消防署の出初め式をぜひとも見に来ていただけるような場所でやっていただきたいと思います。

続きまして、5番目の消防団のPRや啓発活動というのはしておられますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、5点目でございます。

消防団のPRといたしましては、町ホームページにおいて消防団を紹介するページを常設していることに加え、令和元年12月号の広報くまりの第1面において、ふだんはご自身の生業を営みながら火災等災害発生時には消防団員として出動することや、ふだんから地域の自主防災組織訓練にも参加していることなど、消防団の活動を紹介し、地域の安全・安心を守る重要な役割を担っていただいていることを特集記事として掲載してPRしたところです。

また、広報くまoriでは、このほかにも出初め式などの主要行事の紹介や、長年にわたり消防団員として活動いただいた方を優良消防団員として表彰したことを掲載し、その功績を町民の皆さんにお知らせするなどしているところです。

そのほか、消防団の年間活動に位置づけられる春と秋の全国火災予防運動時には、防火パレードとして啓発放送を行いながら、消防自動車町内を巡回し、住民の皆さんに火災予防を啓発していただいております。消防自動車が車列を組んで走る様子は消防団の活動のPRにもつながっています。

今後におきましても、あらゆる機会を活用して消防団をPRし、消防団員の大変な労苦や、それをものともせず地域の安全は自分たちが守っていくという熱い郷土愛に支えられるその活動について、住民の皆さんにより一層理解を深めてもらい、ひいてはその思いに共感し、共に活動してくれる人が増えるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたしまして、答弁いたします。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）いろいろPR等をやっているみたいなんで、僕たちがやってきていた消防団、現在の消防団の方もそうですけれど、消防団とは一体何やというのをよく聞かれるんですよ。その辺も、もうちょっと住民のほうで分かりやすく、自営業というか、本署の方と違いますよ。そやけどやっていることは一緒というか、火災時には駆けつけてくれますし、先ほど施政方針運営の中でも地域防災力の中核となる消防団員というふうな位置づけもしていますので、ぜひともPR等をやっただけならなと思います。ありがとうございます。

そしたら、2点目に入らせていただきます。

熊取町のホームページについてです。令和4年2月15日にリニューアルされましたが、今までどのように変化したのか教えてください。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、熊取町公式ホームページのリニューアルにつきまして答弁申し上げます。

本町の公式ホームページにつきましては、運用開始後約10年が経過しようとしていたことから、システム面では保守対応の限界が近づいていること、使用面ではより見やすく、より必要な情報を見つけやすいホームページを目指すために、町制施行70周年の一環としてリニューアルしたものでございます。

さて、ご質問のリニューアルに伴い変化した主な点は、大きく4点ございます。

まず、1点目は、今回のリニューアルの重要な目的である検索機能の強化でございます。

その具体的な改良点として、グローバルメニューを新設いたしました。これは、知りたい情報をすぐに検索できるように、ホームページの最上段に目立つよう緑色の帯で、「くらし・手続き」や「子育て・教育」などといった生活の身近な分野ごとに分けた、いわゆるグローバルメニューという検索メニューを新設し、情報にたどり着きやすい構造に改良したものでございます。加えて、今までご利用いただいております「妊娠・出産」や、「子育て」といったライフシーンごとの検索機能につきましても、分類を増やした上で、イラスト入りのアイコンで目立つように更新したところでございます。

検索機能の改良点の2点目は、チャットボットシステムの導入でございます。これは、皆様の疑問を、AI機能を使ったチャット形式で365日24時間受け付けし自動回答を行うもので、この導入により、軽易な内容であれば電話などでお問合せいただくことなくとも確認できるようになりました。

現在は問合せの多い一般的、標準的な質問となっておりますが、今後、ニーズに合わせ、充実させてまいりたいと考えております。

次に、検索機能の改良点の3点目は、ごみ検索機能の追加でございます。ごみの種類や名称を入力することで、どのような種類のごみに分類されるかを検索することが可能となりました。この新たな機能は熊取町公式LINEアカウントと連携しており、お住まいの地区をLINEに登録することでごみ収集日の通知を事前に受け取ることができるようになりますので、この機会にぜひ友だち登録をしていただきまして、積極的にご活用いただきたいと考えております。

以上が、主な変更点の1点目、検索機能の強化でございます。

次に、主な変更点の2点目は、スマートフォン版の改良でございます。

現在、ホームページの閲覧につきましては、パソコンよりスマートフォンで閲覧される方が多く、スマートフォン環境での表示が重要となります。従前のホームページでは、スマートフォンで開くとパソコン版の画面が縮小されて表示されることから、小さく見づらい場合が多く、画面を拡大するかスマートフォン版に切り替えるかの対応が必要でございました。一方、新システムでは、スマートフォンで閲覧する場合、スマートフォン版に自動的につながるように更新しており、ストレスなくスマートフォンでホームページを見ていただけるように改良したところでございます。

次に、主な変更点の3点目は、フォトニュースの大型化でございます。

ホームページを開いた際に、まずお知らせしたいトピックス情報を画面上に大きく表示し、視覚に訴えるお知らせを強化いたしました。さらに、その画面をクリックしますと内容に応じたページに展開していくことが可能となり、情報を即座に見ていただけるように改良したところでございます。

次に、主な変更点の4点目は、災害時などにおけるシステムの強靱化でございます。

災害時や緊急時などアクセス数が激増する場合におきましては、従前のシステムでは最悪システムダウンするというおそれでしたが、新システムでは許容量が今までの10倍以上となり、アクセス数激増に対応できる仕様となっております。また、役場自体が被災しホームページを操作できない状況となった場合、従前のシステムではシステム業者に委託して記事掲載を行う仕様、契約となっておりますが、新システムにおいては職員による自宅などからの遠隔操作が可能となり、災害時などにおいても迅速に必要な情報を発信することが可能となりました。

以上の4点のほか、こちらは内部的な改良となりますが、従前は、ホームページとSNSの掲載作業を別々に行う必要がありましたが、ホームページへの1回の掲載作業により、連動して通知できる仕様となり、事務負担の軽減にもつながります。また、この改良によりまして今後SNS発信強化にもつながるものと想定しております。

以上がご質問の主な変更点となりますが、今後も、より見やすく、見つけやすいホームページを目指し、改良や修正を適宜行いながらブラッシュアップしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。

一般質問を提出した日の午後に新しくリニューアルされたんで、ちょっと漠然とした質問内容やったんですけど、これの経費というのはお幾らぐらいかかりましたか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）こちらの経費でございますが、全体経費が2,660万円程度というところでございます。内訳といたしましては、初期構築費用、それから現行のシステムからデータを移行するというこれらの費用を合計いたしますと、こちらが1,410万円程度、保守運用委託料ということで、こちらは5年契約になります、60か月分ということで、こちらが1,250万円程度という内訳でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、60か月で1,250万円をお支払いして、そのままシステム管理みたいなのをさせていただくという認識でいいですか。はい。

僕も見させていただきましてし、ほかの議員も見させていただきまして、非常に以前よりかスマートになって、今どきで見やすくなったかと思われまして。しかし、いろいろまだやり始めのところが多くさんあって、これから改善していかなあかんかなというところを何点かだけ今言わせていただきます。

パソコンで検索していてもエラーが出ましたとかということがちょっと多いのと、携帯で先ほど、フォトニュースのほうをクリックしても、スマートフォンでは飛ばないんですよ。その辺が、やっぱりスマートフォンで見られる方が多いかなと思ひまして、多分、パソコンとか今僕らが持っているタブレットでは飛ぶんですけど、スマートフォンの画面やったら今のところ飛ばなかったような感じかなと。

以前のホームページでは、ちょっとこれはよし悪しかと思うんですけど、バナーの数が結構いろいろぱっと張っていたので、そこからぱっと押したら自分の行きたいところに行けたけれど、今回では、例えば「こころの体温計」というところを探そうと思っても、スマートフォン、ここを探したら検索では出てくるんです。チャットで相談したら、チャットは「ごめんなさい、わかりません。もっと勉強します！」と、この答えが結構多く出てくるんです、チャットの場合で聞いたら。その辺も、せっかくならチャットのほうからもそのほうに導いていただけたらいいんじゃないかなと。チャットで何を聞いてもごめんなさい、わかりませんを連発していたような気がします。

そして、iPadとかスマートフォンとかで見ていって、下のほうに行くと、今ちょっとごめんなさい、僕が勝手に出しているんですけど、例えば「町長の部屋」をぱっと押します。でも、もう一回議会の部屋も見ようかとなったら、一番上までまた戻るんです、トップ画面の。さっき言うたフォトニュースまで戻るんです。これ、携帯でも一緒です。携帯でもアンドロイドとかはいけるんです。一部のiPhoneが駄目なのかがちょっと分からないんですけど、下のほうの「町長の部屋」、議会の部屋と1回押して、もう一回戻ろうと思ったら一番上に行ってしまうという、これ、かなり使いづらいかなというのがちょっと目についたところなんで、そのほかの先ほど言われていました災害時にシステムダウンがしにくい、職員が自宅から遠隔操作できるとかSNSの発信強化とか、昨日あたりからツイッターを始められたと思うんですけど、やはりそういうふうで今どきに使いやすいというのはすごくいいと思うんで、完全に否定はしません。これからどんどん改良していって、いいホームページをつくっていただいて、見やすく検索しやすいホームページをつくっていただきたいと思います。

そしてまた、結構緑色が多いんですよ。これは別に何ら意図はないんですよ、緑がやっぱり見やすいということで。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）すみません。いろいろとご提案いただきましてありがとうございます。

まず、4点、5点ほどご指摘いただいたかと思うんですけども、実際、我々も今いただいたご意見というのは全て認識を既にしてございまして、今、公開し出してからまだ半月ばかりのところございまして、実は先行している自治体にも確認いたしますと、最初はやはり3か月ぐらいはいろんな不具合が出て、日々改良を加えながらご指摘を受けて、実際、先ほどありました「こころの体温計」、渡辺議員からもご提案いただいております。

ただ、その点につきましては、実はこれだけはちょっとお話しさせていただきたいんですけども、もともとのトップページといたしますのがとんとん5年、10年の歳月をかけましてトップにバナーをつけてトップ画面から全部検索できるようにしてございまして、それを我々、議員、住民みたいに絶えず使っている方はどこに何があるかというのが分かっていますので非常に使いやすいんです

が、逆に初めて使う方に見てみたら非常にバナーがたくさんあって使いにくいということで、どちらかといえば検索のところに知りたいワード、こころの体温計というのを入れればヒットするというような、そういった実はニーズが初めて見る方は多いと思います。今回は、まずは大胆にトップページのバナーを削って、検索から入っていけるというコンセプトで行ったところの結果でございますが、ただ、大胆に削り過ぎているところもあろうかと思っておりますので、そこはご意見をいただきながら、復活すべきものはトップページに復活させてということをご改良してまいりたいというふうに思っております。

それとあと、最後に出ました緑色のところなんですけれども、こちらはデザインを構築する上で、まずシステム会社のほうと要は協議を行ったんです。熊取町が緑あふれるイメージというまちづくりを行っているということと、それから町旗が緑ということもございますので、そういったことで緑の配色ということでデザイン決定をさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、これで私の質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時25分まで休憩いたします。

（「15時04分」から「15時24分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中豊一議員。

1番（田中豊一君）議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

今回この3月議会では、私のほうからは主に3点、前の2つはちょっと関連性がありますけれども、大きく2つの質問をさせていただきます。熊取町のこれからの発展を占う道路網計画並びに都市計画道路、それと令和4年度の主要な事業であります公民館・町民会館の整備事業について質問等させていただきます。

まず、熊取町道路網計画の策定についてお尋ねします。

令和3年度策定中の新熊取町道路網計画の策定状況について、1つ目、現在の進捗状況と策定完了の時期をお知らせください。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問の新熊取町道路網計画策定の現在の進捗状況と策定完了時期について答弁申し上げます。

本町の道路整備につきましては、平成19年度策定の熊取町第2次道路整備計画において整備方針を示し、平成25年度には計画の中間見直しも行き、まちづくりの根幹となる道づくりを推進してきたところでございます。令和3年度におきましては、第2次道路整備計画の策定から10年以上が経過したことから第3次道路整備計画策定業務の発注を行い、道路整備計画の策定に向け鋭意作業に取り組んでいるところでございます。

現在の計画策定に係る進捗状況といたしましては、昨年秋に実施した町内主要交差点30か所での交通量調査解析結果から、これまでの住宅開発の状況や道路整備の進捗などによる交通量、交通動線、交通状況の変動を把握するとともに、車両交通対策、歩行者対策、他事業との関連など総合的評価の取りまとめ作業を実施しているところでございます。

なお、計画策定の完了時期につきましては、今年度内での計画策定を目指しておりましたが、コロナ禍における交通量調査員の確保に時間を要したことや、昨年12月から本年1月の期間において受注者側で組織的な新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策を講じる期間が必要となり、業

務履行期間に影響が生じたため、策定業務の繰越し対応も想定しつつできるだけ早期の策定に努め、策定前には議員皆様に対し内容の説明、ご意見をいただきたく、引き続き業務進捗に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ということは、コロナ禍や受注側の会社のコロナの陽性者の発生とかも含めて進捗が遅れていて、もう3月の初旬ですので来年度へ繰越しとかということが想定されるということで、そうなる大体めどをどうされているんですか。例えば6月だとか、何かそういう案はありますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）今、取りまとめ作業を先ほど答弁のとおりさせていただいておるんですけども、もうおおむね仕上がってきてございますので、早い段階、6月議会までの議員全員協議会等でご説明させていただけたらというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）分かりました。

今回のオミクロン株の感染拡大は全国どこも爆発的にありましたので、会社とか学校だとかいろんなところにも影響があったというのは存じています。

本来であればこれは2年度の話でもあったわけですけども、最初のコロナで交通量が非常に減ったということで1年延ばして、その中で策定ということになっていますので、スケジュールについては慎重にせなありませんけれども、できるだけ早く実績をお願いしたいと思います。

この道路網計画については、やっぱり熊取町の道路網の中でどこを今後優先して整備していくか、町道久保高田線以降どうしていくかということがポイントになると思いますし、交通事故の発生が懸念される通学路であるとか主要な交差点だとか、そういうところがポイントになると思いますので、それは各議会で各議員のほうからも要望等上がっておると思いますし、また、学校とかいろんなPTAとかそういうところからの話もあると思います。6月の議会前議員全員協議会あたりをめどにして今後対応をお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の府道大阪岸和田南海線の進捗についてお尋ねしたいと思います。

現在の府道泉佐野打田線から外環状線までの進捗について、まず1つ目、用地測量の進捗状況についてご報告いただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問の大阪岸和田南海線の府道泉佐野打田線から大阪外環状線までの現在の進捗についてご答弁させていただきます。

なお、具体的内容につきましては、おのおの事業主体である大阪府に確認したものでございますので、あらかじめご留意願います。

まず、1点目の用地測量の進捗状況についてでございますが、用地測量の現在の進捗状況につきましては、地元調整中の一部の箇所を除きおおむね完了しているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）私も岸和田土木と直接話をする機会が府会議員を通じてありまして、そのように聞いておりますけれども、いろいろ問題点も今後はあるということです。用地についてはほぼ明示の結了が終わっているんだということで、あとは用地交渉と物件交渉ですか、そういうところに入って来るんだというようなことを聞いています。用地測量そのものは岸和田土木の話ですけども、こういうところが町のほうはどういうように関与されているか、お聞かせ願えますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）事業主体である岸和田土木事務所とは、定期的に月に1回程度は必ず情報共有に努めてございます。地元区に入る際に情報共有いただき、区長方への調整につ

いては町のほうでも協力をさせていただいたりしてございます。実際に直接地権者のほうに伺うのは、岸和田土木事務所の事業課であったり用地の担当部署であったりというところで対応いただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。

続きまして、境界明示の結了の終了状況や、あと物件の関係、補償がかかってきますので、そのあたりの情報は得ていますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）2 点目と物件ということで、3 点目と併せてご報告させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ご質問 2 点目の境界明示結了のまず終了状況について答弁申し上げます。

境界明示結了の現在の終了状況につきましては、先ほどの地元調整中の一部の箇所及び現在境界確定作業中の府道泉佐野打田線から普通河川雨山川までの一部区間を除き、おおむね境界確定は完了しているとのことでございます。

続けて、3 点目の用地買収の終了状況について答弁申し上げます。

用地買収の現在の終了状況につきましては、令和元年度より境界確定や物件調査が完了した事業用地から順次用地取得交渉を進めた結果、今年度において契約済みで今後引渡し予定の事業用地や過年度に取得している先行買収地を含め、用地買収面積ベースで約30%の用地買収が完了しているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。

コロナ禍の中で地権者となかなか交渉しにくいような状況の中で頑張っているのかなというような感じは、私としては受けております。今後地道に、コロナ禍が終わっていくというか、ちょっと分かりませんが、そういう中で頑張っていただきたいなど。そういう中ではやっぱり町のほうの協力も大事なというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それと、都市計画決定があればたしか平成29年ですか、変更されて、立体で外環と交差するようになっていたものが平面交差ということになりまして、その辺りの詳細設計もでき、そうなくなると現行の桜が丘から下りてくる道路との間の交差点を2つも造るわけにいかないの、現在、地元のほうにその話を落としていくという話を聞いているんです。外環状線との接続部分の交差点改良について、将来的には一部は町道になると思うんですけども、どのような話が出ているか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問 4 点目の大阪外環状線との接続部分の交差点改良について答弁申し上げます。

大阪外環状線との接続部分につきましては、公安協議により東側直近にある紺屋北交差点を中央分離帯により閉鎖することとし、桜が丘地区とを連絡する町道桜が丘 1 号線を大阪岸和田南海線との新交差点へ付け替える方向で設計を進めているところであり、地元調整に入ったところのことでございます。

なお、付け替えられる町道桜が丘 1 号線につきましては、大阪府が用地買収を含め整備工事を行った後、本町に移管される予定で協議を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）この何点かの質問をさせていただいている中では、なかなか用地交渉や物件交渉と

いうのは非常に難しいと思いますし、相手、特に大きな施設であるとかそういうところについてはいろいろ交渉の内容が複雑になってくるというのは聞いていますので、時間も必要かと思うんですけども、5番目、完成の計画年度の予定というのを聞かされておったら教えてくださいか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問5点目の完成の計画年度の予定について答弁申し上げます。

大阪岸和田南海線の完成予定年度につきましては、昨年3月に開催いたしました都市計画道路建設促進特別委員会の中でも説明いたしましたが、同月26日に公表された大阪府都市整備中期計画に表記されているとおり、令和12年度までの概成を予定して目指しているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）外環状線との接続交差が都計決定された道路ではありませんので町道になるところですけども、なかなか困難なところもあると思うんです。町のほうも協力して今後計画までに、これ、計画というのは恐らく財源も含めて計画されているんやと思いますので、これは1年でも2年でも早く対応できるように考えていただきたいと思うんですが、そのあたりいかがですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）議員おっしゃるとおり、都計決定を打った道路ではない交差点改良も必要となってございます。道路事業として調整していくところなんですけれども、今、鋭意大阪府のほうで地権者のほうに交渉に当たられていると。町のほうにもその情報をいただいております、町も同席する必要があれば交渉に同席していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。そういう努力も必要かと思しますので、今回意見として言わせていただきます。

6番目、これは1番と重なってくるんですけども、前から河合議員もほかの議員も質問されていました。町計画の駅前延伸線は大阪岸和田南海線の進捗を見据えて進めていくのか、これは次の6月の議会の前の議員全員協議会で明らかになると思うんですけども、そのあたりの見通しをよろしくお願いします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問6点目の町計画の（仮称）駅前延伸線は大阪岸和田南海線の進捗を見据えて進めていくのかについて答弁申し上げます。

（仮称）駅前延伸線につきましては、広域幹線道路と熊取駅を結ぶ重要なアクセス道路であると認識しており、大阪岸和田南海線の進捗状況を踏まえ、現在策定中の第3次道路整備計画における整備路線での優先度、今後の財政状況、国庫補助採択及び地元協力の熟度など総合的に判断を行い、事業化について検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）私、わざわざ1番の5月中にちゃんと道路網計画を発表する予定と答弁いただきながらこれをするのは、実は、たしかあれば令和2年度の決算でしたですか、詳細設計までやっているんですよ。そのときに私、何回か聞かせていただいたんです。この延伸線については、予備設計とかやったら分からんでもないんですけども、詳細設計まで終わっていて、これについてはそのとき一般質問させていただいたら、駅西が終わればそちらに取り組んでいく、財源的なものがあるってあっちもこっちもできないという答弁でしたので、この5月の議員全員協議会のときに道路網計画の説明をされるのであれば、そのあたりも含んでやっぱり考えておいていただかないと食い違いになってきます。

というのは、岸南線ができてからとかという非常に困難になってくると思うんで、この事業については、やはり並行して考えていかないと、町としては場合によっては都市計画道路の設定をするとかそういうことも、もう家が建っているところもありますのでなかなか難しいとは思いますが、そういう手法も含めて考えていく必要があるかなと思います。そのあたり、これはちょっと要望というか注文で、もう答弁は要りませんので含んでおいていただきたいなと思います。

次にいきます。よろしいですか。

議長（二見裕子君）はい、どうぞ。田中豊一議員、そのままどうぞ。

1番（田中豊一君）7番目、外環状線の4車線化は大阪岸和田南海線完成時にはどのあたりまで必要と考えているか。というのは、岸南線が外環に当たったところの次の交差点というのは紺屋交差点なんです。ファミリーマートのあるところなんですけれども、そこで留め置くのか、役場の出入口になっている野田交差点まで進めるのか、そのあたり岸和田土木と話をしたことはありますか、お願いします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ちょっと事前に通知いただいている内容と違う部分なのかなと思うんですけども、具体的にどちらのほうの交差点まで止めるというような協議はしてございません。

ただ、交差点改良の中で警察協議の中で、先ほどの桜が丘1号線の切り回しの交差点部分においては、この交差点から浜手側であれば右折レーンとかの関係で新たに用地を拡幅するというようなことはございませんが、一部区間は2車線というような形で警察の中から指摘がございます。熊取町としましては、全線4車化という要望は続けてございますが、一部区間というところで協議したことはございません。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）11月に大阪府議会を窓口にして大阪府の道路担当のほうと町長ほか担当部局の部長が出席されて、要望書を上げられて回答いただいている中では、要するに岸南線完成後進めていくんだという大阪府の考え方ということで示されているんですけども、これ完成時には、やはり今のままでは交通量配分が多分もたないと思いますので、もう現状でも前回の議会でも2人から外環状線の混雑具合についていろいろ住民の方から意見や要望、苦情が出ているよという質問もございました。これはもうこういう協議をやっぱり進めていっていただかないと、なぜそれを言うかといいましたら、これは用地買収を新たにする必要はないんですよ。工事だけなんです。主要交差点までやっていかないと、次といたらいつになるか。

外環状線の4車化が非常に困難なのは、小垣内の橋を造らなあかんとか希望が丘のところでボックスカルバートというんですか、橋を造らなあかんとか、そういうところが大変であって、それ以外の用地買収が終わっているところは、それも高低差の少ないところやったらあまり大きな投資をしなくても4車化できると思いますので、こういう見地で交渉をお願いしたいなと思うんですけども、どなたか答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問7点目の大阪外環状線の全体的な4車線化の完成時はどの辺りまで必要かというところで答弁申し上げます。

大阪外環状線の4車化につきましては、大阪府都市整備中期計画において、効果的な着手区間について関係機関と合意形成を図ることを条件に令和12年度までの着手路線として位置づけられたところであるが、現在大阪府において行っている交通量推計の結果も踏まえ、検討を行ってまいります。

本町におきましても、大阪外環状線の4車線化の早期事業化に加え、大阪岸和田南海線の早期完成についても機会あるごとに引き続き、国・大阪府に対し、より強く要望を行ってまいります。

れが、熊取町の姿勢として熊取町域の4車化を要望してまいります。

議員がおっしゃるように部分的な早期完了が見込める箇所については、また我々、大阪府岸和田土木事務所とやり取りする中で申し伝えて申し入れていくような形で考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）これも、どっつかいうたら財源が伴いますからやはり行政計画で進めなあかんと思うんですけど、もうあとはどこまでやるかというのは、岸南が完成というか、つながった時点では政治的な対応になるかなと思っていますので、このあたり、政治的に町長、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）この件に関しましては、以前からも大阪府のほうへ要望しています。この現場の状況なんかも岸和田土木事務所長も見ていただく中で、今の状況は十分理解していただいておりますというふうに思います。

岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、この3市1町で泉州山手線の事業開始の要望を行っておりますが、こういった方々の協力も得ながら、泉州山手線、外環状線、岸南線と、こういう形で熊取町を幹線道路が横断するという形が本来の姿であろうと思いますので、これを一生懸命、大阪府のほうへ府議会議員の力も借りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

今後、やはり岸南線がつながった時点とかつながる時点で少しでも外環状線をいらっただいで広がったら、やっぱり課題として問題意識を持って対応してくれているんやなという住民の理解もできると思います。今も努力していただいているのはいろんな資料でもよくわかりますので、今後ともこの点については、熊取町の一番幹線道路でもあり生活道路でもある外環状線の拡幅についてよろしく願いいたします。

次にいきます。3点目、よろしいですか。

議長（二見裕子君）はい。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）令和4年度、5年度の主要な事業で町長の公約でもございます熊取町公民館・町民会館の整備事業について質問をさせていただきます。

1月7日に基本設計の概要の説明があり、それから14日に計画のスケジュールと予算等の概要の説明がございましたが、何点かお伺いしたいと思います。

スケジュールの中に町民会館整備地区、これはホールということですが、ここには東円寺跡遺跡が埋蔵するということで、新年度の予算にも2,400万円ばかりの事業費が上がっております。スケジュールを見たら9月ぐらいからしか発掘調査をしないんですけども、これ、もうちょっと早く、設計とかの絡みとか業者を決めるとかいろいろあるんで6月ぐらいから取り組まんと、何か物が出てきたり埋め戻しの関係とかそういうこと、面積も非常に広いんで、これはもっと早く進めたほうがいいんじゃないかと思うんです。そのあたり答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、熊取町公民館・町民会館整備事業について、ご質問の1点目、町民会館整備地区には「東円寺跡遺跡」が埋蔵するが、工期の前倒しが必要ではないかについて答弁申し上げます。

今回、ホールにつきましては新たに現在の来庁者用駐車場に整備いたしますが、その整備予定地につきましては昭和57年に試掘調査を実施した経緯があり、その際には鎌倉時代や室町時代の遺物や柱の跡などの遺構が確認されています。

ホールの新築に当たりましては9月から本掘調査を予定していますが、実施方法につきましては、ドローンによる空中写真測量や遺構平面図の作成など専門の事業者へ委託するなど工期の短縮を図

り、予定している期間内で完了させたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ちょっと細かいことを言ってあれなんですけれども、先ほど試掘調査を過去にやっている。それ、消防署を建てるときに適切な土地がどうかというのを調べるのに、今回ホールを建てる場所と今の消防署の場所と両方発掘調査というか試掘調査をやって、今の消防署のところは何にも出なかったのでもここに決まったわけなんです。ホールのところは試掘というでもトレンチを入れただけなんで、全面的にどんなのかというのは分からないというのはご存じですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今おっしゃっていただいたとおり、トレンチを入れてという状況でございます。そういった試掘当時の状況も踏まえて、また、ちょっと参考ではございますけれども、ふれあいセンターのところも東円寺跡遺跡のエリアに入っております。ふれあいセンターを建設するときにも当然本掘調査というのをさせていただきます。そのときには約1か月の期間を要したと。そしてまた、今建設予定地のところのさらに南側の住宅開発の部分、そのところにつきましても本掘調査をしたという経過がございまして、そのときに約2週間程度の期間を要したということでございます。そういったところも踏まえて、今回、いわゆるホールを建てる場所の本掘調査の期間として3か月と設定しているところでございます。

ただ、議員おっしゃっていただいているところは、やはりそういった遺跡の試掘の仕方とか、それから遺物とか遺構が確認されたということも踏まえて、その期間についてのご心配をいただいているところでご質問いただいたということで認識してございます。

そういったことも踏まえて、これから実際に本掘調査に当たる際には、先ほど答弁で言いましたように専門業者に委託して工期の短縮を図りますけれども、入札手続とか、また事務作業についても早々に着手して、この期間内に終わらせるような努力をしてみたいと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）何回も同じことを言いませんけれども、物が出てきて埋め戻しも必要ですのでばたばたしないように。というのは、これ文化財保護法の第94条ですか、公共がやる場合の発掘調査のあれは。担当課が担当の課なんです。そこはやっぱり民間とかほかの公共施設に見本を示さなアカンので、僕はやっぱり期間が必要かなと思ったんでそういう懸念をただけで、これで後ろへ物がずれないように、全てが狂ってきますので、それだけお願いしておきます。

次、2つ目をさせていただきます。

ホール入り口付近に、これもいろいろ議会の議員全員協議会とかでも議論になったんですけど、もう少し海側のほうに横断歩道に移さなアカンんじゃないかという話がありまして、これ、警察協議はどうなっているか教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の2点目、ホール入口付近の横断歩道の移設及び警察協議の状況について答弁申し上げます。

今回、現来庁舎用駐車場に新たにホールを建設するに当たり、ホール敷地への車両の出入口部分が現在の横断歩道の位置と重なるため、施設整備後の横断歩道については西側に約18メートル移設することで警察協議を行っており、問題はないという回答をいただいておりますので、今現在そのように計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。警察協議、公安協議ができているということで安心しました。

3番目、ホールの新設の場所は、これは本来であれば都市計画法の第29条、第32条の協議が必要ですが、大阪府との協議の中で都計法の第29条の許可が要らない物件になったということを知っていますので、事前協議とかというのはどういうふうにされているかというのは私、分かりません。この場所は、雨が降りますと今までやったら駐車場ですから四方に雨が広がって流れていくんですけども、今度は建物が建ちますので1か所に多分集まって、雨水がどこかの水路がどこかから出ていくと思うんです。川がありませんので、役場とそれからふれあいセンターの間に大きな水路があって、そこから外環を抜けて大原のほうへ抜けているのが状況で、以前このあたりは非常に浸水がありまして、中央小学校のグラウンドを流域貯留浸透施設にして水をためられるようにしたんですけども、そういう協議というのは熊取町の浸水とかを対応している水とみどり課とどういうふうにされたか、教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）まず、ご質問の3点目、ホール新設箇所の排水、浸水対策協議の状況について答弁申し上げます。

ホール新設箇所の排水につきましては、敷地の南北中央部分を境といたしまして南側は水路に、北側は道路側溝に分散して放流している現在の流域計画にのっとり雨水排水計画として、汚水等の排水計画につきましても下水道本管に接続する計画として、庁内関係機関と協議を行っています。

また、浸水対策につきましては、現在の駐車場にホールが建設されることにより、全体の排水量には大きな影響は生じないものと考えておりますけれども、実施計画を進める中で周辺環境に配慮し、必要に応じて対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）雨水の排出係数が多分上がると思うんで、そのあたりは役場の中でやっぱり担当課もありますし知識もありますので、そこと十分協議して下流に負荷を与えないようお願いしたいと思えます。

4番目をさせていただきます。

ホールの消防協議の状況について教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ご質問の4点目、ホールの消防協議の状況について答弁申し上げます。

ホールの消防設備につきましては、ホールの階数や延べ床面積、また用途等を踏まえ、消防法に適合するよう泉州南消防組合と協議を行い、消火器や自動火災報知設備、誘導灯など必要な設備を備えた設計業務を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ちょっと私が懸念しているのは、ホールの客席が228平方メートル、これは380席、それで舞台が118.4平方メートル、合わせて346平方メートルあるんですけども、これ、スプリンクラーが多分必要やと思うんです。そのあたりは協議されていますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今の段階ではそういったスプリンクラーとかを含めて協議を行っておりまして、その辺の指導というのは特に受けていないという状況でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）それならスプリンクラーは必要ないということですか。

議長（二見裕子君）答弁を求めます。原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）消防との協議の中で、ホールでございますが、スプリンクラーにつきましては舞台部分も含めて一応要るか要らないかというところていくと、要らないという回答

をいただいております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）私は必要やと思うんですけども、それは消防署が決めることなんで、また確認だけしておいてください。これ、スプリンクラーをつけるんやったら設備投資が結構要ります。あと点検とかも結構要りますのでね。

何でかといいますと、今の煉瓦館のコットンホール、当然この380席よりも小さいですわね、コットンホールの広さ。あそこがスプリンクラーが要らないぎりぎりの一番大きな面積なんですよ。それよりこのほうが広いと思うんで、基準は変わっているかも分かりませんが、後で詳細設計の段階でまたもっと金がかかるんやということのないようにチェックをお願いします。

次、工期の確認ですけども、令和5年12月末完成で6年4月に供用開始ということで、これは間違いはないですか。

（「5番」の声あり）

議長（二見裕子君）5番が飛んでいます。

1 番（田中豊一君）すみません。大事なことを僕が忘れていました。

公民館・町民会館整備事業の全ての経費15億円ということですけども、何か管理とかの関係でいえば16億4,000万円あったと思うんです。これ、12億円とか言っていたのから何が増えたのか、これをもう一度確認したいんですけども。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ご質問の5点目、公民館・町民会館整備事業の全ての経費は何が増え、15億円になったのかについて答弁申し上げます。

公民館・町民会館整備事業につきましては、令和2年12月に策定いたしました基本構想において概算総事業費を約12億円としていますが、昨年12月に基本設計を策定し、設計事業費は15億円となっています。

増額の理由につきましては、アスベスト含有調査におきましてアスベストが検出され、その除去工事が必要となったこと、また、新たに建築するホールの敷地の地盤調査において地盤が脆弱であることが判明したため、ホールの基礎工事については杭基礎工事に変更する必要性が生じたことなど、これら工事に要する経費に加え、建設資材の価格高騰もその要因となっています。

事業費につきましては増大しないよう精査しながら今後も進めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）前回の議員全員協議会の説明では、たしか施工管理とかを含めて16億4,000万円、補助対象が15億6,000万円で、あとは起債が90%で交付税が約1億5,000万円ぐらいあるだろうというようなことを聞いていたんですけども、補助対象15億6,000万円というのは全部2分の1もらえるんですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）先般の2月14日の議員全員協議会でお示しした資料で総整備工事費15億円という形でお示しさせていただきましたけれども、その補助対象としては整備工事費、それから工事の管理の委託に係る部分、埋蔵文化財の発掘調査の工事、それらが対象になるというところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）それなら私が言います。説明させてもらった15億6,000万円というのが対象になるということで、2分の1もらえると。残りの分については、対象になる15億6,000万円の2分の1だからそのちょうど半分、その9割が起債で賄えると。その起債の交付税でもらえるのが1億5,000万円ぐらいあるだろうと。単費で最終的には6億5,000万円ぐらいの出費になるんだろうという話を聞いたんですけど、それでよろしいですね。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今、概算ではございますけれども、議員おっしゃられたところの単費としては、およそ6億数千万円と見込んでいるところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）私、細々といろいろ質問させていただくのは、町長の2期目の一番大きな事業ですよ、公約の中にもありましたし。これはやっぱりちゃんと物が建って、あと運用も住民に喜んでいただくものにならないと駄目なんで、工期の問題とか財源とか予算、予算というのか財源とその内訳、それは非常に大事になってくるかなと思うんで、こういう質問をさせていただいております。続きまして、6番目の工期ですけれども、5年12月末完成、6年4月に供用開始ということで確認をさせていただきます。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の6点目、工期の完成時期と供用開始時期について答弁申し上げます。

先月、2月14日の議員全員協議会においてお示しさせていただきましたとおり、工期につきましては令和4年7月に実施設計業務を完了し、その後、10月に入札を行い、令和4年12月議会におきましてご可決を賜りました後、令和5年1月から整備工事に着手いたしまして、令和6年1月に建物を完成、準備期間を経て令和6年4月の供用開始の予定として事業を進めてまいりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）6年1月完成ですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）建物自体は6年1月完成を目標に進めてまいりたいと思っております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）これ、ちょっと細かいことを聞いてあれなんですけれども、6年1月の終わり頃に町長選挙があるのをご存じですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）承知しております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）これは、普通はやっぱり12月末とかにある程度完成して内覧みたいなのがあって、グラウンドオープン、一般利用はその前に利用者の団体等に現場を見ていただいて、それで4月から実際供用開始というのが流れやと思うんですけれども、政治日程からいけばやはり12月というのを意識せなあかんと思うんです。これ、いろいろ先ほどの発掘調査も専門の業者でドローンを使ってどうかというような話とか、それから4年12月議会に契約案件を上げるということなんですけれども、恐らくこれ、分離発注と違って一本でいかないと時間的に間に合わんと思うんです。そんなのも含めて、やっぱりそういう政治日程にも合わせてこういうことをちゃんとしていかないと、町長の公約の中でやっている事業ですので、そういう点、今からもう修正ができないかも分かりませんが、そういうことを意識して仕事をしていただきたいと思うんです。そのあたりいかがですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今ご意見いただきましたとおり、やはり令和6年1月の町長選挙を見据えて、それまでに建物の完成、そして今おっしゃっていただいたように完成後におきましては内覧会とか、またこけら落としなどの何か完成でのセレモニー的なものを考えたいと、今鋭意そういったものを順次アイデアを出しながら練っているところでございます。十分その辺は我々も心得て業務のほうは進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）よろしくお願いします。

それでは、7 点目です。

約 1 年半の間、公民館・町民会館を閉めるわけですが、現在の利用者の代替施設です、その間。調整は進んでいると思うんですけども、どんな感じか教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の 7 点目、閉館中の利用者の代替施設調整について答弁申し上げます。

現在、公民館・町民会館では、熊取町文化振興連絡協議会、通称文振連でございますが、文振連に加盟し日々活動されているクラブが 39 団体あり、そのほかにも定期的に利用されているサークル等が 26 団体ございます。公民館創設当時から活動されてきたクラブもあり、これまで町としても活動を支援してきた文振連の加盟団体につきましては、その活動が継続できるよう活動内容や規模に応じて熊取交流センター（煉瓦館）や教育・子どもセンター、また、熊取図書館やふれあいセンターの各施設の居室を代替施設として調整させていただいたところでございます。

また、その他サークル等の団体につきましては、整備工事のため本年 11 月末をもって閉館する旨の周知を随時行うとともに、利用施設については煉瓦館や教育・子どもセンターなどの町有施設を紹介し、各自ご希望に応じた施設への利用申込みができる旨、ご案内させていただいているところでございます。

今後におきましても、随時、各利用団体からのご相談等に応じてできる限り活動が継続できるよう支援、調整を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）今ある施設の数で公民館と町民会館がその間なくなるわけですから、十分に 100% 希望に添えるかどうか分かりませんが、できるだけ努力いただいて、今の既存の施設でうまく調整できるようにお願いしたいと思います。

次、最後の 8 点目、お願いします。

公民館・町民会館の改修工事中、一時的に利用者が減となります。併せてコロナ禍での減少もあって、改修後の利用者増を図る対策をどう進めているか、教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の 8 点目、改修後の利用者増を図る対策について答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、整備工事期間中、加えてコロナ禍の中、利用者数の減少が懸念され、改修後いかに利用者数の増を図っていくかはとても重要な課題であると認識しています。

利用者の増を図る対策といたしましては、これまでの利用者の活動の継続、発展の支援はもとより、改修後の施設が文化創造施設として魅力あるものになるよう、新たなソフト事業の実施やイベントを通じたにぎわいづくりとともに、今回新しく建築するホールにつきましては音響環境も整っていますので、音楽活動をはじめとしたさらなる文化芸術の発展につなげていくための取組が大切であると考えています。

そのためには、施設の整備完了前からその方策を考え、施設整備と並行して取組を進めていかなければならないと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）新しい施設、ホール、それと公民館のほうも今までなかった 3 階まで使ってもらうためのエレベーターをつけて、中もリニューアルするということですので、これには 15 億円、16 億円のお金が要ると。これで使っていただく方が減ったりあまり稼働率が低いということではいろいろ

る問題になると思いますので、先ほど答弁いただいたようにホールの利用促進の体制づくりが必要だと思います。その体制について、今後、今年の12月には議会の契約案件で上がってくるということなんですけれども、そういうものも示していただけたらありがたいんです。そういう考えはございませんか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今おっしゃっていただきたいいわゆる運営という部分になってこようかと思います。運営につきましては、やはりいろんな方法がありまして、指定管理というところも方策の一つかと思っております。仮に指定管理者制度を導入するとすれば、令和6年4月からの供用開始というところになれば令和5年度が指定管理の選定作業をしなければならないという期間になります。となれば令和4年度中の早い時期に運営方法についての一定の方向性を出さなければならぬと我々も考えてございますので、その運営体制等々につきましては我々のほうで案としてまとまってきた段階でお示しして、またいろんなご意見等もお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）どうもありがとうございます。

今、理事が答弁いただいたのは、まあ普通のことですわね。管理体制をどうするかということは議会でも議論になると思いますけれども、ただ、やはり利用者の財産というんですか、利用者はどういう団体があってどういう使い方をしている、新たにまたこういう機能が増えたからこういう方が使ってもらえるんじゃないかと、そういうのを少し時間をかけてもやっておかないと、例えば新たな指定管理者が仮に決まったとしても、若干のノウハウを持っているけれど地元のことを知らないんで、やはり生涯学習の推進計画とかそういうつくりの中でいろんなデータとかアンケートを取っていますので、そういうことも含めて教育委員会のほうで主体的に考えていかないと駄目かなと思います。その点も含めて進めてもらいたいですけれども、教育長、何かご意見あったらいただけますか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）いろいろ公民館整備に当たりましてご意見といたしますか、ありがとうございます。ご心配をいろいろおかけしております。

今いただいたご意見とか、先ほどお示しいただきましたそういった各課のデータでありますとか教育委員会で持っているネットワークとか、いろいろそういったものをしっかり下地にしまして、委員会の中でその辺の案をしっかりと考えていきたいと考えております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）どうもありがとうございます。

私がこういう細かいことを言ったのは、やはり町長の2期目のメインの事業である。これはやっぱり失敗できない。成功せなあかん。

これ、16億円ほどもかけて造った。住民の人に喜んでもらわなあかん。ここで人が交流して、熊取町というところは人の交流もあって、いろいろできて、いいところやなど言ってもらいたい。そういう思いから今日は質問させていただきましたんで、その意を酌んでいただいて、今後、担当課のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

どうも、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

8番（河合弘樹君）皆さんお疲れと思いますが、多分、本日最後の質問となると思います。最後までよろしくお願ひいたします。

まず初めに、皆さんご存じだと思いますが、成年年齢です。

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この

民法が改正され、2022年4月1日、来月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となりますが、近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。

民法が定めている成年年齢は、1人で契約することができる年齢という意味と父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

例えば、携帯電話を契約する、独り暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときローンを組むといったとき、未成年者の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると親の同意がなくてもこうした契約が自分1人でできるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。さらに、10年有効のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取得することもできるようになります。

また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女とも18歳以上となります。

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限はこれまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から現状維持となっているということです。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対し責任を負うのも自分自身になります。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い撃ちにする悪質な業者もいます。そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年者のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要になってくると思います。

そうして、まず1つ目の質問の関連で成人式についてになりますが、成人式の時期や在り方に関しては、法律による決まりはありません。各自治体の判断で成人式は実施されており、多くの自治体では1月の成人の日前後に開催し、その年度に20歳になる方を対象にしています。成年年齢が18歳に引き下げられた後、対象は18歳の方になるのか、変わった場合は高校3年生の1月という受験シーズンに実施していくのが施行後初となる2022年度、2023年1月の成人式は18歳、19歳、20歳の3世代同時に実施するのかといった課題があると指摘されています。

そこで、法務省が成年年齢引下げの成人式の実施に関するフォローアップ調査というのを令和4年1月に結果報告されています。その中では、全国1,718ある市町村のうち回答があったのが1,176市町村、全体の約7割、そのうち大阪府では43市町村のうち34、全体の約8割が回答されています。

内容といたしまして、令和4年4月1日から民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、令和4年度以降に実施される成人式の対象年齢について既に方針を検討、決定していますか。

「決定している」と答えた自治体が83.7%、「現在検討中である」が13.9%、「検討していない」が2.5%になります。

令和4年4月以降に実施する成人式の対象年齢を教えてくださいとある中で、「18歳にする」と回答した市町村が2市町で、三重県伊賀市と北海道別海町の2市町だけが18歳で成人式をすると回答しています。そのほか、「20歳で成人式を行う」と答えたところが94.7%、ほぼです。その後、「21歳」と答えた市町村が50市町村ありまして、5.1%あります。

そのほかで、成人式の対象年齢を20歳または21歳とすることとした理由は何ですかで、回答が多い順で言いますと、「18歳の1月に実施すると受験と重なり出席者が減少するから」72.6%、「18歳で成人式を実施すると実行委員会の活動時期と受験などの準備期間が重なり新成人らが実行委員会に参加することが難しくなるから」が40.4%、「対象者が集まりやすいから」が39%、「過去に希望を調査したところ、20歳または21歳で実施することを希望する者が多かったから」が37.7%となっております。

令和4年度以降に実施される成人式の実施時期について既に方針を検討、決定していますかという問いに、答えが「決定している」が84%、「現在検討中である」が14.3%、「検討していない」が1.7%です。

そこで熊取町は、1つ目の質問の成人式について、2022年4月から施行される改正民法では、成人となる年齢が20歳から18歳に引き下げられるが、成人式の時期や在り方に関しては現在、法律による決まりはなく、各自自治体の判断で実施を委ねるとなっていますが、熊取町のお考えを答弁願えますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、成人年齢の引き下げによる、成人式の時期や在り方に関する熊取町の考え方について答弁申し上げます。

成人式の実施につきましては、議員もご承知のとおり、法律で具体的な実施方法等は定められておらず、対象年齢や開催時期等についても自治体の判断によるものとされています。

また、国民の祝日に関する法律では、成人の日を「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いあげます」日と定めていますが、「おとな」の年齢については明確な定義がなされていないことから、民法の成年年齢とは必ずしも一致するものではないとされています。

このような状況を踏まえ、本町といたしましては、飲酒や喫煙等において二十歳の年齢制限が維持されることや、18歳を対象に成人式を開催した場合、進学や就職の準備等の時期と重なり負担も考えられることも含め、従前どおり、二十歳を対象に1月の成人の日の前日の日曜日に実施する予定でございます。

しかしながら、民法における成年年齢が18歳になることから、成人式という名称については今後検討してまいりたいと考えております。

対象となられる方への周知につきましては、本年4月号広報やホームページでお知らせしてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）すみません、もう一度年齢のほうをお願いします。成人式の対象年齢。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）成人式につきましては、従前どおり二十歳を対象に1月の成人の日の前日の日曜日に実施してまいりたいと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。二十歳、従来どおりというのはありがたいことだと思うんですけども、18歳、19歳の方々についての周知等はどうお考えですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）個別に問合せがあった分についてはその都度お答えさせていただいているところでございます。そしてまた、先ほど答弁させていただきましたとおり、全体的には4月号広報、それからまたホームページのほうでお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。詳しくは来月の広報で載せるということで、これをちょっと見ていただいたら、泉佐野市の3月号の広報なんですけれども、4月から成年が18歳になると、1ページ

を使って分かりやすく掲載されているんです。熊取町のほうでもこれぐらい大々的に行うつもりでおるのでしょうか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）すみません、そこまでちょっと大幅には……。記事のスペースもあり、そこまでの記事にはなっていないかと思えます。

議長（二見裕子君）河合委員。

8番（河合弘樹君）やっぱり大きなことなんで、できたら大々的に、誰が見ても分かるぐらいにしたい。小さく載っているだけでは、載せていただけではあれと思うんで、誰が見ても分かる、みんなに広まるようにしていただきたいと思えます。LINE等もありますし、ホームページにも載せるといことなんで、これはもう成人式の日程も書いていますし、大事な若者の消費者トラブル注意等、二十歳になった、どれができる、成人になったら何ができる等詳しく書かれていますので、こういったものを参考にいただき、ちゃんとしていただきたいと思えます。

この質問に対しては以上です。よろしく願いいたします。

次の質問にいきたいと思えます。

2つ目の新型コロナウイルス濃厚接触者の休業補償についてですが、いわゆる一人親方、個人事業主という方々が濃厚接触者になり自宅待機で仕事を休んだ場合、国民健康保険の傷病手当金は支給されない。その名のとおり傷病手当なんで、無症状等であればそれは出ないかも分からないんですが、そのほかにも何か補償等がございますか。答弁願えますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、まず初めに国民健康保険の傷病手当について、ごく簡単にご説明をさせていただきます。

まず、本制度でございますけれども、国の財政支援の基準に基づきまして、給与の支払いを受けている被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱等の症状があり感染が疑われる方を対象に、療養のため労務に服することができず給与の支払いを受けられなかった場合、申請により一定の金額を手当として支給するというのが国民健康保険の制度の中にごございます。

ご質問のように、一人親方で給与の支払いを受けていらっしやらない方や濃厚接触者であっても無症状の場合は、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合でも国の財政支援の対象外となるため支給は行っておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、濃厚接触者になり自宅待機で仕事を休んだ方に対する休業補償等につきましてご答弁申し上げます。

いろいろ種類がございますが、まずは、こちらは貸付けの制度となります。社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業等により収入が減少した世帯に対し、緊急かつ一時的な生計維持のため、無利子、保証人なしで最大20万円の貸付けが受けられる緊急小口資金の新型コロナウイルス感染症特例や、収入減少が長期にわたる場合には、生活再建までの間、必要な生活費用として、同じく無利子、保証人なしで1か月当たり最大で20万円を3か月間、合計で最大60万円まで貸付けが受けられる総合支援資金のこれも新型コロナウイルス感染症特例があり、3月末まで申請を受け付けておるといような状況でございます。

また、国において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が30から50%以上減少した事業者に対し、中小法人は最大250万円、個人事業者は最大50万円を支給する事業復活支援金がございます。これは5月末までの申請を受付中という状況でございます。

また、このほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した個人事業者向けの融資制度として、日本政策金融公庫が実施する新型コロナウイルス対策マル経融資がございます。この融資制度は固定金利であり、融資後3年間は0.9%の金利引下げが実施されるとともに、当該3年間は特別利子補給制度を利用することにより、いわゆる実質無利子となる場合もございます。

貸付け、それから支援金、融資とも、個々に該当するかなど詳細につきましては、それぞれ相談

窓口がございますのでお問合せいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）いろいろと調べていただきありがとうございます。いろいろあるというのを私もある程度は分かっていたんですけど、詳しくお知らせいただきありがとうございます。

その中でちょっと確認なんですけれども、緊急小口資金の期間についてなんです。申請が3月31日までというのが令和4年6月末まで延長されたと私、調べたら出てきたんですけど、それはどうなんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、議員おっしゃられるとおりで、厚生労働省のほうからプレスのリリースとしては出されているんですけど、実はまだ正式な文書のほうが手元に届いていないというのが現状でございます。議員おっしゃられるとおりで、6月末までの延長というのがもうプレスリリースはされております。

ただ、この制度は府社協、それからそれを通じて社協のほうに通達されるんですけども、正式な文書が届いておらないんで、すみません、3月末ということでご答弁させていただいたところでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました、ありがとうございます。

この質問をさせていただいた趣旨の一人親方、個人事業主のことなんですけど、それでちょっと初めに戻らせてもらいます。傷病手当の件に戻るんですけども、会社員の場合であれば、長期入院をした場合もしくは出社できない等医師が判断した場合は傷病手当という補償が健康保険から支給され、直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額額の3分の2に相当する額を休業中最大1年半まで補償してくれる制度になっています。これは、病気で会社を休んだときのために全国健康保険協会、健康保険組合が補償してくれますが、ただ、一人親方の場合は国民健康保険なので、この傷病手当に関しては支給の対象外になるということで、一人親方は個人事業主なので、仕事を休んでしまった場合の補償は自分で貯蓄なりするほかないということになってしまいます。

医療保険等に入っていればそれなりのあれはあるんですけど、コロナにかかって熱があればとか、濃厚接触者では出ないとかそういった、あれは正月が明けてすぐぐらいなんですけれども、傷病手当について窓口で町内の住人が相談に行ったんです。まず、熱がないと駄目と言われた。それは傷病手当なのでそうかも分からないんですけども、その後、一人親方でも出ないと言われて、それはそれで実際そうなんです。そのときに、そのほか先ほど部長から説明いただいた緊急小口資金などがございませうとかそういう案内も一切なくて、それ以外にも、府ないし国のコールセンターで説明を聞いてくださいとかいう案内も一切なくて、もう一切ありません、分かりませんという窓口の対応があったということで、ちょっと私、相談受けたんです。そのとき、事業復活支援金というのは出るであろうと言われていて、1月31日から多分、申請があったと思うんですけども、これも分かっていたらこういうのもありますよと。コールセンターなりに電話して聞いたらあったのかも分からないんですけども、そのときに対応した職員は分からなかって、それはそれで分からなかったら仕方ないのかも分かりませんが、今は違うのかも分かりません。対応の仕方が変わって、もうここに電話してくださいと言うているの分からないですけど、ホームページもリニューアルしまして、もうすぐに、分からないときにたどり着けるようになっています。

そうやって住民が困るような対応だったという、ちょっとクレームがあったんですけども、それについて何かございますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）私のほうもその話の報告は受けてございます。本当にお恥ずかしい限りでございます。

住民の皆様からのお問合せがあった場合、そのお問合せだけではなく、それに付随してその方のお困り事の真意、それをしっかりと受け止めてご案内できる限りのことをさせていただくというのが、これはもう役場としてなすべき姿だというふうに思っております。

その報告を受けてすぐに窓口等に、今、コロナ関連での相談窓口のチラシというのを社協を通じたり、あるいは福祉委員会を通じたりして各戸へ配布も進めておりますけれども、窓口のほうにもそれは常備しておりますし、窓口の担当職員のほうも必ずそういった、一体この方はこういったご趣旨でお越しになっているのか、それをしっかりと受け止めて対応するよというところで現場のほうにしっかりと伝えております。本当にその対応についてはまずかったというふうに反省しております。申し訳ございませんでした。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。それで改善はされているということで、安心しました。

これ、健康福祉部だけのことじゃなくて全部署に関連してくると思うんです。やっぱり今こんな時期なんで心配になってどこに行ったら、それは国がやっていること、府がやっていることかも分かりませんが、分からないから聞きに来たというのに分かりませんか、やっぱりこういうのがありますよぐらい教えていただいて、今言うたチラシ等を置いているという、それだけでも全然安心すると思うんで、不安がちょっとでも解決できればなと思ひましてこの質問をさせていただきました。

今後ともよろしく願いいたしまして、質問を終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時50分」延会）

3月熊取町議会定例会（第2号）

令和4年3月定例会会議録（第2号）

月 日 令和4年3月4日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 田中 豊一 | 2番 大林 隆昭 | 3番 浦川 佳浩 |
| 4番 坂上 昌史 | 5番 文野 慎治 | 6番 鱧谷 陽子 |
| 7番 田中 圭介 | 8番 河合 弘樹 | 9番 矢野 正憲 |
| 10番 渡辺 豊子 | 11番 二見 裕子 | 13番 江川 慶子 |
| 14番 坂上巳生男 | | |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

| | | | |
|---------------------|--------|---------------|-------|
| 町 長 | 藤原 敏司 | 副 町 長 | 南 和仁 |
| 教 育 長 | 岸野 行男 | 総 合 政 策 部 長 | 明松 大介 |
| 総 合 政 策 部 理 事 | 野津 恵 | 総 合 政 策 部 理 事 | 東野 秀毅 |
| 総 務 部 長 | 林 利秀 | 総 務 部 理 事 | 阪上 章 |
| 住 民 部 長 | 巖根 晃哉 | 住 民 部 理 事 | 山本 浩義 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 山本 雅隆 | 健 康 福 祉 部 理 事 | 木村 直義 |
| 都 市 整 備 部 長 | 田中 耕二 | 都 市 整 備 部 理 事 | 白川 文昭 |
| 都 市 整 備 部 理 事 | 濱田 隆之 | 兼 道 路 課 長 | 永橋 広幸 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 中谷 ゆかり | 都 市 整 備 部 理 事 | 阪上 敦司 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 | 林 栄津子 | 教 育 次 長 | |

本議会の職員は、次のとおりであります。

| | | | |
|-------------|-------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤原 伸彦 | 書 記 | 瀬野 裕三 |
|-------------|-------|-----|-------|

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について
議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について
議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例
議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例
議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例
議案第8号 子どもの権利に関する条例
議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）
議案第15号 町道路線認定及び廃止について
議案第16号 町道路線認定について

- 議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）
議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算
議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

本日の日程に入るに先立ち、皆さんにご報告いたします。

現在、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が行われています。ウクライナ国民の方々に、多くの犠牲が、また故郷を追われ、避難せざるを得ないという状況が発生していることに、深い悲しみと強い憤りを感じているところであります。

この状況に対し、去る3月2日付で、ロシアに対し熊取町、熊取町議会議長の連名で抗議文を発出いたしました。その内容につきまして、説明に代えまして全文を朗読いたします。

ロシア連邦大統領、ウラジミール・プーチン閣下。

抗議文。

去る2月24日、貴国がウクライナに軍事侵攻を行ったことは、ウクライナ国民だけでなく、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に反する行為であり強い憤りを覚える。

今回の軍事行動は、市民の犠牲を生み、恒久平和を希求する世界の人々の気持ちを踏みにじるものであり、ましてや核兵器を使用することがあってはならない。

よって、熊取町は「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言の理念」に基づき、ロシア軍による攻撃やウクライナ主権侵害に抗議するとともに、対話による緊張緩和を進め、即時の攻撃停止と部隊の撤収、国際法を遵守した誠意ある対応を強く求める。

今ここに、熊取町民を代表して厳重に抗議するとともに、これから世界平和並びに地球規模での共存共栄に邁進されるよう強く要請する。

2022年3月2日。

日本国大阪府熊取町長 藤原敏司。

日本国大阪府熊取町議会議長 二見裕子。

以上であります。

戦争は断じて許されるものではありません。一日も早くウクライナに平和が訪れることを強く祈念し、皆さんとこの思いを共有するものであります。

以上、報告といたします。

議長（二見裕子君） それでは、本日の日程に入ります。

一昨日に引き続き、日程第4 一般質問を継続いたします。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君） それでは、私から一般質問させていただきます。

まず初めに、ただいま議長からご報告がありました、3月2日、熊取町長と熊取町議会議長名で在日ロシア連邦大使館に抗議文を送りました。熊取町は、核兵器廃絶と軍縮を願う平和都市宣言の理念に基づき、対話による誠意ある対応をロシア大使館に求めました。熊取町と議員全員一致でアクションを起こせたことは、とても重要だと思います。力には力で対抗することが必要だという意見がありますが、2つの大戦を経た教訓から紛争の平和的解決を求めたのが、国連憲章であり、日本国憲法です。一日も早く平和的解決を願ってやみません。

それでは、今回の質問は、コロナ感染症対策、ごみの回収について、国民健康保険料の3点について質問させていただきます。

まず1点目は、熊取町のコロナ感染症対策についてお聞きします。日夜、感染リスクがある中でも、住民の生活を維持するために現場で対応に当たってくださっているエッセンシャルワーカーの皆さんや、職員の皆さんに感謝申し上げます。

昨日は、国の決定であります。住民から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についての案内が届いたと、助かりますと、喜びの声をいただきました。対応ありがとうございます。

現在、第6波が押し寄せ、これまで以上の感染拡大が起っています。住民の感染状況及び熊取町の対応をお伺いします。

1つ目、保育所、学童保育所、小・中学校の状況はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、ご質問のコロナ感染症対策についての1点目のうち、まず、保育所、学童保育の感染状況及び町の対応につきましてご答弁申し上げます。

今年1月以降の感染の急拡大に伴い、家庭内における子どもの感染や職員の感染も急増し、特に1月下旬から2月中旬には、町立保育所や民間保育園等、また学童保育所でも、複数回の臨時休所やクラス、クラブ閉鎖を余儀なくされました。

このような状況の下、感染拡大防止対策につきましては、これまでも換気の徹底や施設内の毎日の消毒など、細心の注意を払うとともに、保育所等の職員で濃厚接触者が出た場合には、PCR検査の熊取モデルを感染状況に応じて活用してございます。

さらに、子どもだけでなく家庭内で感染の疑われる症状が出た場合は、保育所への連絡とともに、子どもの登所を控えていただくよう協力を依頼するなど、様々な手段により感染拡大防止に努めているところでございます。

また、施設内で陽性者が発生した場合、早期に適切な対応を実施することが重要となりますが、最近の保健所業務の逼迫を受けて、濃厚接触者の特定作業や休所期間の判断等は、保健所と連携しながら施設が行うこととなっております。

いずれにいたしましても、保育所や学童保育所は、コロナ禍でも原則開所とされておりますことから、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、小・中学校の状況及び対応についてご答弁させていただきます。

3学期がスタートした1月11日以降、オミクロン株と見られる感染の急拡大により、小・中学校児童生徒、教職員の感染者も急増しています。臨時休業についても、3学期開始以降、学校全体の臨時休業が3校、学年閉鎖や学級閉鎖も複数の学校で実施した状況でございます。

臨時休業の実施に当たっては、当初、陽性者が発見された場合、保健所による濃厚接触者の特定作業のため原則3日間を臨時休業とし、その後、必要に応じ学級や学年閉鎖を行ってまいりました。しかしながら、保健所の業務逼迫により、1月18日以降、これまで保健所が個別に行ってきた濃厚接触者の特定作業について、学校が協力して実施することとなりました。これにより、濃厚接触者の特定を効率的に進めることができ、濃厚接触者特定までの学校全体の臨時休業は行うことなく、感染拡大の状況にある学級のみへの対応で可能となっています。

また、現在主流となっているオミクロン株の、従来株に比べ潜伏期間が短く重症化しにくいなどの特性を踏まえた、大阪府教育委員会からの臨時休業の取扱いの変更要請を受け、1月28日より、直近3日間の陽性者と濃厚接触者がクラス全体の15%以上となった場合に学級閉鎖を、同一学年で学級閉鎖が複数生じた場合には学年閉鎖を、学年閉鎖が複数生じ、なおかつほかの学年でも感染者が存在するなど学校内で感染が広がっている場合には、学校全体を臨時休業とするといった運用を、現在、行っております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスについては日々状況が変化しており、今後も、国や府からの通知などを踏まえた感染拡大防止に取り組むとともに、児童生徒の学びの保障や心身のケアに努めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

今の答弁によりますと、保健所の逼迫で対応を、学校や保育所、学童保育ですか、そういったところの対応が変わったということが、今、説明であったんですが、1月18日以降と1月28日以降と、ちょっと今、2段階で、小・中学校のほうのご回答ではあったんですが、議員として、当初は学級閉鎖だとか学年閉鎖だとかいろいろ直接に連絡があったんですが、そういう運用に関わる変更がある中で細かい詳細な報告がなかったという部分では、一定対応に追われていたので大変だったんだろうなと推測するんですが、その運用が変更になったときの対応という、その学校側や受けているほうの判断というのはとても大変だったように思いますが、その辺はいかがだったでしょうか。保健所に代わって決めるということが。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）もともと学校で陽性者が出た場合の子どもの学校内での動きというのは、もちろん学校のほうが調査をしておりました。これは、保健所が濃厚接触者の特定をしていた場合も、もちろん保健所が学校の状況は分かりませんので、学校のほうが何々さんはこういう動きを学校でしていましたよというのは、当然学校がつかんでございましたので、基本的にはその作業は変わりません。

今まで、その状況を保健所に報告して、保健所でいろいろと調査をしている。保健所は独自に陽性になった子に連絡を取って、家でどんな生活をしていた、学校でどんな生活をしていたという聞き取りをするんですけども、学校のほうは学校のほうで、学校内での子どもの状況というのを保護者から連絡が入った時点で状況把握に努めていましたので、特段そこで学校の業務が増えたというわけではございません。

ただ一定、保健所の調査と学校の調査が並行してできて、学校のほうからこういう子どもが濃厚接触者に当たるよと、リストを保健所のほうに送らせていただいて、それをもって保健所のほうで判断していくということで、その濃厚接触者の特定の時間がかなり短縮できるようになったということで、特に学校で業務が増えたという部分はなかったように聞いてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）保育課のほうも同じような感じでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、教育次長が申し上げたとおりでございます。同じでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

今まで、保健所のほうが濃厚接触者として決めていたので、濃厚接触者の方の規定が保健所のほうから来れば、そうであるということではっきり分かったから、その辺で対応、仕事も休みやすかっただろうし、保護者の側の立場ではいろんなやりやすかった部分が、学校側から言われたことに対して、対応というのか、濃厚接触者であるということが、一定保健所からまた来るという形に変わったんだと思うんです。その間に期間がかかり、その対応が遅れたということの不安というのが濃厚接触者の側にはあるようです。

しかも、その濃厚接触者の濃厚接触者みたいな方もすごく不安になったりで、何か濃厚接触の関係の不安というのが広がったので、無料の検査キットとかに押し寄せてパンクしたような状態が実際にある、今でも進行中であるというふうに見えるんですが、ここでちょっと、今回の6波の中でもっと深刻なのが、高齢者施設でのクラスター等の対応だということが、子どもたちが一番大切なんで先に聞かせていただいたんですが、報道されています。町内での高齢者の施設での状況、クラスターとか起こっていたのか、その辺の状況が分かるようでしたら、お教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）高齢者の施設につきましては、従前と同様、保健所のほうが直接介入して、その対応、それから濃厚接触者の選定、そういったことに当たっていただいております。

町内、熊取町のほうはそういった施設が数多くございまして、その中で、何か所もいわゆるクラスターというのが連日報告されておったというような状況になっております。ただ、高齢者の施設でございます。そこで陽性者が出て、その施設の中で待機してもらうというのが基本になりますので、どうしてもその中で感染が拡大してしまうというようなものが現状となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ちょっと補足なんですけれども、濃厚接触者の特定というのは、あくまで学校では行っておりません。学校では、濃厚接触者の可能性が高いという方のリストを保健所に送らせていただいていると。それに対して、保健所のほうが濃厚接触者の決定をしているということで、学校のほうで濃厚接触者を特定しているのではなくて、あくまでも濃厚接触者の可能性が高いよという子どものリストを保健所に提供していると。あくまでも濃厚接触者特定の協力ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）今、教育次長が説明していただいた部分では、濃厚接触者という特定というのは保健所がやっているんだということですので、理解しましたが、保護者の方にしてみたら、親御さんだったりお友達だったりすると、自分たちで濃厚接触者と決めているのかもしれないですね。その辺の混乱というのが、不安というのが広がったのかもしれないですね。分かりました。ありがとうございます。

そしたら、あと、保育所のほうです。ちょっとごめんなさい、頭飛んでしまった。ごめんなさいもう一回、すみませんお願いします。もう一回、すみません。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）濃厚接触者の特定の作業といいますのは、今、教育次長のほうが補足で申し上げたのと全く同じでございます。そちらにつきましては、もう同じように濃厚接触者の可能性のある者ということで、保健所のほうに情報共有をしながら特定作業を進めていくという流れは、もう学校現場のほうと全く同じでございます。

それに基づきまして保健所のほうと連携しながら、最終この方は濃厚接触者ですよとなった場合には、それは、施設のほうからご家族の方に個別に連絡のほうを行ってございますし、それ以外の

方についてはもう、濃厚接触者ではないとは言いませんけれども、濃厚接触者の方、特定された方には既に通知はしておりますというような内容で、緊急のメール等々とか個別で電話対応してございますので、その辺はもう、自分のところは濃厚接触であるかないというのが、きちっとそれを分かるように、それはご連絡のほうはさせていただいてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、ちょっと混乱してしまって、すみませんでした。ありがとうございます。

今、高齢者の施設のことを聞いていたんですね。ごめんなさい。その高齢者の施設でのクラスター対応ですが、今、健康福祉部長の答弁の中では、やっぱり高齢者施設ではクラスターがあったということ、施設内での待機をされた施設もあるということで、やはり深刻だったということを受け止めました。町としてはどんな支援をされていたんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）高齢者施設への支援と申しますと、いわゆる物資の配給、例えば消毒液、あるいは手袋、マスク、それから接触する際のいわゆるガウンの配給とか、そういった物を配送させていただいたり、あるいは直接お困り事があれば何なりとおっしゃってくださいというような連絡の取り合い、そういったことは常にやっておるというような状況でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。物資の支給、配給で支援していたということで、その中で、介護者の職員の方の検査、PCR検査だとかは、どのようになっていたんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）質問のほうで、次にも出てくるかとは思いますが、いわゆる熊取町のほうで実施しております熊取モデルというのをフルに活用いただいております。

特に、施設の中でこれ以上の感染を防ぐという意味から、職員の方に朝一検体を取っていただく、もうお昼ぐらいにはその結果が判明する。もちろん、その入所者の方についても同様です。そういったような対応ということで、町としてできる限りの支援をさせていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。また後でちょっと聞かせていただきます。ありがとうございます。

その高齢者の施設での状況をどうしたらいいのかなと、物資の配給と検査だけで、それだけでいいのかなと、ちょっと不安があるんですが、今後、どのように考えておられますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）高齢者施設につきましては、職員の方、従業員の方については、定期的なPCR検査、これは大阪府のほうで、一旦まん延防止のほうで解除されたときに中止になったんですけども、再度それが復活されております。

それで、高齢者施設のほうはそれをほぼ実施していただいておりますので、今後、だんだんと落ち着いていくのかなというふうに期待しておりますので、今後、だんだんと落ち着いていくのかなというふうに期待しております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

第5波から6波にかけて一定落ち着いた時期がありましたね。このまま終わったらいいのになと思ったんですが、その間のやっぱり政府の対応が遅れたことが、ワクチン接種の遅れや検査キットの不足へとつながったのではないかなと思っています。感染が落ち着いたときこそ、世界の状況を把握した上で、保健所の体制強化や感染者全員の治療や必要な人の入院できる体制など、国が責任

を持って進めていっていたならば、もっと感染拡大は抑えられていたのではないかと思います。

今、大阪は全国で飛び抜けて多い死者数、そして高齢者施設の相次ぐ集団感染、保健所や医療機関の危機的な状況、コロナ陽性と診断されながら何日も行政から対応されず、重症化でも放置されたというようなニュースが出ています。

前回の答弁の中に、国が決めたことをするのが町の役目といったような答弁をいただいたんですが、国の指示以上の独自の取組として、住民の命を守るための対応が必要だと思います。もちろん独自施策もやっているわけですが、現在の感染者数は、ネットで毎日報告がございしますが、自宅療養されている方の数とか対応だとか、また悔しくもお亡くなりになった方、どのくらいおられますか、町内で。その数字は発表されなくても、担当課がつかんでいることが大事だと思います。これまでの答弁では、保健所が把握しており町はつかめないとの答弁でしたが、その状況は今も変わりありませんか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご質問の中にない分でございます、手持ちに詳しい資料のほうは持ち合わせてございませんけれども、以前から、この自宅療養者あるいは濃厚接触者の数につきましては、災害が起こった際の対応のために必要やということで、保健所のほうからは週末に一定の数の報告はございます。

ただ、濃厚接触者は、先ほど来から話題になっておりますように、数が物すごい数になっておりますので、その数については、大阪府保健所としても全ての数を把握し切れていない。ただ、自宅療養者の数については、週末、一定の数、熊取町で自宅療養者何名という報告のほうは受けてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今、健康福祉部長から、自宅療養者については避難の関係で一定の数のデータの提供があるということで触れさせていただきましたけれども、私が今現在でつかんでいるところで、26日土曜日、週末になるんですが、の時点で688名という自宅療養者が町内でいらっしゃるということでの情報を得ております。その後の情報については、今のところちょっと私としては把握しておりません。

以上でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。688名おられるということで、毎週の週末に報告があるということですね。ありがとうございます。

この中には、先ほどお話があったように、陽性者と濃厚接触者も含まれている自宅療養者ということで理解してよろしいんですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）もう単に自宅療養者ということでの、私どもにいただいているデータの中身であったと把握しておりまして、今ちょっと私も、数だけ、ちょっとここに置いておりましたので報告させていただいたんですが、詳細については、ちょっと今のところデータとして持ち合わせておりません。

以上でございます。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）そのデータにつきましては、いわゆる陽性者の自宅療養者でございます。

濃厚接触者の数は含まれてございません。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

ちゃんとかんでいたということだけでも、つかんでいなかったら何も対応できませんもんね。どういふものが必要で、どういふふうにいるかということも分からないので。それで、つかんでいるということで、この対応は保健所から対応しているんですか。熊取町からも、何かこっちから電話かけたりとかして対応していることはあるんでしょうか、相談待ちなんですか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらにつきましては、いわゆる陽性者の方のプライバシー保護ということで、保健所からの数の通知も、氏名とかそういったものは一切ございません。こちらから陽性者の方に直接ご連絡を取るということは、これはできません。

ただ、陽性者の方、あるいは濃厚接触者の方、非常にご不安だろうということで、これはもう直接町長のほうから、そのご不安を解消する何か方策を考えろというご指示があり、住民の皆様方に分かりやすいチラシ、これを作って、それをあらゆるところに配って掲示しなさいという指示がございまして、それを実施し、そして保健所のほうからは、また次のところの質問に関連するんですけども、いわゆる自宅療養者の方で生活物資にお困りの方とかがおると、保健所からは配食サービスはこれはあるんですけども、生活用品の配給というのはこれはございませんので、そういったお困り事があれば、直接町のコールセンター、こちらのほうにお問合せくださいという、そういうことは、自宅療養者の方へ保健所のほうから直接ご案内いただけるようになっております。そういった形で、何らかのつながりを持てるような方策、これは講じておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。今の状況では、そのようにお知らせする形で、チラシを使ったりして、いろんなところでということですね、分かりました。

とにかく自宅療養者の方は外に出られないので、受け取る期間も限られてくるんで、保健所から来る分しかきっと手元にないだろうし、スマホを携帯される方は、ホームページとかそういうふうなので情報が入るかも分かりませんが、つらい、喉が痛くてしゃべりにくいだとか、そういったときに、自分でアクションを起こさないと、何か助けてもらえないというのがちょっとつらいかなど。相談に乗ってもらえないというのがね。自分から相談で電話をかけないといけないという、そういう状況だということですよ。何かありますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、町のほうから直接ご連絡とか取れないんですけども、保健所のほうからは定期的にそのやり取りのある、もちろんスマホを使ったりだとか、スマホを使えない場合は直接定期的にご連絡が入ったりとか、そういった形で、ご不安にならないような方策を最大限しておるといふふうを考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。また何か手段があれば、保健所と一緒に何かできることがあれば、またお願いしたいなと思います。

2つ目の、ちょっといろいろ重なってしまって申し訳ないんですけども、質問に入らせていただきます。

自宅療養者と町が独自に行っている支援についてお聞きします。

前回の答弁では、保健所から熊取町の生活支援の案内をするとの回答でしたが、保健所が逼迫状況にあるので、実際にはどうなっていますか。ちょっと回答を用意して下さっていると思うんで、お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の自宅療養者に町が独自に行っている支援につきまして

ご答弁申し上げます。

本町では、新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となられた方で、近くに支援を受けることのできる方がいない、食料品などの宅配の申込みが難しいなど、電話等での買物ができず支援が必要な世帯を対象に、パックの御飯やレトルト食品、飲料水などの食料品や、トイレットペーパーやティッシュ、石けん等の日用品を詰め合わせた生活支援パックの配布を希望される方に対して行っております。既に、3月4日時点でございますけれども、74件のご利用をいただいております。

これからも、自宅療養者となられた方々の不安軽減につながるよう支援してまいります。

以上、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。74件の方が利用しているということですね。分かりました。また周知のほうもお願いしたいなと思います。

では、3番目の検査体制の状況はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目の検査の状況、対応についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査状況といたしましては、感染拡大に伴い発熱等の症状による検査希望者が増え、医療機関での検査体制も逼迫しておると、そういう状況でございます。

まん延防止措置が取られている中、個々の状況に応じた検査体制が整備され、発熱等症状のある方はかかりつけ医等の医療機関へ、感染不安のある方で症状がなく濃厚接触の可能性がない場合は、大阪府の無料検査事業の対象と、拡充されております。

また、本町の独自の検査体制として、医療現場の逼迫時及びクラスター対策を目的とした関西医療大学との協定により構築いたしましたPCR検査体制である、いわゆる熊取モデルがございまして、町内医療機関や高齢者施設等からの検査依頼により、1月中旬以降、ほぼ毎日依頼が入っておりまして、日に60件以上の検査を行う日もある状況でございます。

医療機関における検査試薬が不足しておるといいう中で、町内医療機関に事業の周知を行ったところ、新たに4か所から関西医療大学との契約の申出があり、その日のうちに検査結果を提供できることから、検査結果に応じた速やかな対応につながっておるといいうことで、医療機関からも好評を得ておるところでございます。

また、11月補正で構築いたしました社会経済活動のためのPCR検査への助成制度につきましては、大阪府の無料検査事業が構築されたことから、申請は2月15日現在で26件程度でございますが、府の無料検査事業が終了した場合は、本町の事業を活用いただけると、このような状況になっております。

このように、感染状況や目的に応じたPCR検査体制の拡充を図っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

12月議会で一生懸命審議されて、熊取町の補助制度が、3月まで8回というその補助制度ができて、すごい、やったなと思った後に、すぐに大阪府が無料でということ、まあ、ありがたいなと思いました。熊取町も頑張ったし、大阪府も頑張ったんだということ、始まったんですが、それが期限がありましたよね、当初。1月末ぐらいまででしたかしらね。それ、今どのぐらいまで無料で行われているんでしょうか、そのほうは。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）大阪府の事業のことでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）今現在、期限のほうについては、このまん延防止等の関係もありますし、

延長されて、今も継続されておるといような状況です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。大阪府はまだ延長ということですね。熊取町のほうは3月末まで、今月末までということですね。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これにつきましても、一応の期限ということではございます。ただ、これはもう感染状況を十分見定めた上で、もちろん財政当局とも協議の上になりますけれども、必要に応じた期間設定というのは当然考えさせていただきたいと思っております。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。よろしく願いいたします。ぜひ継続していただけるようお願いしたいなと思います。

それから、介護職員の件については、熊取モデルが今生かされているという答弁をいただいたんで、それで理解しました。前回の答弁のときには、何か府のほうの補助がなくなりまして、それで何か携帯でやる簡単なPCR検査をするという答弁があったと思うんです。それから何か変わったことはありますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）スマホを使った検査というのは、それは今もございますが、前にも申し上げたとおり、定期的なPCR検査が復活しておりますし、それから、もし何か起こったときには、もう即ご相談いただいて、こちらのほうから、よかったらこういう制度がありますのでご利用できますよという案内、それはもう個々、個別対応させていただいておるところでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

4点目のワクチン接種状況、3回目のワクチン接種状況等をお聞かせ願えたらありがたいです。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、4点目のワクチン接種状況についてご答弁申し上げます。

1回目、2回目のいわゆる初回接種は、10月には接種率80%を超え、順調に推移し、12月からは、2回目接種完了した18歳以上の方を対象に、3回目のいわゆる追加接種を進めておるとい状況でございます。

3回目の追加接種が8か月以上経過した後に混乱なく接種できるよう、11月には実施計画を作成しておりましたが、第6波の感染拡大が続く中、接種の前倒しを徐々に進めており、この3月からは2回目接種完了から6か月以上経過したという方に対する接種可能というふうに前倒しを実施しております。

接種状況でございますが、2月17日現在で、1回目接種完了者が3万4,285人、接種率で87.3%、2回目接種完了者が3万4,086人で接種率86.8%、それから、3回目接種が5,199人で、接種率14.4%となっております。

直近の数字も、今日朝一、拾っております。すみません、1回目接種からもう一度申し上げます。1回目接種が、これは3月4日時点、直近のデータでございます、3万4,332人、接種率87.4%、2回目接種が3万4,140人、接種率86.9%。それから、3回目接種が1万128人、接種率で28.1%。かなり加速度的に接種率3回目の分が上がっておるとい状況でございます。

また、5歳から11歳を対象とした小児用のファイザー社ワクチン接種を、これも3月上旬から、町内では小児科3か所で実施をいたします。

今後も、感染状況やワクチンの供給状況も踏まえながら、医師会や関係機関と連携し、速やかに接種できるよう推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。医療機関の皆さんのご協力を得て、本当に速やかに行えるように取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

希望する人は受けていただいて、希望しない方も多分おられるんで、その辺も強制することなく、その人の判断で、ぜひ、子どもの接種なんか特に親御さんや子ども自体の体調やいろいろありますので、慎重にやっていただけたらいいなと思っております。ありがとうございます。

では、5点目の独自支援の継続を求めますが、いかがでしょうかということで、施政方針の中で、循環バスは継続してやるということで、ありがとうございます。

あと、気になるのが学校給食費、それから副食費なんですけれども、その辺はいかがですか。
議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、コロナ感染症対策についての5点目、学校給食費の無償化など独自支援の継続について答弁申し上げます。

令和4年度において継続する独自支援につきましては、先ほど江川議員からもございましたとおり、少しでもコロナ禍で影響を受けている住民生活の支援につながるよう、また、新型コロナワクチン接種の促進にもつながる町内循環バス、ひまわりバス運賃無料化事業を継続することとし、令和4年度当初予算に事業費を計上しております。

ご質問の学校給食費の無償化などの継続につきましては、令和4年度一般会計当初予算において、総額12億円を超える基金繰入れにより何とか収支の均衡を保っているという厳しい現状であることや、今後の財政状況などを総合的に判断の上、事業の継続を見送ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）これから予算審査に入ってくるんで、そこでもまた質問があるかと思うんですけども、現在のところは、12億円の基金の繰入れの中の厳しい財政状況の中で、令和4年度は見送るという方向で今考えているということですね。分かりました。

その辺は、ぜひとも子どもたちの世帯を支援するという意味でも継続してほしいと思うんですが、そのことも含めて検討されていたんだとは思いますが、どうにかできなかったのかなというのはいちよっと思えます。一応そういうこととして受け止めておきます。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）この副食費、給食費の延長につきましては、本当にもう我々、この熊取町の経済対策の大きな柱と捉まえて、この2年間しっかりとやってきたつもりでございます。

当然、年末から年始にかけて、町長、副町長以下、この件につきましては本当に慎重に慎重なる検討を進めてまいりまして、ただ、2年間という長期間にわたりまして、2億4,000万円掛ける2ということで4億8,000万円、熊取町にとって非常に大きな予算を投入してまいりました。当然、他の世帯とバランスということも、これ非常に大事な観点だと思えます。

そういったことも含めまして、財政状況、12億円の繰入れということも総合的に勘案しまして、我々のほうとしても本当にもうやむなく見送ったというところ、このあたりはご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういう状況だということは理解しました。

隣の泉佐野市はやるということの方向で今進んでいるみたいなんで、やはり同じ子どもたちが、この熊取町におるがゆえに払わなあかんみたい。まあ、必要なものやから出すのは基本なんですけれども、だけれども、やはり泉佐野市と熊取町でこれだけ違うというのは、やはりないほうがいいかなとは思えます。子ども世帯を支えるという意味でも、ぜひそこは続けてほしいなというのが私の思いです。一応思いだけ伝えておきます。

じゃ、次、時間がなくなってきましたので、2点目の質問に入らせていただきます。

コロナ対策については、本当に職員の皆さんのご努力、本当に感謝していますし、予算もつけていろいろ対応していただいているので、ありがたいなと思います。早く収束したらいいんですけども、まだまだ続きそうですので、職員の皆さんも感染しないように努力しながら頑張っていただきたいなと思います。

では、2点目に入ります。ごみの回収について。

これも、何度も何度も言っていて、まだするんかと言われるかもしれません。しかしながら、住民の声としては高く上がっているんです。買物難民と同じぐらい深刻なんです、ごみを出すのも。何度も質問しているんですけども、カラスや野良猫の被害でごみが散乱することがあると。ごみの置場への網やケースに対する補助、もし熊取町がそういうのがあれば助かるなという声なんですけれども、こういったことをできないでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、ごみの回収につきましてご答弁申し上げます。

まず1点目のごみ置場への網やケースに対する補助についてでございますが、議員ご指摘のごみ置場が荒らされるといった住民の方からの苦情については、年に数件程度という状況であり、住民の皆様のごみ置場に対する主体的な適正管理に感謝しているところでございます。また、環境課では、必要に応じ、自治会長をはじめマンションの管理会社などに対し、適正管理について啓発させていただいたりもしております。このような状況でも発生する被害への対応といたしましては、ごみ収集時において委託業者が清掃を行ったり、職員が出向き、回収、清掃を行い、対応をしております。

また、対策といたしましては、まずは、排出される生ごみをできる限り削減するよう一人一人が心がけるとともに、排出された生ごみは新聞紙などで包み、十分に水分を切って臭いを減らし、ごみ袋の中心部分に入れ、その口をきっちり縛るなど、工夫することが重要であると考えております。

議員ご質問の防鳥ネットやごみボックスに対する補助につきまして、現状では考えてはございません。引き続き地域の皆様には適正管理へのご協力をお願いしつつ、町として今後とも生ごみの削減に向け、食品ロスの削減、生ごみ処理機に対する補助制度の活用、また、生ごみの適正な排出などに対する啓発を有機的につなげ、広報やホームページ、イベントなどを通じ発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）現状では考えていないと、ばさっと切られてしまったんですが、今、町内を歩いたり、車で走っていたりすると、いろんな工夫されているのも拝見します。ネットをかけているところもあれば、ケースを置いてあるところ、カラスのくちばしが入らないようなケースにしないと駄目なんです。100均で売っているようなちょっと大きなケースを自分で組み立ててというのでは、くちばしが入ってしまうんで、やはり何かちょっと特殊な感じのものを設置していて、それも、しかも邪魔にならないように折り畳みにしてとか、本当に住民の努力が見られます、あちこちで。

本当に困っているからこれだけの努力がされていることに対して、町は何ら、ご理解ください、支援しませんみたいな形になってしまっているんで、ちょっと残念だなと。自分のところが困っているから、自分のところで買うてきたネットを広げてみたら、よその家の人が入れてきたと。これは自分のところで買ったのに、ほかの人のところも入れてきたら、それは嫌やでという話とか、もうしようもないことですよ。一緒にやったらいいんだけど、自分のところでお金出しているんやからという、その細々した住民の感情的な部分が出てきてしまって、隣近所のお付き合いというのが難しくなる。

じゃ、その人たちも、私らはお金出せへんと言うているわけ違うやんと。自分らもお金出すしということで、その後、話になって、協力して、その分の集まったお金は、次に網が古くなったときに使おうとかいうて、ためるみたいな、そういう話だとかに進んだとかいうケースもあるんです。

いろんなところで、自治会が中心になって、あっせんというのかな、紹介という形で、軒数によ

ってお金を拠出して出すとか、そんな工夫もしているところもあります。それぐらい、ごみ出しというのが住民にとってとても大きな日常の問題なんです。そういうところに、町が補助金をこの点について出しますということをつきかけに、一緒に出している人たちが、それを得るためには、何名以上の世帯でこういうふう申請して、まとまって、やはり後片づけもして、置き場所も考えてとかいうことであれば、2,000円でも1,000円でも何か補助が出ますよという形にすれば、とてもそれは話合いがまとまりやすいし、何か町もやってくれているんだなという気持ちが住民に伝わるといいう、そういうふう思ったんで、今回そういう要望を聞いたんで、時間ちょっと減ってきたんですが、言わなければいけないなと思って、質問させていただきました。

ぜひ検討していただきたいなと思います。ちょっともう答弁要らない。ありますか。ないですね。

あと、小型不燃物についても同じなんです。これについても、小型不燃物、高齢化していますし、ごみが本当に出しにくいと、出せない。片づけられなくて家の隅に置いているとかね。それで、電話をしたり、袋に入れて、センターですか、そこへ持っていけば回収してくれるということなんです。今、どのぐらいの回収状況がありますか、小型不燃物の。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）令和2年度の実績ということで申し上げます。

役場での拠点回収は195件で230袋。駅下にぎわい館でも拠点回収しております、そちらが270件で316袋。あと、指定ごみ、粗大ごみ等の処理券の取扱所を町内で3か所の事業所をお願いしている部分でありますけれども、そちらの3か所合わせてなんですけれども、2件で4袋ということで、合計で467件の550袋が令和2年度の実績となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。まだ数的には少ないというふうに認識します。

可燃ごみと同じようなところに、月1回でも、月1回は無理やったら半年に1回でもいいんです。その日を決めて、そこへ指定袋で置けるというだけで、出しやすくなると思います。貝塚市が、それを復活して今やっているんです。やはり免許返納された方もいます。持って歩くということが、やはり高齢化の中で、とても重くなるし、ああいうものは。そういうことも考えて、ぜひ導入していただきたいなと思います。要望にしておきますが、答弁ありますか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それに対する答弁、まだやらせていただいておりますので、まず、ちょっと答弁させていただきます。

2点目の小型不燃ごみの収集場所についてでございますけれども、現在、小型不燃ごみにつきましては、町指定の粗大等ごみ袋20リットル袋に入る場合は、町内5か所で拠点回収を行っております。そのうち、役場、駅下にぎわい館の2か所では、土、日、祝日も回収を行っており、町民の皆様の利便性向上を図っているところでございます。

ご質問の住まいに近いところでの排出につきましては、現在のところは考えておりませんが、電話、インターネットでお申込みをされますと、自宅まで委託業者が回収に伺っており、住民サービス向上の観点から、その要請にも応えているものと考えております。

また、電話申込制導入の理由の一つとして、平成25年の熊取町廃棄物減量等推進審議会での答申の中で、電話申込制は不当排出の防止に有効な方法であり、排出者の自覚と責任を促す効果を期待できることから、排出の抑制を進めていくことが望ましいという提言をいただいたことによるものでございます。

また、平成30年度では、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画中間見直し版の策定時に開催した熊取町廃棄物減量等推進審議会におきましても、電話申込みにより自宅まで小型不燃ごみを回収に来てもらえるということは、すばらしい制度であるとの称賛のお言葉もいただいております。

以上のことから、今後におきましても、現状の収集体制を維持しながら、引き続き現行制度の趣

旨や排出方法等の普及啓発を行うことにより、町民の皆様に当該制度を一層ご利用していただけるよう、その浸透に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。電話申込みの数も聞きたかったんですけども、これはまた予算のときに聞かせていただきたいと思います。

その電話をかけるときに、何が入っているかとかいうのがとても面倒くさい、瀬戸物がどうか家具の大きさとか、いろいろ聞かれるのが面倒くさいと。インターネットを使うんやったら、何か写真でぼんと撮って、それでぼんと送れば、もう報告せんでいいみたいな、そんなアイデアもあると思うんで、またそんなんも簡単にできるようにお願いしておきます。

じゃ、すみません、3つ目の最後の質問に入ります。4分。

国民健康保険料について。

日本では、国民皆保険と呼ばれる考え方で、全ての方に健康保険、医療保険への加入が義務づけられています。国民健康保険は、職場や組合の健康保険に加入しない方を対象にした市町村長が運用する健康保険です。対象となる方には、自営業の方やパート、アルバイトの方などが含まれています。ですので、収入の少ない方が必然と多くなってしまいます。保険料を引き下げる努力を求めますが、いかがでしょうか、答弁よろしくをお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、国民健康保険料についてご答弁申し上げます。

議員の皆様方には2月14日議員全員協議会でもお示ししたとおり、令和4年度の大阪府市町村標準保険料率は、前年の令和3年度と比べ、後期支援分を除いて上昇となっております。

しかし、令和3年度は、前年度の医療費が減少したことから、さらに、府の保険料抑制対策の拡充などにより保険料率が全体的に抑制されたこともあり、前年度である令和3年度との比較だけでは伸びているものの、2年前の令和2年度と比べますと、後期支援分の均等割を除いて令和4年度が下回っており、現状は、連続して増加しておるといっていただけではございません。

また、本町では、医療分の平等割について、さらに独自の激変緩和措置を行っておるため、令和4年度の標準保険料率をそのまま適用すると、世帯の構成割合が最も多い単身世帯で所得なしの世帯で、令和3年度と比べ、年間額ではございますが1,384円、5.9%の増となっております。

今後、令和6年度に保険料率が統一されるため、町独自の激変緩和措置を実施する場合には、段階的に標準保険料率に近づけていくよう配慮する必要がありますので、令和4年度においても激変緩和措置を行うか、また、行うとすればどの程度行うかについては、今後の府の取組や本町の財政状況なども勘案しながら、5月に開催予定の本町の国民健康保険運営協議会にお諮りすべく、検討と準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、保険料は医療費の支払いのため皆様にご負担いただいているものですが、医療費が抑制できれば保険料も減額できるということが、令和3年度の保険料率で明確に証明されているところでございます。

皆様方が安心して良質な医療をいつでも受けいただける保険制度を持続可能なものとするためにも、また、お一人お一人が健康で幸せであっていただくために、熊取町では保健推進事業として、タピオステーション、また、「めざせ！がっちり健幸」などの取組を皆様と共に推進し、医療費増嵩の抑制と保険料の抑制にもつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

今回、子どもの均等割の導入が入りまして、4月からの負担軽減が未就学児だけの補助金が半額

にとどまるんですね。そういうことも含めて、ちょっと一定引下げの効果があるのかなと期待しているんですが、1点だけ、その基金は、平成30年から国民健康保険の基金の積立てが6,000万円近く行われているんですが、元年も令和2年も取崩しなしでできているんですが、昨年度の見通し、基金だけ聞かせていただけますか、すみません。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長、まとめてください、短く。

健康福祉部長（山本雅隆君）決算がまだ確定してございませんので、余剰額については、今ちょっと詳しい数字は申し上げることはできないんですけれども、現状の基金額にさらに積み足しできるというような現状になっております。ですので、それを原資とした激変緩和については、今現在、検討、調査、調整しておるといような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）積み足しされるような見通しだということなんで、その分も使って激変緩和措置に生かしてもらうように、よろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、デジタル田園都市国家構想への対応についてということで質問させていただきます。

まず、その1点目、デジタル田園都市国家構想推進交付金が令和3年度補正予算で組まれています。本町の対応はどうか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、デジタル田園都市国家構想への対応についての1点目、デジタル田園都市国家構想推進交付金への本町の対応について答弁申し上げます。

デジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して、地域の個性を生かしたサービスを地域、暮らしに実装する事業に取り組む地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費の2分の1を国が支援するものです。

ご質問の当該交付金への対応につきましては、全庁的に交付金活用事業を照会し、その結果、ユーチューブ動画によるデジタルを活用した情報発信に関する事業や、農業従事者や商工業事業者による次世代通信関連設備の導入等のデジタル化により生産性向上を支援する事業などについて、事前相談を経て、交付金の申請を行ったところでございます。

なお、国の交付決定時期につきましては、4月上旬予定とのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）じゃ、交付金の申請という部分に関しては、今言われたものだけですか。ほかには考えていないんですかね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今、例示という形で2本お示ししたもの以外に、あと合計で4本の事業について申請させていただいているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ほかの2本は、今、じゃ、まだ言えない感じですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）中身につきましては、4本なんです、それぞれ申し上げますと、先ほ

ど申し上げたユーチューブの分と、農業従事者、商工業事業者に関する部分の2本に加えて、くまとりやものの販売促進事業というものと熊取図書館電子図書館事業というものを、併せてこの2本を追加して4本での申請という形で行っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今年度の予算の分ではそれぐらいなのかなと思うんですけども、来年度、またこれ予算を組まれるんですけども、それには何か今現在、来年度分で考えているものはありますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）来年の分ということですので、現時点でこれという形で何か決まっているものというのはいないんですけども、この国の交付金事業が今後これから継続して措置されるということであれば、今回行ったような、庁内でデジタル田園都市国家構想に沿うような事業について照会をかけた上で、できるだけ財源という形での確保については努めていきたいということと考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そこは、国もこれだけ大きい予算をつけるということは、何でかなと考えたときに、ちょっとコロナで給付金、大体全国的に全然システムが使えなかったよねというのがあって、これだけ多くの予算をつけるのかなというのが僕の判断なんですけれども、そこにきて、もうちょっといろいろ考えて、先んじていろいろ施策検討してほしいなと思うんです。なんで、まだちょっと考えていないですみたいな感じやったんで、もうちょっといろいろ案が欲しいなと思うところです。

実証実験でデマンドタクシーとかもやったんで、その結果もまだ出ていないので、やるかどうかという判断については難しいところではあると思うんですけども、そういうのも検討課題に入れていただきたいですし、あと、ほかの自治体でもやっているアプリを利用して、この道が割れていますよとか、写真撮って住民に教えていただくというような事例もあります。あと、行政手続のオンライン化をもっと進めてほしいなと思うんですけども、そういった課題は、今、全然検討課題には上がっていないんですかね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）何点かご指摘いただいた中で、先ほど議員のほうで、オンデマンドの実証実験のほうが今回ここに載っていないという件につきましては、我々、事前相談の段階ではこれも含めて上げていました。ただ、本町が今これ実証実験ということでやっておりますので、国のこの推進交付金の要件としましては、先ほども申し上げましたけれども、実装するものが対象になっているということで、これは、今後、実証実験を踏まえて、これを本町として取り入れて実装していくということになれば、当然これを対象に考えて、申請していくことは考えていきたいと思っております。

また、先ほども例でおっしゃった道の損傷箇所のアプリにつきましては、これ、ご存じかと思いますが、LINEのほうで一定そういう通報システムというのは入れておまして、それはこちらのほうで対応させてもらっているということで、ご理解いただきたいと思います。

また、行政DXオンライン申請についての件につきましては、ここでは上がっておりませんが、本町、当初予算のほうでも、オンライン化というものにつきましては、一定着手する予定で当初予算措置しておりますし、これに係る財源ということでは、ここでは対象になっていませんけれども、別途国のほうで措置されている交付金について、いわゆるオンライン化で26手続を国においては進めていきたいということの計画がある中で、これに係る、我々オンライン化を令和4年度で進めていくわけですけれども、これが交付メニューでございますので、これにはのせられるように、これからなりますので、手続は考えているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

いろいろぜひ進めていってほしいんですけども、その中でもう一つ、この交付金のテレワークタイプというほうで、サテライトオフィスです。大林議員が以前からよく言っていたようなサテライトオフィスとかの設置にも交付金があるようなんですけれども、そちらのほうは考えていませんか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）事業としましては、今、具体的に何かここをサテライトオフィスにするというような動きでは、まだこれからという段階ではございますけれども、別途また産業活性化基金のほうでもこういった事業に係る補助みたいなのメニューも盛り込まれている中で、今後、これが町として、事業としては進んでいくことがある中で、この田園都市国家構想推進交付金が対象になれば、これは戦略的に財源として取りに行くことはまた考えていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひ、これからというよりは、もう考えておいてほしかったなというのが本音ではあるんですけども、都市部では、コワーキングスペースとかシェアオフィスとか、非常に利用者が多いので、そういったネット環境が整ったシェアオフィスとか、サテライトオフィスもそうですし、コワーキングスペースと言われるようなそういう環境、空間をもうちょっと考えていって、ぜひ積極的に設置する方向で検討していただきたいし、そういう事業者がなければ無理なんだろうけれども、それを押し進めていってほしいなと思うところなんですけれども、これから考えますという感じですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、サテライトオフィスの件に関しましては、先ほど総合政策部理事のほうからご説明ありましたように、産業振興アクションプログラム及び活性化基金の見直しのほうで、当然そういった取組について何らかの支援をしていくということで、項目は上げさせていただきます。

ただ、現在、まだ中期項目というところで、具体的な施策、どういった支援ができるかというところは、今、議員おっしゃられたようなところも踏まえまして、ちょっと情報収集しながら具体的に詰めていきたいというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この交付金は、今言われているのは、来年度までのしか書かれていないので、ぜひ急いでお金があるうちに利用していってほしいなと思います。

では、これの中の2点目にいきます。

地域デジタル推進費について、令和3年度、4年度の考えは。ご答弁お願いします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、ご質問の2点目、地域デジタル推進費について、令和3年度、4年度の考えはについてご答弁いたします。

地域デジタル社会推進費につきましては、国の令和3年度と令和4年度の地方財政計画におきまして、地域社会のデジタル化を推進するために、歳出項目に計上されたものであり、令和3年度で2,000億円が、令和4年度においても同額の2,000億円が計上されたところでございます。地方財政計画の歳出項目に計上されたことによりまして、地域社会のデジタル化を推進するために必要となる経費が、普通交付税の基準財政需要額に算定されることとなりました。

本町の令和3年度普通交付税の算定におきましては、地域デジタル社会推進費として3,628万1,000円が基準財政需要額に算定されておりまして、令和4年度につきましても同程度の需要額が算定される見込みでございます。

普通交付税は補助金のような特定財源でなく、使途が限定されていない一般財源でございますので、国が地方のデジタル化を地方財政計画における普通交付税という形で、誘導、誘引している形となっております。

本町としましては、令和2年10月に熊取町スマートシティ構想を策定し、役場のデジタル化に取り組んでいるところでございますので、令和3年度、4年度当初予算におきましても、町財政も厳しい中でございますが、スマートシティ関連予算につきましては、積極的に予算化を進めたところでございます。

また、今後のデジタル化につきましても、交付税をはじめとした財源確保の観点にも引き続き注視し、スマートシティ構想を推進してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

これ、さっきも言いましたけれども、2年間までしか書かれていないので、ぜひ積極的にきっちり活用していただきたいと思います。

次、3つ目です。

今後急速に進んでいくデジタル化社会において、デジタル弱者への対応はどのようにしますか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、3点目の急速に進んでいくデジタル化社会において、デジタル弱者への対応について答弁申し上げます。

本町としましては、熊取町スマートシティ構想に基づき、デジタル化による住民生活の利便性向上を図ることと併せて、デジタル弱者の方が取り残されることのないよう支援することが重要であると考えております。

現在、国や大阪府の支援制度を活用し、民間の大手キャリア事業者による電話・メールの使い方といったスマートフォンの基本操作や、ワクチンパスポートの発行方法などの講座を、8回にわたり開催しております。参加いただいた方からは、そばについて丁寧に何回も指導してくれたといった、当該講座を評価する内容のアンケート結果もいただいております。

これらに加えまして、熊取ゆうゆう大学や公民館におけるIT関連講座についても継続的に実施し、多様なデジタル弱者対応の機会づくりに取り組んでおります。

今後におきましても、積極的に支援制度を活用し、より多くの方にご参加いただけるよう講座内容の充実に取り組むとともに、有効なデジタル弱者対応について模索してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

そういった講座は積極的にもっとずっと続けていってほしいですし、そんな講座に来ようとしていただける方は、きっと講座に来れば使えるようになっていただける方なんですけれども、その講座にも来ようという気もない人については、その辺の考えはどうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）町としては、今現在、その講座関係において一定デジタル弱者対応というのを進めている中で、なかなか高齢者の方にデジタル化を進めていくというのは、非常に頭を悩ます問題ではありまして、国の対策のほうを我々注視しております、やはりデジタル活用支援推進事業として、これは我々が活用している事業なんですけれども、講習会というものを5年計画で30万回、延べ1,000万人の参加を目指すというようなことが、これはやっぱり柱になっているということはございます。

本町としてもこれは当然注視して、今回も答弁申し上げたように、その事業を活用しているんですけども、これを活用していくのはもちろんのこと、議員がおっしゃるように、じゃ、その他の方向につきましては、デジタル化社会の達成のために、若い方というのは子どもの頃からデジタル機器というものに慣れ親しんでいて、流暢に使われているということがあるので、ご家庭で若い世代と高齢者の方の世代間での連携と申しますか、そういうサポートが取り合えるような、そういう機会について何かつくるような、そんな周知、啓発みたいなことも、これは視野に入れながら、併せて、その国の新たな動き、府の新たな動きというものは注視しながら、ちょっとよりよいことについて模索していきたいなということで考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

今そういった講座に来ていただけない方というのは、ちょっとなかなか今後も難しいのかなと思いますけれども、一般的に想像するデジタル弱者というのは、高齢者の方を想像するかなと思うんですけども、実際若い方でも、いまいちそういうオンラインの手続が苦手やったりする方も多いと思うんですけども、そういったところで、熊取町の公式のLINEアカウントの登録者数とか、子育てアプリに登録していただいている方の数は、実際伸びているんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）LINEのほうですけれども、順調に伸びておりまして、2月末現在で5,000人を上回ったという数になっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）こういう実際に今やっている施策ですよ、そういった施策、若い人もまだ熊取町の人口にしてみたら割と多いほうかなと思うけれども、まだ5,000人というところで、そういうところは、もっとどんどんしっかり進めていただきたいと思いますし、案外若い世代でも実際使っていないというのが、今あるシステムですよ、というのが出ていると思います。

なので、高齢者のほうの対策も必要ですけれども、役所に来庁する方を減らすという意味でも、若い世代にもその今あるシステムを積極的に使ってもらおうという考え方は必要やと思いますので、ぜひその観点も、今後、持っていただいて、デジタル田園都市構想交付金、積極的に使っていただきたいなと思います。

次、大きい2点目にいかせていただきます。

2点目、英語民間試験の補助について。

これまで、何度か質問させていただいていますけれども、英検等の民間英語試験の補助についてどうですか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）坂上議員のご質問の2つ目、英語民間試験の補助についてご答弁申し上げます。

令和3年3月議会においてご答弁したとおり、今年度、中学生の英語力の定着状況を把握するため、英検I B Aを導入したところです。本町の英語教育のさらなる充実につなげるため、来年度も英検I B Aを実施することとしており、英語民間試験への補助について実施する予定はありません。

本町では、小・中学校8校に対し、平成28年9月よりALTを6名配置するとともに、加配教員等を活用し、小・中学校における外国語教育の充実、推進を図っているところです。

英検I B Aを中学生全員を対象に実施することで、個々の生徒の学習成果や、各校及び町全体の英語力の定着状況を把握することができます。また、生徒一人一人に個人成績表が返却され、自らの学習成果を客観的に把握することができ、英語の学習に主体的に取り組む態度につながると考えております。

今後も、全ての子どもたちが自分のことを表現したい、人と関わりたいと思うことができるよう、英語教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）以前と同じ答弁やったんですけども、I B Aを実施するからこそ、英検を受けてみようかなと思う子どもが増えるのかなと思うんですけども、その辺はどう考えていますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）実際、子どもたちに返される個人成績表には、今回の結果からあなたは英検何とかレベルですよと、合格レベルですよというようなことが書かれていますので、当然子どもの声、あるいは保護者の声から、英検 I B Aを実施していただいたら、次、英検受けてみようかなというふうに子どもが言っていたり、あるいは保護者も、子どもの背中を押しやすいと、後押ししやすいというような声もいただいておりますので、英検 I B Aを受けることによって、子どもたちが自信を持って次のステップを踏んでいきたいなというふうな気持ちに、主体的に取り組むそんな姿には貢献できたのかなというふうには思っているところです。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そうですね。絶対、I B Aやって、よかって、英検3級に合格できるんじゃないかと思ったら、受けてみたいと思うのが普通やと思うんです。そういったところで、総合政策部としたら、その辺は補助をどう考えていますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）当然、子育てしやすいまち、教育のまちを標榜する熊取町といたしましては、英語教育はしっかりと進めていくべきものだというふうに認識しておりまして、あと、ただ、英検のほうにつきましては、これはステップアップというんでしょうか、そういった次の段階というふうにも思われますので、まずは、この今のこの取組でしっかりと基礎を固めさせていただいて、その先、ちょっとしっかりと教育委員会とも連携して考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）なかなかしていただいただけそうな感じじゃないんですけども、ネットで調べても、英検補助とか民間英語試験助成とか調べたら、すごくいっぱい自治体やっているところ多いんですよね。非常に多いです。近所でも、近隣の自治体でもやっているところ多いです。そこを、子育てのまちとか、教育のまち熊取と言っているのにもかかわらず、しかも学校で英検 I B Mを実施しているにもかかわらず、ね、という感じなんですけれども、ここについて、民間英語試験の補助について町長はどう考えていますか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員おっしゃるように、近隣自治体でも補助金を出しているところがあると。先ほどの江川議員の質問でも、そういった補助を出しているところがあると。隣がやっているからというふうな考え方も、これ当然あります。ありますけれども、それぞれの地域の事情というふうなことも、これは議員にも考えていただきたい。どういう形がいいのか。ただ補助を出せばいいのかということが正しいのかどうか。正しいという判断もあると思います。それをやり取りするのが議員と行政側のコミュニケーションであるかなと。

何においては、子どもたちのウエルビーイング、幸せ感をどんなふうに保っていくかということが大きな命題であるかなと思います。ウエルビーイングから向上心を持っていただく、そういった環境づくりをしていくのが行政の大きな仕事だと思いますので、これは議員の言っていることを否定するわけでもありませんけれども、そういった環境を求めながら、行政も皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思います。お金のことばかりを言うわけではありませんけれども、大きな枠の中でどういった配分ができるかという、それも重要なことだというふうにお考えいただき

たいというふうに思います。

個人的には、子どもたちのそういう向上心をさらに勇気づけていきたいというのは、私の考えであるということだけはお分かりいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）財政も厳しい中で、そういった、これやってほしいと、お金かかることでやってほしいというのは、確かに厳しいところではあるんでしょうけれども、ぜひ、今後日本をつくっていく子どもたちなので、そこに予算を割いていってどんどんいい人材をつくっていくという意味でも、もうちょっと考えていっていただきたいなと思います。これだけ熊取町で英語の施策をやっているの、もう一押し、民間の英語試験の補助を考えていっていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、文野議員。

5番（文野慎治君）それでは、通告に従いまして一般質問、今回、最終バッテリーになります。よろしくお願いをいたします。

今回、通告をさせていただいています2点であります。まず、1点目からさせていただきます。

熊取町産業振興アクションプログラム、2月14日のこの3月議会の前の議員全員協議会の中で、資料、そしてこの中身について詳しく教えていただきました。10年にわたる計画ということで、我々こういう議会に携わらせていただいている議員としても、非常に関心のある、熊取町の将来、産業であったり、人のことであったり、農業であったり、いろんな分野を住民部のほうは所轄をされております。

そういった関心もあるわけで、一般質問で、私させていただくんですが、この後の会派質問でも、3つの会派がそれぞれの観点から質問事項をしておりますので、そのトップバッテリーということで、なかなか限られた時間の中では言い尽くせませんが、そういった他の会派の意見とのやり取りも通じて、実のあるプログラムになってほしいなど、こういう思いで質問に入らせていただきます。

このアクションプランプログラムは、産業振興ビジョンの方針に基づく具体的な取組を取りまとめたということが、前段に言われております。産業振興ビジョンの実効性を担保するための行動計画だと。進捗管理をこのプログラムによって図っていくと、こういうことからプログラムの趣旨を説明されておりました。もう本当にいろんな分野にわたる計画でありますので、今回は、この3点は私のほうから質問をさせていただきたいなということでございますので、順次ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、新事業創出・企業誘致についてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、熊取町産業振興アクションプログラムについての1点目、新事業創出・企業誘致について答弁申し上げます。

ご質問の新事業創出・企業誘致につきましては、第3次熊取町産業振興ビジョンに掲げた4つの方針の一つであり、当該方針に基づく施策としまして、施策1、新たな創業者への支援、施策3、企業誘致などを掲げてございます。

そして、これらビジョンの実効性を担保するため、産業振興アクションプログラムにおいて、施策1、新たな創業者への支援として、駅周辺において新事業を営む事業者への支援の拡充や、次世代通信関連のインフラ整備の導入により、生産性の向上が期待される町内事業者への支援に、施策3、企業誘致として、町内遊休不動産を有効に活用して開業する事業者への支援や、キッチンカー製作費への支援、遊休不動産を活用した地域サテライトオフィス整備事業の検討などに取り組むこととしてございます。

また、確実な効果を生むため、産業活性化基金事業において、創業支援事業の事業所開設支援事業補助金を7つのメニューに再編し、特に熊取駅周辺の近隣商業地域の活性化に重点を置き、補助上限額を拡充し、開設支援補助を行うこととしており、中でも、特出しするメニューとして、本町の玄関口である駅前の活性化を図るべく、駅前夢広場、町道熊取駅前線沿線限定かつ飲食店限定で、補助率3分の2、限度額1,000万円の駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金や、町内指定地域において新たに事業を始める事業者に対しまして、補助率3分の2、限度額500万円を補助する企業立地促進奨励金などを設けております。

これら補助メニューを広く確実に周知し、起業等を考えている方に活用いただくことで、新事業創出・企業誘致に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。多岐にわたる計画の中で、2つ、新事業の創出と企業誘致のお考えを、今、ご答弁いただきました。

頂いておる資料の中にも、そういうことを表の中にも書いていただいている、企業誘致に、新たな創業者を支援する次世代通信関連インフラ整備の導入によって生産性向上が期待される町内業者への支援、これが新たな創業者の支援ですね。例えば、こういうのをつくる段階において、この町内業者で、こういうインフラ整備の導入で生産性の向上が期待されている今現在進行形的な企業というのは、どれぐらいあるんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今、そういうふうなものを検討されている事業者の数というのは、すみません、こちらのほうで把握してございません。

こちらの取組項目につきましては、町内の事業所に対して実施しましたアンケートの中身でありましたり、策定委員のご意見等を参考にさせていただいて項目を上げさせていただいているのが1点。ただ、今、これは現在でも先端設備を導入した事業者につきましては、3年間の固定資産税を一定優遇させていただくという制度がございまして、そちらを利用されている事業者は町内のほうで幾つかあるというところは認識してございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ちょっと順番が変わったんですけども、私の質問が。

駅周辺で新事業を営む事業者、さっきのこのご答弁から推測すると、こういうプログラムを町でつくりましたよと。だから、駅前とかそういうことは優遇やから、それを見て、商工会とか、そういう案内とかそういうことを見て、あるいはよその地域からも熊取町を考えている人が、熊取行政としてこういうメニューを用意したなというふうな形で、これから来ると思うんですけども、一応念のために、今時点でこの駅周辺に、例えば産業振興課にそういう、事前に、こんなはないんですかとかいうような問合せはありましたか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今現在も、要は駅前に関しましては、この産業活性化基金を使った補助メニューという形は、実行というか取り組ませていただいているんですけども、この1年、2年、やっぱりコロナ禍の中で新規に創業というところがなかなかございまして、実績は、この令和2年、令和3年の今現在でも実績として上がっておらないというところと、現在、相談というのも実際受けておらない状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）分かりました。

企業誘致もお答えいただいたんですが、町内の遊休不動産を有効に活用で開業する事業者への支

援ということなんですけれども、相談等が今後あれば、こういう遊休地ありますよというようなリストはあるんですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今現在はそちらがなくて、私どもも、町内の遊休空き家等そういったところ、空き店舗とかというものを、会派のほうでも議員のほうから質問出ておりましたが、そちらの情報収集、またあっせん、そういったところをどういうふうにするかというのを今現在考えておるところですけれども、これまでの議会の中でも答弁させていただいておったかと思うんですけれども、やはり、そういうような空き家、空き店舗、遊休不動産というところにつきましては、私ども産業振興をあずかる部署だけではなくて、住宅政策をあずかっている部署、そういったところとの連携が必要になってくるかと思っておりますので、その辺はきっちり協議させていただいて、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ぜひそうしてほしいと思います。

例えば、それなら、キッチンカー製作費への支援が今回アップして、おまけに駅前の方のところに特段上積みするというような限度額のアップも出ているんですけれども、こういうのも、現時点ではやっぱりこれからということでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）これまでの産業活性化基金という中で、従前でしたら町内全域、プラスアルファで、駅前であれば1.5倍に限度額を上げさせていただきますとかいう取組をさせていただいてきておりました。町内全域で平成29年からの3か年で、18件の起業という形で新たな事業者が増えておるんですけれども、ただ、18件のうち駅前に限定しますと2件しか実績はございません。

そういった中で、令和2年度、この基金を見直すときに、全域を考えたときには一定成果があったであろうと。駅前についてやっぱり実績が少ない中で、ちょっと重点を図っていきたいということで、内容を見直させていただきました。

ただ、先ほども言いましたように、ちょうどその見直した時期とこのコロナ禍というところで、ちょうどぶち当たってしまっていて実績が上がっていないというところ、一方で、やはり熊取町の駅前というのは本町の玄関口であるというところ、また駅西の開発もある中で、何とか活性化を図っていかないといけないというところで、財政厳しい中で一定上限額を思い切った形で上げさせていただいて、対応していくというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）冒頭申し上げましたように、この計画というのは構想期間10年ということで、今、ちょっと追加で質問させていただいたような点については、それぞれ予算も伴うから、見込みの件数とかそういうことも表として頂いているんですが、いずれも、短期、中期、長期の中の短期の中の取組なんですよね。

ですから、本当にもうこれが通りましたよ、これが周知されるのにどんだけかかって、そこからまた情報ももらって、せっかくメニューはあるけれども、なかなか聞いたのがちょっと遅くて、もう埋まってしまう、数が足らんぐらいになればええんやけれども、これだけ予算、2件とか3件とか、例えばキッチンカーやったら5件予算組みしていますよね。駅前の1,000万円というような飲食に限っての部分であったら、3件3,000万円用立てしているわけですよ、計画上はね。

だから、それが本当に絵に描いた餅にならないように。ほかの部分やったら、安く済んだらそれはいいんです。しかし、財政苦しい中でこういう事業、これは熊取町の産業の発展のために必要なんやということで、せっかく調整しながら確保した予算ですから、これは余らせたら、その事業ができてへんということやから、ぜひ先ほども言うたように、3会派、私も含めて、こうやって質問

がここにあるというのは、やっぱりこのしんどい中での計画の、今やらないかん、コロナで世の中は沈んでいるけれども、その中でやはりいち早く灯台みたいに光を行政としてともして、熊取町はこういうメニューを用意していますよというようなことを、誘発するきっかけになってほしいなというふうに思っています。

すみません、そしたら、サテライトオフィスについて、2点目の答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そうしましたら、次、2点目、サテライトオフィスについて答弁申し上げます。

産業振興アクションプログラムにおける施策3、企業誘致や、施策15、働き方改革の推進の取組内容として、遊休不動産を活用した地域サテライトオフィス整備事業の検討を掲げてございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの事業者がリモートワークの導入を進めている状況でございます。しかしながら、リモートワークを迫られたものの、自宅に集中して仕事に打ち込めるスペースがない、また、インターネット等仕事をするための設備が整っていないといった悩みを抱える人も多く、事業者にとっても課題となっていることから、サテライトオフィスに注目が集まっております。

ウィズコロナ、アフターコロナの新しい事業スタイル、働き方を支援するとともに、本町としましても、町内の遊休不動産の活用にもつながるものとして検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

1点目のところでも言うたように、町内の遊休不動産はどこにある。先ほどのご答弁でもあったように、産業振興課が主やけれども、どんな問合せでも、やっぱり空き家の活用とかそんなこともあるから部局をまたがってそれはやるんやと。もうそれは全く正解なんです。

例えば問合せがあったときに、ああ、町にはこういう場所ありますよとかそういうふうなことというのは、やっぱり用意しとかないかんと思うんです。

例えば、町の所有地で一つ考えれば、例えば町民会館の別館、あれをどうするか。更地にして、それこそサテライトオフィスの問合せがいっぱいあるから、それを誘導するためには、何かたたずまいをつくらなあかんとか、有効活用であるとか、そこを売却して資金を確保するとか、あるいは、また会派質問でも未来のほうからもありますけれども、大原衛生公苑の跡をどうするんやとかそういうふうなことであったり、例えば、これはもう全く思いつきもええところなんですけれども、旧外環の170号線のところに、鉄筋といえばNTTの何ももう利用されていないビルがありますよね。そこら、例えば、実はこの間、旧の26号線を岸和田市に向いて走っていたんですが、蛸地蔵のところに岸和田市のNTTの局があるんです。私、もともと住んでいたところが貝塚市寄りなんで、懐かしい風景なんですけれども、あそこも、湾岸線走ったら、あのビルだけぼんとあって、そのビルの上に鉄塔が建っているんです。それがずっと、ここ閉まったよりももうちょっと岸和田市のほうが後やったと思うんですけれども、鉄塔が覆われて、何か解体に入るのかなというふうな感じをしている。今もう終わっているかどうか分からないですけれども、2か月ぐらい前に気づいたんですけれども。

例えば、NTTなんかでも、これから事業をどうしていくかということで、そういう基地局が割と小さな範囲の中で持っていたのが、今のネット環境の中でそういうものがなくなって、そういう地域にどんと、加入とかそんな、役所と一緒に、加入手続きにここへ来てくださいというような手間もかからんで済む、今、環境やから、そういうものをどうしていくのかな。

だから、ああいう非常に道は前は狭いけれども、ああいう建物がもしあれば、ちょっとでも耐震補強して、新しく建てるよりも、当面そういうところを、こういうオフィスになっているわけやから、そういうところを活用するとか、そういうことも一度アクションを起こして、調べるだけで

も調べたらどうかなと思うんだけど、そういうのはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）非常にありがたいご提案、ありがとうございます。

先ほどの1点目の企業誘致も含めまして、このサテライトオフィスというところも、一つ誘致というところに当たってくるかと思えます。

先ほど文野議員おっしゃられたように、絵に描いた餅という形で、当然私どもそういうふうな形で終わらせるつもりはなく、これまでの活性化基金、こういったアクションプログラムについては、一定営業ということはしてはしておりましたが、補助メニューにつきましてはホームページに載せて、ご案内みたいなものを配架して、どちらかという受け身であったもの、周知だけして出てくればという対応をしておったようなところというの、あるかと思えます。

ただ、今回に関しましては、先ほども言いましたように、かなりの目玉という形で金額も積ませていただいております。例えば町内全域のそういったところというのは、確かにこれまでどおりの対応というところもあるかも分かりませんが、やはりそれなりの金額を積ませていただいているような駅前であったりとか、重点的などころというのは、当然待つだけではなくて、積極的にこれまでご縁があったところとか、そういったところに営業をしっかりとかけていきたいというふうには考えてはございます。

サテライトオフィスに係るその空き店舗のということで、NTTのそういった情報とかもいただきました。また、町が持っている町有施設、そういったところも、こちらもPTで様々な活用について検討しているところでございますので、そういったところを総合的に勘案しまして、個別の企業で活用いただくのか、またサテライトオフィスとして活用していくのかというところは、今後しっかりと検討していきたいというように考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）サテライトオフィスの先行県というのかな、そういうので、実は私ども、かなり前なんですけれども、平成28年の2月22日から23日にかけて、同志の重光議員と、もうサテライトオフィスというたら必ず出てくる徳島県の神山町へ行ってきたんです。それで、1泊させてもらって、転入しておられていきいき起業されている、熊取町からも夫婦で行かれていて、ピザ屋を開業していて、予約せんと入れないようなお店になっていたんですけれども。そこで食事もさせていただいた。そういうことも、たしかこういう場でも報告はさせていただいたし、会派視察の報告ということでも出していますので、また見ていただけたらいいと思うんですが、そこは、町がもちろん主導で始めたけれども、NPOがもう非常に活発に動かれて、それと、人をつくっていくんやということも含めて、神山塾、NPOは法人グリーンバレーという方が主になってやっておられて、神山プロジェクトというのをつくって、サテライトオフィスとワーク・イン・レジデンス、それと神山塾ということで、就労も兼ねて町の空き家で合宿を、皆さん、男女もそれぞれ分かれて宿泊して、農作業を手伝ったりいろんな事業をやって、そこでまた仕事をしようという気持ちになってふるさとへ帰ったり、あるいは神山町の間人関係ができてとどまって、ここで家族を持って頑張ろうということで、非常に人も増えてきていた。それを目の当たりにしたんです。

そのときも議会で言ったのを覚えているんですが、徳島へバスで行って着いて、神山町へ行くのに吉野川沿いをずっと30分、40分上へ上がったかなり山の中に入りますが、駅のバスターミナルのところ、徳島あるいは神山町、羽田から90分と書いてあったんです。それも、こういう場ではご披露したんやけれども、羽田から徳島空港へ来て、あと車で吉野川を上へ上がったら。せやけれども、もうほんまに開空からこの20分、30分と違って、それこそ山をずっと上がって行って、あ、人がおったと思ったらかかしやったんですよ。峠の上がった広いところにかかしがいろいろ農機具持ったりそんなんして、その話を役場でしたら、人口よりかかしのほうが多いんですよとか言うていたようなのどかなところなんです。

そこに宿泊施設も造って、そしてIT関連の企業が来て、もう社長自ら転入して、社員もそこへ半分は移させて、いろいろ入れ替わりをしていく。そういう形で非常にサテライトオフィスの完成形みたいな、理想形みたいな形を一番先に目の当たりにしたんです。

熊取町が今回、このサテライトオフィスを活字にして出して、計画に上げるということなので、久しぶりにその神山町のホームページを見たり、あるいは徳島県自体がサテライトオフィス、「活況を呈する徳島県のサテライトオフィス」というのを見つけたんです。

僕らが行ったときは、本当に神山町にそれこそ全国から視察にはよく来られますということで、あれやったんですけども、県も非常に力を入れて、やっぱり、その後、お試しサテライトオフィスプロジェクトというのが阿波地区、三好市、美馬市、つるぎ町、東みよし市、それで、その神山町、美波町というんでこれは海のほうなんですけれども、そういうところに、それぞれ種が落ちて芽が出るように、今、本当に活況を呈しているという現状です。それで、転入者ももちろん増えています。

熊取町はやっぱり子育てのまちで転入促進、しかし社会情勢、コロナというような状況で、そういうのもう一遍で芽が摘まれたような形だけれども、こういう形で仕事と環境がそこに根づいたら、絶対家族として住んでくれるし、いいと思うんです。ですから、そういう先進的な事例がありますので、ぜひ熊取町、これに力を入れてほしいなと思います。

28年に行ったときの資料で、平成20年から26年の神山町の世帯数の増加なんですけれども、79世帯で137人増えているんです。もちろん神山町の人口が平成27年で5,927人のところなんです。そこに137人入って頑張っておられる。そしてそういうふうな形をやっておられるということを紹介したいと思うし、熊取町がこのサテライトオフィスで、一つの産業、あるいは地域の関係、あるいはそれにまた転入とか、そういうことが関わってくる一つの本当に大きなあれなんで、ぜひとも期待をしたいなというふうに思っています。

区切りでいうと、もう一個だけ、すみません。

産業振興ビジョン16の施策が部局をまたがる施策であり、その調整はどこが行うかということで、ご答弁お願いします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、3点目の産業振興ビジョン16の施策が部署をまたがる施策であり、その調整はどこが行うのかについて答弁申し上げます。

ご質問の庁内関係部署の調整につきましては、本町産業部門の担当部署である住民部産業振興課で行ってまいります。事業の推進に当たりましては、議員ご指摘のように、部署がまたがる取組項目が多々あり、住民部だけでは目標を達成することはできず、関係部署の協力が不可欠であると私どもも認識してございます。

これだけの取組項目を掲げるに際しましては、当然ながら、産業振興ビジョンやアクションプログラムの策定時、また産業活性化基金事業補助金の見直し時において庁内関係部署との調整は行っており、関係部署においては取組項目を検討するだけではなく、推進に当たりましても前向きに検討いただいておりますので、しっかりとその旗振り役、調整役を住民部産業振興課のほうで担っていく所存でございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）住民部産業振興課が担っていくという、その心意気はよしです。

しかし、それでいけるかなと。これはやっぱり全庁挙げて旗振り役が、担当はそうやって決めたらええと思うんですけども、これはやはり熊取町のこの10年という計画やけれども、やっぱり短期の中で、先ほど言うたように、予算を立てて、そして、昼からになりますけれども、駅前の活性化ということも併せた形で今やっていく、本当に今、ホットな、そこがこれから熊取町が駅前も含めて町内全体でどうなっていくかというところやと思うんです。

そういう中で、今の住民部産業振興課、それこそ産業であったり、くまとりやもんであったり、コロッケであったり、農業であったり、いろんなことをやられています。そういうところ、それはそれぞれでおるけれども、坂上巳生男議員の共産党の会派の中でも、人員とかいうことを言うていますけれども、同じことを危惧しています。やはり行政って縦割りですよ。せやから、どこか担当と決めなあかんけれども、もの動けへんけれども、その調整役をする、旗振り役をやってくれる意気込みはよしやけれども、現実やっばりいろんなものが絡んできます。

2月14日の資料を見させていただいて、やっぱり書いていることは賛成なんだけれども、あれっとなんか思ったのは、アクションプログラムの12ページです。インフラ整備を推進しますと書いてあるんです。そこに、何をインフラ整備かというたら、外環4車線化など交通環境整備に対して要望していきますと、こう書いているんです。これは、この議会でも田中豊一議員のあれでもあったし、前回の定例会の中でもはっきりしてきたのは、これは、要望は続けるけれども、それが実現するというのは、誰が考えても10年先の話なんやなということを実は思っているんです。

その中で、熊取町に企業誘致だのサテライトオフィスを持ってきてくださいと言うて、これは僕はもういつも言うけれども、一番の基幹の道路があれだけ渋滞していて、全国どこにでも国道筋にはあるようなチェーンのお店が、あそこには本当にないわけなんです。そういう状況で、産業振興課が旗振り役でやりますよという部分は、これは計画の所管としたらそうかもしらんけれども、本当にそういうことも、せやから、3年の中でお金3,000万円ここに使いましょう、駅前の飲食店に限って1,000万円にしました、3件用意しています、これはいいんですよ。

でも、その道の問題は、いや、岸和田土木に言うています、大阪府に言うています、そんな形で、その計画をよしとしている中で、それをやっばりこのプログラムを通した中には、それを前倒しするぐらいのパワーを持って、そういうところの壁を打ち破っていくという全庁的な熱意がなければ、それこそ何遍も言うて申し訳ないけれども、絵に描いた餅になります。そのことをやはり感じ取ってほしいんです。町長、どうですか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）文野議員おっしゃるとおりだというふうには思っております。

この施策については、もちろん私がトップに立って、各庁内の連携を住民部部長、産業振興課課長に図ってもらいながら、私とその熱意を職員の皆さんに、また周りの人にどうやって伝えていくかというのが、大きな課題であろうかなと思っております。

その姿勢がこの事業の展開に大きく影響すると、これは間違いのないことだと思っておりますので、皆さん方の協力もやっばりそこには必要であろうかなと。行政だけではなかなか進まないというのがありますので、それに甘んじることはありませんけれども、そういった形で、議会の皆さんと行政と力を合わせて、住民の皆さんの力も借りながら、そのトップを私が気持ちを込めて進んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）議会のほうは、これはもう任せてくださいよ。現に2年前、ちょうど忘れもしませんけれども、東京へ、やはり陳情に矢野議員のお声かけで行かせていただきました。そのことによって、やはり情報も早く入るし、こういう使い方があるんやということを、それぞれ大臣関係と面談する中で、いい議会としての仕事ができたと思っています。ですから、そういう意味合いでは、やはり議会も行政も一体となって、この熊取町のそういうことについてはやっていく覚悟です、これは、議会はね。

それで、もう一つは働き方の問題なんです。もうこれ、実は思っていて、起業をしようとかキッチンカーを作ろうか、商売、そっちで人生かけようとかいう若いご夫婦なんか、こういう紙を見て、やろうって言って相談しに来る。せやけれども、今、もう現在の仕事で大変なわけなんです。そういったときに、平日の9時から5時までの間に来てくださいよというような形では、相談

すら行くのに大変やと思うんです。

考えてみたら、税収確保なんかのときは、それこそ月に何回かは夜もやりますとか。だから、やはり、そういう日頃働いている人が企業を起こそうとか、あるいは会社の関連の人で会社の中で提案するのに、自分の休みを使って熊取町を見に来ようとか、いろいろやはり皆さん考えると思うんです。だから、やはりこっちの体制も、そういうフリーハンドで動ける、そういうこともちょっと頭を柔らかくして。民間の人の気持ちを揺さぶるわけやから、役所がここへ来たら相談に乗るでというような形では、これは無理やと思う、今の時代ね。

だから、やはり働き方、起業をしている人と、あるいはキッチンカーで起業しようというような人と我々と情報を一致するためには、多面的な働き方の時間をシェアしていく、だから、そういう土日に出なあかん人も当然出てくる。だから、それは当たり前のこととして、そういう制度を人事も含めて一回考えてほしい。

今、町長のご答弁であったように、町長のやる気やと思います。それがどう伝わるか。庁内全体でやっぱり伝わったら、それは施策として必ず熊取町に魅力を感じてくれる人が出てきますよ。そういう意味合いで、多面的な仕事が必要やということもぜひ認識をしていただいて、新年度も含めてあるわけですけれども、そういう形でやらないと、本当に絵に描いた餅に終わらせないように、そういうことをお願いしたいなというふうに思います。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）これは、文野議員おっしゃることは、町政を進める上で、まちづくりを進める上で、本当に根幹をなしてくるというふうな意識を持ってございます。

今まで、もう今もそうかもしれませんけれども、人口減少社会を迎えて近隣の市町で人口を奪い合う、こういうことがささやかれております。しかしながら、日本全国、東京以外、大阪市以外、皆人口が減っているわけです。その中でこの町をどうしていくか。今、議員がおっしゃられたことは、この地域で活躍してくれるそういった人材をどのように育てていくか、これが、これから、今も求められることかなというふうに思っております。

そういう意味では、職員の意識も、そういう人材を育てていくという意識に変わっていく、変わらなければいけないのかなというふうに思っております。それは、私のトップとしての責任もありますし、これは、職員を束ねていく副町長以下、部長の大きな仕事でもあろうかなと思います。全庁挙げてそういった熊取町のこれから、熊取町を担っていただく、そういった人、人材を育てていくんやという気持ちをしっかりと秘めていただけるように頑張っていきたいというふうに思いますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

（「よろしくお願いします」の声あり）

議長（二見裕子君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩をいたします。

（「12時13分」から「13時09分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

文野議員の一般質問を継続いたします。文野議員。

5番（文野慎治君）午後、残りの1点について質問させていただきます。どうかよろしく願います。

2点目に、熊取駅前このからの課題についてということで質問を出させていただきます。駅西地区の整備事業が着々と進んでいるわけでありますが、完成後、東西の駅前を持つ熊取駅というのが誕生するわけであります。

1点目は、東西駅前ロータリーの活用方法等についてご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君） それでは、熊取駅前のこれからの課題についての1点目、東西駅前ロータリーの活用方法等について答弁申し上げます。

熊取駅西交通広場が完成いたしますと、熊取駅東西に交通量を分散することが可能となり、熊取駅東駅前ロータリーの現在の混雑緩和を図ることが可能となります。

また、駅前交通広場は、交通結節点としての機能だけでなく、町民の皆様に安らぎを感じていただいたり、初めて熊取町に来られる方にも町のイメージを印象づける空間でもあることから、駅前ロータリーを活用し、町の玄関口としてふさわしい、にぎわいあるまちづくりの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、東西駅前ロータリーの活用方法等についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 文野議員。

5番（文野慎治君） ありがとうございます。

実際そうですね、両方にロータリーができるから、交通量の分散とかそういう形があるんですが、歴史を振り返りますと、熊取駅というのは、町の発展とともになんですが、ちょうどこの前、原子炉の何周年というような話のときに、やはり熊取に快速が止まったきっかけが、それを誘致したからだ。そして、快速が止まったおかげでベッドタウンとして急に人口が増えて、今の発展にある。こういう歴史があって、私も転入者の一人なんですが、当時は快速が止まる駅やけれど、本当ぼろぼろやったんが、ちょうど平成3年4月1日から今の駅前広場ロータリーというような形で、広場と道路が供用開始になりました。

当時、阪和線でエスカレーター設置された普通の駅としては最初だったと、これが、私も大阪へ通っていて自慢の一つだったんですけども、駅は駅としてそういう形でありますけれども、なかなか当初の計画どおりっていないというのが、駅前のにぎわいではないかなというふうに思っています。度々議会議員からもそういう質問がされています。

直近では、令和2年12月の議会で、大林議員のほうからも、駅前の、駅周辺の飲食店の出店を図るにはどう考えているんやとか、午前中の話ではないですが、サテライトオフィスの設置の取組であるとか、そういうふうな形でにぎわいについてどうかという中での答弁として、理事者の皆さんから答えが返ってきていました。もう一つは、スーパーホテルが開業するので、新しい人の流れも期待していますよと、そういうふうな形でその当時ご答弁いただき、今はホテルも開業し、そういう今の現状の中で、今、私が質問をさせていただいていることになるんですが、その後、その土地利用についてのことで、ご答弁の中にも、土地の利活用は所有者が決めることなんやと、そういう法的な整備はできているけれども、やっぱり地権者のご意向があるんやというふうなご答弁もあったように記憶をしています。

その後、動きであるとか、ご答弁できる内容があれば、お願いしたいと思います。

議長（二見裕子君） 濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君） 熊取駅東の駅前につきましては、平成13年度に駅前周辺を近隣商業地域へ変更しております、用途地域といたしましては、駅前にふさわしい土地利用が可能な状況にはなっておりますけれども、社会経済情勢ですとか、現在のコロナ禍の影響も考えられると思うんですけれども、なかなか土地所有者の方々の土地活用に向けた意欲は、現時点では現れていないというような状況だと認識しております。

議長（二見裕子君） 文野議員。

5番（文野慎治君） 現状認識は、今、そういうことで、1点目の答弁は一応そこでよしとおきます。

2点目の質問であります、泉佐野市側の土地利用などの計画についてご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君） 濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君） 続きまして、2点目、泉佐野市側の土地利用等の計画はあるかについて答弁申し上げます。

熊取駅西地区につきましては、JR熊取駅の快速停車駅としてのポテンシャルを生かした土地利

用を促進し、町の玄関口としてふさわしいにぎわいを創出するためのまちづくりを泉佐野市と協力して進めております。泉佐野市側の土地利用につきましては、民間事業者による土地区画整理事業が進められており、駅周辺地区にふさわしい商業地及び住宅地としての土地利用を目指しているとのことです。

以上、泉佐野市側の土地利用等の計画についての答弁といたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

泉佐野市側は泉佐野市の領域で、土地区画整理事業ということで、市が整備するところ、西口を出たらそこは熊取町の部分やから熊取町はそこをする。その後の取付け道路とかそういうことは、泉佐野市が着々とやってくれていて、その間、熊取町側でも、今、ずっとご報告いただいているように、賠償とか収用とかそういう形で、本当に職員の皆さん方のご苦労には敬意を表するところでございます。

たたずまいをこれから創造するに当たり、泉州ホームという企業がここに手を挙げておられて、令和2年11月30日から5年3月末というような形の中で、この会社の形態からいけばマンションが建つかないというふうなイメージがあるんですが、そんな情報は入っていますか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）泉佐野市側の土地区画整理事業につきましては、現在、民間事業者によりまして土地の基盤整備が進められております。その後、具体的などという建物が建つかという内容については、まだ確認できておりません。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）いずれにしても住宅ですよ。熊取町の端っこに一戸建てができていたような形の町並みが続いていくのか、泉州ホーム、あちこちでマンション建てているから、せやからイメージとしたら、日根野の駅前のような駅近のマンションが数棟できるスペースがあるから、そんなんができるんかなというイメージはしています。

ちょっと関連するんで、3点目をいきます。

東側駅前が裏口にならないためのリニューアルや商業施設誘致等の考えはあるかどうかについて、ご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）続きまして、3点目、東側駅前のリニューアルや商業施設誘致の考えはあるかについて答弁申し上げます。

駅前につきましては、先ほど答弁しましたとおり、町民の皆様には安らぎを感じていただき、また、初めて本町に来られる方にも印象に残るようシンボリックの植樹やバスシェルターの上屋更新などの取組、さらに黒田緑化事業団の寄附事業による植樹も行っております。また、本町の造園事業者や花卉販売事業者のボランティア協力により、花いっぱいプロジェクトや緑化プロジェクトを毎年度実施しておりますが、この2月には、6年ぶりに各事業者のブースの入替えを行うなど、リニューアルしたところです。

一方、駅前周辺の土地利用につきましては、平成13年度に近隣商業地域へ用途変更しており、駅前にふさわしい土地利用が可能な状況にはなっていますが、社会情勢の影響もあり、密度の高い土地利用が進んでいるとは言えない状況です。

現在策定中の熊取町立地適正化計画においても、熊取駅の乗降客数は多く、周辺の人口密度も高いものの、にぎわいは不足していることから、中心市街地の魅力向上をまちづくりの方針とし、駅周辺の土地利用の活性化を誘導施策として上げております。具体的な施策といたしましては、午前中にありました産業振興アクションプログラムの答弁と重複いたしますが、商業施設については、産業活性化基金事業補助金を活用した駅周辺近隣商業地域事業所開設支援や、駅周辺指定地域飲食業開設支援により誘致等を図るなど、東側駅前のにぎわいが創出できるよう全庁的に取り組んでま

いりたいと考えております。

以上、東側駅前のリニューアルや商業施設誘致等の考えはあるかについての答弁といたします。
議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

この駅前の本当に両方に、東西に玄関口ができる。本当に熊取町側は和というか、何か木もそういう感じだし、向こうは、先ほどの話じゃないけれど、マンションとかそういうのが建っていけば、何かすごい、東口は何かちょっと、僕が言うたらおしまいやけれど、しょぼい感じの建物しかないし、有効利用はできてへんのやけれど、非常に西口のほうはちょっとこれからの開発に魅力を感じるような形になるん違うかなと。

そうなってくると、本当に交通量が分散されるとかいうことは確かにそうやけれども、何か今の熊取のロータリーが、当時は画期的な、それこそ駅ができたんやけれども、このままほっておいたら、先ほどのプロジェクトの話でもあるけれども、そこを何とか活性化していかないかなということをしてすごい思って、ちょっと今日の午前中の話を考えたときに、どうしても駅前はひとつちょっとここで質疑をしたいなという思いでありました。

実は、ちょっと思い出したことがありまして、平成21年の6月議会で、当時、私、1期目の議員同士3名で政友クラブという会派を組んでいたんですが、そのときの同僚の腕野幸博議員が、この駅前についての質問を、実はしているんです。熊取駅周辺の出会いとにぎわいの拠点づくりというテーマで質問させていただいて、未来の熊取町周辺において活気ある駅前を目指すための行政の現状把握と意気込みはということで、答弁としては、第3次総合計画において駅前周辺を出会いとにぎわいの拠点と位置づけ、商業、サービスなどの集約を促進すると位置づけていると。JR西日本との取組についても、多額の事業費を必要とする施設整備などの施策でなく、駅前のにぎわいづくりなどの個々の課題に対して互いに協力を求めていくというふうな形。そういうことについて、総合計画において、住民皆様からいただいた提案も踏まえ、交通利便性の向上という施策において、ラッシュ時の輸送力の増強をJRに働きかけるなどを位置づけるとかいうような形。西側地区についても、住民協力の下、面的整備事業の導入について検討を行う。これが、このときのこういう答弁が、今現実になってきているというふうに思うわけなんです。

そのときに、彼は非常にインパクトのある表現をしたんで、この質問考えたときに思い出したんですけれど、熊取駅に快速が止まらんようになるというようなことを突然言い出したんです。その根拠は、やっぱり駅前のにぎわいがない、よく言われていたのは、大学はあるけれども、そこに滞留する、帰りにお茶を飲む店もない、そういうふうな形の中で、どんどんあった店もなくなっている、そういう中で、さっきも言うたように、大阪へ出ていく勤め人にとっては快速が止まって便利な駅やけれど、住んでいる者について、駅に行けば何か情報がある、にぎわいがあるというようなことがない。それと、関空ができて、日根野に特急やそういうことも止まるような状況になってくる。駅前がマンションできて、どんどん転入者が増えている。そういったことを考えると、地勢的に日根野から東佐野のほうに行くときに、谷底に熊取駅は実はあるんやと。だから、南海とJRの競争じゃないけれども、どれだけ早くターミナルへ着くかというような競争になったときに、出た途端にまた大阪向いて坂を上がらなあかんようなところは、JRとして逃げていくん違うかというような趣旨を、彼が彼独特の感性でそのときこういうこの場で言ったことを思い出したんです。

確かにそういうことはなくなっています。当時は、阪和ライナーというのは日根野には止まらんかったけれど、熊取には止まっていたとか、そういう優位性はあったんやけれども、日根野もちゃんと関空のにぎわいとともにより便利になって、関空快速というような形でできているんやけれども、どうも熊取のほうの、彼の先見性があったということなんか分からへんけれども、いつかほかの議員も質問していたんですけれど、熊取駅のサービスが、みどりの窓口がなくなった。日根野に行かな対面して切符買われへんというような形にもなっているというようなことが、一つやっぱり熊取駅のポテンシャルがJRの中で下がってきているということの表れやというふうに、これは思うん

です。

そういうことの中で、やはり今回、東西両方ができる中で、乗降客は、今もおっしゃっていただいたように、よそのベッドタウンは朝夕、大阪向いて行く人間と夕方ラッシュで帰ってくる人間の流れやけれど、熊取の場合は、朝、サラリーマンが行った後、学生がどっと来る町なんで、言えば南海やJRの中で、難波和歌山とか天王寺和歌山とか、そういう間の人の流れというのは、案外均衡が取れている沿線なんです。そういう特徴がある中で、いかにJRの中での熊取駅というポジションもずっと維持してもらわなあかんし、これは、泉佐野市側がマンションだっと出てきたら、泉佐野市の住民の方が非常に便利になって、乗降客は増えてくると思うんやけれど、しかし、そういう状況の中で、やはりこの当てもおっしゃっていた、出会いとにぎわいの拠点というような形のを、東口を、まだ実現はできてへんけれども、実現という形を意識して動かなければ、それこそ今日の表題に書かせていただいたように、熊取駅の中の東が、熊取町の本来の整備したところが裏口扱いになってしまうというものを、これはみんな共有して何とかせないかんと思うんです。こういう点についてはどうですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）議員おっしゃること、ほぼ私も同感でございます。

1点ありますのが、テーマとして持っているのは、当然にぎわいの創出。その中では、学生というのがポイントになっていますが、学生が本町の場合利用するのはほぼ東口という形も含めまして、そのにぎわい創出のために、答弁でもありましたように、住民部が今回提案させていただいております開設支援等を活用しながらというところで連携してやってまいりますが、一例だけ申し上げますと、ちょっとだけ長なって、すみません、令和4年度予算で、実は、朝からもありました空き家実態調査を予定しております。これ、業者に委託してです。

その中で、朝、空き店舗の話等もありましたが、一定我々、予算でするので若干のり代もあるというのも含めまして、実施段階では、空き店舗、どこまでのエリアかというのはまだそこまで議論できていませんが、一定の空き店舗も調査した上で、朝からもありました問合せ等にも対応できる、こういったところがありますよなんていうことも対応できるような、そういう調査も連携しながらやっていきたいなと思っています。

以上でございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）それが考えていますよということには、僕は全然ならないと思うんです。

そもそも、店がある、にぎわいというのは1つも2つも3つもあって、そこに行こうかということになるから、東口に学校帰りバスを降りて、また向こう側へ渡って、今の僕の予想では、マンションまでの間、だっと何かお店ができますよ。ちょうど泉南市のビーチできていますよね、ロングビーチ。あそこに平屋でだっと横にいろいろ食べるところとかありますね。あんなんすぐできるん違うかなと思う。人の流れは、阪和線またいだら向こうへ行けるんやから、だから、学生たちはそっちへ行くなと思う。

議長（二見裕子君）文野議員、まとめてください。

5番（文野慎治君）だから、よっぽど計画を立ててやらないと、26年当時そういうふうな理想を語っていたことが何もできてへん、もっとなくなっているわけ。本当に塾しかないわけです。これが、にぎわいがないから、今、塾は送り迎えの車、それこそ2月、3月の夜なんか、ずっとロータリーから永山病院のところまで両方迎えの車があります。あれが、よそのまちみたいにそこに飲食店やお店があったら、そんな形は取れないです。今、にぎわっていないから、みんな便利やなと思っているんです。迎えに来る人は安心やなと思っているんです。

でも、それは、町の玄関口だということをやらずに言うておられる中からすれば、やはりこれは違っていると思う。だから、午前中の話じゃないけれど、それこそそういう問合せがあるからどうということじゃなくて、問合せがあったらそこへセールスをかけて、ちゃんと来てもらう。それと、

土地区画のあれやって、土地利用者のやっぱり意思によるということであつたら、その人の意思やということで投げるん違うて、いかに熊取町の発展のために協力してくださいという訴えをして、信頼関係を得て、よっしゃそうしようか、それやったら協力しようかという形に持っていかないかんと思うんです。先ほど言うたように、道路……

議長（二見裕子君）文野議員、まとめてください。

5番（文野慎治君）はい、すみません。非常に大変な用地買収とかしています。それは、上のほうから予算がこうやからやれやれということで頑張れるわけやけれど、それと同じことを、熊取町が町の発展のためにそうしたいんだから、ここをこういう利用をしませんかというふうな提案も、行政として持っていけるようなノウハウを得て、そして信頼関係を得て、それやったら町のためにこのあれ使ってくれというぐらいのことをやらないと、法律的に整備しましたということで行政が腕組んでいたら何も動かない。

そういうことを要望して終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第5 議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年1月6日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る経費と、想定寄附額を7億5,000万円に上方修正を行ったことに伴うくまとりふるさと応援寄附金に伴う関連経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,949万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億3,199万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。第2表でご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

1の追加でございますが、款 民生費、項 社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業5億9,977万9,000円の増額につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金5億9,977万9,000円につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務に対して交付されるものでございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金 1億2,971万4,000円の増額につきましては、歳出補正額と同額を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、通信運搬費28万9,000円の増額につきましては、寄附金受領証明書等の郵送経費で、その下のクレジットカード等決済手数料742万5,000円の増額につきましては、寄附金の決済サービスに係る所要見込額の増によるものでございます。その下の返礼品委託料1億円の増額につきましては、謝礼品に係る所要見込額の増、その下、ポータルサイト使用料2,200万円の増額につきましては、ポータルサイト使用に係る所要見込額の増によるものでございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、会計年度任用職員報酬315万3,000円の増額は、臨時特別給付金の事務に従事する会計年度任用職員の経費、その下の超過勤務手当150万円、休日給50万円、1つ飛んで、管理職員特別勤務手当50万円の増額につきましては、給付事務に伴う職員分の経費、1つ戻りまして、期末手当72万6,000円の増額は、会計年度任用職員に係る経費となっております。

次に、費用弁償8万9,000円の増額は、会計年度任用職員の通勤分、その下の普通旅費7,000円の増額は、職員分の出張旅費でございます。その下、消耗品費55万4,000円の増額及び印刷製本費23万5,000円の増額につきましては、プリンタートナーや封筒作成経費となりまして、その下、通信運搬費212万3,000円の増額につきましては、給付金確認書類の郵送費用や専用電話回線料金、その下、電話回線架設料10万円の増額につきましては、専用電話回線を架設するための経費、その下の公金取扱手数料等79万2,000円につきましては、給付金の振込手数料となっております。

次に、電子計算システム開発委託料999万9,000円の増額につきましては、システム改修経費、その下の機械器具借上料7万8,000円の増額につきましては、コピー機の借り上げ費用、電子計算機器賃借料442万3,000円の増額につきましては、システム機器の賃借料、最後の住民税非課税世帯等臨時特別給付金5億7,500万円の増額につきましては、給付対象を5,750世帯と見込み、予算計上をしたものでございます。

次に、補正予算給与費明細書の15ページをご覧ください。

アの会計年度任用職員以外の職員の1段目の表の比較の行がございまして、職員手当で250万円の増額となっております。2段目の表の比較の行で、職員手当の内訳として、超過勤務手当が150万円、休日給で50万円、3段目の表の右隅に管理職員特別勤務手当50万円の増額となっております。

次に、下のイ、会計年度任用職員の1段目の表、比較の行におきまして、報酬が315万3,000円の増額、職員手当で72万6,000円の増額となっております。これらは、事項別明細書でご説明した内容を整理したものでございます。

以上で、議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご説明で、住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業について、繰越明許費での補正だという、そういう説明であったんですが、これはなぜ繰越明許の扱いになるのでしょうか。

議長（二見裕子君）答弁をお願いします。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）給付金事務自体が全て年度内に完了できれば、当然繰越明許費というのは必要にならないんですけども、実際のところ、手続の関係で、繰越しの手続を一定予定しておいたほうが事業がスムーズに完了できるということで設定させていただいておりますので、実際、年度を越えてお金がやっと支払いが始まるとか、そういうことではございませんので、よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、繰越明許という形で書いておいて、実際上は年度内に全て完了するということもあり得るということですか。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）今回の非課税世帯等に対する給付金でございますが、申請期限が今年の9月30日まででございます。それが家計急変世帯の対象のものでございまして、非課税世帯につきましては、先日、2月24日に発送しまして3か月、5月24日までが期限となっております。よって、年度をまたぐということでこのような予算となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第6 議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年2月7日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、所得要件により令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の支給対象外となった世帯に対し、町独自事業として0歳から高校3年生相当までの児童1人当たり10万円の給付を行うための経費となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,031万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億8,230万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金5,031万円の増額につきましては、今般の子育て世帯の臨時特別給付金事業、地方独自に充当するため予算計上するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子育て世帯等臨時特別支援事業、消耗品費2,000円の増額につきましては、申請書等に用いるコピー用紙、その下の通信運搬費6万4,000円の増額につきましては、申請書等の郵送経費、その下の振込手数料3万4,000円の増額につきましては、特別給付金の振込手数料、その下の電子計算システム開発委託料121万円の増額につきましては、システム改修経費、最後の子育て世帯臨時特別給付金4,900万円の増額につきましては、対象見込み児童数を490人と見込み、予算計上をしたものでございます。

以上で、議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）昨年12月議会で、国のほうのこの子育て世帯臨時特別給付金、1人10万円というところの予算が補正予算で上がってきたときに、国の制度は所得制限があるというところで、所得制限から外れた世帯への給付というものを町単独で、ふるさと納税もそのときも一緒にこの補正予算の中に上がってきたときに、ふるさと納税も7億円あるというところであるならばすべきではないかということも、議会の中で意見として言わせていただいたんですが、今回、国の地方創生臨時交付金を活用して対応していただくということで、本当にすごい英断していただき、感謝するものがあります。

そのとき、対象はどのくらいかと聞いたときに、300人程度と言っていたと思うんですが、今、この予算の中で見れば、4,900万円ということですので490人あったということになるかと思うんですが、その対象者の方への通知とか申請とか、そういうところはどのような状態になっているのかをご説明をお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）当初、300の見込み、320、330の見込みやというふうに申し上げたんですけども、その当時のいわゆる町のほうから支給させていただいている児童手当をベースにちょっと考えさせて、計算を概算で出させていただいていましたんで、すみません、精査すると約490というふうになったものでございます。

それから、今の、既に支給実績でございます。こちらのほうでデータの分かっているいわゆるプッシュ型の支給につきましては、2月22日に168世帯、児童数でいきますと318名分を、もう既に支給済みとなっております。

それから、申請分につきましては、2月9日、それから2月22日、28件と12件、それだけの支給となりまして、現時点、3,690万円、児童数で369名分、75.3%の支給率となっておりますというものでございます。

あと、未申請の方への申請のご案内、これは個別させていただいておりますので、それを現在受付作業中というような状況となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。また、申請等、また後から来るかと思いますが、またしっかりと給付等していただきますよう、よろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）私も12月議会で質問させていただいて、今回、これ町単独でされるということで、ありがたいことなんです。

まず、この国の地方創生臨時交付金が対象になると分かったのはいつ頃なんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）国から内示が12月27日付であったんですが、その内示を受けて、その後、国のほう等々に問合せいたしましたところ、対象になるということが確認できまして、これを活用していこうじゃないかということで、町長のほうにご英断いただいたというところでございます。以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）私も渡辺議員と同じ考え方で、12月に、やっぱり一発でやったらインパクトあったん違うかなど。それをやった市町村が幾つかこの周辺でもありますので、これ結果論ですから、やっていただいてありがたいんですけども、そのあたりは、やはりどういう形で財源を確保できるかということはやっぱりちゃんと確認して、早めに英断してもらおうというのが大事かなと思うんで、この教訓をまた今後生かしてもらいたいなと思います。

それと、2つ目は、人数ですけれども、490人。私、そのときの質問で、泉佐野市の人口とうちで置き換えたら、大体500人ぐらいになるん違うかというのを、2回ほど山本部長に聞かせていただいたんですけども、そのときは300人ということで、まあ、そうなんかなということで、ちょっと計算おかしいん違うかというようなことまで言わせてもらったんですけども、その300人という数字は確実なものだけを拾った話やったん違うかなということなんで、泉佐野市がもうそのとき既に単独でやりますよという話になっていたんで、人口に置き換えたらそのぐらいになるかなとは思っていたんですけども、これで改めて出てきた実数に近い数字やと思いますので、そのあたりはやっぱりちゃんと担当のほうからも上げていただいて検証しないと、多分2回か3回ぐらい数字については確認したんやと思うんですけども、今後はそういう点ではお願いしたいと思っております。いかがですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）申し訳ございません。この児童手当というので、いわゆる本則給付と特例給付で、特例給付に該当する方5%程度だったもので、対象者の総数に5%を単純に掛け、約320、330というような数字をこの間申し上げたところでございます。

今回、実はシステムのほうで丹念に拾い上げていただきました。これは、いわゆる所得をオーバーしている世帯で、そこに児童数は何名おるかということも丹念に拾い上げていただいたところ490、約500名というような数字が出てきたというところでございます。

議員ご指摘のとおり、隣の市の人口比との分で、確かに議員おっしゃられるような数字になっておったということで、今後はそういったことも十分に参考にしながら、数字について検証はさせていただきます。以上です。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専

決処分報告についての件を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(二見裕子君)次に、日程第7 議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) それでは、議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和3年4月13日付消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の発出を踏まえ、消防団員の処遇を適切に改善することにより消防団員の確保と団員の士気向上につなげるに当たり、非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

次に、議案書2ページをご覧ください。

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を次のように改正するとして、以降、改め文を記載しておりますが、改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の3ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案となっております。

別表(第2条関係)では、各非常勤特別職職員の報酬額について規定しているもので、その備考において、消防団員が出勤した際の費用弁償について、現行では、備考1で、水火災、警戒または訓練で出勤した場合に1回につき2,000円を、備考2で、機関員として任命された者に月額1,500円を、備考3で、火災予防等の啓蒙のために出勤した場合に1回につき1,000円を、それぞれ費用弁償として支給する旨を規定したところ、改正案では、これを備考1にまとめて、その全部を改め、支給額を増額するとともに、費用弁償から出勤報酬に改めて支給すること及びその支給方法について12月及び4月にそれぞれの前月までの額を支給することを規定するものでございます。

第1号では、水火災等の災害に関する出勤について1回につき4,000円とし、その従事時間が4時間を超えたときは8,000円とするものです。

第2号では、災害出勤以外に団長の命による警戒または訓練に関する出勤について1日につき3,500円と定め、次の第3号で、それ以外の出勤について1日につき2,500円と定めるもので、この改正に伴って、現行の備考2の機関員の費用弁償を廃止し、備考3の啓蒙に係る費用弁償は、改正案では備考1第3号に規定する1日につき2,500円支給するその他の出勤に統合するものでございます。これに伴って、現行の備考4は、改正案では備考2に繰り上げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

下から2行目の附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第8 議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地域防災力向上のため、消防団員確保と消防団組織の拡充を行うに当たり、消防団設置等条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

次に、議案書2ページをご覧ください。

消防団設置等条例の一部を次のように改正するとして、以降、改め文を記載しておりますが、改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げます。

議案書3ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第1条の全部を趣旨規定として改め、同条例は、消防組織法第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の委任によることと、その委任により規定する範囲を消防団設置、名称及び区域、そのほか本条に規定のとおり明確にするものでございます。

次に、第3条は、消防団の定員について、78名を79名に1名増員するものでございます。これは副団長を2名から3名の体制に拡充することに伴うものでございます。

また、第4条の第1号及び第2号については、消防団員の資格要件について、現行は年齢20歳以上の熊取町の区域内に居住する者としているものを、成人年齢の引下げ及び消防庁の団員確保に係る通知を踏まえて、年齢18歳以上で熊取町の区域内に居住し、勤務し、または通学する者へと要件を緩和し、意欲ある消防団員の継続的な確保につなげるものでございます。

続いて、第5条第3号は、消防団員になることができない欠格事項として、居住地から長期の不在者を規定しているところを、資格要件を在住、在勤、在学と広げることに合わせて、消防団の区域から不在することを欠格事項とするよう改めるとともに、不在期間について表記を改めるものでございます。

4ページをご覧ください。

第8条、第9条及び第11条は、第4条で資格要件を在住、在勤、在学に拡大したことに伴う整理のほか、今回の条例改正に合わせて文言表記を改めるものでございます。

次に、第12条につきましては、第1条の趣旨規定で給与について本条例で定めるとしていることを受け、報酬及び費用弁償についての規定を設けるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

下から2行目の附則でございます。この条例は、令和4年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で、議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第9 議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布により、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されることに伴い、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

次に、議案書2ページをご覧ください。

消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するとして、以降、改め文を記載しておりますが、改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

議案書3ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条ただし書については、消防団員が公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を規定しているところ、年金担保貸付制度が終了する法改正に伴い、当該特例規定もその根拠法が改正され制度が終了するため、このただし書を削除するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

上から4行目の附則でございます。

第1項、施行期日でございますが、この条例は、令和4年4月1日からの施行とするものでございます。

次に、第2項、経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができるとし、続く第3項で、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができるとするものでございます。

以上で、議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君） 次に、日程第10 議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、人事院規則の改正により、国家公務員の育児休業制度が改正されたことに伴い、職員の育児休業制度の改正を行う必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

今回の改正の主な概要につきましては、妊娠、出産、育児等々仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和すること及び常勤、非常勤職員にかかわらず育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るものでございます。

それでは、2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明しますので、資料3ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第2条の改正でございます。育児休業をすることができない職員を定めており、第1項第3号において、アの（ア）による「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削り、同号アの（イ）中、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下『特定職』という。）に」に改めることにより、非常勤職員の育児休暇等を取得できる職員の取得要件を緩和するものでございます。

続いて、4ページの第10条の改正でございます。部分休業をすることができない職員を定めており、第10条中、「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が別に定める」に改め、同条各号を削り、部分休業を取得できる職員の取得要件を緩和するものでございます。

続いて、現行の条例に次の2条を加え、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るものでございます。

第14条では、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等として、第1項で、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないことを規定し、第2項で、申出を行ったことを理由として、申出を行った職員が不利益な取扱いを受けないように定めるものでございます。

第15条では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を定めるものでございます。

恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。

下から2行目、附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第11 議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、事務分掌の一部について、業務分担の見直しにより、事務分掌条例の改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

具体的な改正理由につきましては、現在、総合政策部広報公聴課で担当しているわが町提案箱やお問合せフォームなどの公聴に関することの業務について、業務分担を見直し、総務部総務課に所管替えをするものでございます。

2 ページ目は改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、右の資料 3 ページをご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

現在、総合政策部で所管しております公聴に関することに係る所掌事務を総務部の所管に変更するものでございます。

2 ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 7 号 事務分掌条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。
議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）提案理由を言っていたいたんですけれども、公聴の部分が総務部に移るといことなんですけれども、町政方針でも、例えばタウンミーティングであるとか直接対話だとか、多分公聴に関係するんかなと、そういう部分も移るんですか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、議員がおっしゃっていただいた部分については、総合政策部に残ります。

今申し上げたように、ちょっと具体的に申し上げたのは、わが町提案箱、お問合せフォーム、例えばパブコメとか、主な業務はそういったものでございますので。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第 12 議案第 8 号 子どもの権利に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第 8 号 子どもの権利に関する条例についてご説明させていただきます。

議案書 1 ページをご覧ください。

提案理由でございますが、子育ての形や地域の形など、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化する中、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている中で、子どもの権利や、保護者をはじめ地域社会、行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

恐れ入ります、2 ページ以降をご覧ください。

まず、本条例には、前文を記載してございます。

ここでは、条例制定の背景、具体的には、子ども及び大人のあるべき姿、熊取町の子育て支援、子どもの声の反映、条例の制定についての経過や考え方を定めてございます。

次に、第 1 条は、本条例の目的でございますが、先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。

第 2 条は、対象となる子どもや子どもの周りの様々な立場の者について、町民、保護者及び子ども施設の定義を定めてございます。

第 3 条は、子どもの権利でございます。子どもの権利に関して大切な視点として、子どもの権利は何かと引換えではなく、全ての子どもが生まれたときから同じように持って守られること、また、子どもも社会の一員として自分の権利が大切にされるのと同様に、ほかの人の権利を大切にすることが必要であることを定めています。これらのことを踏まえ、児童の権利に関する条約に基づく代

表的な4つの子どもの権利といたしまして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定めてございます。

第4条は、子どもと子どもの周りの様々な立場の者との対話についてでございます。子どもたちへのアンケート調査の結果から、子どもには、大人と子どもの関係ではなく対等に話し合える関係でありたいとの思いが伝えられました。これを受けて、子どもと子どもの周りの様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支えることを定めています。ここでいう対話とは、子どもの意見を通すということではなく、子どもを一人の人間として認め、対等な関係で話し合い、理解し合うことが重要であることを指してございます。

次に、第5条から第7条までは、子どもの周りの様々な立場の者の役割と責務を定めております。

まず、第5条の町民をはじめとする様々な立場の者の役割では、子どもが安全・安心に暮らし成長することができる環境づくりのため、子どもの周りの方々が協力して果たすべき役割を定めております。

第6条の保護者の責務では、保護者は子どもが安全で安心して生活ができるよう責任を持つ立場にあります。しかし、その一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識を持つことが大切でございますので、この前提の下で果たすべき責務を定めております。

第7条の子ども施設の責務では、学校、保育所などの施設及びその事業に従事する人などが、子どもの健やかな成長のために果たす責務を定めています。

次に、第8条から第12条までは、熊取町の責務を定めております。

第8条の相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行では、町として子どもの育ちを支えるための責務を定めています。

第9条の虐待やいじめなどの権利侵害への対応では、町が、虐待やいじめなどの権利侵害に対して誰でも相談できる相談窓口の運営、関係機関と連携した虐待やいじめなどの予防及び早期発見、対応など、子どもにとって最もよい環境で暮らせるように支援することを定めています。

第10条の情報の取扱いでは、相談等の情報の管理及び運用を適切に行うことを定めています。

第11条の広報及び啓発では、本条例の効果が出るように、そしてこの条例の理念にのっとり行動していただけるように、子どもの権利に関して必要な広報及び啓発をすることを定めています。

第12条の子どもの権利月間では、子どもの権利についての関心及び理解を深めていただくため、児童の権利に関する条約が国連総会で採択された11月を、熊取町子ども権利月間と定めています。

第13条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

最後に、附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号 子どもの権利に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第13 議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び日程第14 議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、議案第9号及び議案第10号についてご説明させていただきます。

まず、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表のほうでご説明させていただきますので、3ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第7条、保育所等との連携施設の確保についての規定でございます。

家庭的保育事業等、いわゆる0歳児から2歳児までの児童を対象とした小規模保育事業や、事業所内保育事業及び家庭的保育事業につきましては、利用児童が3歳児になり卒園後におきましても、保育所、認定こども園または幼稚園で受皿となる連携施設を確保することが原則となっておりますが、この連携施設に、国家戦略特別区域法の規定により創設された国家戦略特別区域小規模保育事業者を加えるものでございます。

また、同条第3号につきましては文言の整理、第5項につきましては同条第1項の改正に伴うもの及び文言の整理でございます。

なお、本町におきましては、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施しておらず、家庭的保育事業等の施設もございません。

次に、5ページをご覧ください。

第50条につきましては、家庭的保育事業者等の業務負担軽減や保護者の利用性向上の観点から、当該事業者等が作成、記録などを行うものや、当該事業者等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等により行うことが規定または想定されているものについて、電磁的記録により行うことができる旨の規定を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表のほうでご説明させていただきますので、恐れ入りますが、5ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

改正内容につきましては、先ほどの議案第9号での一部改正と同様の改正内容となっております。

まず、現行第5条第2項から7ページの第5項まで及び第38条第2項は、保育所、認定こども園などの特定教育・保育施設の利用申込者に対する重要事項に係る文書の交付を、電磁的方法等で提供することができることなどが規定されてございますが、この後の第53条で内容を整理し、改めて新たに規定するため、削除するものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

第42条第3号及び第4項並びに9ページの第5項につきましては、議案第9号でご説明いたしま

した内容と同様、連携施設に国家戦略特別区域法の規定により創設された国家戦略特別区域小規模保育事業者を加えるものでございます。

次に、第53条につきましては、現行第5条第2項から第5項まで及び第38条第2項において削除しました電磁的記録等に係る規定を改めて定めるとともに、この条例中、書面等により行うことが規定されているもの全てを対象とするものでございます。

続いて、10ページ以降をご覧ください。

第2項では、電磁的記録による書面等の交付または提出方法として、第1号はメール送信やホームページ閲覧などによる方法、第2号は磁気ディスクなどによる方法を規定してございます。第4項では、あらかじめ保護者に対し電磁的方法の種類及び内容について承諾を得ること、第5項では、電磁的方法を受けない旨の申出があったときはこれを行わないこと、第6項では、同意の取得の場合についても第2項から第5項までの規定を準用することを規定してございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第15 議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正され、令和4年度分以後の国民健康保険料について、未就学児に係る被保険者均等割額を5割減額する制度が新たに導入されることから、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明をさせていただきますので、議案書の4ページ以降をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

4ページをご覧ください。

第10条の3についてでございます。現行の低所得者に対する保険料軽減について規定しております国保条例第18条に加えて、未就学児に係る均等割額の減額規定を第18条の3として新たに規定することから、引用部分にその追加をするものでございます。

次に、同条の第1号についてでございますが、国民健康保険法第81条の2について、このたび第4項が新設されたことに伴い、現行条例で引用している関係条項について項のずれが生じるため、改正を行うものでございます。

5 ページをご覧ください。

同条の第2号において、現行の低所得者に対する保険料軽減の繰入金について引用しております国民健康保険法第72条の3第1項に加え、未就学児に係る規定として第72条の3の2第1項が新たに設けられたため、これを追加するものでございます。

次に、第14条についてでございます。

第2項の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の端数処理に関する規定について、現行では小数点以下第4位未満または1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるとしておりますが、今回の制度改正に伴い、国から示された改正条例の準則に従いまして整合性を図る必要が生じるため、切り上げるよう改正をするものでございます。

第14条の6の2の改正については、前述の説明と同様でございます。

6 ページをお開きください。

第18条についてでございます。こちらは、既存の低所得者に対する保険料軽減について規定したものでございますが、今回新設する未就学児に係る均等割額の減額規定と区分するため、見出しを「低所得者の保険料の減額」に改めるものでございます。その上で、第18条の3を追加し、未就学児の均等割額の減額規定を新たに設けるものでございます。

第1項については、当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、本来の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に10分の5を乗じて得た額を、乗じて端数の切上げを行った後の額を控除した額、減らすほうの額を切り上げるという意味でございます。この切上げとする規定について、先ほど説明をいたしました改正後の第14条第2項の規定を準用するものでございます。

第2項は、第1項に規定する額の決定について第14条の第3項の規定を準用するものでございますが、この規定とは、減額後の均等割額を決定したときは速やかに告知をしなければならないとする規定となっております。

第3項は、第1項、第2項の規定を後期高齢者支援金等均等割額の減額についても準用する規定を設けるものとなっております。

第4項は、未就学児が低所得世帯に属しており、均等割が既に7割、5割または2割軽減されている場合の算定方法を規定したものとなっております。第4項第1号で規定する額から第2号に示す額を控除して得た額とするものでございます。第4項第1号は、基礎賦課額の均等割額から7割、5割、2割を減額した後のそれぞれの均等割額を示しており、第2号の規定により当該世帯に属する未就学児については、それらの減額後の均等割額にさらに10分の5を乗じ、端数の切上げを行った後の額を控除して得た額とするものでございます。

第5項は、第4項の減額後の均等割額について、第2項と同様、告知を行う準用規定となっております。第6項では、第4項、第5項の規定を後期高齢者支援金等賦課額の減額についても準用する規定を設けるものとなっております。

これらの改正によりまして、全ての未就学児に対し賦課される医療分及び後期高齢者支援金分の均等割額を半額とするものでございます。

続いて、恐れ入ります、3ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日につきましては、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置に関する規定でございます。この条例による改正後の条例の第18条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第16 議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりをより一層支援するため、現在、15歳到達年度末までとなっている子ども医療費助成の対象者を、18歳到達年度末まで引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

子ども医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条第1号に規定する子どもの定義について、現行の「15歳に達した日以後における最初の3月末日を経過するまでの者」から「18歳に達した日以後における最初の3月末日を経過するまでの者」に改めるものでございます。

2ページにお戻りください。

附則についてでございます。施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございますが、準備行為といたしまして、この条例の施行の日において、この条例による改正後の子ども医療費助成条例第2条第1号の子どもの該当することとなる者に係る医療証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができるものとし、当該交付を受けた医療証は、施行日においてその効力を生ずるものと規定しております。

続いて、経過措置に関する規定でございます。改正後の条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で、議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第17 議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例につき

ましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

提案理由でございますが、受益者に変更があった場合の取扱いについて、届出者となる住民の負担軽減及び行政事務の効率化を図ることを目的として、この条例案を提出するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

2 ページは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、3 ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

第8条につきましては、当事者の次に「(管理者が認めた場合にあつては、新たな受益者になった者)」を加え、「新たな受益者になった者」を「変更後の受益者」に改めるものです。

恐れ入りますが、2 ページへお戻りください。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君) 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(二見裕子君) 次に、日程第18 議案第14号 工事請負契約の締結について(熊取町立東保育所大規模修繕工事)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君) それでは、議案第14号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1 ページをご覧ください。

熊取町立東保育所大規模修繕工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、熊取町立東保育所大規模修繕工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、1億2,772万2,100円です。

契約の相手方は、大阪市天王寺区細工谷1丁目10番13号1階、株式会社カーサ・プランニングです。代表取締役森原 誠です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱等に基づき、指名連絡を5者に行い、指名辞退を申し出た1者を除き、令和4年2月7日執行の応札業者4者による開札において、最低価格を提示した4者により落札者をくじ引で決定しました。

次に、工事概要です。

2 ページをご覧ください。

工事概要は、防水改修工事1,278平方メートル、外壁改修工事459平方メートル、内装改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事、その他改修工事それぞれ一式です。

工期は、議決日より令和4年12月23日までです。

3 ページに配置図、4 ページに平面図、5 ページに立面図を併せてお示ししております。

以上で、議案第14号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第19 議案第15号 町道路線認定及び廃止についての件及び日程第20 議案第16号 町道路線認定についての件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、まず初めに議案第15号 町道路線認定及び廃止について説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線及び廃止する路線につきましては、表に記載のとおり、路線番号898番、大久保中9号線、1路線でございます。路線の起点、終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては2ページをご覧ください。

路線の総延長や幅員などを記載しており、今回の廃止及び認定により、総延長は198.3メートル増加するものです。

路線の内容につきましては、3ページをご覧ください。

位置図にてご説明させていただきます。左側が新たに認定する路線、右側が廃止する路線を示しております。右側の当初認定の全区間58.5メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含めた左側の256.8メートルの区間を新たに認定するものでございます。

以上で、議案第15号 町道路線認定及び廃止についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号 町道路線認定についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

認定路線については、表に記載のとおり、路線番号904番から909番までの6路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては、2ページをご覧ください。

各路線の総延長や幅員などを記載しており、今回新たに6路線、総延長248.3メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内容につきましては、3ページからの位置図にてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

路線番号904番、大久保中12号線及び905番、大久保中13号線、総延長72.7メートルにつきましては、大久保中地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

4ページをご覧ください。

路線番号906番、大久保南13号線、路線番号907番、大久保南14号線及び路線番号908番、大久保南15号線、総延長156.6メートルにつきましては、大久保南地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

5ページをご覧ください。

路線番号909番、大久保東10号線、総延長19メートルにつきましては、大久保東地区における住宅開発に伴い寄附を受けた道路でございます。

以上で、議案第16号 町道路線認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第21 議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止につきましてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、ため池としての利活用がなくなり大池土地改良区から廃止の申出がありましたので、旧慣による公有財産（ため池）の用水使用権を廃止するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

下記のとおり公有財産（ため池）に係る用水使用権を廃止したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

廃止するため池につきましては、1、名称、源太池、2、所在地、泉南郡熊取町野田1丁目2147番1、同番2、3、地目、ため池、堤とう、4、地積は1,411平方メートルとなっております。

2ページの資料をご覧ください。

位置図でございます。後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩いたします。

（「14時56分」から「15時15分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第22 議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入については国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出については500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、次に、国補正予算に伴う補助金の追加内示による町道久保高田線歩道拡幅工事や道路舗装工事などでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7

億9,405万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億7,636万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

1の追加でございますが、款 総務費、項 総務管理費、電子計算システム開発事業459万2,000円でございますが、マイナンバーカード関連のシステム改修事務が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、道路維持事業3,270万円、その下の道路舗装修繕事業6,000万円、その下の町道久保高田線歩道拡幅事業8,000万円、その下の熊取駅西整備事業（（仮称）大久保西5号線歩道整備事業）970万円、その下の交通安全施設整備事業930万円につきましては、国補正予算の補助金追加内示を活用するために令和3年度に予算を計上し、次年度に繰り越すものでございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の小学校教育情報化推進事業200万4,000円及びその下、小学校感染症対策等支援事業765万円につきましては、国補正予算の補助金内示を活用するために令和3年度に予算を計上し、次年度に繰り越すものでございます。

次に、項 中学校費の中学校教育情報化推進事業79万円及びその下、中学校感染症対策等支援事業405万円につきましても、国補正予算の補助金内示を活用するために令和3年度に予算を計上し、次年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、永楽ダム修繕事業につきましては、土地改良区が実施する取水管バルブ修繕事業に対する補助金の財源として借り入れるもので、限度額は700万円でございます。

その下の河川維持事業につきましては、準用河川見出川改修事業の財源として借り入れるもので、限度額は490万円でございます。

続いて、2の変更でございますが、町道舗装事業につきましては、町道舗装修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を2,720万円に増額変更するものでございます。

その下、交通安全施設整備事業につきましては、路側帯のカラー化等の工事の財源として借り入れるもので、限度額を660万円に増額変更するものでございます。

その下、町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、歩道拡幅工事の財源として借り入れるもので、限度額を2,880万円に増額変更するものでございます。

その下、熊取駅西整備事業につきましては、（仮称）大久保西5号線歩道整備事業の財源として借り入れるもので、限度額を4,220万円に増額変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割5,000万円の増額及び目 法人の法人税割2,000万円の増額及びその下の項 固定資産税、目 固定資産税の家屋3,000万円の増額につきましては、決算見込みによるものでございます。

次の款 地方譲与税、項 森林環境譲与税、目 森林環境譲与税の森林環境譲与税4万6,000円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

次の款 法人事業税交付金、項 法人事業税交付金、目 法人事業税交付金の法人事業税交付金2,322万4,000円の増額につきましても、交付見込みによるものでございます。

次の款 地方特例交付金、項 地方特例交付金、目 地方特例交付金の地方特例交付金3,228万4,000円の減額につきましても、交付見込みによるものでございます。

次の項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金800万円の増額につきましては、固定資産税の軽減措置に伴う減収補填のために交付されるもので、交付見込みによるものでございます。

次に、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税2億8,539万1,000円の増額につきましては、追加交付によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、児童手当負担金845万円の減額につきましては、所要見込額の減に伴うもの及びその下の保険基盤安定負担金33万6,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金額確定によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

項 国庫補助金、目 総務費補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金459万2,000円の増額につきましては、住基システム改修に対する補助金でございます。

その下の地方創生推進交付金144万1,000円の増額につきましては、交付決定によるもので、KIX泉州ツーリズムビューロー事業に対するものでございます。

次に、目 民生費国庫補助金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金555万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

その下の保育士等処遇改善臨時特別交付金516万円の増額につきましては、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員の処遇改善に対して交付されるものでございます。

次に、目 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金7,726万円の増額につきましては、補助金の確定による見込額の減及び国補正予算に伴う追加交付によるものでございます。

次に、目 教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金298万円の増額につきましては、小・中学校における教育情報化推進事業に対するものでございます。

その下の学校保健特別対策事業費補助金425万円の増額及びその下の225万円の増額につきましては、それぞれ小・中学校における感染症対策に対するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の保険基盤安定負担金188万3,000円の増額につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰出金額の確定によるものでございます。

その下、児童手当負担金192万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

その下、保険基盤安定負担金687万8,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の目 土木費府補助金の国土調査事業補助金268万6,000円の減額につきましては、地籍調査に対するもので、補助金の確定によるものでございます。

その下、目 教育費府補助金の宝くじ社会貢献広報市町村補助金1,900万円の増額につきましては、八幡池青少年広場トイレ新築等工事に対するものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の基金利子5万2,000円の増額につきましても、決算見込みによるものでございます。

その下、項 財産売払収入、目 不動産売払収入の土地売払収入743万9,000円の増額につきましては、町有財産払下げ等に伴う収入でございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金3億5,892万

8,000円の増額につきましては、寄附見込みによるものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金3,788万1,000円の増額及び次の12ページ、13ページをご覧ください。減債基金繰入金2億円の減額につきましては、いずれも今回の補正に伴う財源調整分でございます。

次の項 特別会計繰入金、目 国民健康保険事業特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金413万7,000円の増額につきましては、国・府交付金の確定に伴う精算返戻金でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の青少年派遣事業参加負担金150万円の減額につきましては、国際交流事業の中止によるものでございます。

その下、建物災害共済金794万4,000円の増額につきましては、平成30年台風21号などの被災に係る建物災害共済金でございます。

その下、関西国際空港利用促進・PR事業支援金220万円の減額につきましては、国際交流事業の中止によるものでございます。

その下、消防団員安全装備品整備等助成金120万1,000円の増額につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金が行う事業を活用し、消防団員の防火帽などの購入経費に対する助成金でございます。

その下、駅西整備事業負担金157万5,000円の増額につきましては、熊取駅西整備事業に係る泉佐野市負担金でございます。

その下、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金500万円の減額につきましては、事業の見送りによるものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目については説明を省略させていただきます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当8,459万9,000円の増額につきましては、職員退職に伴う所要見込額の増でございます。

次の目 財産管理費の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金579万3,000円の増額につきましては、土地売却収入及び利子の積立てでございます。

その下の減債基金積立事業、減債基金積立金1億7,571万5,000円の増額につきましては、普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債償還基金費相当分を積み立てるものでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金4億500万円の増額につきましては、寄附実績による積立てでございます。

次の目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金500万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料459万2,000円の増額につきましては、転出・転入手続のワンストップ化に係る住基システムの改修経費でございます。

次の目 国際交流費の国際交流事業、謝礼品費1万1,000円の減額から、事業内の下のほう、有料道路通行料等4,000円の減額までにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による国際交流事業の中止によるものでございます。

続きまして、款 民生費、項 社会福祉費、目 後期高齢者医療費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金251万1,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金370万8,000円の増額につきましては、民間保育所等の保育士等処遇改善に係るものでございます。

その下、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、低所得子育て世帯生活支援特別給付金1,000万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次に、16ページ、17ページをご覧になってください。

目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費1,232万4,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金961万7,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金213万2,000円の減額につきましては、介護保険システム改修費の確定によるものでございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 公害対策費の地球温暖化対策事業、二酸化炭素排出抑制対策事業支援委託料500万円の減額につきましては、事業見送りによるものでございます。

次の項 清掃費、目 し尿処理費のし尿処理場運営事業、光熱水費110万円の減額、薬品費125万1,000円の減額、し尿処理施設運転管理委託料91万3,000円の減額、清掃委託料386万6,000円の減額及び廃棄物処理委託料292万3,000円の減額につきましては、大原衛生公苑の稼働期間の短縮などによる所要見込額の減でございます。

続いて、款 農林水産業費、項 農業費、目 農地費のため池等一般事務経費、ため池廃止補償金85万8,000円の増額につきましては、源太池売却に伴う旧慣の廃止に係る補償金でございます。

次に、18ページ、19ページをご覧になってください。

項 林業費、目 林業振興費の森林環境譲与税基金積立事業、森林環境譲与税基金積立金382万5,000円の増額につきましては、森林環境譲与税及び基金利子を積み立てるものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料2,470万円の増額につきましては、国補正予算による国庫補助金を活用するために予算計上するもので、道路照明灯定期点検及び道路舗装、路面性状調査経費でございます。

その下の境界確定図等電子化委託料700万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

その下、町道等舗装工事費6,000万円の増額につきましては、国補正予算による補助金を活用するために予算計上するもので、町道五門久保小谷線、町道成合線ほか舗装工事費でございます。

その下、目 道路新設改良費の道路新設改良事業、道路新設改良工事費8,000万円の増額につきましては、町道久保高田線歩道拡幅工事について、こちらも国補正予算による補助金を活用するために予算計上するものでございます。

その下、熊取駅西整備事業の測量・設計・監理等委託料970万円の増額につきましても、国補正予算に伴うもので、(仮称)大久保西5号線用地測量及び詳細設計業務分でございます。

その下、目 交通安全対策費の交通安全施設整備事業、交通安全施設工事費930万円の増額につきましても、国補正予算に伴うもので、路側帯カラー化について予算計上するものでございます。

次に、項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、永楽ゆめの森公園及び永楽墓苑指定管理委託料374万6,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大で、永楽ゆめの森公園の来園者が減少したことに伴う駐車場利用料金の減少分を補填するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをご覧になってください。

2つ目の段でございますが、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、校用器具費200万4,000円の増額につきましては、オンライン授業や録画配信に必要なカメラ等の備品の購入経費でございます。

その下、小学校感染症対策等支援事業、消耗品費382万5,000円の増額及びその下の校用器具費382万5,000円の増額につきましては、感染症対策に係る消耗品や備品の購入経費でございます。

その下の目 教育振興費の小学校就学援助事業、要保護・準要保護児童就学援助費2,200万円の減額につきましては、給食費無償化に伴う所要見込額の減でございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校教育情報化推進事業、校用器具費79万円の増額につきましては、小学校費と同じく、オンライン授業や録画配信に必要なカメラ等の備品購入経費でござ

ございます。

次の中学校感染症対策等支援事業、消耗品費202万5,000円の増額及びその下の校用器具費202万5,000円の増額につきましても、小学校費と同じく、感染症対策に係る消耗品や備品の購入経費でございます。

その下の目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費1,900万円の減額につきましても、小学校費と同じく、給食費無償化に伴う所要見込額の減でございます。

次に、項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、改築工事費467万6,000円の減額につきましては、八幡池青少年広場トイレ新設等工事の落札減によるものでございます。

ここから後の22ページから24ページの補正予算給与費明細書、25ページの地方債補正調書につきましては、それぞれ今回の補正予算に係る調書となっておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第23 議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第24 議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第25 議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第19号、第20号及び第21号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分及び保険者支援分）の確定、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免に対する国庫補助金等の補正、一般会計繰入金の精算返戻・返還金の補正などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料2,059万2,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入額と新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免額について、国及び府から補助金を充当することから、財源調整を図るため減額とするものでございます。

続いて、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 災害等臨時特例補助金658万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免額についての補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金439万円の増額につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免額についての補助金で、先ほどの国庫補助が全

体の10分の6を、府補助金が残りの10分の4を補填するため、町の持ち出しは不要となるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）894万6,000円の増額と、同じく目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）67万1,000円の増額ですが、本年度の繰入額が確定したことにより、それぞれ当初予算との差額を補正するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

1段目の款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分から項 介護納付金分につきましては、コロナ減免に係る保険料の減額と、国・府補助金の増額に伴う財源振替によるものでございます。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金413万7,000円の減額でございますが、次の款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金において計上している一般会計への精算に伴う返還金を捻出するため、同額を予算額の調整のため減額補正を行うものでございます。

以上で、議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の見込額及び保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,051万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,529万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料799万9,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加などに伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの歳入決算見込額を基に、特別徴収保険料を1,350万4,000円の増額、普通徴収保険料を550万5,000円減額し、この差額を計上するというものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金251万1,000円の増額でございますが、保険料収納見込額の増額と関連いたしまして、低所得者に対する法定軽減負担額についても増額するため、一般会計から繰り入れる基盤安定負担金、これを増額計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金が1,051万円の増額でございます。この保険料等負担金は、町が徴収した還付未済額等を除く保険料と、広域連合から示される保険基盤安定負担金を広域連合に負担金として納入することとなっておりますので、今回、歳入で計上いたしました増額分と同じ額を歳出予算に増額し、補正するものでございます。

以上で、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、調整交付金等の確定に伴う補正でございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ418万8,000円を減額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,328万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 調整交付金589万3,000円の増額につきましては、令和3年度交付額の確定によるものでございます。

その下の目 介護保険事業費補助金のシステム改修補助金213万4,000円の減額につきましては、歳出におけるシステム改修費の減額に伴う電子計算機使用負担金426万6,000円の減により、法定負担分が減額となったものでございます。

その下の款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の介護給付費準備基金利子7万8,000円の増額につきましては、決算見込額によるものでございます。

その下の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金213万2,000円の減額につきましても、歳出におけるシステム改修費の減額に伴う電子計算機使用負担金426万6,000円の減により、法定負担分が減額となったものでございます。

その下の基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金の589万3,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

なお、財源振替の説明のほうは省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の電子計算機使用負担金426万6,000円の減額につきましては、システム改修費の減によるものでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金7万8,000円の増額につきましては、積立基金利子の決算見込額の増によるものでございます。

以上で、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第19号、第20号及び第21号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第26 議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君） それでは、議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が、流域下水道事業市町村負担金の精算に伴う返納金の計上、2つ目が、人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額の減額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。

令和3年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和3年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の既決予定額に964万4,000円を増額し、補正後の額を964万9,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業収益の補正後の額を11億3,314万円とするものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額から96万1,000円を減額し、補正後の額を9億6,467万4,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億2,663万7,000円とするものでございます。

次に、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額から96万1,000円を減額し、補正後の額を9,582万9,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

詳細については6ページの説明書でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入の表をご覧ください。

第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の過年度損益修正益の964万4,000円を増額は、流域下水道事業市町村負担金の精算返納金でございます。以上により、収益的収入合計の既決予定額11億2,349万6,000円に補正予定額964万4,000円を増額し、11億3,314万円とするものでございます。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の総係費の96万1,000円の減額は、人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額でございます。以上により、収益的支出合計の既決予定額11億2,759万8,000円から補正予定額96万1,000円を減額し、11億2,663万7,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和3年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。

4ページは、補正予算給与費明細書でございます。

5ページは、令和3年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表補正（第2号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第27 議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算の件、日程第28 議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第29 議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第30 議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第31 議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第32 議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。本6件について順次説明を求めます。

初めに、議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。南副町長。

副町長（南 和仁君）それでは、議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

4年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては町長が町政運営方針によって申しあげましたので、私からは予算の内容につきまして、予算書に基づき主に増減額が大きかったものを中心にご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算。

令和4年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ149億1,862万5,000円で、令和3年度と比較いたしますと1億6,022万2,000円、1.1%の増でございます。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとございます。

主な増減など内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

次に、第2条では、継続費について定めております。内容につきましては、第2表継続費によることとございますので、8ページの第2表をご覧ください。

教育費、社会教育費の公民館・町民会館整備事業でございますが、2か年で総額15億3,349万円となっております。年割額は、令和4年度が1億8,402万円、令和5年度が13億4,947万円となっております。

3ページにお戻りください。

第3条では債務負担行為について定めております。内容につきましては、第3表債務負担行為によることとございますので、申し訳ございません、9ページの第3表をご覧ください。

主なものとしたしましては、上から3段目の学童保育所指定管理委託料でございますが、令和8年度までの期間で限度額は6億6,605万1,000円となっております。

次に、6段目の中学校体育館照明LED賃借及び9段目の小学校体育館照明LED賃借でございますが、中学校が令和14年度までの期間で限度額は1,692万4,000円、小学校が同じく令和14年度までの期間で限度額が825万1,000円となっております。また、7段目の図書館照明LED賃借につきましても、令和14年度までの期間で限度額は1,547万円となっております。

3ページに戻っていただきまして、続いて、第4条の地方債でございます。内容につきましては、第4表地方債によることとございますので、10ページの第4表をご覧ください。

広域廃棄物処分場整備事業90万円、ごみ処理施設整備事業8,060万円、水道事業会計出資債8,600万円、橋りょう修繕事業1,840万円、町道久保高田線歩道拡幅事業220万円、公園整備事業1,350万円、河川維持事業1,860万円、消防団車両更新事業7,060万円、小学校施設改修事業1,910万円、続いて、11ページをご覧ください。小学校大規模改造事業5,870万円、中学校施設改修事業3,090万円、公民館・町民会館整備事業1億540万円、臨時財政対策債3億5,200万円でございます。合計で8億5,690万円となり、令和3年度と比較いたしますと4億9,920万円の減額となっております。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

3ページにお戻りください。

第5条の一時借入金でございますが、これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。令和4年度も、前年度と同様に10億円を限度と設定してございます。

続きまして、第6条 歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を可能とすると定めてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に従って説明させていただきます。

18ページをご覧ください。

まず、町税でございますが、項 町民税、目 個人につきましては21億4,022万3,000円で、前年度比3,801万円の増額となり、目 法人につきましては9,424万2,000円で、前年度比2,380万6,000円の増額となり、町民税合計で22億3,446万5,000円で、前年度比6,181万6,000円の増額となっております。増額の要因につきましては、前年度は新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、減少を見込んでおりましたが、今年度は実績を基に算定した結果、前年度に比べて一定増額となっております。

その下、項 固定資産税につきましては15億3,555万5,000円で、前年度比1,489万9,000円の増額となっております。主な要因は、新築家屋の増などによるものでございます。

次に、項 軽自動車税につきましては、環境性能割と種別割を合わせまして1億2,261万5,000円で、前年度比582万8,000円の増額となっております。

その下、項 町たばこ税につきましては1億7,730万5,000円で、前年度比1,845万1,000円の増額となっております。主な要因は、税制改正による税率の影響に伴うものでございます。

次の地方譲与税から、その次のページにございます各種交付金や地方交付税につきましては、国が発表する地方財政計画の伸び率などを参考に算定したものでございます。

20ページをご覧ください。

上から4段目の法人事業税交付金につきましては2,100万円で、前年度比1,540万円の増額となっております。

その下、地方消費税交付金につきましては9億300万円で、前年度比6,900万円の増額となっております。

2つ飛ばしまして、下から2段目の地方特例交付金につきましては5,100万円で、前年度比4,000万円の減額となっております。こちらは、令和3年度に限り税制改正によりまして、新型コロナウイルス感染症対策として固定資産税の軽減措置があり、その減収補填として地方税減収補填特別交付金が含まれておりましたので、今回は減額となったものでございます。

その下、地方交付税につきましては32億9,900万円で、前年度比2億4,000万円の増額となっております。

続きまして、22ページをご覧ください。

上から3段目の分担金及び負担金につきましては合計1億1,417万円で、前年度比415万7,000円の減額となっております。

24ページをご覧ください。

一番下の段、国庫支出金でございます。項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金につきましては17億4,941万2,000円で、前年度比1億3,327万9,000円の増額となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金の増額などによるものでございます。

続きまして、26ページをご覧ください。

目 衛生費国庫負担金につきましては5,030万6,000円で、前年度比9,889万6,000円の減額となっておりますが、これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が減少したものでござい

す。

続きまして、その下、項 国庫補助金の2つ目、目 民生費国庫補助金につきましては1億2,793万6,000円で、前年度比7,514万3,000円の減額となっておりますが、これは、民間認定こども園の建て替えに伴う保育所等整備交付金が減少したことなどによるものでございます。

1つ飛ばしまして、目 土木費国庫補助金につきましては1億7,182万6,000円で、1,546万3,000円の減額となっておりますが、これは、27ページにございます道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が、国の補正予算を活用するために令和3年度予算に前倒し実施したことにより減少した一方で、その下の都市計画費補助金の都市構造再編集集中支援事業費補助金が、公民館・町民会館整備事業により皆増となったものでございます。

次に、28ページをご覧ください。

上から2段目の府支出金でございます。項 府負担金、目 民生費府負担金につきましては9億3,787万9,000円で、7,466万7,000円の増額となっております。これは、国庫支出金と同じく、障がい者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金が増加したことなどによるものでございます。

その下の項 府補助金のうち、2つ目の目 民生費府補助金につきましては2億9,631万9,000円で、3,546万9,000円の減額となっております。これは、地域密着型サービス等施設整備に伴う地域医療介護総合確保基金事業費補助金が皆減したことなどによるものでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

上から2つ目、目 農林水産業費府補助金につきましては2,398万円で、前年度比1,768万7,000円の増額となっております。これは、ため池等整備事業補助金が皆増したことなどによるものでございます。

次に、下の段、項 委託金、目 総務費委託金につきましては9,617万7,000円で、前年度比1,086万1,000円の増額となっております。これは、参議院議員選挙など選挙費委託金が増加したことなどによるものでございます。

次に、32ページをご覧ください。

下から3段目になりますが、款 繰入金でございます。項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金につきましては2億5,700万円で、前年度比1,700万円の増額となっております。これは、投資的事業における普通建設事業費に充当するものでございます。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては2億9,100万円で、前年度比800万円の増額となっております。一般財源の不足を調整するため繰り入れるものでございます。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては4億3,500万円で、前年度比2億700万円の増額となっております。教育・子育て関連事業費などに充当するため繰り入れるものでございます。

繰入金合計で12億2,363万7,000円で、前年度比2億3,014万8,000円の増額となっております。

次に、少し飛びますが、36ページをご覧ください。

町債につきましては、先ほど10ページ、11ページの第3表地方債のところでご説明申し上げましたが、合計8億5,690万円で、前年度比4億9,920万円の減額となっております。これは、臨時財政対策債が国の地方財政計画の見通しにより4億9,000万円減額していることなどによるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出予算につきましては、主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。38ページをご覧ください。

まず、議会費でございますが、1億1,883万2,000円で、前年度比2,193万2,000円の減額となっております。これは、右側、39ページ中ほどの議会運営事業におきまして、議場音響設備の更新経費が皆減したことによるものでございます。

次に、総務費でございます。

少し飛びまして、52ページをご覧ください。

項 総務管理費の目 財産管理費につきましては4,432万7,000円で、前年度比2,419万1,000円の減額となっております。これは、53ページの庁舎維持管理事業において、庁舎改修工事費が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、54ページをご覧ください。

目 企画費につきましては7,140万3,000円で、前年度比8,070万2,000円の減額となっております。これは、町制施行70周年記念事業が皆減したことによるものでございます。

続きまして、少し飛びまして、62ページをご覧ください。

目 電子計算費につきましては2億4,785万1,000円で、前年度比7,371万1,000円の増額となっております。これは、63ページの電子計算システム整備事業において、行政DXの各種整備に係る経費など、電子計算システム開発委託料が増加したことによるものでございます。

次に、少し飛びまして、74ページをご覧ください。

中ほどの項 選挙費の目 参議院議員選挙費につきましては2,805万9,000円で、任期満了に伴う参議院議員選挙の執行により皆増となっております。

次に、民生費に移ります。

80ページをご覧ください。

項 社会福祉費の目 社会福祉費につきましては11億1,022万7,000円で、前年度比6,607万9,000円の増額となっております。これは、少し飛びまして、85ページをご覧ください。中ほどの障がい者自立支援給付事業において、介護・訓練等給付費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、86ページをご覧ください。

一番下の目 老人福祉費につきましては9,811万5,000円で、前年度比2,070万9,000円の減額となっております。これは、社会福祉施設整備事業において、地域密着型サービス施設整備事業補助金が皆減したことなどによるものでございます。

次に、少し飛びまして、92ページをご覧ください。

一番上の段、目 後期高齢者医療費につきましては6億5,287万9,000円で、前年度比4,307万5,000円の増額となっております。これは、療養給付費負担金の増などによるものでございます。

続きまして、一番下の欄、項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては16億2,236万8,000円で、前年度比1億778万2,000円の増額となっております。これは、次の95ページをご覧ください。中ほどの民間保育所等助成事業において、西保育所民営化に伴い民間保育所運営委託料が増加したことによるものでございます。

続きまして、96ページをご覧ください。

目 児童福祉施設費につきましては10億3,521万3,000円で、前年度比2億5,171万4,000円の減額となっております。これは、右側、97ページ一番下にございます保育所運営事業におきまして、西保育所民営化に伴い会計年度任用職員報酬が減少したことや、西保育所の大規模改修工事費が皆減したことなどによるものでございます。

続きまして、100ページをご覧ください。

目 児童措置費につきましては6億7,184万6,000円で、前年度比1,864万6,000円の減額となっておりますが、これは、児童手当給付事業において児童数の減少により児童手当費が減少したことなどによるものでございます。

次に、衛生費に移ります。

少し飛びまして、106ページをご覧ください。

項 保健衛生費の目 予防費につきましては3億8,737万円で、前年度比6,484万9,000円の減額となっておりますが、これは、少し飛んで、111ページをご覧ください。中ほどの新型コロナウイルスワクチン接種事業において個別接種委託料が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、114ページをご覧ください。

項 清掃費の目 塵芥処理費につきましては6億7,081万8,000円で、前年度比4,649万2,000円の増額となっております。これは、次の117ページの環境センター運営事業において、大型設備の修繕に係る経費や、ごみ処理広域化に係る調査業務が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、118ページをご覧ください。

目 し尿処理費につきましては1億3,302万4,000円で、前年度比8,486万4,000円の減額となっております。これは、し尿処理広域化に伴い、し尿処理場運営に係る経費が減少したことによるものでございます。

次に、120ページをご覧ください。

1段目の目 上水道費につきましては8,600万円で、前年度比5,460万円の増額となっております。これは、水道管路耐震化などの事業費増に伴い、出資金が増加したことによるものでございます。

次に、農林水産業費に移ります。

122ページをご覧ください。

一番下、項 農業費の目 農地費につきましては3,750万7,000円で、前年度比512万3,000円の増額となっておりますが、125ページの下から2つ目、ため池等整備事業において、朝代新池の耐震対策に係る測量・設計・監理委託料が増加したことなどによるものでございます。

次に、商工費に移ります。

126ページをご覧ください。

一番下の項 商工費の目 商工業振興費につきましては1億4,150万円で、前年度比5,677万2,000円の増額となっております。これは、次の129ページ一番下の産業活性化基金事業及び次の131ページ一番上の産業活性化基金積立事業において、事業の拡充に伴い補助金などを増加したことによるものでございます。

次に、土木費の説明に移ります。

少し飛びまして、134ページをご覧ください。

一番下の項 道路橋りょう費の目 道路維持費につきましては2億260万4,000円で、前年度比5,612万1,000円の増額となっております。これは、右側、135ページの道路維持事業において、橋梁の修繕に係る工事請負費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、136ページをご覧ください。

目 道路新設改良費につきましては2,419万2,000円で、前年度比2億6,210万5,000円の減額となっております。これは、右側、137ページの道路新設改良事業において、国補正予算の活用による前倒し実施により、町道久保高田線歩道拡幅工事に係る工事費が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、138ページをご覧ください。

目 交通安全対策費につきましては2,778万2,000円で、前年度比1,804万7,000円の減額となっておりますが、これは、右側、139ページの交通安全施設整備事業において、交通安全施設工事費が減少したことなどによるものでございます。

次に、140ページをご覧ください。

上から2つ目、項 河川費の目 河川維持費につきましては2,273万9,000円で、前年度比1,235万5,000円の増額となっております。これは、右側、141ページの河川維持事業において、河川の護岸工事や河床整正工事により工事費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、その下の項 都市計画費の目 都市計画総務費につきましては2,274万9,000円で、前年度比2,191万3,000円の減額となっておりますが、これは、地形図等の更新に係る経費や立地適正化計画策定に係る経費が皆減したものでございます。

次に、消防費の説明に移らせていただきます。

少し飛びまして、148ページをご覧ください。

2つ目の段、項 消防費、目 非常備消防費につきましては9,103万6,000円で、前年度比6,975万3,000円の増額となっておりますが、これは、右側、149ページの一番下、消防施設管理事業において、次のページ、151ページにございます自動車等購入費が、消防団の消防車両更新により増加したことなどによるものでございます。

次に、教育費の説明に移ります。

少し飛びまして、158ページをご覧ください。

下の段の項 小学校費の目 学校管理費につきましては3億8,161万7,000円で、前年度比1億3,365万3,000円の増額となっております。これは、少し飛びまして、163ページ一番下、小学校教育情報化推進事業において、次の165ページにございます校用器具費が、各教室に設置の大型モニターの更新により増加したことによるものでございます。

次に、左側、164ページをご覧ください。

一番下の目 学校給食費につきましては1億2,736万5,000円で、前年度比1,822万3,000円の増額となっておりますが、これは、右側、165ページの小学校給食事業において、小学校の生ごみ処理機の設置や献立作成システムの導入により、次のページ、167ページになりますが、給食備品費が増加したことによるものでございます。

少し飛びまして、176ページをご覧ください。

項 社会教育費の目 公民館費につきましては3億336万1,000円で、前年度比2億7,426万3,000円の増額となっておりますが、これは、179ページの上から2つ目、公民館・町民会館整備事業において、リニューアルオープンに向けた実施設計業務や施設整備工事費が増加したことなどによるものでございます。

次に、少し飛びまして、188ページをご覧ください。

2段目の項 保健体育費の目 体育施設費につきましては1億5,453万5,000円で、前年度比3,044万6,000円の減額となっておりますが、これは、次のページ、191ページにございます体育施設維持管理事業において、八幡池青少年広場トイレ新築工事の工事請負費が皆減したものでございます。

次に、192ページをご覧ください。

上から2段目の公債費につきましては、目 元金が8億1,794万2,000円で、前年度比1,586万7,000円の増額となっております。これは、据置期間を設けて借入れした町債の元金償還が開始することなどによるものでございます。

その下の利子については3,068万4,000円で、前年度比470万9,000円の減額となっておりますが、これは、過去に借入れした高利率の町債の元金償還が進んだことにより減少したものでございます。

次に、その下、災害復旧費につきましては、194ページをご覧ください。2つ目の目 河川災害復旧費につきましては207万8,000円で、前年度比1,463万1,000円の減額となっており、これは、物件補償費算定委託料が皆減したものでございます。

次の予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合などに予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、前年度と同様の予算措置をしております。

196ページ以降につきましては、給与費明細書、継続費に係る調書、債務負担行為に係る調書及び地方債に係る調書となっておりますので、別途配付しております予算附属資料と併せて後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）次に、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第24号、第25号及び第26号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

令和4年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億736万7,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間での流用を規定しております。

それでは、内容につきましては、事項別明細書で主な項目のみの説明をさせていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

12ページをお開きください。

では、歳入についてご説明申し上げます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料は10億646万4,000円で、対前年度比3,520万4,000円の減額となっております。保険料の予算額は、大阪府が事業費納付金の財源内訳として示している保険料額から保険基盤安定負担見込額を除く金額を計上しております。主な減額理由といたしましては、大阪府による納付金算定等に係る推計被保険者数が大幅な減少、人数にいたしまして523人減少となることによるものでございます。

次に、目 退職被保険者等国民健康保険料5万6,000円、対前年度比2万5,000円の減少ですが、同じく大阪府に納付する額を計上しているものでございます。退職医療制度は、令和元年度で対象者がなくなったため、滞納繰越分のみ枠取りの計上をするものでございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金は35億9,527万円で、対前年度比1億98万1,000円の減額となっております。このうち普通交付金につきましては、本町が医療機関等に支払う療養給付費等について、都道府県化に伴い大阪府から交付を受けるものでございますが、令和4年度は被保険者数の減少により、療養給付費等の年間支出見込総額が前年度を大きく下回ることが関係しておるものでございます。また、特別交付金については、療養給付費等以外に国・府が定める交付基準によって交付されるものでございますが、これまでの交付実績や府の参考値に基づき予算計上を行っておるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。

2つ目の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は3億9,530万5,000円、対前年度比140万5,000円の増額となっております。これは、繰入れ基準に基づく一般会計からの繰入れで、その内訳は、15ページの説明欄をご覧ください。

まず、保険基盤安定繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分と保険者支援分がございまして、軽減分につきましては、低所得者に対する保険料軽減額7割、5割、または2割分を公費で賄うため繰り入れるものでございまして、府が4分の3、町が4分の1を負担するものとなっております。また、保険者支援分は、低所得者層を多く抱える保険者を支援する制度で、各市町村ごとの平均的な保険料を基に軽減対象者数と国が定める支援率によって算出した金額を繰り入れるものでございまして、国が2分の1、府と町がそれぞれ4分の1ずつを負担するものでございます。これらの基準に基づき、令和4年度見込額につきましては、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が1億8,286万3,000円、対前年度比119万1,000円の増額、保険者支援分は9,861万9,000円、

対前年度比86万3,000円の減額となっております。

なお、これらの繰入金につきましては、歳出予算において、大阪府へ納める事業費納付金の一部に組み入れて計上しておるものでございます。

次に、職員給与等繰入金につきましては、歳出の款 総務費の財源として7,423万1,000円を繰り入れるものでございますが、人事異動等に伴う当初予算ベースでの人件費の減などにより、前年度と比べまして177万5,000円の減額となっております。

次に、出産育児一時金の繰入金952万円は、歳出、21ページのほうで計上しております出産育児一時金1,428万円の3分の2を一般会計から繰り入れるものでございます。給付見込額の減少に伴い、対前年度比84万円の減額となるものでございます。

次に、財政安定化支援事業繰入金1,987万2,000円ですが、法定軽減の対象世帯の割合が全国平均を超えた場合や高齢被保険者の割合が全国平均を超えた場合に算定対象となる法定繰入金でございます。対前年度比で88万8,000円の増額となっております。

次に、その他一般会計繰入金643万1,000円でございますが、重度障がい者、老人、ひとり親の各福祉医療費助成の地方単独事業分について、大阪府から示された額に基づき町が負担する5割相当額を、また、子ども医療費については小・中学生に係る地方単独事業分の全額を、前年度の実績を基に一般会計から繰り入れるものでございまして、対前年度比96万5,000円の減額となっております。

続きまして、未就学児均等割保険料繰入金376万9,000円でございます。令和4年度分の保険料から導入される未就学児の均等割保険料の5割軽減に係る財源として、新たな繰入金として予算計上するもので、国2分の1、府4分の1、町4分の1の割合で負担し合うものとなっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

16ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、7,142万6,000円で、対前年度比165万6,000円の増額でございます。一般管理費につきましては人件費など国保運営事務に要する経費で、増額の主な理由といたしましては、システム改修に伴う電子計算機使用負担金の増額となっております。

次に、18ページ一番下の欄から20ページをご覧ください。

款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、20ページ、本年度合計が29億9,096万5,000円で、対前年度比1億16万7,000円の減額となるものでございます。医療費実績及び被保険者数の見込みを基に計上をさせていただいておるものでございます。

なお、積算上の1人当たりの医療費は増を見込んでおるものの、被保険者数が減少となるため、総額では減額となっております。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費4億6,141万9,000円は、対前年度比11万2,000円の増額となるものでございますが、過去の給付実績等を基に算定したところ、1人当たり的高額療養費を増額と見込んだものでございます。

款 保険給付費、項 出産育児費、目 出産育児一時金1,428万円、対前年度比126万円の減額につきましては、給付実績等を踏まえた見込みとなっております。

次に、22ページをご覧ください。

款 国民健康保険事業納付金、項 医療給付費分は9億6,441万9,000円で、対前年度比2,008万8,000円の減額でございます。

項 後期高齢者支援金分は2億7,749万5,000円で、対前年度比1,563万円の減額、項 介護納付金分が9,092万4,000円で、対前年度比253万円の減額となっております。

以上の納付金は、大阪府が示す事業費納付金を予算計上するもので、保険料率のほか、市町村ごとの推計被保険者数、所得状況、保険料収納率などにより示されているものですが、団塊の世代の

後期高齢者医療制度への移行に伴い推計被保険者数が大幅に減少したことに伴い、総じて減少しておるものでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費3,731万2,000円で、対前年度比117万円の増額でございます。こちらは、特定健診受診者数の目標人数を前年度と比べ増加と見込んだことによるものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費については3,134万3,000円、対前年度比14万2,000円の増とし、ほぼ前年度並みを見込むものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、28ページから34ページまでの給与費明細書は説明のほうを省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

35ページは債務負担行為の支出予定額等に関する調書ですが、令和2年度から4年度のコンビニエンスストア収納業務に関し、令和3年度末での支出額を114万5,000円と見込み、令和4年度支出予定額を65万5,000円と想定しております。

以上で、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書3ページをご覧ください。

令和4年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,785万7,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみの説明をさせていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料5億8,696万2,000円、対前年度比3,565万3,000円の増額でございます。主な増額理由といたしましては、被保険者数の増加と保険料率の改定によるものでございまして、被保険者数につきましては、令和3年度の平均被保険者数の見込みを6,092人としていたものを、令和4年度は6,418人と326人増と見込んでおります。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は1億7,620万8,000円で、対前年度比1,771万2,000円の増額でございます。このうち事務費繰入金につきましては、広域連合標準システムの改修費用の増加などによりまして、302万5,000円増加しております。また、次の節 保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担するものでございます。そのための繰入れで、被保険者数の増加及び保険料率の改定に伴い、1,468万7,000円増加するものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金207万1,000円につきましては、令和4年10月から後期高齢者の窓口負担について2割の区分が新たに導入されることから、例年7月に送付している年次更新に加え、10月以降の負担区分を記載した被保険者証を再送する必要がありますが、追加送付費用の全額が国庫補助金で賄われることとなっております、所

要見込額を予算計上しておるものでございます。

続きまして、款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入1,259万9,000円につきましては、令和3年度から開始いたしました高齢者の保健事業と介護予防の一体実施に当たり、後期高齢者の集団健診に係る広域連合からの受託費用181万9,000円と、一体的実施に係る広域連合からの受託費用を高齢者保健事業受託料として1,078万円、それぞれ計上しておるものでございます。これらの金額は市町村の規模などによって上限額が定められており、前年度と同額となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、3,752万3,000円、対前年度比286万9,000円の増額でございます。主な増額理由につきましては、2割負担導入に伴う被保険者証の送付費用の増によるものでございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費144万4,000円、対前年度比15万円の減額でございますが、主な減額理由は、2か年に一度の封筒増刷費用が、本年度、不要となる年度となっております。

続いて、款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金につきましては7億2,542万2,000円、対前年度比5,267万3,000円の増額となっております。負担金の内訳についてでございますが、まず、被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分の公費負担額として受け入れる保険基盤安定繰入金の合計を広域連合へ保険料等負担金として計上するものが7億622万6,000円、対前年度比5,034万円の増となっております。また、大阪府後期高齢者医療広域連合における事務費と、それから総務的経費に対する本町の負担金が1,919万6,000円となっております。主な増減理由につきましては、歳入でもご説明いたしました被保険者数の増や、保険料率の見直しに伴う保険料徴収金の増及び保険基盤安定繰入金の増による保険料負担金の増、広域連合標準システム改修費用の増などによる事務費負担金の増となっております。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費1,266万5,000円、対前年度比4万5,000円の増につきましては、消耗品については、後期高齢者の集団健診実施に係る案内チラシをA4からA3に置き換えたこと、通信運搬費については、結果通知に加え、事前に問診票を送付するための費用を確保することによるものでございます。なお、保健事業費のうち消耗品と通信運搬費を除く1,259万9,000円については、全額大阪府後期高齢者医療広域連合から受託費用で賄われる予定となっております。

以上が歳出の主な内容となっております。

なお、18ページから23ページ、給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）議事の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要についてでございますが、令和3年3月策定のいきいきくまとり高齢者計画2021（第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）に基づく計画値及び令和3年度における実績を踏まえた保険給付費等の増額を見込むとともに、地域支援事業費においては、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービス、通所型サービスC、愛称がふれあい元気教室でございます。これの充実強化を図るための予算編成となっております。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

令和4年度熊取町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,795万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、予算の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてございます。

次に、第2条では、債務負担行為について定めております。内容につきましては、6ページの第2表をご覧ください。第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務、令和5年度までの期間で、限度額は395万9,000円となっております。

恐れ入ります、3ページに戻っていただきまして、次に、第3条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額を2億円と定めるものでございます。

続きまして、第4条では、歳入歳出予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間での流用を可能と定めております。

それでは、歳入歳出予算につきましては、9ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

9ページ、10ページは総括でございますので、省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては、被保険者数見込みの減少によりまして、202万9,000円減の9億1,202万5,000円となっております。

1つ飛ばしていただきまして、次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金につきましては、歳出予算における保険給付費見込額の増加により、法定負担分を3,377万1,000円増の7億1,306万3,000円となっております。

その下の項 国庫補助金でございますが、目 調整交付金につきましては、調整交付金交付見込額の増に加え、歳出における保険給付費等の増額によりまして、650万1,000円の増の1,485万円となっております。

その下、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、歳出における地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の増に伴う法定負担分333万円増の2,471万4,000円となっております。

下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、歳出における地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の増に伴いまして、法定負担割合分50万5,000円増の2,773万8,000円となっております。

また、その下の目 介護保険事業費補助金につきましては、令和4年度において補助対象となるシステム改修がないことから、皆減となったものでございます。

その下の目 保険者機能強化推進交付金につきましては、評価指標等の見直しに伴いまして45万8,000円減の651万4,000円となっております。

また、その下の目 介護保険保険者努力支援交付金につきましても、同様に評価指標等の見直しに伴いまして93万7,000円の減、718万1,000円となっております。

その下の款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金につきましては、さきに説明いたしました国庫負担金の内容と同じで、歳出予算における保険給付費見込額の増加によりまして、法定負担分といたしまして4,792万5,000円増の10億2,810万6,000円となっております。

その下の目 地域支援事業支援交付金につきましても、歳出予算における地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費の増に伴う法定負担分246万6,000円増の3,100万7,000円となっており

ます。

続きまして、その下、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金につきましても、歳出予算における保険給付費見込額の増加によりまして、法定負担分2,391万7,000円増の5億2,447万2,000円となっております。

また、その下の項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましても、さきの国庫補助金と同様に、歳出における地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の増に伴いまして、法定負担分114万1,000円増の1,435万5,000円となっております。

その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、歳出における地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の増に伴う法定負担分25万2,000円増の1,386万9,000円となっております。

それでは、次のページ、14ページ、15ページをご覧ください。

2つ飛ばしていただきまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金につきましても、国庫の介護給付費負担金等と同様、歳出予算における保険給付費の増によりまして、法定負担分2,218万8,000円増の4億7,597万6,000円となっております。

その下の目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活総合事業）につきましても、国庫補助金等の説明と同様、歳出における地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の増に伴う法定負担分114万1,000円の増で、1,435万5,000円となっております。

また、その下の目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、歳出における地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の増加に伴う法定負担分25万2,000円の増の1,386万9,000円となっております。

また、その下の目 低所得者保険料軽減繰入金につきましても、低所得者被保険者見込数の増によりまして、13万7,000円増の4,184万5,000円となっております。

また、その下の目 その他一般会計繰入金につきましても、事務費繰入金の減によるもので、主に電算機使用負担金の減によりまして、301万4,000円減の1億1,756万3,000円となっております。

その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金につきましても、保険料の不足額を調整するための介護給付費準備基金から繰り入れるものでございまして、4,647万6,000円増の1億4,510万8,000円となっております。

それでは、続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費につきましても、702万3,000円の減、6,348万3,000円となっておりますが、これは、システム改修費の減に伴う電子計算機使用負担金の減によるものでございます。

少し飛ばしていただきまして、20ページ、21ページをお開きください。

次に、保険給付費でございます。要支援・要介護認定者の見込数の増加に伴いまして、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費が増となっております。

それでは、主なものといたしましては、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費につきましても、1億5,178万3,000円の増、その下の項 介護予防サービス等諸費、目 介護予防サービス等諸費につきましても、2,609万1,000円の増となっております。

少し飛びまして、24ページ、25ページをご覧ください。

款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、816万円増の9,976万円となっております。これは、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービス、通所型サービスC、愛称のほうがふれあい元気教室となっておりますが、こちらの事業の充実強化に伴う人件費の増及び訪問型・通所型事業費の利用者の見込み増によるものでございます。

その下の項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費につきましても、158万7,000円増の

2,657万8,000円となっております。これは、熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けての実態調査に係る委託料が皆増したことによるものでございます。

36ページ以降は給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いをいたします。

以上で、議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第24号、議案第25号及び議案第26号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）次に、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、予算の特徴でございますが、歳入では、令和3年度に比べ空き区画の増加に伴い、予算上見込む永代使用料を増額したこと、また、納付対象者数の減少に伴い管理手数料を減額したこと、一方、歳出では、墓苑使用料と還付金について、これまでの実績等を勘案し減額したこと、歳入における使用料及び手数料の減少に伴い、基金積立金を減額したこと、また、予備費につきましては、墓苑内通路の突発的、緊急的な修繕などが年々増加傾向にあり、これらに適切に対応するため増額したことなどの影響により、予算総額で申し上げますと、歳入歳出それぞれ前年度に比べ385万8,000円減少の4,224万2,000円となっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

予算書3ページをお開きください。

令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算は、次に定めるところによるとしてございます。

第1条 歳入歳出予算でございますが、第1項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,224万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてございます。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

少しページを進んでいただきまして、8ページ、9ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金につきましては1,879万円で、前年度に比べ109万9,000円の減少となっております。これは、永代使用料及び管理手数料を積み立てている当該基金から事業財源として繰り入れる額が減少したものでございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓苑使用料につきましては1,869万円で、前年度に比べ644万円の増加となっております。これは、永代使用料において追加募集分が昨年度の20区画から32区画に増加したためでございます。

また、項 手数料、目 墓苑手数料につきましては468万6,000円で、前年度に比べ920万4,000円の減少となっております。これは、管理手数料において、5年に一度の利用者負担分が72区画、毎年払いを希望された方の分が389区画、そして追加募集分が32区画、合計で493区画と、納付対象者数が一番多い年度であった昨年度の783区画から大幅に減少したためでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金につきましては5万2,000円で、墓地基金利子でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては2万4,000円で、公園事業事務費負担金3,000円と、駐車場利用カード再発行実費徴収金2万1,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費につきましては1,581万4,000円で、前年度に比べ309万8,000円の減少となっております。この主な原因でございますが、一般管理経費において、中ほどにある永楽墓苑管理システム保守委託料35万7,000円につきましては、当該システム導入年度では不要であったものが、令和4年度から支払いが発生すること、また、一番下の墓苑使用料等還付金976万円につきましては、実績に基づき、墓地を返還される方の見込みを前年度の40基から30基に減らしたことにより、前年度に比べ275万円減額したことなどによるものでございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金につきましては2,342万8,000円で、前年度に比べ276万円の減少となっております。これは、基金利子に加え、歳入における永代使用料や管理手数料について、その全額を一旦当該基金に積み立てることになっておりますが、これらの合計が減額したことによるものでございます。

次に、款 予備費、項 予備費、目 予備費につきましては300万円で、前年度に比べ200万円の増加となっております。これは、冒頭で説明させていただきましたが、施設における突発的、緊急的な修繕などに適切に対応するためでございます。

続きまして、14ページの債務負担行為に関する調書でございますが、こちらは後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

以上で、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（二見裕子君）次に、議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

令和4年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

污水整備済み区域内人口は3万5,996人としてございます。

年間下水道布設延長は1.7キロ、整備面積は19.3ヘクタールとしてございます。布設延長は前年度比0.5キロメートルの増、整備面積は前年度比10.5ヘクタールの増となっております。

次に、建設改良費5億8,239万7,000円は、前年度比6,062万4,000円の増。主要な建設改良費5億1,356万4,000円は前年度比4,884万3,000円の増、流域下水道建設費負担金4,859万4,000円は前年度比1,116万6,000円の増となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益11億1,363万6,000円は、前年度比439万8,000円の減となっております。内訳としましては、第1項 営業収益5億3,012万3,000円は前年度比421万2,000円の増、第2項 営業外収益5億8,350万8,000円は前年度比861万円の減、第3項 特別利益5,000円は前年度と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 下水道事業費用10億7,023万5,000円は、前年度比802万6,000円の減となっております。内訳としましては、第1項 営業費用9億6,701万4,000円は前年度比246万3,000円の増、第2項 営業外費用9,762万1,000円は前年度比1,058万9,000円の減、第3項 特別損失60万円は前年度比10万円の増、第4項 予備費500万円は前年度と同額としてございます。

4ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入8億2,259万7,000円は、前年度比5,892万8,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 企業債5億9,780万円は前年度比6,180万円の増、第2項 負担金1,321万9,000円は前年度比444万8,000円の増、第3項 補助金1億2,340万円は前年度比420万円の減、第4項 他会計出資金8,817万8,000円は前年度比312万円の減となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出10億9,296万4,000円は、前年度比6,637万円の増となっております。内訳としましては、第1項 建設改良費5億8,239万7,000円は前年度比6,062万4,000円の増、第2項 企業債償還金5億1,056万7,000円は前年度比574万6,000円の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額2億7,036万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,887万9,000円、減債積立金5,245万円、過年度分損益勘定留保資金6,146万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,757万6,000円で補填するものでございます。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものでございます。

水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償、水洗便所改造資金融資償還完済補助金の期間、限度額は、表に記載のとおり定めるものでございます。

5ページをお開きください。

第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。

公共下水道事業として3億8,940万円、流域下水道事業として4,840万円、資本費平準化として1億6,000万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法は、表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるものでございます。

次に、第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、営業費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

6ページをお開きください。

第9条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしてございまして、職員給与費9,297万円としてございます。

次に、第10条 他会計からの補助金でございます。

一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、1億9,075万7,000円としてございます。

次の7ページ、8ページには、令和4年度熊取町下水道事業会計予算実施計画を記載してございます。説明については、後ほど24ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

9ページをお開きください。

令和4年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和4年度における資金収支の状況を活動区分別に表示したものでございます。

1点目の業務活動では2億9,409万5,000円のプラス、2点目の投資活動では4億1,131万5,000円のマイナス、3点目の財務活動では1億7,541万1,000円のプラスとなっております。

10ページから14ページは職員の給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしくご説明いたします。

15ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。内容は、先ほど4ページでご説明しました事項のほか、経営改善支援業務委託、電子計算機賃借料となっております。前年度末までの支払い義務発生見込額、当該年度以降の予定額、財源内訳を記載してございます。

16ページから18ページは、令和4年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。財政状態を明らかにするため、令和5年3月31日時点に保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

16ページ最下段、資産合計172億3,628万6,068円となり、18ページ最下段、負債資本合計と同額となります。

19ページは、令和3年度熊取町下水道事業会計予定損益計算書でございます。令和3年度1年間の営業成績を明らかにするため、収益と費用を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。

20ページから22ページは、令和3年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。令和4年3月31日時点の財政状態を表しています。

なお、これらの財務諸表は、令和3年12月補正予算及び令和3年度当初予算に基づき作成したものでございます。

23ページは、令和4年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。財務諸表と併せ、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

24ページをお開きください。

令和4年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億2,184万2,000円は、前年度比575万5,000円の増となっております。

次の目 雨水処理負担金、節 雨水処理負担金799万5,000円は、前年度比157万8,000円の減で、これは、雨水整備に係る企業債利息等の減少によるものでございます。

次に、項 営業外収益、目 他会計補助金、節 他会計補助金1億8,276万2,000円は、前年度比12万7,000円の増で、これは、企業債利息の減少により一般会計補助金は減となったものの、兼務職員人件費等負担金が新たに発生したことによるものでございます。

次の目 長期前受金戻入、節 長期前受金戻入3億9,719万9,000円は、前年度比569万2,000円の減で、これは、減価償却費の減少に伴うものでございます。

これらにより、収益的収入合計11億1,363万6,000円は、前年度比439万8,000円の減となっております。

25ページをお開きください。

収益的支出でございます。

項 営業費用、目 管渠費、下から3行目の節 委託料の2項目め、ポンプ施設管理委託料1,110万9,000円は、前年度比55万6,000円の増で、これは、昨年からマンホールポンプが1か所増加したことによるものでございます。

最下段の節 賃借料の下水道事業支援システム賃借料43万4,000円は、令和3年度よりシステム構築に取り組み、令和4年度より稼働を予定してございます。

26ページをお開きください。

1行目の節 修繕費の1項目めの公共下水道施設修繕料934万5,000円は、前年度比449万円の増で、これは、近年の修繕料の増加に対応するものでございます。

27ページをお開きください。

目 総係費、上から5行目の節 委託料の1項目め、使用料徴収委託料3,118万9,000円は、前年度比169万9,000円の増となっております。これは、検針件数の増加によるものでございます。また、水道事業が大阪広域水道企業団へ統合されたことなどにより、算出方法の一部見直しを実施し

てございます。

その3つ下、経営改善支援業務委託料314万6,000円は、前年度比57万2,000円の増で、下水道ビジョン（経営戦略）に基づき、下水道使用料の見直しと新たな算定基準の導入を令和3年度、令和4年度の2年間で実施するに当たり、支援業務を委託しているものでございます。

次に、目 流域下水道維持管理費、節 負担金1億6,697万8,000円は、前年度比215万9,000円の減で、これは、流域下水道維持管理費の市町村負担金の減少によるものでございます。

28ページをお開きください。

項 営業外費用、目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息7,614万6,000円は、前年度比1,058万9,000円の減で、減少傾向が継続しているものでございます。

これらにより、収益的支出合計10億7,023万5,000円は、前年度比802万6,000円の減となっております。

29ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債の公共下水道事業債3億8,940万円は、前年度比5,070万円の増で、これは、建設事業費の増加によるものでございます。次の流域下水道事業債4,840万円は、前年度比1,110万円の増で、これは、流域下水道建設費負担金の増加によるものでございます。次の資本費平準化債1億6,000万円は、前年度と同額となっております。

次に、項 負担金、目 負担金、節 受益者負担金1,291万9,000円は、前年度比444万8,000円の増で、これは、令和3年度整備区域の拡大によるものでございます。

次に、項 補助金、目 補助金、節 国庫補助金の社会資本整備総合交付金（通常分）1億800万円は、前年度比420万円の減、次の（防災安全分）1,540万円は、前年度と同額となっております。国補助金の満額確保に引き続き努めてまいりたいと思います。

次に、項 他会計出資金、目 他会計出資金8,817万8,000円は、前年度比312万円の減で、これは、基準外繰入金の削減ができたことによるものでございます。

これらにより、資本的収入合計8億2,259万7,000円は、前年度比5,892万8,000円の増となっております。

30ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 下水道建設事業費、上から8行目の節 委託料の実施設計委託料（整備分）3,094万1,000円は、前年度比2,287万9,000円の減となっております。実施設計箇所については、令和5年度以降の工事予定箇所である大宮地区から緑が丘地区及び山の手台、野田地区の詳細設計業務を予定してございます。

次の調査委託料（更新分）1,158万8,000円は、前年度比201万3,000円の増となっております。ストックマネジメント計画に基づき、管路施設の点検調査を令和3年度から2か年に分け実施しているものでございます。調査委託箇所につきましては、希望が丘地区及び山の手台地区の污水管渠と污水幹線管路の点検調査を予定してございます。

次の節 工事請負費の管渠等更新工事費3,504万4,000円は、前年度比534万6,000円の増となっております。更新工事につきましては、ストックマネジメント計画に基づくマンホールポンプ施設のポンプ本体2基、制御盤5基、通報装置6基及び水位計5基の更新を予定してございます。

次の公共下水道整備工事費3億2,697万円は、前年度比2,856万7,000円の増となっております。整備箇所につきましては、整備済み区域の上流である小垣内地区、大宮地区及び久保地区においての污水管路整備を予定してございます。

次の節 補償費の移設補償費（整備分）1億902万1,000円は、前年度比3,579万6,000円の増となっております。下水道整備に伴う水道管及びガス管の移設、復元工事となっております。

次の節 負担金補助及び交付金の流域下水道建設費負担金4,859万4,000円は、前年度比1,116万6,000円の増となっております。流域下水道中部処理区の新設改築事業の町負担金となっております。

います。

次に、項 企業債償還金、目 企業債償還金の企業債元金償還金 5億1,056万7,000円は、前年度比574万6,000円の増で、これは、令和3年度が大きく減額したため、令和4年度は一時的に増額となっておりますが、今後は減少傾向となっております。

これらにより、資本的支出合計10億9,296万4,000円は、前年度比6,637万円の増となっております。

31ページから36ページは企業債償還明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

また、令和4年度下水道事業会計予算附属資料では、公営企業会計適用の平成30年度からの収益的収支及び資本的収支の推移や整備人口、普及率、使用料収入及び建設事業の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、一般会計からの繰入金の総額は2億7,351万6,000円となり、前年度比999万円の減となっております。

以上で、議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で、議案第23号から議案第28号までの6件についての説明を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時35分」延会）

3月熊取町議会定例会（第3号）

令和4年3月定例会会議録（第3号）

月 日 令和4年3月7日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 田中 豊一 | 2 番 大林 隆昭 | 3 番 浦川 佳浩 |
| 4 番 坂上 昌史 | 5 番 文野 慎治 | 7 番 田中 圭介 |
| 8 番 河合 弘樹 | 9 番 矢野 正憲 | 10 番 渡辺 豊子 |
| 11 番 二見 裕子 | 13 番 江川 慶子 | 14 番 坂上巳生男 |

欠席議員 6 番 鱧谷 陽子

地方自治法第121条の規定により本議場に参加を求めたものは、次のとおりであります。

| | | | |
|---------------|-------|---------------------|--------|
| 町 長 | 藤原 敏司 | 副 町 長 | 南 和仁 |
| 教 育 長 | 岸野 行男 | 総 合 政 策 部 長 | 明松 大介 |
| 総 合 政 策 部 理 事 | 野津 恵 | 総 合 政 策 部 理 事 | 東野 秀毅 |
| 総 務 部 長 | 林 利秀 | 総 務 部 理 事 | 阪上 章 |
| 住 民 部 長 | 巖根 晃哉 | 住 民 部 理 事 | 山本 浩義 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 山本 雅隆 | 健 康 福 祉 部 理 事 | 木村 直義 |
| 都 市 整 備 部 長 | 田中 耕二 | 都 市 整 備 部 理 事 | 濱田 隆之 |
| 都 市 整 備 部 理 事 | 永橋 広幸 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 中谷 ゆかり |
| 教 育 次 長 | 阪上 敦司 | 教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 | 林 栄津子 |

本議会の職員は、次のとおりであります。

| | | | | |
|-------------|-------|---|---|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤原 伸彦 | 書 | 記 | 瀬野 裕三 |
|-------------|-------|---|---|-------|

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算
議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。議席6番 鱧谷議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

それでは、本日の日程に入ります。

令和4年度町政運営方針及び各会計予算の諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、新政クラブを代表して、矢野議員。

9番（矢野正憲君）改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、議長よりお許しが出ましたので、会派代表質問のトップバッターとして新政クラブを代表し、質問をさせていただきます。

まず最初は、ヤングケアラー支援についてでございます。

昨年の6月議会で私が、12月議会で渡辺議員が質問をさせていただきました。また、私の後にも熊取公明党として渡辺議員から代表質問をされるということになっております。ヤングケアラーや支援についてはそれだけ社会的にも関心が高いんだらう、このように思っております。

それでは、まず最初の質問であります。

国は、新年度の2022年度から3年間、ヤングケアラーの集中取組期間に設定し、自治体の取組を支援することになっております。支援の程度に地域差が出ないためにも、財政支援が始まる意義は大変大きいと考えております。早期発見、早期把握、支援策の推進、社会的認知度の向上、この3つが3本柱となります。

1つ目の質問として、昨年の6月定例会で、いち早く深刻な現状に的確な手を打つためには、まず早期の実態調査が欠かせない旨を指摘させていただいております。答弁で責任を持って対応していくとのことでしたが、その後の進捗状況はどうなっているのか、答弁を賜りたいと存じます。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、ヤングケアラー支援についての1点目、実態調査の進捗状況につきましてご答弁申し上げます。

実態調査につきましては、ヤングケアラーとはどのような状況を指すものであるのかということを示した上で、ヤングケアラーの認知度、学校生活のこと、家庭のことなどの調査内容となっております。ヤングケアラーの観点での生活実態に関するアンケート調査として、教育委員会と連携して本年1月に各小・中学校を通じまして小学校5、6年生及び中学生全員を対象として実施し、その後、2月初旬にアンケート調査票の回収を行ったところでございます。回答者数は、小学校5、6年生で792人、中学生で1,135人の合計1,927人からの回答があり、集計作業を行ったところでございます。

調査結果の概要を申し上げますと、ヤングケアラーという言葉がこれまでに聞いたことがありますかとの質問に対しましては、「聞いたことがない」との回答の割合が小学校5、6年生で559人、率にして70.6%、中学生で799人、率にして70.4%となっております。また、家族の中にあなたがお世話をしている人はいますかとの質問に対しましては、小学校5、6年生で78人、率にして9.8%、中学生で98人、率にして8.6%となっております。このうち、お世話をしていることで、やりたいけれどできないことはありますかとの質問に対しましては、小学校5、6年生で21人、率にして2.7%、中学生で22人、率にして1.9%となっており、主な内容といたしましては、「睡眠が十分取れない」「自分の時間が取れない」「宿題や勉強する時間が取れない」「友人と遊ぶことができない」などの回答結果が得られました。また、困っていることがあるとき相談できる人はいますかとの質問に対しましては、「いない」もしくは「話したくない」と回答した割合が小学校5、6年生で107人、率にして13.5%、中学生で177人、率にして15.6%となっております。

なお、この調査結果につきましては学校とも共有しているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）前回の昨年の6月議会で実態調査してくださいねというふうな形で、小学校5、6年と中学生全員にというような形の要望を出しておいて、それに沿ったような実態調査をしていただいたというふうなことになりますね。これには感謝もしたいし、しっかりと対応してくれたんだなというふうに認識させていただきます。

その中で、先ほど木村理事がいろいろと答弁いただきましたけれども、パーセンテージですよ。

この辺は、実態調査をする前に熊取町として想定していたようなパーセンテージであるのか、少し多いのか、その辺の分析結果を受けてどういうふうに感じておられるんですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、国の調査結果でございます。令和2年度に実施してございます。

対比をできるとなれば中学2年生の割合、中学2年生で世話をしている家族がいると答えておるのが5.7%というふうに数字のほうは出てございます。それに比べると、先ほど申しましたように、本町におきますお世話をしている中学生でいきますと8.6%ということになってございます。ただ単に数字だけを見ると高い数字になっておるんですけども、ただ、その中で、やりたいけれどもできないことはありますかとなると、中学生では率にして1.9%という形になってございます。

数字だけで対比するのもなかなか難しいですし、そもそものデータのサンプルの量でもかなり左右されるのかなというふうに感じておるところでございましてけれども、特にヤングケアラーという言葉聞いたことがありますかというところは、おおむねほぼ言われているような数字になっているのかなというところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）簡単に対比するのは難しいというふうな見解でもあるんだと思いますが、ただ、先ほど最後に言われたような、ヤングケアラーという言葉を知らないが70.6%と70.4%ですか、そういった形になっています。自分がやりたいこともできないというようなパーセンテージは2.7%と1.9%というふうな形で、単純な比較をするとこの辺は低いというふうな形にはなっているんですよ。この中で、例えばすぐに児童や家庭を支援しなければいけないというふうな、そういった大変厳しい状況にあるというふうなところはあったのかなかったのか、その辺ちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今回のアンケート調査につきましては、中の項目が国と比較しますとちょっとシンプルといいますか、内容の設問がそんなに多くなく、例えばもうちょっと詳しい内容の中で1日何時間以上世話をしているとか、そこまでの突っ込んだ質問になっておらないのは事実でございます。

ただ、以前の6月議会のときでもご答弁申し上げたんですけども、大体小・中学生で20名ちょっとぐらいのお子さんを要保護児童地域対策協議会の中で支援を行っているという数字もございまして、本当に例えば家族で疾患をお持ちの方、要はご両親が疾患を持っているとかそういったところのご家庭につきましては、もう既に要保護児童地域対策協議会のほうで支援の手が届いているというふうに考えているところでございます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）小学校、中学校で各20名ぐらいいる、そういった要保護しないといけない、支援しないといけないというところはもう既にやっていますよというふうな見解なんです。分かりました。了解しました。

今回、早期発見、早期把握のためにアンケート調査を実施していただきましたけれども、2月に回収しているという形なんです。大体分析等もほぼ終わったような状況になっているんですか。

その辺はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まずもって、6月議会でご質問いただいてから、若干コロナの関係もあり日数を要したところでございます。経過から申し上げますと、昨年12月にまず学校を通じて保護者の方にアンケート実施のご案内をしております。その中には、当然ヤングケアラーについての概念でございます。こういうことがヤングケアラーに該当しますと、そういった調査を行いますということで、まず通知文を学校を通じて全保護者の方に配付していただいております。その後、

1月に入りまして実際にお子さんのほうにアンケート調査を実施、2月頭に全ての学校のほうから回収がございまして、基本的には設問に対する集計、分析というのはおおむね完了しているのかなというふうに考えてございます。ただ、細かいクロス集計とかそこまでは至っていないというのが事実でございますけれども、一定の数字というのは、全ての分析は終わっているという状況でございます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。

実態調査をアンケートでやられたというふうな形で、そういった分析もほぼ終わったというふうな形になっておられるようなんですけれども、どういったアンケートを取ったのか、どういった分析をしたのかというような資料、そういったものというのは我々熊取町議会であるとか議員とかに提供していただけるんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 今、議員ご要望の件につきましては、集計結果ということで全議員のほうにお示しさせていただきたいところでございます。ただ、内容の分析につきましては先ほどご答弁させていただいた内容のところになってくるのかなと思うんですけれども、各設問、それと回答の項目、それを示したものと一緒に全議員のほうにお示しさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。それはちょっと要望しておきたいなと思っております。

今回、初めてアンケート調査を実施されました。学校にも協力をしていただいているというふうなことなんですけれども、このアンケート調査というのは継続的にやっていく、毎年毎年するのか隔年にするのか、その辺はあるんだと思うんですけれども、どうされるんですか。今回が初めてで、もうこれで終わりじゃなくて継続的にやっていくような必要はあるのかなというふうに思うんですが、その辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 国におきましては、議員、冒頭お話がございましたように、3年間で認知度を向上していくということもございます。その辺を知らないというのがおおむね70%、小・中学校でございますので、その辺がどこまで認知されているのかといいますと、やはり何らかの形でアンケートの調査をする必要があるのかなというふうに考えてございます。その辺につきましても単独での調査なのか、何か別の学校のほうでのアンケート調査と併せてするのか、その辺につきましては今後の検討課題ということでお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 単体での調査なのかは別にしても、継続的にやっていこうというような考えはお持ちだというふうに理解したらいいんですね。分かりました。了解しました。

先ほどから学校等で協力してもらいながらというふうなことも出ているんですが、学校がどうしても発見の拠点になるというようなこともいろいろと書かれておるんですけれども、その辺について、学校としてはやはり全面的に協力していくというようなスタンスをこれからも取っていくという形で理解させてもらってよろしいんですか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 教育委員会としましても、この件については福祉部局のほうと全面的に協力して対応していきたいと。学校のほうにはいろんな専門的な職員、スクールソーシャルワーカーであったりとかそういうような方もいらっしゃいますので、チーム学校という、よく言われるパターンなんですけれども、教職員、それからそういうような専門の職員も含めて対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。チーム学校として対応していくということですね。しっかりとお願いしたいなと思います。

次に、具体的な支援策に移りたいなというふうに思っております。セーフティーネットになるんだと思いますが、町として今後どういった支援をしていくのか、そういったことをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の具体的な支援策についてご答弁申し上げます。

先ほど教育次長のほうから答弁させていただいた分と若干重複するものがあります。ご了承願います。

ヤングケアラーに対しましては、早期に発見し必要な支援につなぐことが大切であることから、学校におきましては、教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門職員が協力して児童・生徒の個別の相談支援などに対応するとともに、福祉部局では、住民の方々や学校等の関係機関からヤングケアラーに関する相談を受けた場合に、要保護児童対策地域協議会の対応に準じた形で支援内容の検討及び決定を行い、支援につなげていくことが必要でございます。

具体的な支援策につきましては、今後、今回のアンケート調査結果を踏まえた上で、既存の福祉サービスでは対応できない場合にどのような支援が必要であるのかを検討し、新たな支援施策として実施していくことが必要であると考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）具体的な支援策というのは、どういったことをしようかというのはまだ少し検討しなければいけないというふうな答弁でよかったんですね。ヤングケアラーという言葉が出たというのが政令市の神戸市でしたか、神戸市のほうで悲しい事件があったというふうなところから、ここ2、3年始まっておるといふふうに認識させていただいておるんですけども、そういったところ、20ある政令市、都道府県とかの支援策を見ていると、支援を要するような家庭には無償でヘルパーを派遣するとかというふうなことももう既に制度として立ち上がっているようなところもあるんです。そういったことは熊取町としては考えないのか、もう既にやっているのか、その辺はどうなんでしょうか。その辺ちょっと尋ねてみたいと思います。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的には介護サービスのほうになってくると思うんですけども、既存の福祉サービスにつきましては、福祉部局内で介護関係、障がい福祉関係、そういったところと連携しながら支援に努めているところでございます。ただ、議員ご指摘のとおり、どうしても法のはざまというんですか、なかなかサービスを利用できないといった場合が当然想定されるわけでございます。

あと、国のほうにおきましてもそういった形に対する補助メニューも出てございますので、状況に応じて我々といたしましては、そういう介護サービスのいわゆる補助といたしますか、新たな町独自の介護サービスの要はヘルパー派遣という形での施策も一定考えているところでございます。ただ、まだこれを具体的にどういった形でというのはいっていませんけれども、私個人としては、そういったことが基本的に状況によっては必要になってくるのかなというふうに考えております。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。状況に応じながら、やらなければいけないところをしっかりとやる。国のほうもそういった財政支援もやるんでというふうな形で、遠慮なくやっていくというふうな形で考えていいですね。了解しました。

次の3番目なんですが、具体的な認知度向上の施策、これについて質問したいと思うんです。一番最初の冒頭の質問では、小学校で70.6%、中学校で70.4%、ヤングケアラーという言葉を知らな

い、聞いたことがないというような形になっておりますけれども、子どもたちの認知を上げることも重要ですし、周辺の大人たち、その認知度の向上という、2通りぐらい考えられると思うんです。その辺はどういうふうに考えておられるのか、尋ねてみたいと思います。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の具体的な認知度向上の施策についてご答弁申し上げます。

国におきましては、令和4年度からの3年間を認知度向上の集中取組期間として積極的な広報・啓発に努め、中高生の認知度5割達成を目指すとしてさせていただきます。

ヤングケアラーは、自ら問題認識をしにくく、SOSを出すことが難しいため実態が分かりづらいことから、周囲の大人がヤングケアラーであるかもしれない子どもに気づくことが大切であり、ヤングケアラーに関する正しい認識を持ってもらうことが必要でありますことから、町民への周知に加え、子どもを支援する側の関係機関への研修につきましても計画的に実施することが必要であるものと考えております。

また、子ども自身がヤングケアラーとはどういうことであるのかを知ってもらうため、本年4月に制定する子どもの権利に関する条例の周知・啓発を図っていく中でも、ヤングケアラーのことも説明してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ヤングケアラーについて地域社会全体での認知を高め、適切な支援につなげるために、「見つける」「つなぐ」「支える」の視点を大切に取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。今のところ認知度が低いから、あと20%ぐらい上げないといけないというふうな形でやっていくというふうな形ですよ。それはよく分かりました。

先ほども理事のほうから答弁がありましたけれど、自覚がないとか、それから誰にも相談せずというふうなことで、そういった実態調査の中での質問もあって、それが小学校で13.5%ぐらいが相談もしないし言わない、中学生で15.6%というふうな形になっておりますよね。だから、この辺が一つ大きな課題になってくるんだろうなというふうに思っているんですが、子どもたちが普通に生活する中に当たって、おじいちゃん、おばあちゃんのお世話をする、弟や妹のお世話をするというのが普通の生活やというふうに大体子どもたちというのは思っているのかもしれないですね。それについて周りの大人たちが、これはちょっとおかしいん違うかな、ヤングケアラーに当たるん違うかなというふうな形を発見しなければいけないというふうな形で、周りの大人たちにも啓発していくというふうなことなんですけれども、例えば子どもがSOSを出せないケースがありますよね。こういったものにはどういった形で対応していくんですか。これが一番難しいところなんじゃないかと、その辺はどう考えておられるんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ヤングケアラーの話は、もうまさに福祉全体に関わる話だというふうに思っております。まさに今、福祉のキーワードになっている地域共生社会、みんなで我が事と捉えて地域で見守り、支え合っていくという、そういう仕組みづくりを今、こつこつとではありますがつくり上げております。民生委員であったり地区の福祉委員であったり、そういった困っている家庭、ヤングケアラーというのは子どもさんが困っているというよりも、ヤングケアラーにならざるを得ない家庭そのものが生活困窮であったりそういった困っている状況に陥っていると。それを地域の人が早く見つけて、そしてそれを行政サービス、福祉サービスのほうに、より早くつないでいく。そうすることによって子どもたちのヤングケアラーというところにはいかないように、そういった施策を広い意味で今後進めていかなければならない。今も既にやっていることをさらに、より啓発していくという、そういった視点が大事になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）よく分かります。しっかり頑張ってもらいたいというようなことがあるんですけども、いろいろと進んでいるところの状況を見ると、教育次長が言うチーム学校ですか、やはりそこでの発見というのが一つ、一番大きな拠点になるんであろう子どもたちが過ごす時間の長い学校で発見をするというか、気づくというか、そういったことが大切になってくるんだろうなというふうに思っておるんです。

チーム学校、教員の先生方に特段の研修等というようなことはこれからやっぱり施していくような形になっているんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今回このアンケートをするということで、事前に教職員の先生方に学校の会議の中でヤングケアラーというふうな話をさせていただきました。これで学校の先生方も一定、世間一般で聞くヤングケアラーとはどういうふうなのが原因になっているのかということも含めて、その辺は学校のほうでも一定共有はできたかなと。

もう一つ、アンケート実施前に保護者のほうにもこういうアンケートしますよということで、一定、学校の先生方、それから保護者の皆さんにも、ヤングケアラーというのはこういう子どもたちのことやでというのは第一段階としての周知はできたかなと思っております。

議員おっしゃる件数については、今後いろんな機会を捉えて、当然ヤングケアラーだけでなく、通常の子どもたちはいろんな心配事、困り事を持っていると思いますので、その中で先生方にもいろんな先進事例であったりとか専門家のお話を聞く機会は、これまでも非行問題とか、要は学校になかなか来られないというふうなところで、いろんな専門家の先生の話聞いております。そういうふうなところも通じて、ヤングケアラーについても引き続き検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。教員の先生方には負担をかけるようなことにもなるんですけども、どうしても子どもたちが一番多くの時間を過ごすというのはやはり小学校、中学校になるので、その点について教職の先生方もヤングケアラーというのは何でどういったものであるのかとか、そういったことも認識をしていただきたいですし、進んでいるところなんかでいうたら、授業中に居眠りがちなお子さんはそういった家庭環境にあるん違うかというふうな分析をしているようなところも出ていますので、その辺はしっかりとお願いをしたいなというふうに思います。

ヤングケアラーについては、大阪府自身も大阪市も比較的早く実態調査をしております、熱心であるんだなというふうな認識は持っております。何より、先ほどから話が出ておりましたけれども、SDGsの「誰一人取り残さない」という、こういうふうな原則にも当てはまっているのかなというふうに思います。熊取町としてもしっかりとこれからも対応してくれるというふうなことなので、ありがたいなというふうに思っておるわけですけども、やはり漏れなくやっていただきたいなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

大きな1番のヤングケアラーについては、大体この辺で終わらせていただきたいと思っております。

続いて、カーボンニュートラルの実現についてでございます。

カーボンニュートラルについては、昨年の令和3年6月の定例会で、我が会派の田中圭介議員が当時の取り組んでいることについて質問をさせていただきます。今回の町政運営方針の中でも、今後、効果ガスを2013年度比で46%削減することや公共施設における再生可能エネルギーの率先した導入というふうなことが目標として挙げられております。熊取町の温暖化対策の実行計画、区域の施策編を策定することになっておるので、少し改めて質問させていただこうかなというふうに思っております。

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロの目標達成へ、自治体の取組を支援して地域の脱炭

素化を促す地球温暖化対策推進法（温対法）の改正案が閣議決定されております。これに関連しまして、2020年度予算では地域の脱炭素化を支援する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の創設に200億円が計上されております。同時に、2030年度までに100か所程度の脱炭素先行地域を選び、重点的に支援をしていくというふうな方針のようであります。

これから熊取町の温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することになるわけですが、脱炭素先行地域に選ばれるように戦略的に制定するべきだと考えております。現時点で取組内容、課題、策定完了をいつ頃に設定されているのか、この辺の質問をしたいと思います。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、熊取町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向けた取組内容や課題、策定完了時期につきましてご答弁申し上げます。

本町では、令和4年度におきまして、環境省における再エネ最大限導入のための計画づくり支援事業補助金を活用し、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた地域における再生可能エネルギー導入を計画的・段階的に進めるための戦略を策定し、併せて熊取町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）につきましても策定する予定でございます。

このような中、議員ご質問の現時点での取組内容や課題でございますが、計画の策定に当たり、本町における基礎情報の収集や現状の分析、地域の特性、将来における温室効果ガス排出量の推計などを明らかにし、それらに伴う課題を整理した上で、どこにどのような再生可能エネルギーの導入が可能かの調査を行い、2030年までに温室効果ガス排出量が2013年度に比べ46%の削減、あるいは2050年までに実質ゼロにするにはどのような取組が必要かについてお示しさせていただきたいと考えております。そして、その計画には現時点において予定している取組、例えば公共施設や家庭への太陽光発電設備設置などを含めた再生可能エネルギーの導入や、建築物の省エネ、性能等の向上のためのZEH等住宅補助事業、EV購入支援事業などを位置づけたいと考えております。

また、策定期間でございますが、令和4年度末頃を予定しております。

以上のことを踏まえた上で、議員ご指摘の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をできる限り活用すべく、あらゆる機関から情報収集しながら研究を重ね、交付金の活用を意識した計画策定に取り組み、そして令和5年度以降において、実施可能な事業・施策から順次実行してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）ありがとうございます。二酸化炭素とそれから排出量を実質ゼロにする宣言、ゼロカーボンシティに、我が熊取町は昨年の5月18日にゼロカーボン宣言都市に登録されております。いち早く脱炭素移行に力を入れるというふうな意気込みを見せられたというところです。第4期の熊取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を読んでおると、熊取町で温室効果ガスの98%が二酸化炭素で、そのうちの50%が公共施設で使う電気というふうな形になっております。36%がプラスチックの焼却、5%が都市ガスを使うというふうな形で、この3つで大体91%というふうな形になっておるんです。

47の公共施設がある。道路灯や防犯灯を入れて47のそういうふうなナンバリングをされておりましたけれども、そのうちの5つぐらいは対象外にというような考え方ですよね。ここの庁舎もそうですし、図書館もそうだし、ひまわりドームもそうだし、小学校、中学校、さらには保育所、学童、あらゆるところで電気が使われておるわけですが、この電気を再生可能エネルギーに移していくというふうな形の中で、単純に考えれば太陽光発電を屋根に乗せたらどうやというふうな考え方にもなると思うんですが、この辺についてはどういうふうにご考えておられるのか、お尋ねしたいと思いますね。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）基本的には先ほど答弁で申し上げました計画策定の過程の中でお示しさせていただければなというふうに思っておるんですけれども、施設への再生可能エネルギーの設置導入

につきましては、ほかのグリーンニューディール基金事業とかで学校へ一部設置をやったりとか、それは小さい電力ですけども、こういったことは順次させていただいた過程はありますが、何分、施設のポテンシャルでありますとか、あと、やはり屋根に太陽光の設備を設置するには構造上の問題が大きいかと思えます。また、これまで実施をやってきた地震補強の工事でありますとか、こういう大規模改修を熊取町が順次計画的にやってきた過程の中で、そのタイミング的なこととか、そうしたことが大きな課題になってくるのかなというふうに思っております。また、補助事業でできるだけこれを実施していく補助金の裏の町負担もかなり大きな額になろうかと思えます。こういった課題というものが一つ一つありますので、関係施設、関係部局と協議しながら計画の中でしっかりと示していきたいというふうな考えでおります。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 令和4年度の町政運営方針を読みながら、いろんところでLED化したりとかというふうなことが書かれているから、そういった熊取町としてゼロカーボンシティを宣言した町として、それに沿うような施策を展開していこうというふうに感じることができているんですが、大きな計画、そこがまだちょっと手探りな状況にありますよね、なかなか具体的に書かれていないので。公共施設にこれからやはり再生可能エネルギーをエネルギーの地産地消みたいな考え方に基いてやっていかないといけないような方向性になっていくと思うんですけども、その中でさっき言うたような耐震を乗せてもいいのかあかんのかというふうなところも、これはもうある程度結果は出ているんですか。これからの調査になるんですか。その辺はどうなんですか。

議長（二見裕子君） 山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君） 結果はまだ出ていないです。これからの調査になっていきます。そういうところもひっくるめて、また乗せた上での構造上の耐震力とかということになってこようかなというふうに思っておりますので、そこは今後の課題になってこようかなというふうに思っております。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 今回の運営方針の中で、例えば新たに建物を造るとか大規模改造するとかというのが幾つか出ていますよね。新たに造るのであれば公民館と町民会館ですか、あとは東保育所が大規模改造、小学校もどこぞが大規模改造でしたか、そういったところというのは、今の現時点でやはり太陽光を乗せてもオーケーだという強度もあらかじめやっておくとかというふうな考えはないんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君） 当然、新築の町民会館のホールのほうでは太陽光の設置というものは聞いております。あと、現時点で大規模改修といいますのは進んでいっているわけで、もう設計に入ったりとかというようなところであれば、ちょっとこのタイミングで入っていくというのは厳しいかなというふうに考えております。そういったこともひっくるめましてきっちり計画的にやっていく必要がありますので、この先のずっと継続的に公共施設の管理をやっていかなければいけない過程の中でスタートをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） やはりこれも調査から始めないといけないのかなというふうに思います。今の現時点で大規模改造するということになると、次に手を入れるというのは15年後、20年後、30年後というふうな形になるんで、だから今の現時点から大規模改造するようなところというのはそういった視点を持ってやるべきだと僕は思います。その辺はちょっと今難しいというような答弁がありましたけれども、それはするべきだと思います。ゼロカーボンシティを宣言したまちとしてエネルギーの地産地消みたいなことも視野に入れたいといけないんで、その辺はやはりやらないといけないのかなと思います。公民館についてはもう当然、だからやるというふうなことなので、それはそれで

オーケーなんですけれども、その辺は大きな施策として考えないといけないんじゃないですか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおりだと思います。最短でいろんな協議をやっていけるように環境部局としても考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）それから、脱炭素の先行地域というのが、この1月21日から2月25日でしたか、第1回の応募があったというふうに聞いております。79の応募があって102の自治体が参加しているというふうな形になっているんです。熊取町単体で計画をつくるということも考えられるし、地域と複数の自治体とそういった計画をつくるというふうなこともできるというふうになっている。ましてや熊取町なんかは大学があるわけで、民間の企業と大学ともいろいろ共同提案できるというふうなことが書かれておるんです。こういったところというのは、熊取町としてどういった考えを持つのかによって200億円の補助金がもらえるかももらえないかというふうなところになったりするわけなんですけれども、熊取町の優位性を考えると、まずは民度の高い町民の皆さんがお住まいになっている、大学、研究所がある、さらには地域で言うたらため池がたくさんあるというようなところなんです。この辺については、熊取町電力をつくれとまでは言わないですけども、その辺の考え方というのはどうお持ちなんですか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）非常に大きな話になってまいりますので、ため池の話であったりとか研究所の話であったりとかというのはやはり関係部局との協議というものが必要になってきようかと思いますが、一番最初のお答えの中で申し上げましたけれども、計画はやはりその地域におけるポテンシャル、特性、こういったものをしっかりと把握をやった上で、どんどん現在進行形で取り組んでいかなあかんというのは分かるんですけども、やはり効果的、効率的に熊取町ではどういうことができるのか、これをしっかりと把握をやった上で進めていく、これが大事なのかなというふうに思っております。幸い補助事業としてこの計画策定ができますので、しっかりとそういったところもひっくるめて、あと関係部局、たくさんのところと協議しなくてはいけないかなと思うんですけども、そういったものも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）僕、過日、田中圭介議員と泉佐野市のほうにレクチャーを受けに行ってまいりました。担当の甲田さんからお話を聞かせていただきました。泉佐野市は大阪府下で初めて新電力の会社を持っておるといふような形でいろいろと説明を受けてきたんですけども、やはり全部が全部パーフェクトかといったらそうでもないです。再生可能エネルギーの太陽光が、全てでいうたら令和2年で23%、令和3年で24%ぐらい、だから改善する余地というのはあるんだと思います。その辺と熊取町がタイアップするというか、複数の自治体で計画案をつくることもできるというふうなことなんですけれども、その辺の考えというのは政策推進部とかではどういうふうにお考えをお持ちですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）先ほど来からカーボンニュートラルにつきましているいろいろとご提案いただいておりますが、冒頭、議員のほうからもありましたとおり、熊取町はSDGsを推進していくということで、昨年ゼロカーボンシティ宣言も行っております。そういったことで、泉佐野市のほうが泉佐野電力を立ち上げられ、それを町として共同で進めていってほしいというご提案かと思っておりますけれども、いろんな角度から熊取町の環境政策については進めていくべきだというふうに考えております。それを進めていく中で一つの方法として泉佐野市の電力ともし協力できるような機会がありましたら、総務部とも協力、調整しながら考えていくべきものだというふうに思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 先ほど僕が言うた熊取新電力をつくったら、そこまで今からやってもなかなか時間もかかるし能力も要るし、大きな民間事業者も探さないといけないというようなところもあるのでまあまあ大変なことだと思います。だから、地域特性で言うたら隣でそういったことをもう既にやっているところがあるので、その辺と共同ですするというのも一つの考えだろうなというふうに思っております。

あと、京都大学との兼ね合いです。カーボンニュートラルというふうな形で、今現在アトムサイエンスパーク構想もありますけれども、なかなかこれが前に進んでいかないというか、形にならないような状況にありますよね。今回、国がカーボンニュートラル、2030年、2050年というような形で考え方を出しているんで、熊取町としては、これを助け船じゃないですけども新たに書き換えるとか、そういったことも考えないといけないのかなと僕、思うんです。私自身、アトムサイエンスパーク構想の特別委員会の委員長をやっておるわけですが、5,000キロワットのKURがなくなりというふうな状況がもう目に見えてきているわけで、1万キロワットの研究炉は熊取町じゃなくて福井県のほうにできるというふうなことにもなっているわけですから、何かちょっと考えないといけないようなところになってきているのかな。そういった中でカーボンニュートラル、大学との協働というようなこともうたわれていますから、この辺を上手に使ったらどうかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

議長（二見裕子君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） 議員からご指摘ございましたように、アトムサイエンスパーク構想、事実上役割は一旦節目を迎えたというところでございます。研究所のほうとは、また今後どのような形で新たな研究所を使ったまちづくりというのを進めていくかというのも今後の課題というふうに認識しておりますが、総じて言えることは、熊取町はご指摘いただいておりますとおり学園文化都市、大学の知見を使ったまちづくりというのを進めていくべきだということでございます。その中で京都大学の研究所のほうカーボンニュートラルに対してどのような姿勢で京都大学として取り組んでいくかというところは、正直なところちょっとまだそのあたりの具体的な話というのは私も伺ったことがございませんので、今後、また所長のほうとも、環境政策について京都大学の考え方についてヒアリング等を挟みながら考えてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） せっかく大学の施設がある地域ですから、やはりその辺は書き換えるべきところはしっかりと書き換えるとか、手を携えてできるところはしっかりとやるというのが重要なのかなというふうに思います。アトムサイエンスパーク構想がなかなか前に進まないんで、新たなところに視点を投入してつくるというのが非常に大切なのかなというふうに思います。その辺はしっかりとやっていただきたいなというふうに訴えておきたいなと思います。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） いろいろご意見ありがとうございます。

今回、まさに区域施策編を策定するというところがみそでございます、これまでの事務事業編というところで公共施設に特化した形で取り組んでいく、この補助メニューができる際に併せまして計画を見直して、区域施策編ということで町内の民間のほうへもその辺の施策を広げていこうということで取り組むものがございますので、先ほど来様々なご意見を頂戴している中で、当然のことながら町内にある大学であったりとか京都大学、そういったところにもどういったポテンシャルがあるのかというところを調べてまいりますのが、この戦略、令和4年度に取り組むところでございます。その結果を踏まえましてきっちり、議員おっしゃっていただいているようなところ、補

助金を取りに行くというようなどころも含めまして、戦略的に対応していきたいというふうを考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君）熊取町が新電力会社をつくって商売して利益を上げるというふうなことも考えられる。けど、なかなかちょっとこれは時間がかかって結構難しいのかなというふうに私自身も思っておったんです。だから、それをもう既にやっているような近隣市があるというふうなこともこの地域の特性であろうかなというふうに思っております。そこに売電するというふうなことも考えられるでしょうし、その売ったお金で先ほどおっしゃった各住宅地に太陽光発電を乗せる補助金の一部にするとか、EV電気自動車購入の補助金の一部にするとか、全部国が面倒を見てくれるかいうたらそんなことはないんで、3分の2ぐらいの補助、ひよっとしたら半分かもしれないというふうなところになりますから、そうするとやはり熊取町で財源を確保しないといけないというふうなところになってきます。その辺はちょっと上手にやっていただきたいな、それがまた熊取町の町民の皆さんに恩恵として戻ってくるような、そういったサイクルをつくってほしいな、こういったことをお願いして、私の新政クラブを代表した会派代表質問に代えさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして町政運営方針、予算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず、1項目めは新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

新型コロナウイルスオミクロン株による感染が拡大し、大阪府では3月6日までのまん延防止等重点措置がさらに21日まで延長されるようであります。熊取町でも、感染者数が累計で2,900人を超えました。感染された皆様、またお亡くなりになられました方、ご親族の方にお見舞いとお悔やみを申し上げます。また、対応してくださっている医療従事者、介護従事者、エッセンシャルワーカー、そして担当の職員の皆様に心から感謝申し上げます。

さて、オミクロン株は非常に感染力が強く、具体的にはデルタ株の約2.5から4倍の感染力があるとされておりまして。さらに、家庭内での2次感染もデルタ株の2.5倍とのこと。一方で無症状や軽症の方が9割を超えておりますが、高齢者や基礎疾患のある方の重症者数や死亡者数が増えてきていて注意が必要であります。

このオミクロン株による感染を終息させる鍵は、3回目のワクチン接種です。岸田首相は、3回目のワクチン接種を前倒しする方針を打ち出しました。そして1日100万回の接種目標を掲げております。令和4年度町政運営方針に、PCR検査体制（熊取モデル）を維持するとともに、ワクチン3回目接種について速やかに実施していくとありました。

まず1点目、本町におきましては3回目接種の加速化にどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1つ目の新型コロナウイルス感染症への対応についての1点目、3回目接種の加速化への取組についてご答弁申し上げます。

3回目の追加接種につきましては、接種申込みが混乱なく速やかに進むように、11月に実施計画を作成、準備を進め、2回目接種を完了した18歳以上の方を対象に医療従事者、高齢者施設入所者等は12月から、それから一般高齢者は1月末から開始しております。

接種券の送付につきましては、2回目完了が昨年3月、4月の医療従事者の方へは昨年の11月にもう既に発送、一般の方へも1月6日から2回目接種完了月や年齢に応じ順次発送をいたしております。

追加接種の前倒しにつきましては、1月から医療従事者、高齢者施設入所者等に対し、2回目接種完了から6か月以上に前倒しをいたしまして、2月末までに希望者が接種できるよう調整させていただいております。

第6波の感染拡大が続く中、1回目、2回目のいわゆる余剰ワクチンを活用し、接種の前倒しをするよう国から段階的に何回も通知がございましたが、本町は1回目、2回目の接種が10月中旬にはもう既に80%を超え、順調に進んだことから、いわゆる余剰ワクチンはほとんどなく、3回目の今回の追加接種用に配分されるワクチンで前倒し分も含めて進めていく必要がございまして、今後とも、追加して配分されるワクチン量を見ながら、2月からは高齢者が7か月以上とし、3月からは全ての方が6か月以上の間隔で接種できることといたしております。

今の接種状況でございますが、3月6日現在で1回目接種完了者が3万4,344人、接種率87.5%、2回目接種完了者が3万4,147人で接種率が87.0%、そして3回目接種者が1万1,565人で、接種率にいたしまして32.1%となっております。

引き続き、感染状況やワクチンの供給状況も踏まえながら、医師会や関係機関と連携し速やかに接種できるよう推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。今のご答弁を聞かせていただくと、3回目の追加接種につきましては予備のワクチンがあった分前から前倒しというようなお話をされたかと思うんですが、前倒しする分につきましては、昨年11月19日に議員全員協議会で接種計画、3回目の分につきましては計画案を説明していただきました。前倒しと国のほうから言われたことに応じて接種計画というのは見直ししなければいけないかなと思うんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃるとおりでございます。ただ、ワクチンの配給量というのが、国がこれだけの量、それを都道府県に配分して、都道府県で市町村に対しての配分量を決定するという、そんな流れになっております。追加分については当然、国のほうが責任を持って配給されるんですけども、前倒しということになると、今在庫で持っている分、それをまずは活用して前倒ししていきなさいという、そういう話になっております。ですので、接種率が100%ということになるともう完全にワクチンを使い切っているわけですけども、接種率が80から90%ということになると一定の余剰があると、そう見込んで、国のほうもそれを使ってまずは一刻も早く前倒ししなさいという、そういう話でございます。ですので、ワクチンが全くないからできないというわけではなくて、一定の余剰の分、それから併せて追加用に配分もあります。それを前倒し分に持って行って、現在進めていっているというような状況でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

それで今、説明の中で65歳以上の方、また64歳以下の方の接種等について状況の説明があったんですが、3回目の全体の接種率だったんですけども、年齢で区切ってはどうかかというところをまず聞きたいんです。まずは、昨年10月中旬で希望者の80%の方が1回目、2回目の接種が済んだということですので、そこから換算して、前倒しで7か月となったときには、計画的には65歳以上の方だったらもう4月には80%の方は接種を完了していないといけなかと、64歳以下の方は5月には80%の接種が完了していないといけなかと、そういうふうに思うわけなんです。今、全体の状況、3月4日付では1万128人で28.1%と言っていたんですが、65歳以上の方は何%で64歳以下の方が何%か、教えてください。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご心配いただいておりますわけなんですけれども、決して接種率が悪いという状況ではございません。

まず、特に高齢者、65歳以上の方の、これはすみません、年齢別で分析した分になるんで3月1日時点の数字になるんですけども、1回目の接種率はもう91.7%までいっています。2回目接種でも91.5%、そして3回目接種は50.9%で、5割をもう既に超えております。高齢者の方は当然先に打っていただいていますので、このあたりは迅速に進んでおりますのでご安心いただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そしたら、一応4月には65歳以上の高齢者の方は80%というところに持っていけると考えてよろしいんですか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） この土日も2日続けて集団接種で、両日合わせまして700名を超える方の接種が済んでおります。こういったことで加速度的に進めていきたいというふうに考えておりました、今の予定でいきますと、4月中には一定のもともとの計画で80%という接種率を掲げてございますけれども、その接種率に達すべく努力しておるところでございますので、ご安心いただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

また、医療従事者のほうにつきましてはどうなのでしょう。何%の方の接種が済んでいますでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） すみません、医療従事者に限定しての数字ではないんですけども、医療従事者はもう既に12月から打っていただいております。当然人員接種も可能でございますので、必要に応じてこれはもうかなりの率で進んでおるといふふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） また確認をしていただきたいと思います。

まず、64歳以下の方の接種券につきましては、接種券がなかったら予約はできないかと思うんですが、もう全ての方に接種券は発送済みなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 接種券につきましても、これは幾ら早く送っても6か月は最低、間を空けていないと打てませんので、6か月に達する人数については、今現在3月に入りまして、もう既に送っております。今月中には順次送っていっております。6か月に満たない方、これはその時点でまた送っていきますので、その期間に応じた接種券のほうは配付済みと、送付いたしております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ちゃんと前倒し期間に合わせて発送していただいているというところですね。

早くワクチン接種をできれば受けられる体制を整えていただきたいと思います。集団接種につきましては、3月の予定を見ますと月4回だけになっているんですけども、この分の予約状況と、また、その回数を増やせないかというところの考えはいかがなものでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 実は、集団の予約状況が当初、正直に申しましてなかなか芳しくなかったんですけども、PRの結果、昨日、一昨日もほぼ満員というような状況で、予約のほうもう埋まっておるといふ状況です。ただ、3月の末に予定しておるものあるいは4月について予定してお

るものについてはまだ空きがございますので、今後、またPRは続けていきたいというふうに思っております。

それから、間がちょっと空いてしまっているんですけども、もともと集団のほうをそれほど入れる予定はなかったんですけども、国のほうから前倒しということが来ましたもので、医療機関だけでは到底あれなんで集団のほうを増やそうということで、2月末、それからこの週末というのを追加で増やしたという状況でございます。間のほうも取ればよかったですけれども、それを計画したときには集団を受託してくれている業者のほう、これは実は大阪府の集団も受託している業者でありまして、その業者のほうも手いっぱいというような状況とかそういったこともありまして、ちょっと2週間ほど間が空くんですけども、またそれが終わりましたら土日、土日と連続してやってまいります。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。やっぱり打ちたい方の状況に合わせて接種会場はあるのいいかなというふうに思っているんですが、町の集団接種だけではなくて大阪府の集団大規模接種会場というものもありますので、お勤めの方とかそちらのほうで接種しやすいという方につきましては、そういったところもあるという案内等もまたホームページ等でしっかりしていただけたらと思います。自衛隊による大規模接種会場は2,500人対応というふうに聞いておりますので、また案内をしていただけたらと思います。

1回目、2回目が大体ファイザーのワクチンが多かったんですが、3回目はモデルナというところで抵抗を持っておられて、3回目をどうしようかなと迷っておられる方もおられるということも聞きました。1回目、2回目がファイザーで3回目はモデルナという交互接種のほうが抗体価が上がるという、そういったことも国の研究班のほうで公表しておりますので、そういった案内ということも接種券の中には入っているかと思うんですが、コールセンターにお電話された方に対して、コールセンターのほうでそういった情報提供というものもしていただけたらいいのかなと思うんです。その辺のところはどうでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 本当にありがとうございます。今もおっしゃっていただいたのが加速度的に進めるためのキーワードやと思います。モデルナ嫌いとかモデルナを敬遠される方がいらっしゃるんですけども、性能は全く同じ種類のワクチンでございます。副反応についての比較表であったりだとか、それから今おっしゃっていただいた抗体値が上がる率についての比較表であったりだとか、そういった具体的なことも厚生労働省のホームページにリンクできるような形で町のホームページのほうにも掲載させていただいております。

それから、おっしゃっていただいたとおり、ワクチンのコールセンター、そちらのほうでも個々の問合せとかそういったことにも十分対応しておりますので、今後とも、モデルナ、ファイザーにとらわれず、3回目の接種、これが非常に有効やと、発症予防、重症化予防にかなり効果が高いんやということをしかりとPRしていきたいと思っております。ありがとうございます。

こういった場でもご質問いただいてPRできたということは非常にありがたく思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。またそういうことももっとしかりと私たちもPRしていきながら、皆さんに打っていただくようにお話を説明していきたいと思っております。

次へいきます。

2点目なんですけど、5歳から11歳の小児への接種が始まっております。厚生労働省は小児のコロナ感染症について、中等症、重症例の割合は少ないものの、症例数は感染者数の増加に伴って増加傾向にあると指摘しております。特に慢性疾患、呼吸器疾患や先天性疾患、心疾患など、重症化リ

スクの高い基礎疾患のある子どもには接種を勧めており、かかりつけ医などへの相談を促しております。

一方、オミクロン株に関するデータがまだ十分でない状況を踏まえて、保護者に対する予防接種法上の接種の努力義務は適用しておりません。

そこでお伺いいたします。本町は小児へのワクチン接種についてどのように取り組んでいかれるのか、教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2点目の小児へのワクチン接種についてご答弁申し上げます。

小児用ワクチン接種につきましてはファイザー社製でございますが、12歳以上のワクチンとは別の小児用のワクチンとなっております、3週間の接種間隔で2回接種いただくこととなります。接種は、町内では小児科3か所に限定をいたしまして、12歳以上のワクチンとの間違い接種につながらないよう接種日時を別に設定いたしております。

接種券につきましては、今月中に対象者へ順次発送予定で、4月以降は5歳到達児へ毎月発送していく予定となっております。また、12歳以上の接種は先ほどおっしゃられたとおり努力義務とされておりますが、小児用ワクチンにつきましては努力義務は課されておらず、ご相談の上、希望される方のみとなっておりますので、国が作成した子ども用の説明書も同封しております。

接種自体は、3月4日に1回目のワクチンの配送を受けておまして、翌日の3月5日から開始いたしております。12歳の誕生日の前々日までがいわゆる小児用ワクチンの対象者となり、1回目の接種日より、受けるワクチンが異なるというようなことが生じてまいりますので、平成22年3月生まれの方につきましては、接種予約をコールセンターではなく担当の健康・いきいき高齢課のほうで直接受付をいたしまして、個々、丁寧に説明し、受付をしておるといような状況でございます。

このように、12歳以上のワクチンとは異なることに十分留意の上、推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

5歳から11歳の小児という対象者は、熊取町内では何人になりますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ざっとした概数ですけれども、約3,100人をいかないぐらいの人数でございます。約3,100人というふうに思っていただけだと思います。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そして順次、対象者の生年月日に合わせて接種券を発送していただくということですね。

今、資料のほうに厚生労働省からの「新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」というのを付けさせてもらっているんですが、この分につきましても接種券と一緒に発送していただいているということなんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）厚生労働省が発行しております、いわゆる子ども用の5歳から11歳のお子様と保護者の方へ「新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」、そのチラシの最終ページは振り仮名までつけて、いわゆる子どもさんが読んでいただけるような、そんなチラシになっております。これは同封して送らせていただいております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。これを読んでいただいて保護者の方で判断していただくということになるかと思いますが、学校ではこのワクチンについて子どもたちに説明されないんでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校のほうで、特に全体的にワクチンを打ちましょうという説明はしてございません。ただ、保護者なり子どものほうから先生方に相談があった場合については、基本的にはかかりつけ医であったりとか健康福祉部のほうにご相談くださいというふうなご案内をさせていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。学校でそういった子どもたちも関心を持っているかと思っておりますので、親御さんとの話合いというのが一番大切で、それぞれ家庭で判断してもらわないといけないんですが、情報として、子どもたちになぜ受けるのか、受けたときはどんなことに注意したらいいのか、また、受けた後は激しい運動をしたらあかんよとかそういうことを、子ども向けのこういうチラシがありますので、また子どもたちに学校でも話をさせていただくことも必要かなというふうに思います。それはできないですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）なかなかそこはちょっと難しいかなと思います。学校のほうが推奨しているというふうにとられるとまたいろんなトラブルもあると思いますので、あくまでも予防接種については一定の効果があるよという部分についてはお知らせできると思いますけれども、積極的に接種しましょうというふうなお話というのはなかなかしづらかなと思います。

先ほど申し上げましたように、個々の懇談とかそういう場での相談については、持病をお持ちであればかかりつけ医の先生がいらっしゃるのでもそちらのほうとか、あと、いろんなうちのコールセンターなり相談窓口のほうをご案内させていただいて、ご相談していただいた中で保護者の方と子どもさんと合意の上で打っていただくというのが一番かなというふうに思っておりますので、現状そういう対応をさせていただいております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。子どもたちも学級閉鎖等、またそういうところで友達と一緒に遊ぶ中でコロナの影響というか、そういった面で不安になっている分もあるかと思っております。そうした中で、ちょっとこういったワクチンについての関心もあるから学校のほうで説明するのもどうかなというふうに思いましたので、ちょっと聞かせていただきました。

この分についてはやっぱり保護者と子どもさんとが相談することが重要ですが、コールセンターのほうに、今やったら健康・いきいき高齢課のほうを受付になっているんですが、ご相談というかそういうところというのはあるのでしょうか。特に、保護者資料の中に「若い男子ほど接種後に心筋炎を発症しやすいと聞きますが、子どもはどうでしょうか？」という問いがあるんですけど、12歳から17歳の男子に比べて5歳から11歳の男子のほうに心筋炎があるというふうなことを書いていますので、そういったことについての問合せとかは健康・いきいき高齢課のほうには来ていますでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）具体的にそこまで詳しいお問合せというのは今時点ではないんですけど、もしあれば必ずそういった詳しい中身の話のほうはさせていただきますし、まずは熊取町の場合、小さな町内ですけれども小児科が3か所ございます。非常にありがたい話で、そこでのかかりつけ医にまずご相談いただく、そういった体制で慎重にやはり打たなあかんという、そういう認識であります。

ただ、子どもさんの中にも基礎疾患をお持ちの方については、やはり国のほうも打ちましょうと。重症化する可能性が高いんで、それについては十分かかりつけ医と相談の上、基礎疾患を持っていれば当然定期的に診療に行かれると思うんで、そういったときに十分相談してワクチンについての話をさせていただくように、そういったことで小児科に限定して打つようにしております。その辺では一定の配慮をしたというようなことをご理解いただければと思います。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

この間、神奈川県の方で未就学児の10歳未満の児童がコロナウイルスに感染して肺炎で亡くなったというのが新聞に載っていたんですけども、今回これが全国的にも初めてで、その子どもさんはやっぱり基礎疾患があったというところで、ぜんそくや糖尿、腎臓、心臓が悪いとか、そういった基礎疾患のある子どもさんは重症化リスクが高いので接種してもらったほうがいいと、国の感染症対策の分科会の小児科の専門の先生がおっしゃられております。ですので、かかりつけ医に相談していただくのが一番かと思いますが、その辺のところ、またしっかりとお問合せがあればお話をさせていただけたらと思います。

次へいきます。

3点目は、町政運営方針に、保健所が逼迫し、個別に対応いただけない状況下、自宅療養者や濃厚接触者が安心して相談できるように関係機関と連携し、草の根的に丁寧に対応していくとありますが、現在、町独自で取り組んでくれている自宅療養者・濃厚接触者への生活支援パック、置き配について、利用者の方は大変助かると喜んでおられます。令和4年度も継続していただくことを望みますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の新型コロナウイルス感染症への対応についての3点目、生活支援パックの継続につきましてご答弁申し上げます。

まず、生活支援パックの現在の実施状況等につきましては一般質問でご答弁申し上げましたとおりでございますが、本年度の生活支援パックは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施させていただいており、これまでに、3月6日時点となります。83件のご利用をいただいております。

令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況が継続する場合には、活用可能な財源の検証も行いつつ、自宅療養者や濃厚接触者への支援が行えるよう、事業の実施について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。検討していただくというところで、先般、読売新聞に載っていたんですが、保健所のほうが逼迫していて、本当は配食サービスは保健所のほうがちゃんと手配しなければいけない分、なかなかそれが行き届いてなくて、結局、保健所のほうも全部の方には無理なので、何か本当に保健所も選別しているというか、対象者を絞り込んでやむなく対応しているというふうに新聞に載っていました。このようなことであってはやっぱり大変なので、自宅療養者の方の命に関わることですよね、食に関しては、ですので、町でやっていただくことは本当に感謝であります。こういった状態が続くようであるならば継続していただきたいなというふうに思っております。

今、3月6日で83件ということだったんですが、月30世帯で4か月分で120個分というんですか、予算は取っていたかと思うんです。ですので、まだ余裕はあるかと思っておりますので、また継続して取組をよろしくお願ひしたいと思います。

では、次へいきます。大きな2項目めへいきます。

大きな2項目めは子ども・子育て支援についてです。

まず1点目は、切れ目のない子育て支援として令和4年度に導入する産前産後ヘルパー派遣事業についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、産前産後ヘルパー派遣事業につきましてご答弁申し上げます。

産前産後ヘルパー派遣事業は、多胎児家庭や体調不良などにより産前産後に家事や育児への支援

が必要な家庭を対象にヘルパーを派遣することで、養育者の精神的な安定や休息時間の確保を図り、乳児にとって、より安定した養育環境を整えることを目的として実施するものでございまして、事業費等につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、令和4年度当初予算に計上してございます。

現時点で考えております具体的な事業内容といたしましては、委託事業者からヘルパー有資格者を派遣して、食事の準備、洗濯、掃除などの家事支援や授乳介助、おむつ交換、沐浴介助などの育児に関する援助を行います。また、利用期間につきましては妊娠中から産後1年未満の間とし、利用回数は出産前20回、出産後20回を上限、多胎児家庭の出産後の利用回数は40回を上限と考えてございます。また、利用時間等につきましては、平日の9時から17時とし、1回2時間以内、1日2回までの利用と考えております。

なお、利用料につきましては、自己負担金といたしまして1時間当たり700円とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯につきましては免除と考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。やっとヘルパー派遣事業に予算をつけていただきまして取り組んでいただくこと、感謝申し上げます。平成30年12月議会、また令和2年12月議会、令和3年6月議会で、切れ目のない子育て支援として産後ヘルパー派遣事業というものを質問してまいりまして、やっと形になるということで、本当に産婦の皆さん、コロナ禍の中で出産した後、また出産するにしても里帰り出産もできないとか、そういったところの中でお困りの産婦さん、お母さんの本当に支援になるかと思えます。ありがとうございます。

今回、国のほうも、その分の関係で聞かせていただきたいんですが、資料をつけさせていただきました。資料の10ページ、子育て世帯訪問支援臨時特例事業というのに国のほうが予算をつけてまして、補助事業という形で令和3年度の補正予算の中であるんですが、この内容で活用できるのかというふうに思うんです。その辺はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 議員からご提供していただいている資料なんですけれど、今回の事業につきましては大阪府の新子育て支援交付金を活用したいというふうに考えてございます。なぜかと申しますと、基本的にこの交付金は10分の10ということになってございます。ただ、現状、大阪府も予算の関係がありまして交付率80%といったところがあるんですけれども、我々としては現在、その補助金のほうを活用したいというふうに考えてございます。

また、支援内容の中で家事支援のほうは合致するんですけれども、育児支援のほうで、まだちょっと国にそこまでは聞いておらないんですけれども、例えば母子保健施策と子育て支援施策との情報提供等というような、そういった項目もございますので、基本、こういったところは今回、我々が今考えている介護訪問事業所等のヘルパーにその辺までを担わせるのはちょっと厳しいのかなということで、大阪府の新子育て支援交付金、これを活用したいというふうに考えているところでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。大阪府の事業というところで補助金を使えるのであればそれでもいいんですが、国のほうのこういったものがありましたので、交通費とかそういった事務費とかも出るので利用者負担は要らないのかなというふうに、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1ですので、そうかなというふうに思ったもので聞かせていただきました。違いますか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） これによく似た事業で要養育支援訪問事業、ここにもちょっと出ておりますように、いわゆる児童虐待のリスクが高い家庭、そういったところが中心になってくるのかなというふうに考えてございまして、ここにご紹介いただいている資料にも、家庭が抱える不安、か

なり不安が高いような家庭をターゲットにしているのかなという印象がありましたので、今回、そのあたりは産後ケア事業とかも実施してございますし、要保護児童地域対策協議会、そちらのほうでも支援のほうは、いわゆる子育て世代包括支援センター、すくすくステーションでございます。そちらと連携しながら支援していきたいと。今回の産前産後ヘルパーにつきましては、あくまでも家事延長と育児支援ということで、そこはすみ分けて実施していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

そして、先ほど矢野議員も言われていたんですが、ヤングケアラーに対する家事支援というそういった支援につきまして、国の補正予算の中にもヤングケアラーの家庭に対して訪問し家事支援をするというメニューがこの中にも入っているんです。今、熊取町としてやってくださる産前産後ヘルパー事業の中にヤングケアラーの分も、子どもが家のお手伝いで自分の兄弟の赤ちゃんのお世話をしているというところについての分とかそういうものがあるならば、そういった事業を使えるというふうに考えていいわけでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） ヤングケアラーの家庭への介護、ヘルパーにつきましては、また別途、制度を事業化する必要があると考えてございます。今回あくまでも妊産婦だけということで、ただ、事業を委託するのは当然、介護のほうの事業者になるのは同じだと思うんですけども、事業としては別物というふうに考えてございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

そして、この事業はいつから実施するのですか。そして、受けてくださる事業者さんというのはめどがあるのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 実施時期につきましては、この4月以降、もう早急に事業者の公募というんですか、そういう募集を募りまして、できるだけ早い時期に実施できるような体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

特段まだ全ての事業所という話はないんですけども、何事業所かには話を聞いておるんですけども、実施のほうは可能なのかなということで考えているところでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。よろしく願いします。

じゃ次、2点目へいきます。

2点目は、町政運営方針に、感染予防及び保護者の負担軽減のため、使用済紙おむつの保育所での処分を新たに開始するとともに、同様に処分を行う民間園に対して補助を行うとありました。その取組についてお聞かせください。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、子ども・子育て支援についての2点目、使用済みおむつの保育所での処分とお昼寝用ふとんのレンタル対応についてご答弁申し上げます。

まず、使用済おむつの保育所での処分につきましては、感染リスクの軽減や保育士の作業量の削減とともに保護者の方の負担軽減や家庭での感染予防の観点から、使用済おむつにつきましては全て各保育所で処分することとし、処分費用等に係る保護者の費用負担につきましては無償と考えてございます。

また、必要な物品等といたしまして、保育所内で使用済おむつを一時保管するための防臭機能を備えたペールやごみ収集まで屋外で一時保管するための大型ダストボックスの購入、その他おむつペールの専用袋等の消耗品に係る経費を令和4年度当初予算に計上させていただいてございます。

さらに、民間園に対しましても、使用済おむつの園での処分を働きかけるため、また町立保育所での無償対応との公平性の観点から、同様に無償で対応いただけるよう使用済おむつのごみ収集、処分に係る経費に対しまして子ども1人当たり300円を補助する制度を構築し、その所要額を同じく令和4年度当初予算に計上してございます。

なお、事業開始時期につきましては、速やかに必要な備品等の整備と保護者への周知を行い開始したいと考えており、併せて民間園も続いて開始いただくよう調整してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

本当にこの件につきましても、保育所に送迎する保護者の方が帰りに汚れたおむつを持って帰る、何で園で処分してくれないのかなという、そういったお声も聞きながら、ご相談を受けながら質問させていただき、今回こういったご英断をいただき対応していただくことを感謝するものです。本当に保護者の方が皆さん喜ばれるかと思えます。速やかに実施していただくというところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全ての民間園でそういったことも対応していただくんでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 先ほどご答弁申しましたように、やはり公平性の観点から、最終的には民間園の判断になるんですけれども、町が先行して実施し、それに追従するような形で、できれば実施をしていただきたい。そのためにこういう補助制度を構築したというところでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。全ての民間園も対応していただくように、またしっかりと説明していただきたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、その次のお昼寝用の布団のレンタル対応については検討されておられるのか、その辺のところをお聞かせください。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、お昼寝用布団のレンタル対応につきましてご答弁申し上げます。

お昼寝用布団のレンタル対応につきましては、希望する保護者とレンタル業者との直接契約の形態とし、町立保育所は、レンタルの案内や申込みの取りまとめ、レンタル業者との現場対応といった仲介的な役割を中心に、保育士の負担とならない方策で考えてございます。

レンタルの主な仕様といたしましては、他の事例や申込可能性を勘案し、敷き布団と掛け布団は1年間のレンタルとするものの2か月ごとに乾燥を行い、シーツや掛け布団カバーは2週間ごとに交換を行うといった内容で、料金は月額2,000円を上限に、令和4年4月からの事業開始に向けレンタル業者の選定を行ったところでございます。

なお、事業者といたしましては、採算ベースに乗せるには一定の申込者数が必要になるということですので、令和4年度の町立保育所の入所予定者を対象に意向調査を行った結果、一定数の申込みがございましたので4月から実施予定となっております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。この分も、2,000円要ってでもやっぱり負担も大きかったから申込みしたいという保護者の方があったかと思ひます。レンタル会社と仲介をしていただくということで、またしっかりと対応していただくこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

では次、3点目へいきます。

3点目は、昨年12月議会でヤングケアラー支援について質問いたしました。小学5、6年生及び中学校全学年を対象として、12月から令和4年1月にかけて実態調査を行うとのことでした。実態

調査の結果は先ほど矢野議員からの質問の中でもご報告ありましたが、実態調査の結果と支援に関して令和4年度はどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目のヤングケアラー実態調査結果と支援に関する取組につきましてご答弁を申し上げます。実態調査の内容は、先ほどの矢野議員と重複するものがあります。ご了承ください。

まず、実態調査につきましては、ヤングケアラーとはどのような状況を指すものであるかということを示した上で、ヤングケアラーの認知度、学校生活のこと、家庭のことなどの調査内容となっております。ヤングケアラーの観点での生活実態に関するアンケート調査として、教育委員会と連携して、本年1月に各小・中学校を通じまして小学校5、6年生及び中学生全員を対象として実施し、その後、2月初旬にアンケート調査票の回収を行ったところでございます。

回答者数は、小学校5、6年生で792人、中学生で1,135人の合計1,927人からの回答があり、集計作業を行ったところでございます。

調査結果の概要を申し上げますと、ヤングケアラーという言葉をこれまで聞いたことがありますかとの質問に対しましては、「聞いたことがない」との回答の割合が小学校5、6年生で559人、率にして70.6%、中学生で799人、率にして70.4%となっております。また、家庭の中にあなたがお世話をしている人はいますかとの質問に対しましては、小学校5、6年生で78人、率にして9.8%、中学生で98人、率にして8.6%となっております。このうち、お世話をしていることでやりたいけれどもできないことはありますかとの質問に対しましては、小学校5、6年生で21人、率にして2.7%、中学生で22人、率にして1.9%となっており、主な内容といたしましては、「睡眠が十分取れない」「自分の時間が取れない」「宿題や勉強する時間が取れない」「友人と遊ぶことができない」などの回答結果が得られました。また、困っていることがあるとき相談できる人はいますかとの質問に対しましては、「いない」もしくは「話したくない」と回答した割合が小学校5、6年生で107人、率にして13.5%、中学生で177人、率にして15.6%となっております。

なお、この調査結果については学校とも既に共有してございます。

次に、支援に関する取組についてでございますが、ヤングケアラーに対しましては、早期に発見し必要な支援につなぐことが大切であることから、学校におきましては、教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門職員が協力して児童・生徒の個別の相談支援などに対応するとともに、福祉部局では、住民の方々や学校等の関係機関からヤングケアラーに関する相談を受けた場合に、要保護児童対策地域協議会の対応に準じた形で支援内容の検討及び決定を行い、支援につなげることが必要でございます。具体的な支援策につきましては、今後、今回のアンケート調査結果を踏まえた上で、既存の福祉サービスでは対応できない場合にどのような支援が必要であるのかを検討し、新たな支援施策として実施していくことが必要であると考えてございます。

また、国におきましては、令和4年度からの3年間を認知度向上の集中取組期間として積極的な広報・啓発に努め、中高生の認知度5割達成を目指すとしてされております。

ヤングケアラーは、自ら問題認識をしにくく、SOSを出すことが難しいため実態が分かりづらいことから、周囲の大人がヤングケアラーであるかもしれない子どもに気づくことが大切であり、ヤングケアラーに関する正しい認識を持ってもらうことが必要でありますことから、町民への周知に加え、子どもを支援する側の関係機関への研修につきましても計画的に実施することが必要であるものと考えてございます。

また、子ども自身がヤングケアラーとはどういうことであるのかを知ってもらうため、本年4月に制定する子どもの権利に関する条例の周知・啓発を図っていく中でも、ヤングケアラーにつきましても説明してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、ヤングケアラーについて地域社会全体での認識を高め、適切な支援につなげるために、「見つける」「つなぐ」「支える」の視点を大切に取り組んでまいりたいと考え

てございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

矢野議員もいろいろ質問していただいている、ちょっと重なる分もあるんですが、アンケート調査の結果はまた私たちにも頂けるといことなんです。

今ちょっと人数的に教えていただいた中で思ったのが、お世話をしている方の人数が小学校は78人、中学校は98人という中で、睡眠時間がないとか自分のやりたいことができない、友人と遊ぶ時間がない、宿題ができないと言っている方が小学校は21人、中学校は22人という数の報告がありました。だから、小学校では78人のうち21人、中学校では98人のうちの22人、約27%、22%、お世話をしている中で睡眠時間がないまたは宿題できないというのが約3割近くいるというところの実態がこの調査の中で分かったわけなんです、その辺のところの取組をまずはしていかなければいけないというふうに思うんです。その子どもたちの状況というのは、学校では担任の先生は把握しているのでしょうか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 全件把握しているかどうか分からないですけど、日々子どもたちとの関わりの中で、一定やっぱり課題がある子どもというのは把握いただいています。当然、どうしても何か朝遅れがちで来るとか、忘れ物が多いであるとか、そういうような部分については一定学校のほうでも把握していて、それについては健康福祉部のほうとも共有しているというふうに聞いてございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 子どもは、先ほどもう一つのアンケート調査の答えの中に、「相談する人がいない」「相談したくない」というのが小学校は103人、中学校は177人いたということで、1割強の子どもたちはそういう状態であってでも相談したくない、家庭の状況を話したくないというか、そういう子どもたちがいるのかなというのもこのアンケートの中で分かるわけなんです。そういったことを見たときに、先ほど地域共生社会ということをおっしゃっておられたんですけども、今、それぞれの家庭の状況というのは中までご近所の方であっても分からない状態なんです。だから、子どもが家の中で家事のお手伝いを本当にして寝る時間もなくなっているという状況というのは、なかなかそこまでご近所の方は分からない。その中で、やっぱり子どもたちが自分からそんな状態やということを相談できる体制をつくることも必要ですし、それを把握できるのは、一番学校で子どもたちをよく見ている担任の先生かなというふうに思うわけなんです。

ですので、先ほどもヤングケアラーに対することについての研修を教職員の間でも取り組んでいくということでしたが、やっぱり先生自体がそういうところを見つけるというんですか、そういうのが大切かなというふうに思っています。子どもたちの声なき声を聞き取ってあげる、それはやっぱり先生かなというふうに思っておりますので、そういったところをしっかりと先生に研修を受けていただきながら、そういった子どもたちの状況を把握していただきたいなというふうに思いますし、先生はそれをつかんだからどうするかといったときには、そういった支援につなげていかなければいけない。その支援につなげるのはコーディネーターがいるわけなんです。先生がそう思っても何もできないわけで、それを福祉のほうにつなげるためには、つなぎ役のコーディネーターがいるわけなんです。そのコーディネーターが支援につなげる。ヘルパーやったらヘルパーのこういったものがありますよというところの制度をコーディネーターがつないでいくという、そういう制度というものがあつたかなというふうに思うわけなんです。

だから、要保護児童相談室というふうなものもあるんですが、その中にコーディネーターが必要ですし、それで今、町におきましてスクールソーシャルワーカーを1人増員するというふうに町

政運営方針にありました。今5人いる中で、もう一人スクールソーシャルワーカーを増員していただけるわけです。そういった方も、しっかりこの中でそういった相談者として状況を見ていただく、子どもたちの様子を見て、相談を受け入れる側になってもらわないといけないというふうに思うんです。その辺のところを含めて、今度1人スクールソーシャルワーカーを増やすというのは、どういったことをしていただく、どこに配置されるんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今まで5人の方で小学校5校と中学校3校を見てもらっていたんで、基本的には各小学校に1人ずつ配置させていただくという予定でございます。スクールソーシャルワーカーは、基本的には子どもたちのいろんな心配事、困り事についての相談をしている中で、一定、先ほども申し上げましたけれどもチーム学校ということで、当然、担任の先生方は家庭訪問であったりとか、子どもだけじゃなくて保護者とも関わる機会がございますので、そのあたりのいろんな子どもから発信しているような情報については学校内で共有して、必要があれば健康福祉部のほうと共有していくと、そういうような形で取り組んでいきたいなど。

研修についても、先ほども申し上げましたけれども、基本的には不登校であったりとかいじめとかいう同じ大きなくりの中で当然専門的な方の研修を受けたり先生方はしておりますので、その中でヤングケアラーという視点についてもしっかりと学んでいただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）健康福祉部局といたしましては、今も既にいわゆるヤングケアラーの窓口は子育て支援課ということでご答弁もさせていただいたんですけれども、子育て支援課、相談員とスクールソーシャルワーカー、これは常に情報共有は今も既にしてございます。そういった情報共有の場も定期的に設けてございます。そういった場を通じて、今後、特にヤングケアラーについても情報共有できたらなというふうに考えてございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そういったスクールソーシャルワーカーが一番相談窓口になるかなというふうに思いますので、またしっかりと連携しながらお願いしたいと思います。

資料の21ページにつけさせていただきました国の施策の中でも、先ほどもありましたように3年間しっかりと集中取組期間としてやっていくというところでヤングケアラーの支援ということで新規の中で上がっておりますが、ここに実態調査や研修、コーディネーターの配置、ピアサポートなどの先進的な取組を支援するというふうにありますので、まず、その中でまたコーディネーターという方も設置していただいて、国からも支援がありますので、そういったつなげる人もしっかりと、スクールソーシャルワーカーが受け付けて、そこから福祉につなげる、そのつなぎ役のコーディネーターをまた体制として整備していただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）コーディネーターという観点で申し上げますと、もう既に地域生活支援コーディネーターであったりだとか、それからよくお聞きになると思うんです。いわゆるCSW、コミュニティソーシャルワーカーであったりだとか、そういったつながりを取っていく役割の職員というのはもう既に配置されております。今回のヤングケアラーの話だとか、あるいは虐待だとか、そういったいわゆるケース会議というのは、もう頻繁にこれらコーディネーターも当然中に入った中で幾度も開かれておりますので、そういったことをさらに密度を高めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。熊取町はそういった面、しっかりネットワ

ークを組んでやっていたいただいているんですが、その中でこういった国からの支援策もありますので、そういったものも活用しながら、子どもたち、ヤングケアラーの声なき声をしっかりと酌み取っていただいて、本当に全ての子どもたち、先ほどもありましたが、一人も取り残さない、そういったSDGsにのっとった熊取町を築き上げていていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

（「11時58分」から「13時00分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、未来を代表して、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表いたしまして、町政運営方針における主要施策について通告に従い質問させていただきます。

今回は、第3次熊取町産業振興ビジョンについて6項目ほど質問させていただきます。

産業振興ビジョンについては私以外にも3名の議員から今回質問に上がっていて、それだけ産業振興に対しての不安や期待、いろんな関心が高いということを改めて感じました。第3次熊取町産業振興ビジョン策定に伴いまして、今後10年間の具体的な取組策として16の施策から成るアクションプログラムが示され、令和4年度では約2,600万円の予算が生まれ、併せて産業活性化基金も約6,600万円積み増しされる計画となっております。

まず、今回策定された産業振興ビジョンについてお伺いする前に、これまでの第2次熊取町産業振興ビジョンについての総括について、10年を振り返ってみて何%程度目標が達成されたのか、お伺いしたいと思います。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、熊取町産業振興ビジョンについての1点目、第2次産業振興ビジョンの総括について答弁申し上げます。

第2次産業振興ビジョンでは、新たなチャレンジへの支援など事業者のやる気を育てる「やる気づくり」、様々な人・団体などがつながりを持つ「つながりづくり」、地域資源の活用・発掘・創造を図っていく「にぎわいづくり」を軸とし、様々な事業に取り組んでまいりました。

「やる気づくり」に関しては、町内の商工業の発展を目的とする熊取町商工会と連携し、中小企業融資準備基金をより活用していただきやすくするため設置した産業活性化基金により、大阪府制度融資に係る信用保証料補助や日本政策金融公庫小規模事業経営改善資金に対する利子補給金の補助などを実施し、小規模事業者の育成や経営改善を支援いたしました。同時に、産業活性化基金に新メニューを追加し、創業支援など新たなチャレンジへの支援や、また熊取らしい魅力を備えた優れた産品をブランド認定し、町内外への情報発信とともに販売促進を推進し、ひいては熊取町の知名度向上を図り、地域の活性化につなげることを目的とした「くまとりやもん」認定事業を実施しました。

また、「つながりづくり」に関しては、地産地消の推進として、協働憲章の枠組みを十分に活用しながら、地元農産物を活用し、その流通を促進することを目的とする「くまとり野菜軽トラ市」の開催支援や、学校給食での熊取産の米や野菜、熊取コロッケなどの活用に取り組んでまいりました。

「にぎわいづくり」に関しては、熊取町にぎわい観光大使の任命、農業祭の創設やくまとりにぎわい観光協会の設立、和田山ベリーパークへの支援などに取り組んでまいりました。

第2次産業振興ビジョンでは、これらを含めた37項目の取組項目を設定しておりましたが、達成

項目数は29項目となっており、達成率は約78%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。10年前へ遡って、第2次産業振興ビジョンを策定するときも、町内産業というのは非常に疲弊した状態の中からどういう形で支援していくかというのを考えていただいて、産業活性化基金等も非常にたくさんの方が有効に活用していただいて、部長も今答弁あったとおり、78%ぐらい達成できたのではないかと。各項目の中には、非常に事業者にとって有効に活用できたもの、残念ながらあまり活用できなかったものについては、よりブラッシュアップして今回の第3次振興ビジョンのほうに引き継がれていっているんだなというふうに思うんですけれども、町内産業の育成という部分においてもそうですし、産業支援という部分でもそうですし、今回、別の資料で法人町民税の推移についてご用意いただいているんです。これについて何かご答弁とかはありますか。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）資料のほうなんですけど、平成23年度から令和2年度までの10年間の法人町民税の調定額と収入済額の推移をお示ししております。中ほどなんですけど、収入済額、平成23年度では1億9,247万8,000円、翌年度の平成24年度では1億9,957万6,700円であったものが、令和2年度では1億124万8,100円と、対23年度では9,123万500円、47.4%の減となっております。また、対24年度では9,832万8,600円、49.3%の減となっております。これは、町内の大手製造業者2社の法人税割が平成23年度では7,620万円ございました。平成24年度では9,240万円ございましたが令和2年度では皆減でゼロとなっているもの、そういうことが影響しております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）資料のほう、ありがとうございました。こうやって10年間の長期スパンで見ると非常によく分かると思うんですけれども、議会のほうでも毎年、決算審議に当たっては前年度と比べてどうかというような質疑もさせていただいているんです。こうやって10年間で見ると、ずっと右肩下がりになってきているんだなというのが改めてよく分かる数値となっております。23年、24年度に関しては製造業者大手2社に対しての部分が非常に多かったんで、25年度からは一気にごとと落ち込んでいるような状態になっていますけれども、いずれにしても、どんどんと右肩下がりですと町内の税収というのが落ち込んでいっているというようなことが非常によく分かる数値だと思いました。ありがとうございます。

令和4年度の予算審議に関してもこれから始まっていきますけれども、やはりコロナの影響も受けて、まだここからどんどんと下がるというような見込みにもなっていますので、一つの参考として今回ご用意いただきました。ありがとうございます。

次の質問に入るんですけど、現状を知るために産業振興ビジョンを改めて見させていただくと、やはりデータのほうが平成27年とか28年とか非常に古いというか、ちょっと昔のデータから来ているんだなというのを改めて思ったんですけれども、2020年度からコロナウイルスが始まって、やっぱり産業の状態というのが大分変わっているんじゃないのかなと。特に今回の第3次産業振興ビジョンに関しては10年間の計画なので、こういったビジョンをつくるときには最新のデータをつくっておく、そうでないと実態のほう乖離していくんじゃないのかなというふうに思ったので質問させていただきました。これについてご答弁お願いします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、次に2点目、最新データの収集について答弁申し上げます。

産業振興ビジョンの令和2年度策定時においては、総務省統計局が管理しております政府統計ポータルサイト e-stat の最新の統計データを参照してございます。

まず、商業・工業関連は主に経済センサス活動調査データを参照しております。経済センサス活

動調査データは、全産業分野の経済活動を同一時点で把握するため、日本国内の全ての事業所・企業を対象として5年ごとに実施されており、ビジョン策定時は平成28年に実施されたものが最新のデータとなってございました。

また、農業関連は農林業センサスデータを活用いたしました。農林業センサスデータは全ての農業経営者を対象にしており、5年ごとに実施され、ビジョン策定時は平成27年調査のものが最新データとなっております。

データは一つの指標と考えており、産業振興ビジョン策定に当たりましては、事業者へのアンケート実施や、また様々な分野から選任いたしました策定委員や議員の皆様から、コロナ禍による経済への影響等現状を踏まえたご意見等を頂戴し、それらを整理、課題抽出の上でビジョンに反映させており、影響はないものと考えております。しかしながら、その時点における最新のデータ参照は指標として必要であると考えておりますので、定期の評価時にも都度都度しっかりと検証してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）経済センサスとか農林業センサスから引っ張ってきているというので、ある一定そうなのかなというふうに思っていたんですけども、実態となるべく乖離しないように実態調査アンケートを取られたわけですね。これに関しても、ちょっと私のほうで議会にも提出していただきましたので、全て目を通させていただきます。202名の方から回収をいただいて、そのうち商工関係者は94名と。今回、このアンケートをお願いした時期が令和2年9月8日からということで、ちょうどコロナが始まって半年ぐらいたった頃だったかと思うんですけども、コロナ禍の中でのアンケートだったので企業が抱える問題点として売上高の減少であったりとか利益の減少という問題が1位、2位に上がってきていて、コロナ関連に対してどう対応していくかというような話も結構このアンケートの中には出ていて、非常にせっぱ詰まった状況だったんだなという、今もちろん継続中なんですけれども、非常に大変な状況の中でこのアンケートを書いていたんだなというのが非常によく分かる資料になっています。

申し上げたいのは、実態と乖離しないために一部の関係者からアンケートを取っているという点が、やはり10年計画をつくるに当たってはなるべく多くの企業の声聞いて、それを施策に反映していくべきというところは私は感じています。先ほど、中間ビジョン等でまた見直しの際にというようなご答弁もあったんですけども、というのは、冒頭で法人税の税収というのは、皆さん、利益のある企業も利益がない赤字の企業も全ての企業から税というのは頂いていますよね。なので、そういった税を納めてくださっている企業の政策、産業をどうやって育成していくかという非常に重要なビジョンを作成する際に、商工関係者であれば94名の方からデータをいただいていると。やはり10年計画であれば、なるべく多くの声、全ての事業者の声を聞くというところから本来はスタートすべきだったのではないかなというのが私の今回の意見なんですけど、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。私どももできるだけ多くの方からというところは議員おっしゃるとおりでございます。これまででしたら農業関係者、商工関係者だけというような形であったものを、当然一般消費者の意見というところも聞かないといけないというようなところは追加させていただいております。

こちらの94名というところは、対象としては、実際は商工関係者の185名の事業者にお送りさせていただいているんですけども、回収いただける方が5割程度やったという、そこは今後反省して、いかにご意見を聴取するかということと、また先ほど言いましたように、3年に1回評価を見直していきますので、今いただいたご意見というのはそのあたりでもしっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。やはり全ての企業から税金を頂いて、それを基に熊取町の今後の産業を発展させていくという、そういうスタンスでやっていくというのがやっぱり企業にも伝わると思いますので、そういった取組をやっていただきたいということと、あと、アンケートなんかを見させていただくと、産業活性化基金をご存じですかというアンケートの中で、7割の企業が「知らない」と答えられているんですよ。なので、非常にいい取組をしていただいてもそれがうまく伝わってこないと有効に活用されないという、非常にそういう機会を損失してしまう、もったいないなというふうに思ったので、町と民間事業者がしっかりとつながっているという連携をやっぱりどんどんと強めていく機会というのをやっていかないといけないのかなというふうに今回、改めて思いました。次の質問でちょっと期待しているんで、次の質問に移りたいと思います。

熊取町産業振興プラットフォームについてお伺いします。

計画のアクションプログラムの中に、ウェブ上の産業振興プラットフォームを新たに構築していくことで町内産業の支援拡大を図っていく、こういったことが新しい計画の中に位置づけられているんですけども、具体的にどのようにして町内産業を支援していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の3点目、熊取町産業振興プラットフォームについて答弁申し上げます。

ご質問の産業振興プラットフォームにつきましては、ビジョンの「施策2：事業継承・継続・拡大への支援」の取組として、アクションプログラムにおいて、中期計画でウェブ上の産業振興プラットフォームの構築として新規に掲げた項目となっております。事業者へのアンケート調査によると、76.6%の方が現在のところで事業を継続したいとの意向がある中で、直面している課題・問題として、「売上げや利益の減少」を挙げた方が26.6%、「人材不足や経営者の高齢化」を挙げた方が16.4%あり、これら課題・問題の解決のために取り組むべきこととして「営業力等の強化」を挙げた方が12.1%、「人材の確保等」を挙げた方が10.9%、「情報収集やマーケティング力の強化」を挙げた方が8.3%となっており、また、現在の場所で事業を行うに際して感じているデメリットとして、「行政等の支援が充実していない」を挙げた方が12.1%、「情報収集がしにくい」を挙げた方が9.8%となっております。

これらの結果を踏まえ、事業者による個々の情報発信に加え、また情報発信力が十分でない事業者を支援する上でも、本町産業に関する支援策や町内事業所の求人情報など様々な情報を集約した企業情報サイトを立ち上げることが有用であると考えており、しっかりと検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）企業情報サイトというのは、消費者にとってどのお店でどんなものを売っているというものを分かりやすくウェブ上でPRしていくものなのか、それとも企業データベースの構築というような意味合いでのプラットフォームなのか、それはどちら目線でのものですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）このアンケートというところを踏まえまして、今現状考えておるのは、今、議員がおっしゃられた後者のほうでございまして、先ほど言いましたどこの企業がこういう求人をしていきますよ、この企業はこういう事業内容ですよというようなところを今現状考えているところで。まだ、当然これは確定したものではありません。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これは、私はすごくいい取組というか、やはり町内にどういった事業者があつてという情報を、これ所管は熊取町が持つていくということだと思えるんですけども、データベースを構

築していくことで、より民間事業者と熊取町が密接にリンクしていくような形に今後やっとなっていくんだなというところで非常に期待している政策であります。それができるようになると当然ながら担当者のメールアドレスなんかも分かるようになって、従来でしたら、例えば以前にもご紹介しましたけれども、コロナを受けて中小小売サービス業の事業者に対して景気動向調査みたいな形でウェブアンケートを3日間のうちで出して、それを回収して、それでもってどの事業者がどんな政策を求めているのかという必要なところに必要な支援を考えていくことにもつながっていくことができるようになるわけですね。なので、そういった意味では産業振興において非常に大きな一歩というか、時間はかかると思うんですけども、やっぱりこういうところがベースになって戦略的に動けるということにもつながってくるので、非常に期待したいと思います。ぜひ頑張ってください。ありがとうございます。

次の質問のほうに入りたいと思います。次は中心性指数の向上策について伺います。

先ほどの産業振興プラットフォームのデータベース化についても非常に連動してくると思うんですけども、今後、共通ポイントカードシステムの導入やJ P Q R、QRコード決済の普及を目指すというふうに計画の中に位置づけられています。そうやっていくと、当然ながら中心性指標の向上というのがやっぱり鍵になってくるのかなと。というのは、町内の住民の皆さんが地元のお店をまず認知して、そこでお金を落としていただくというような流れというのがないと、共通ポイントカードシステムとかQRコード決済の普及というのは、なかなか進んでいかないというふうに私は思っているんです。ただ、中心性指標というのは、本町は近隣地域と比べても非常に低いという問題があります。これについてどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、4点目、小売中心性指数の向上策について答弁申し上げます。

小売中心性指数は、熊取町の小売業が大阪府の顧客をどれだけ吸収しているかを示す指標であり、この数値が1なら町内の消費者が町内の小売業で全て購入していると考えことができ、1以上なら町外の消費者が買物に来ていることになり、1以下なら町内の消費者が町外で買物をしていることとなります。

本町ではこの指数が0.31で、近隣では泉佐野市が1.70、泉南市が1.03となっており、他の市と比べても本町は低く、町外から購買客を吸引できておらず、逆に消費が流出していることを表しています。要因は明らかで、全国展開しているようなショッピングセンターやモールなど大規模小売店舗の存在が大きく、また小売業の店舗数も影響すると認識しております。

しかしながら、本町では広大な空き土地がないことから、大規模小売店舗を含めた大企業を誘致することは現状では物理的に困難であると判断しており、産業振興ビジョンにおける企業誘致の取組も、空き家、空き店舗などの遊休不動産の活用を検討しているところでございます。

議員ご質問の指数の目標値というのは設定してございません。

大規模小売店舗の誘致がかなわない中で、本町にある限られた資産を使った企業誘致を目指しており、この状況で小売中心性指数を上げるためには店舗数を増やすか、あるいは高額な取引を行う小売業種に絞って誘致することとなります。現状の本町においては、そのようなぜいたくな選択をする余裕はなく、K P Iの設定においても駅周辺近隣商業地域での開業者数、空き家・空き店舗利活用者数を指標としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

ここで、私が添付しています資料の1をご覧くださいと思います。

これは、文部科学省が所管する国立研究開発法人科学技術振興機構から大阪府の各市区町村の小売中心性指標を各自治体別で表した一覧になっています。やはりこれを見ると目を疑うような数値なんですね。先ほど部長からもご答弁ありましたけれども、近隣市で見ると、青枠でくくっている

ところが近隣市町のデータになるんですが、岸和田市は0.7、貝塚市が0.74、泉佐野市は1.69、泉南市が1.0、阪南市が0.45、田尻町が3.60、岬町が0.3と。黄色のアンダーラインを引いているところが熊取町よりも低い数値の自治体です。

こうやって見ると、熊取町はべべ4なんですよね。下から4番目ということで、この数値というのは、やはりほとんどの住民の方が熊取町から出て物を買っているということですよ。やっぱり1に近いほうがいいわけで、先ほど、現実的にはできないかもしれないけれども、この数値を上げようと思うと小売店舗を増やしていかないといけない、そういうようなご答弁もあったんですけども、まず自分のお店を熊取町に置こうと思った場合に、この数値見たときになかなか二の足を踏むと思うんです。わざわざ熊取町でやらなくても、数値の高いところに持っていけばそれだけ商売が成功する確率が高いわけです。要するに何が言いたいかというと、0.31という数値をやっぱり上げていかんとあかんわけです。じゃないと、小売店、今現に頑張っているお店はどんどん衰退していきます。新たに誘致しようと思っても、0.31という数値を見たらやっぱり二の足を踏むわけです。

基本的にお金を落としていく仕組みというのは習慣だと僕は思っているんで、例えばカフェに行く人は同じお店にばかり行きます。一旦違うお店に行ってしまうと、またずっとそこの違うお店に通い出すわけですね。何かそういう流れができてしまうと、どんどん熊取町からよそへよそへとという形で流れていってしまう。だから、この流れを変えないといけない。そのことで今回、共通ポイントカードシステムとかJ P Q Rを目指しているのかなというふうに私は思ったんです。今回の共通ポイントカードシステム、ちょっと具体的にご紹介いただいてもいいですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）もう端的に一例でいいますと、例えば泉佐野市がさのぼというポイントシステムをつくってございます。これは泉佐野市の商店業組合とかが中心となってやられているものなんですけれども、これまでもコロナ禍での事業者支援ということで、いろいろP a y P a yであったりとかそういうふうなポイントシステムがございます。それでいきますとどうしても町内での循環という形がポイントされないというところが一つ問題になっていると考えてございまして、できるだけ町内で購入していただいて、またそのポイントを町内で使っていただくというようなシステム構築というものを考えているというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）泉佐野市はさのぼというのを非常に力を入れてやられているんだと思います。私も以前、さのぼの窓口のほうに問合せしたことがあるんです。そこは一般社団法人に泉佐野市から委託して運営されていると思うんですけども、非常に営業熱心というか、少し説明を聞いただけで、もうぜひお店まで行かせてくださいと、ぜひ加入を検討していただきたいんで話だけでも聞いてくれませんか、物すごい前向きで、前のめりで営業してくるんです。私は実際入っていないですけども、当然ながら。これだけ熱心に、自分のお店がうまく商売につながるんじゃないか、うまいこと売上げが上がっていくんじゃないかという期待を持たせるぐらい営業熱心で取り組まれているというのが最初の私の所感です。

なので、やはり熊取町も同じように共通ポイントカードシステムを導入していくということであれば、どうぞ話を聞きに来てくださいじゃなくて、あなたのお店に行かせてくださいというぐらいの非常に前向きな、前のめりで営業をしていかないとなかなか難しいかなというのが1点と、これも利用料というのがやっぱり発生しているというか、月会費みたいな形で月々、企業からお金をもらう。ポイントを付与するときもある一定の、数%ですけども企業負担があるというようなところで、ただ、これはたくさんのお店が集まらないと、数店舗だけだったらなかなかやっぱりその効果というのが現れないと思うので、導入していくのであればそこら辺は、当初何年間かは熊取町が頑張っ、その負担というのをやっていただくというのをお願いしたいなど。

もう一点、J P Q R、QRコードの決済についても取り組んでいく予定になっていると思うんですけども、これを見ると、導入費用の補助、キャリアの設置負担をこちらのほうで見ますよというような案内だったかなと思うんです。それもなかなか普及していかないというのは手数料ですよ。企業からすると、今までキャッシュでもらっていたお客さんがJ P Q Rを使うことによって利益から手数料が持っていかれると。そうするとあまり得にならないですよ。だから、これを得で普及させていこうと思うと、それ以外のお客さん、新規のお客さんが入ってこない、なかなかこれも普及していかないのかな。この手数料については、熊取町の負担とかというのは考えておられないのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）検討段階では、まずは当初はそういう手数料というような案とも出ておりました。ただ実際、そのあたりというのを様々検討してきた中で、今現状としましてはその手数料というところは考えておられないんですけども、ただ、導入費用云々を見させていただいて、今回これを挙げさせていただいたのは、町内の事業所でのキャッシュレス化というのは、世の中の時世といますか、そういったところで割と高いパーセンテージで実はもう進んでおるんです。その中でも、現状でもまだそこに組み合っていない事業所、そちらについて一歩足を踏み出させていただくきっかけになればという形で今回この項目を挙げさせていただいているというところでございます。ですから、そのきっかけが手数料のほうかというところであるのであれば、今後そこはしっかりと検証していきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これもやっぱり同じように、私はその決済も早くから導入するところは、それこそ特に外国人の方がたくさん日本に来られているときにだだっと思ってしまって、当然、外国人の方は日本円をたくさん持っていませんから、そういうクレジットであったりQRコードであったりでキャッシュに換えていくというような流れ、そういうのをいち早くつかみたいところはもう既に導入して、30何%とかという導入率もあると思うんです。まだ入っていないところというのは、やはりそういうところがネックになっていると私は思っています。

なので、これも繰り返しになりますけれども、今までキャッシュで払っていたお客さんがQRコードを使うことによって利益が持っていかれてしまいますので、それを防ごうと思うと新規で入ってこない、ほんならうちも入るわということにはならないので、それだけの仕掛け、仕組みづくりというのをやって、事業者がそしたら新しい人が入ってくるかもしれないというような営業の提案をしていかないと、これも国が非常に前向きで進めている政策であると思っておりますけれども、非常に小さいところとか、1円1円の利益を大切にしているとか、貴重な利益ですから、そういうところを考えている事業者はなかなかこういったサービスがあっても導入には踏み込みにくいかなと思ったので、その辺の手数料なんかもぜひ前向きに検討させていただいて、これはまだ中期計画ということなんで、すぐではないと思うんですけども、また後日お話があったときにお話ししたいと思います。

では、次の質問のほうに移ります。

次は、シニア世代の生きがいづくりについて伺います。

就労機会の創出と人材マッチングの推進についても今回新たに計画されていると思うんですけども、内容等を見させていただくと、どちらかというところ若者であったりとか体力仕事というか、力を使うお仕事なのかなというふうにもちょっと取れたんです。シニア世代の生きがいづくりという部分でも人材マッチングという就労機会の創出というのは非常に私は重要だと、前々からこういった質問もさせていただいているんですけども、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは5点目、シニア層の生きがいづくりについて答弁申し上げます。

ご質問のシニア層に特化した取組についてですが、今回の産業振興ビジョン、アクションプログラムでは考えてございません。お示ししました区分ごとの就業率においては、今後はおのずと高くなるということが想定されます。

といいますのも、国において高年齢者雇用安定法が改正され、令和3年4月1日から施行されております。改正内容は、65歳までの雇用確保義務、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として70歳までの定年引上げや定年制の廃止、70歳までの再雇用や勤務延長などの継続雇用制度の導入など、努力義務が設けられてございます。これまでは60歳が定年、年金支給開始年齢であり、定年後も気力、体力がある人は生きがいとしてボランティアをされたり、引き続き働かれたり、趣味に興じたりと余生の選択肢がございましたが、年金支給開始年齢が引き上げられていくに伴い選択肢なく働かざるを得なくなってきました。

このような社会のシステムが変わる中で、産業振興アクションプログラムでは、年齢、性別に関係なく働く能力と意欲を持つ全ての方が就労できるよう、ハローワークや商工会、就労支援コーディネーターと連携し、就労の機会の創出と人材のマッチングの推進に取り組むこととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。これについては、私は2018年以降から何回か生きがいづくりについての質問もさせていただいています。そこでもあまり変わっていないというか、要はハローワークと連携しながらやっていくということですね。

そしたら、参考資料の資料2を見ていただきたいんですけども、これは、内閣府が全国60歳以上の男女に対して何歳まで収入を伴う仕事をしたいですかという質問を令和2年にしています。ここでいくといろんな区分があって、65歳までしたい、70歳まで働きたい、75歳まで、80歳まで、働けるうちはいつまでもというような形で、働きたいと思っている人は84.6%なんです。

じゃ、何で仕事をしているんですかという質問もしています。それが資料3になるんですが、仕事をしている理由は、収入が欲しいからが45.4%、次に多いのは、働くのは体にいいから、老化を防ぐからという方が23.5%ということで、収入が欲しいはもちろんですけれども、老化にいいから働くんです、体にいいから、老化を防ぐから働くんですという方が非常に多いということなんです。

一方、先ほど部長からもありました平成27年の国勢調査、これは以前、私は2018年のときも同じデータを使ってお話しさせていただいたんですけども、60歳から79歳まで見ると、就業者が3,600人で、およそ30%のシニアの方が働いているという数値です。

何が言いたいかというと、85%の人たちが働きたいと思っている、だけど実際に働いているのは30%なんです。だから、そこが私はマッチングをする意義があると。特に産業振興という観点で、これは福祉部局かなというふうにちょっと思ったんですけど、やっぱり雇用促進、住民の方が地元で、より豊かな生活を得るために働くというのは産業振興のところかなというふうに思ったので、こういった質問もさせていただいているんです。

今後、定年の延長であったりとか再雇用で働く人が、より年齢を重ねても働けるような環境になってくると思いますというような答弁があったと思うんですけども、これが普通の中小企業まで浸透してくるまでにはまだ大分時間がかかると思うんです。そうしているうちも、先ほど申し上げたように、シニアの人たちは働きたいと思っている人が85%、でも実際に働いている人は30%というような形になっていて、そこを産業振興ビジョンの中に本来であれば取り入れてほしかったというのが率直な意見です。

生涯現役という言葉が本当に最近新聞でもよく出てきていますよね。なので、そういった人たちが働くことによって医療費の抑制にもつながってくるわけです。介護認定率の低下であったりとか、本当に今、健康福祉部局が様々な手で取組をして、そういったシニアのリタイアした人たちが外に出てきて、介護認定率であったり健康寿命、それを延ばしていく取組なんかをやっているのは重々承知しているんですけども、もう既にここに需要があるわけです。だから、そういったところを

ぜひマッチングとしてやっていただきたかったなど。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。私どもも特化してということでございましたので、特出しで記載させていただいてないんですけども、実際、これまでの産業活性化基金などを使われて、65歳を超えている方で新たに事業所開設ということで、例えばケーキ屋をやられたりとかいうようなことも私たちが十分認識してございます。当然そういったところには年齢制限は設けてございませんのでそういう取組と、一定、法律のほうでそういうふうな勤務システムといいますか、そこが変わっていく中で、当然そこから体力的にとかいろんな諸条件であふれる方というのは出てくるかと思えます。

先ほど福祉部局云々という話がありました。ちょっとここには漏れているかと思うんですけども、当然シルバー人材センター、そういったところでもそれぞれの特技を生かした中で登録されている年齢の高い方がおられますので、そういったところともしっかりと連携を取りながら、先ほどのプラットフォームじゃないですけども、そういったところでも何かしら連携できたらなというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。シルバー人材センターなんかで登録されている方も、なかなか自分の番が回ってこないというふうなお話も聞いたりしますので、そういったいろんな横のつながりで紹介していただいているというのは重々ありがたいなというふうに思っています。

だけど、若い人たちとか、それからネットをうまく活用できる人、そういう人なんかはそれこそ本当にCMでやっているような、仕事探しはとかいう企業、ああいうところに登録するだけでたくさんの企業の求人情報がありますし、実際に雇用主も、そこに登録するだけでそれこそ面接が追いつかんぐらい人が来ます。うちもそれを使ったことがあるんですけども、もうすごい方が応募に来ます。これだけたくさん来ても会われへんわというぐらい来るんです。

だけど問題なのは、そういうことを使えない人たちとか、また実際にハローワークでがっつき働きたいわけじゃないと、ハローワークに行っても長時間勤務するのはもう体力的にしんどいやと、もうほんのちょっとでいいいや、それこそお金を稼ぎたいという人以外は、生きがいをつくる、自分が外に出ることによって老化を防ぐ、健康寿命に留意する、そういう人たちなんかはほんのちょっとでもいいと思うんですよ。だから、そういう短時間の労働、逆にお店なんか、前にもお話しさせていただいたんですけど、非常にピークになる時間帯、1時間、2時間むちゃくちゃ忙しい時間帯とか、飲食店とかでは特にありますよね。そういう1時間だけ働いてもらったり2時間だけ働いてもらったり、それで企業も非常に助かるわけです。1時間だけ来てほしい人を募集するのは物すごく難しいと思うんですけども、そういうのをうまくマッチングできたらなという、そういう意見です。

もちろん今、これからもずっと引き続き考えていただいているんやと思うんですけども、そういう視点でシニアの人たちがまだまだこれからも活躍できるような環境というのを引き続き頑張っただけでいいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、最後の質問です。企業誘致・空き店舗の斡旋についてお伺いします。

空き店舗の実態把握をどのように行うのか、また、熊取町大原衛生公苑の跡地についてはどう活用していく計画なのかについてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、6点目、企業誘致・空き店舗の斡旋について答弁申し上げます。

企業誘致におきましては、町内にある空き家、空き店舗の活用を想定してございますので、住宅政策部局である都市整備部まちづくり計画課と連携し、情報収集に努めてまいります。

一例を申し上げますと、本町と空き家に係る相談業務協定を締結している関連団体や創業支援ネットワークの関係支援機関である熊取町商工会や金融機関へも産業活性化基金事業補助金の制度説

明を行い、各窓口で起業や融資等相談の際に周知いただくことで、空き店舗等の情報収集やあつせんにつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、大原衛生公苑の跡地利用計画について答弁申し上げます。

大原衛生公苑跡地が幹線道路に近接し、図書館及び中央公園が周辺に立地するなど高い利便性を有することから、その潜在能力を生かした交流拠点の形成に向けた活用方策を検討するため、令和3年6月から熊取創生プロジェクトチーム公有財産有効活用チームによる関係職員での協議等を行ってまいりました。具体的には、課長級職員・若手職員による検討会議を開催するとともに、大手デベロッパーや不動産事業者といった民間事業者とも意見交換を実施してまいりました。

これらの検討経過を踏まえ、当該跡地活用の方向性については、熊取町土地開発公社が近隣に保有する外環状線沿いの熊取町世代間交流センター建設用地を含め、周辺を一体的に活用することも視野に入れながら、公共施設ではなく、既存の建物を最大限生かした民間施設として活用する方向性で現在検討しております。

今後におきましては、不動産事業者との意見交換の中でも、新規に本町で飲食店を開業したいといった要望もあるとの情報も得ておりますので、リニューアルする産業活性化基金事業の企業誘致メニューとの連携も視野に入れながら、活用方策を具体化してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうすると、遊休不動産、大原衛生公苑の跡地については特にまだ大枠は決まっていないと。飲食店とかも入るかもしれないけれども、図書館とか中央公園とかああいうところが一体的に活用しながら、大原衛生公苑の跡地についてをこれからまだ協議していくというような、そんな段階でよかったですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）基本的には議員のおっしゃるとおりでございまして、答弁の中で申し上げました外環状線沿いの世代間交流センター用地というのは、やっぱりある意味、誘客力がある程度見込める土地でもありますし、一方、大原衛生公苑はちょっと奥まっついで、しかも、もともとあった施設がいわゆるし尿処理施設ということで、建物自体は平成元年に大きく改修したものですので耐震基準等も満たしておいて、まだまだ使用に耐える施設ではあります。ただ、もともとがそういう施設でありましたので、そのまま使用できるのかということ、そこはいろいろと関係法令なんかの調整等も必要になります。ここは、ある意味できるだけそのまま生かして、小規模な事業者、企業者の誘致に努めるような仕組みであったり、一方、外環状線沿いは、そこに客を誘引するような、たくさんのお客さんが利用していただけるような施設に何か来てもらえないかというようなところぐらいの我々は想定で、今いろいろとPTで作業を進めようとしているところでございます。以上でございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）なるほど。分かりました。小規模企業誘致なんかという言葉もちょっと出てきたかと思うんですけど、それは前からちょっとお話に出てきたかなと思うんですが、いわゆるサテライトオフィスとかレンタルオフィスとか、そういうようなイメージでの活用という考えでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）基本的には民間施設ということ为前提に、そこは何か決めてということではございませんでして、そういうことも視野に入れながら何が我々にとって必要なかということ、熊取のまちづくりにメリットのあるところについて広く探っていきたいなということでございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。ありがとうございます。

私は、もう前から本当に大原衛生公苑の跡地の活用はどうなっていますかというような質問もい

ろいろさせていただく中で、なかなか有効活用の方法についてはまだちょっと決まっていませんというふうなずっと答弁があったかと思うんですけれども、その中で、今、飲食店の誘致も含めたというふうなお話が少し出てきたかと思うんです。私も同じ考えなんです。やはりあそこは、そこだけで売るというよりも、隣の熊取町が誇る図書館、それから公園が背景にあるということで、あそこを一体的にアピールしていくというのが重要になってくるのかなというふうに思っています。

その中で、もう一つ言わせていただくと、飲食店のお声かけもあったというふうなお話もちよつとあったかと思うんですけれども、ぜひそこをやっぱり外資系のコーヒーチェーン店とか、ああいうのが一つどんとできるだけで熊取町のポテンシャルというのが物すごく上がると思うんです。若い人たちの転入・定住促進にも絶対つながると思います。だから、本当にそこ一面で考えるだけじゃなくて、今答弁でもあったように複合的に総合的な施設としてPRしていく。今後企業誘致するときなんかも、非常にそういった大手のカフェチェーン店があるというだけで企業の誘致も一歩前進すると思います。

特に、こういうレンタルオフィスとかサテライトオフィスみたいな形でもし誘致活動をしていくのであれば、今、テレワークの推進を受けているんなところでいろんな自治体で誘致という合戦がもう始まっているわけです。なので、熊取町もそこからもう一歩踏み出そうと思うと、やっぱりすごいアピール力、PRできる素材というのをしっかり持っていかないと、結局、箱を造ったはいけれど埋まらないというような状況になってしまうと大変もったいないので、その辺のところはしっかり検討していただいて、ぜひ前向きに頑張っていたいただきたいなと。

これからまだどんどん検証していく段階であると思いますので、そういったところも含めて一石二鳥、三鳥、四鳥ぐらいまでいけるような形で、私自身は、産業振興においてなかなか熊取町は土地がない中で、あその有効活用というのは、先ほども冒頭から熊取町は壊滅的な、目を疑うような数値が出ていますので、それを起死回生していく本当の最後の砦かなというぐらい思っています。ぜひ頑張っていたいただきたい。

あともう一点、これに関しての要望があるんですけれども、ほかの会派からも産業振興課の人員補充、これを皆さんだけで本当にできますかというふうな、そういったお声もあると思うんです。やはりこれだけのすばらしい計画を立てていただいて、かつアンケートでもあるように活性化基金を知らないという企業が7割いると。そういったことを改善していくためにも、産業振興課自体がもう僕、そこに移ってしまったらいいんじゃないかなと。そこに移って産業振興の拠点やと。前々からビジネスサポートセンターについての提案もさせていただいているんですけれども、なかなか新規で人を雇ったり物を造ったりということが難しい中で、あその跡地に産業振興課が移って、熊取町はそれぐらいの意気込みで産業振興を進めていこうと思っているんやということが、やっぱりアピールしていく商談の一つになると思うんです。なので、ぜひそこに産業振興課が移って、そこで人員を補強して、かつ企業のデータベース化なんかの話も今日いただきましたのでそういう政策を進めていただいて、本当にこれから町と民間企業がより密接になって一体となってまちづくりをやっつけていかないと、非常に危機迫っている状況にも陥ってしまっていると思います。そこら辺はぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。本当に議員の皆さんにご心配をかけているような状況かと思えます。

先ほどのアンケート結果で、せっかくの産業活性化基金、認知度が低かったという、あの結果は正直私もショックを受けてございます。一定成果を上げているものの、まだまだそういう認知度不足というところがございましたので、当然できたこれまでの周知だけではなくて、積極的に営業していくというところはこれまでもご答弁させていただいているところです。

ただ、体制であったりとか人員という部分につきましては皆さんからそういうふうな前向きなご意見をいただいておりますけれども、これまでの答弁とも重複しますが、横のつながりとい

うのは、この項目とか検討していく中でそれぞれの部署が自分のところの課題解決であるという認識はして下さってございますので、そこはしっかりと一緒に協力して、産業振興ビジョンとアクションプログラムを推進していくというところで思っております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そういった意味では、本当に全庁的に産業振興を頑張っていくというようなことにつながるのだと思いますけれども、最後の質問である大原衛生公苑の跡地に関しては、本当に今もうコロナで非常に企業自体も疲弊していますし住民も非常に疲れている中で、やっぱり夢のあるような、ちょっとわくわくするというか、期待あふれるような施設をぜひ造っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

次に、創生くまとりを代表して、大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和4年度町政運営方針並びに予算について、会派創生くまとりを代表しましてご質問をさせていただきます。

今定例会の冒頭に藤原町長より令和4年度町政運営方針の表明があり、3つの重点テーマのほか、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、令和4年度に取り組んでいく主要施策についてお話を聞かせていただきました。そこで、私からは令和4年度町政運営方針の中から幾つか質問をさせていただきます。

まずは、大綱2の9、学校教育についてお尋ねをいたします。

GIGAスクール構想に基づき生徒・児童1人1台のPC端末が整備されました熊取町については、いち早く取り組んでいただきまして比較的早い段階で1人1台PC端末が整備されるというふうになったんですが、そこからの例えば家へ持ち帰っての勉強であるとかというのがなかなか進んでいないんじゃないかなというふうに思います。家へ持ち帰っての学習というのは、当然コロナ対策というのが今の段階ではそうなんですが、行く行くは例えば入院している子どもだとか学校に来られない子どもたちの顔を見ながら、先生の顔を見ながら家でも授業が受けられるということにもつながりますので、しっかりと進めていってほしいというのが私の思いであります。

PC端末が整備されてしばらくたつんですが、いまだに試験的に持ち帰って家でもできるかなという段階で止まっているように聞いているんです。そのあたりについて何か障害になっていることがあるのか、それとも何か分かるような原因があるのかというのを教えていただけますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、大林議員の学校教育についてのご質問に対する答弁をさせていただきます。

1人1台端末、いわゆるクロームブックの持ち帰りについては、学校が臨時休業となった場合においても学びが継続できるよう、昨年、全ての小・中学校で試験的に持ち帰りを実施し、各家庭のWi-Fiへの接続テストを実施したところでございます。

また、この準備として、これまで児童・生徒には学校内でのクロームブックの基本的な活用を身につけることを主眼に置き、進めてまいりました。一例としまして、端末立ち上げからパスワードの入力の準備、タイピング練習といった基本的操作に加え、調べ学習や発表資料のまとめのほか、卒業文集づくりや始業式のライブ配信といった活用の幅を広げております。こうした基本的な端末活用が一定図られた上で、持ち帰っての活用については、ドリル学習や家庭学習課題の配信、子どもの健康観察など各学校独自の取組を行っております。

また、本年1月からの新型コロナウイルスの急拡大による臨時休校や学年、学級閉鎖期間には、クロームブックの持ち帰りにより、オンラインによる健康観察や家庭での様子の確認、学習課題の配信などを行ったほか、様々な事情により登校できない児童・生徒に対し授業の様子を配信するな

どの取組を進めているところです。

クロームブックの持ち帰りについては、子どもたちが自宅学習においても一定の活用が可能でなければ持ち帰りをを行う意味合いも薄れてしまうとの認識により、これまで学校内での取組を進めてまいりました。今後は、全ての児童・生徒が学びを深めるための手段の一つとしてクロームブックのさらなる活用が図れるよう、引き続き、持ち帰りや授業での活用における好事例の共有や、教員への研修の機会を充実し、平常時に各学校の取組に合わせた家庭への持ち帰りを順次進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。各学校でいろんな取組をさせていただいているということなんですが、持ち帰って学習するというのは、それこそ1年生の子らと自分で立ち上げるのが難しいとかいろいろあると思うんです。できれば、大きな子からでの順番でもいいですが、しっかりと、各学校ということではなく熊取町全体で取り組んでいただきますようお願いいたします。

続いて、令和4年度デジタル教科書導入という予定があるというようなことなんですが、これについてお聞かせください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、2点目のご質問ですけれども、平成30年に学校教育法が一部改正され、令和元年度よりデジタル教科書の使用が可能となったことを受け、今年度より文部科学省の学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業が実施されることになりました。この事業につきましては、児童・生徒の学びの充実や障がい等による学習上の困難の低減を目的としており、全国の約40%の小・中学校で行われております。

本町におきましても、小学校3校、それから中学校1校において、国語や数学等の教科で学習者用デジタル教科書を活用しているところです。児童・生徒一人一人がそれぞれの端末でデジタル教科書を操作することで、学校からは、児童・生徒が学習内容を視覚的に確認しやすい、自分で見たい資料を選択して見ることができ、興味、関心を引くことができるといった声を聞いております。今後、デジタル教科書のより効果的な活用方法について研究を進める必要があると考えております。

また、令和4年度につきましては、学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に加えて、GIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業が新たに実施され、全国の小学5、6年生、そして中学生を対象に、英語ともう1教科のデジタル教科書が提供される予定でございます。本町においても、全ての小・中学校においてデジタル教科書を活用した指導方法の研究を進めていきたいと考えてございます。

一方、本町では今年度より、全小・中学校の一部の教科ではありますが指導者用のデジタル教科書を導入しており、授業において必要な資料を大きく提示したり動画で確認したりすることで子どもたちの学びの充実を図っており、令和4年度についても活用する予定でございます。

デジタル教科書の導入につきましては、国の動向を注視するとともに、国の実証事業を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりに努めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。先生のデジタル教科書を導入させていただいて、子どもたちの分は実証実験が終わり次第ということで、ぜひ取り入れていただきたいなというふうに思います。

今の30代ぐらいの子らがゆとり世代とかいって、その上は詰め込み世代とかかというて言われているんですが、今の子どもたちはきっと大人になったらGIGAスクール世代とかと言われるようになると思うので、しっかりとデジタル教科書、タブレットを使用して学習に努めていただきたいなというふうに思います。

最後に一つだけお尋ねしたいんですが、もし仮に、あつてはならないことやと思うんですが、あり得ないほどの感染拡大とかが出てきて学校に行くのも止めてくださいというようなことが出たときに、例えば1週間後から学校は登校しない、オンラインで授業を行ってくださいというふうに言われたときに、今現在熊取町としてはそれは対応可能なかどうか、それだけお聞かせください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）オンラインでの対応というのをどこまでできるかというのがあると思いますけれども、これまでの臨時休業等の中では、少なくとも先生方が子どもの顔を見て健康状態の確認をする、それから、今日こんなことをしましょうねというふうなことをお伝えするということについては現在できてございます。ただ、世間等でニュース等でもやられている双方向の配信事業という部分についてはなかなか難しいかなというふうに考えています。当然、この議会の中継もそうですけれども、裏にスイッチャーがおっているんな切替えをしている、そういうような作業を学校内の誰がやっていくんか、全ての学校で全部の授業配信をするとなるとなかなか難しいかなと思います。ただ、少なくとも子どもの顔を見て、今日はどうなの、調子はどう、悪くないの、しんどいことないのとかというふうなことは、先生方ができるような状況に現在なっているというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。たくさん障害は出てくると思うので、1つずつ潰しながら、いつでもオンラインで授業ができますよという環境をつくっていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次は、大綱4の21、公園・自然環境についてお尋ねをいたします。

令和4年度からは奥山雨山自然公園施設更新が始まりますが、具体的な計画について教えていただけますか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それでは、ご質問の1つ目、令和4年度から事業着手を予定しております奥山雨山自然公園施設更新工事の具体的な計画について答弁申し上げます。

奥山雨山自然公園は昭和59年に開設された公園で、平成10年頃に階段、木橋など施設更新を行ったところですが、整備後20年以上経過し老朽化が著しい状況であるため、奥山雨山自然公園長寿命化計画に基づき、令和4年、5年度の2か年計画で社会資本整備総合交付金を活用した施設更新工事を行うものでございます。

工事の内容といたしましては、老朽化した階段、段差が大きなところには新たに段数を増やすなど階段の更新のほか、老朽化した手すり、ベンチ、木橋の更新を予定しております。実施箇所といたしましては、令和4年度は永楽ダム西側となる西ハイキングコースをメインに、令和5年度につきましては永楽ダム東側となる展望台等がある東ハイキングコースをメインに予定しているものでございます。

以上、奥山雨山自然公園施設更新工事の計画の答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。2か年計画で西側、東側と順番に更新、修繕を行っていただけのことなんですが、以前にここで話しさせていただいたこれから奥山雨山自然公園の魅力上げていくという中で、例えばハイキングコースであるとかそういうところを特色のあるものにしてはどうかという願いもさせていただいたんです。今回の更新、修繕の中にそのような考えが含まれているかどうか、お尋ねします。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）答弁でも申し上げましたが、今回、社会資本整備総合交付金、国の補助制度、こちらのほうを基本的にと申しますか、今ある施設の更新が対象になっておりまして、それ以外は単費という形になりますので、ひとまずは施設更新をしたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。更新するというのは分かりました。

では、2つ目ですが、奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園、野外活動ふれあい広場、緑が豊かな熊取町の象徴と言えるようなエリアなんです。以前にもここでお尋ねしたこともあるんですが、このエリアについてしっかりと活用していかないといけないというふうに思います。これにお考えがあれば教えてください。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）2点目の奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園、野外活動ふれあい広場を中心とした自然観光、自然体験エリア一带の活用計画はあるかについて答弁申し上げます。

ご質問でございますエリア一带の具体的な活用計画は現時点ではございませんが、水とみどり課所管の奥山雨山自然公園のハイキングコースなどの施設更新が、先ほど答弁のとおり令和5年度完了を予定しております。

また、永楽ダム周回の桜を維持・継続させるための植栽を平成30年度から令和4年度までの計画で行っているところですが、雑木等の本数が想定よりも多く、期間の延長が必要と考えられる状況になってございます。

さらに、永楽ゆめの森公園につきましては、令和7年度に開園から10年目を迎えますが、子どもたちに人気がありメイン遊具でもございますふわふわドームが耐用年数を迎え、当該遊具のリニューアルを含め、開園10周年を契機とした公園全体のリニューアルも見据えた検討が必要だと考えてございます。

一方で、今年度より産業振興課所管となりました野外活動ふれあい広場につきましても、産業振興アクションプログラムの短期項目で、美しい自然を活用した観光業の充実に向け、自然体験と収穫体験が楽しめる施設となるよう、隣接する和田山ベリーパークと一体的活用を掲げており、また長期項目におきまして、野外活動ふれあい広場から永楽ゆめの森公園周辺エリアの一体的な整備などを検討することとしてございます。

こういった状況を踏まえ、各施設の節目となるタイミングを見据えながらエリア一带の活用計画を検討すべきと考えており、今後、関係部署と連携しながらしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

先日、子どもの権利に関する条例制定に向けてアンケートというのを健康福祉部で取っていただいたんですが、その結果の中で、今の子どもたち、熊取町のどこが好きですかといたら、「自然がいっぱいあるところや」という回答がすごく多いんですよ。自然がたくさんあるという表現がどういうことなのかということなんですけれども、第4次総合計画大綱4、21、現状と課題という中では、奥山雨山自然公園、永楽ダム周辺の豊かな自然環境を保全・活用する必要があるという記述もあります。確かに今、保全というところではたくさんのNPOの団体の方も桜の木、紅葉の木、たくさん保全して植え替えていただいて、今の環境を守っていくという活動はしていただいていると思うんですが、守っていただいた環境を次は活用していかないといけない。守るだけではどうもないも、それが活用なのかと言われると僕は活用ではないと思うので、その活用する方法というのを熊取町ではしっかりと考えていただけるのか、これから前向きに検討していきますというふうな回答が返ってくると思うんですが、どなたか答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）議員おっしゃるとおりでございます。先ほどの大原衛生公苑と同じく、こ

ちらも非常に重要な資源ですので、積極的な活用、一定保全というのは当然必要になるんですが、それを踏まえた上でどう活用していただけるエリアなのかというようなところはしっかりと我々も勉強しながら進めていきたいと考えておるところでございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。自然がたくさんある中にそのままにしておくんじゃなくて、何かその中に価値をつくっていかないと人も見に来ていただかなくなりますし、価値を続けてつくっていく、その価値を保全して活用していくということをしていかないといけないと思います。このまま行政側で前に進めていくことが難しいのであれば、当然NPOさんとかは今入っていただいています、それこそどこかの一般の民間の事業者に入っていただいて、自然観光、自然体験というのは民間の事業者ではすぐ今、前向きに取り組んでいただいている分野やと思うので、そのあたりは前向きに検討していただきたいなというふうに思いますが、その辺については。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）議員おっしゃいますとおり、奥山雨山自然公園のみじゃなく非常に広いエリアになってくるという部分も含めまして、いわゆる企画段階から民間企業の意見であるとか提案であるとかを聞きながら進めていこうというような事業手法を取っている市町村も当然でございます。我々もそういうことも意識してございますので、それでいくのかどうかはまだ分かりませんが、そういうことも勉強しながらやっていきたいなというふうに、十分想定はしておるところでございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）お願いいたします。

山はほっておくと山に返っていくので、野外活動ふれあい広場の上の和田山の中でも、昔、僕らが子どものときはあの山の中にキャンプサイトというところが点々とあったんですけど、今、利用していない、テントサイトもなくなっているということで、全て山にもう戻ってしまっています。すごくいいキャンプ場やったのになというふうに思うんですが、そのあたりもこれからの活用方法ということで考えていただきたいなというふうに思っているんです。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）1点だけ、まず訂正からなんです、テントサイトは一部は残っているというところでご理解をお願いしたいんですけども、先ほど、私も行政だけではなくて民間の力というお話もございました。実際、野活にしましてもゆめ森にしましても指定管理というところが入ってございます。これまででしたらそれぞれ別々で、お互いの施設の活用というようなところを考えたおったかと思うんですけども、これまで何度となくこちらの議会のほうでもそういったご指摘をいろいろいただいております中で、先ほど都市整備部長も申し上げましたように、その辺は関係部署と連携を取りながら、行政だけではなくてそういう指定管理者、もう一つ言うと、これまでも野活のほうでは民間のLOGOSの会社、そちらとも事業というのを実施させていただいていますので、先ほど議員がおっしゃられたような形、そういった民間事業者と一緒に会議体をつくるか、そういったことも検討できるかと思えます。その辺はしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。しっかり考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次は、大綱1の3、4、防犯、防災についてお尋ねをいたします。

令和4年度町政運営方針では、防犯カメラについての記述が見受けられませんでした。先ほどもお伝えしましたが、子どもたちへのアンケートでも防犯カメラを増やしてほしいというような意見もありましたが、防犯カメラの数については100台で十分だと考えておられるのでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、防犯カメラの数について答弁いたします。

本町の防犯カメラの設置は、平成21年度に初めて熊取駅前に設置して以降、増設・更新を行い、令和2年度に42台を設置したことによりまして合計100台となったところです。

防犯カメラの設置箇所につきましては、熊取駅周辺や通学路等の警察が分析した防犯上重要な地点をはじめ、警察やKSP隊とも協議・調整を行いつつ、可能な限り区・自治会の設置希望に沿うことを基本として選定し、設置してきたところでございます。

お尋ねの防犯カメラの数は、現状の100台運用は令和3年度から行い始めたところでございますので、今後の犯罪発生状況など設置の効果を慎重に見極めていくとともに、既設のカメラが順次更新を迎える時期を念頭に増設に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君） 効果を確かめながらということなのですが、今現状100台つけていただいている以外でも、各自治会からここに付けてほしいとか、公園の出入口にはつけてほしいというような要望があると思うんです。それはどのように対応されていくんですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 確かに現状でも数か所、カメラつけてほしいというようにお声はいただいております。これについて、我々はつけられないというお答えは従前からしてなくて、機会を捉えて設置していく、警察であったり、要するに効果といいますか、必要に足るものかどうかということとは当然検証しなければなりませんけれども、設置に向けて検討していくということは従前よりお答えしている中で、実際としては、先ほど答弁の中でもちょっと触れさせてもらったんですけども、通常、カメラについては5年から7年ぐらいで更新をしていくことになるんですけども、今稼働しておりますカメラの中で令和5年度に55台ぐらい更新するタイミングがまいります。そこでかなりの規模になりますので、当然その更新に合わせて、増設につきまして必要な箇所であるとか台数はどれぐらいが適切であるのかということについては令和4年度には検討して、庁内調整、予算措置について取り組んでまいりたいということでございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君） 分かりました。自治体によっては実費でつけるからデータの管理とかだけ熊取町でお願いしたいというような声も聞いたことがあるんですが、そのあたり、そういう申出があったとしてもなかなか難しいものなのかなというのはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 自費でもし自治会としておつけになりたいというお声があったときに、それについて一切拒むのかということ、それは現実的ではないのかと思います。ただ、実際我々が運用をずっとしてきている中では、データ提供等々には、1台だけ管理しているとかになると、そこに警察の立会いがあったりとかかなりの負担になってまいりますので、そこは、我々が今警察との協定に基づいて管理運営してもらっているところに入っただけが相互にとって利益になるのかなということです。その辺は、スケジュール的なことを調整しながら適切に進めてまいりたいということでご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君） 分かりました。ありがとうございます。できるだけお声を聞いていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにも、道路照明灯とか防犯灯についても各自治会から要望があると思います。少しまだ暗い道とかもありますし、ここに明かりをつけてほしいというような要望もあると思いますので、それについてもできるだけ柔軟に対応していただきたいというふうに思います。お願いいたします。

次の防災についてお尋ねします。

令和3年度は地区別防災マニュアルの策定は、コロナ禍ということもあり、なかなかスムーズに進んでおりませんでした。令和4年度の地区別防災マニュアル策定などなど、防災についての令和4年度の目標をお聞かせください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目の防災についての令和4年度の目標についてのご質問に答弁いたします。

令和4年度の主な防災に係る取組につきましては、町政運営方針にも記載しておりますように4点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため昨年度から延期いたしました6年ぶりとなる総合防災訓練を、国・府をはじめとする防災関係機関と住民・事業者の皆様との連携により、一体となって災害対応能力の向上を目指して実施すること、2点目は、全地区で結成されている自主防災組織及び本町で育成した防災士向けの防災研修会などを開催し、自助・共助を基本とする自主防災活動に必要な知識・技能の維持・向上を図ること、3点目は、自主防災組織連絡協議会と連携し、地区別自主防災マニュアルの作成を支援・推進すること、4点目は、地域防災力の中核となる消防団の老朽化した分団車両2台の更新を行い、消防力のさらなる強化を行うことを主な取組と考えているところでございます。

その中で特にお尋ねいただいております地区別自主防災マニュアルにつきましては、町としても地域防災力の向上のため非常に重要視しており、令和元年度のモデルマニュアル完成以来、作成の推進を図ってきたところでございます。コロナ禍により、マニュアル作成に必要な活動や作業について積極的な働きかけを控えざるを得ない状況が続き、なかなか作成まで至らなかったものの、大久保区及び大宮区におきまして、区のご担当者様のご尽力によりまして完成していただいたところでございます。

こうした動きをさらに加速していけるよう、各区・自治会において自主防災訓練を実施される際には、マニュアルの重要性の説明及び作成の依頼を強力行い、さらに自主防災訓練のメニューを町職員も参加するマニュアル作成の勉強会等に振り向ける働きかけなどを続け、コロナ収束を見越し、令和4年度においては10程度の地区での作成を目標に、可能な限り速やかに全地区で自主防災マニュアルを作成していただけるよう図ってまいります。

さらには、当該マニュアル作成と並行して校区别避難行動・避難所運営マニュアルについても作成を図っていく必要があり、住民・学校・町による3者協議を経て完成につなげていく考えであり、女性防災士を含めて女性の参画を得て女性ならではの視点も生かしながら、地域防災力向上に資する取組をしっかりと進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

ちなみに、今現在10地区ぐらいを目標に頑張っていくということなのですが、今、地区別で防災マニュアルがある数と避難所で作っている数というのを教えてください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）既に出来上がったところというのは、答弁で申し上げた大久保区と大宮区ということで2地区になります。10地区につきましては、既に見込みがあって10という形で進行しているものをつかんだ形の10ということではございませんでして、あくまでも積極的に取り組むという意気込みとしての10地区という数でございます。

また、校区别避難行動・避難所運営マニュアルを小学校2校区程度でやっぱりつくりたいと。そうすると、その前段階となる地区別の自主防マニュアルについては10地区程度になってくるんじゃないかという想定でございます。

2校区といえますのは、校区别に活動されている校区福祉委員会で防災の取組意欲が非常に強い

校区がありましたりしますし、中には複数地区で合同の自主防災活動をされているような校区もございますので、そういうことを期待しまして2校区を想定したということをごさいます、我々、町からも強力にプッシュして、こういう地区がモデルケースになってもらうよう働きかけていきたいということをごさいます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。本年度、しっかりできるだけ進めていっていただきたいというふうに思っています。災害はコロナ禍やからというのを考慮してくれないので、いつ来てもおかしくないということできっかりと進めていって、進み出すと、よそがつくたからというふうになってきてだんだん増えていくと思うので、最初の取っかかりだけきっかり頑張っていっていただければ、あとは何とか進んでいくのかなというふうに思います。昨年度全く進まなかったということがありますので、今年はきっかり10地区を目指して頑張っていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に大綱4の24、商工業・サービス業についてお尋ねいたします。

先ほど浦川議員からも質問がありました。一般質問では文野議員からも質問がありましたし、この後の坂上巳生男議員からも質問があつて、今回はたくさん質問が出てはいるんですが、幾つか重複する部分も出てくるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

令和3年に第3次産業振興ビジョンを策定され、それに伴うアクションプログラム、そして産業活性化基金補助事業というのも新しくなります。令和4年度から本格的に第3次産業振興ビジョンというのがスタートしていくのかなというふうに思うんですが、それと同時に、今コロナ禍で、きっかりとサポートしていかないとということも求められております。

まずは産業振興ビジョンのほうでお尋ねいたします。

産業振興ビジョンのアクションプログラムを推進していく上で、先ほども話が出てはいたが、役場の庁舎内できっかりと連携が図られているのかということもまずはお尋ねいたします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の商工業・サービス業についての1点目、産業振興ビジョン、アクションプログラム推進に向けた各課の連携について答弁申し上げます。何点か重複するかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

産業振興ビジョン及びアクションプログラムの推進に当たりましては、文野議員の一般質問においても答弁申し上げたとおり、部署がまたがる取組項目が多々あり、住民部産業振興課だけでは目標を達成することはできず、関係部署の連携が不可欠であると私どもも認識してごさいます。

一例を申し上げますと、施策3：企業誘致では空き家、空き店舗や町有施設などの遊休不動産の活用が必須であり、また施策11：観光誘客及び積極的なPR及び施策12：美しい自然の活用では、野外活動ふれあい広場、和田山ベリーパークを含めた奥山雨山自然公園や永楽ゆめの森公園などの地域資源の活用が必須でごさいます。

組織を越えて横断的に産業振興ビジョン及びアクションプログラムに取り組むことで、それぞれの部署が抱える課題の解決につながるものと考えており、産業振興ビジョンやアクションプログラムの策定時、また、産業活性化基金事業補助金の見直し時に各部署からはそういう意図を持ってご意見等を頂戴してごさいます。相乗効果で課題解決すべく、きっかりとその旗振り役、調整役を住民部産業振興課が担ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。産業振興課としてはそうおっしゃっているのですが、空き家などを所管している都市整備部はどう思われますか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）今回のいろいろ質問をいただいている中で住民部長ともよく話をするのは、

しっかりと連携しながらやっていくというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。シティプロモーションとかの中で企業誘致とかもやっている総合政策部としてはどのようにお考えですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）まさに役場の総合調整が我々総合政策部の仕事でございます。今回できた熊取町規模では非常に大きな、年間2,600万円という予算規模でございますので、それをしっかりと調整役として、住民部、都市整備部の接着剤役としても機能してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。熊取町の役場の中で関係各課で協力していただくとするのは当然なんです、外部の団体、にぎわい観光協会、商工会との連携も推進の鍵となってくると思います。しっかりと産業振興課からお声かけいただきまして、推進に努めていただきたいというふうに思っております。私も、微力ではありますが産業振興ビジョンの推進に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ熊取町を挙げて、産業を何とかして盛り上げていくんやというような思いを持っていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

では次に、以前に河合議員からも同じような質問があったんですが、各市町村で実施されているスマート決済でのポイント還元とかというような事業について、熊取町ではどのように今のところ考えているのかというのをお聞かせください。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、2点目のスマート決済でのポイント還元事業について答弁申し上げます。

まず、スマート決済関係としましては、第3次熊取町産業振興ビジョン及び産業振興アクションプログラムにおきまして、施策2：事業継承・継続・拡大への支援として、共通キャッシュレス決済（J P Q R等）システムの啓発・普及に取り組むこととさせていただきます。

現在、町内では大手キャッシュレス決済事業者の加盟店が367店舗あり、令和2年10月時点の220店舗から147店舗増加しているものの、その伸びは鈍化しているという状況であることから、キャッシュレス決済システムの導入に二の足を踏まれている事業者に対し、産業活性化基金事業にキャッシュレス決済システム導入補助金を設けて支援を行うことで、町内のキャッシュレス化のさらなる推進につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、議員ご質問のスマート決済でのポイント還元事業につきましては、令和2年度にキャッシュレスポイント付与事業を検討いたしましたが、当該事業による付与ポイントが本町住民に限定できないことや事業費が高額になってしまうこと、新型コロナウイルス感染症対応の地域生活・経済支援を優先すべき状況であったことなどを総合的に勘案し、その実施を見送ってございまして、現在もその予定は今のところございません。

このようなポイント還元事業は、やはり事業者からの声というものが肝要であると考えており、今後、キャッシュレス化を推進していく中で、商工会とも連携を図りながら、しっかりと事業者の声に耳を傾けてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。キャッシュレス決済を産業振興ビジョン、アクションプログラムの中で進めていくというところ以外は、以前の答弁とあまり変わりなかったなという感じがします。これからキャッシュレス決済というのを熊取町内で進めていく、これから導入していただくと方にはある一定補助を出していくということで進めていくのならば、その成功例と

どうか、キャッシュレス決済を導入していただいて熊取町がこんな施策を打ちますので、導入していただければこれぐらいいい効果が生まれますよというような成功例を示すのが一番早いというふうに私は思っています。

後発の方には補助がついて今現在やっている人には何もないというのは僕はよくないと思うので、当然これは、一度はやってこんな成果が出ますよと、だからみんなキャッシュレスに進みましょうと、熊取町の共通ポイントをみんなでつくっていきましょうというような流れを生み出していかないと、先ほど浦川議員もおっしゃっていましたが、今現状でキャッシュレス決済を入れているところ以外というのは、事業者さんが高齢者であったりとか、先、もう自分がお店をやらなくなったらこのまま廃業していくというところはなかなか前に進んでいってくれる機会というのは生まれてこないと思うので、何かしらやっぱり話を進めていくというきっかけをつくらないと進んでいかないとと思うので、これは一考していただきたいなというふうに思うんですが。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）先ほど浦川議員からもご意見、アドバイス等いただいた中で、当然、我々行政としましては、各事業所にこういうのがありますよというような形での積極的な営業というのは、令和4年度以降しっかりと進めてまいらざるを得ないという形ですけれども、やはりこのポイント還元事業、先ほど答弁でも申し上げましたように、一定、行政のほうでこういう補助メニューをつくりましたよ、またポイント還元事業をやりますよという施策を立ち上げて、事業者の意気込みといいますか声というところも、これまでもコロナ禍における事業者支援というところでも同様に考えておきまして、やはりその辺も大切な部分であるかというふうに感じてございます。ですから、先ほど申し上げましたように、そのあたりをしっかりと商工会とも連携しながら事業者の声を吸い上げるような形はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）泉佐野市がやりましたというときには、やっぱり熊取町はやらないのかというような声を何回か聞かせていただきました。熊取町でもやってほしいと。やっぱりやると、他市町村からでもお金は流れてきます。当然ふだんはつかないようなものにもポイントがついてくるので、お金がほかの市町村と行ったり来たりしているだけだとは思いますが、それでもやっぱり熊取町でもやってほしいという声はありますので、これから進めていく中では必要なんじゃないかなというふうに思います。これから令和4年度も臨時交付金とかいろんなものがあるかもしれませんが、そこではぜひテーブルにもう一度のせて考えていただきたいなというふうに思います。以前、河合議員から質問が出てから、コロナ禍がずっと過ぎていく中で何回もコロナの臨時交付金とかがあったと思うんですけれども、そのときはテーブルにのっていたんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そのときには、先ほど答弁させていただいたように、まず一旦令和2年度にこの事業を検証した中で、ポイント事業というのはそぐわないというような形で、総合的に財源も限られている中でほかに優先する施策というのがございましたので、そこでポイント還元事業というのはもうしないと、見送るという形で一旦結論が出ています。それ以降のところではテーブルにはのってございません。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。ぜひともこれからはテーブルにのせて、もう一回考えていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願います。

令和4年度の予算審議がこれから始まっていくんですが、コロナ禍の中で困っている事業者もたくさんいます。このポイント還元事業というのをやっていただいても、小売店、サービス業という方には一定効果があります。Pay Payなどスマート決済を使っている町民の皆さんにも効

果はあると思うんですが、いわゆるものづくりというような製造業の方にはなかなか行き届きにくいのかなというふうに思いますので、ぜひとも、ものづくりとかという分野の事業者にも目を向けていただいて、他市町村では、ものづくり企業の方でコロナの従業員の方にお支払いする雇用助成金というのを申請している企業の中で、例えば熊取町であれば熊取町で雇用していただいている人間の数を数えた上で、その人間の数の分だけ補助を出すとか、そんな補助策とかをつくっているところもありますので、そういう策も考えていただいたら製造業という方のサポートにもなるのかなというふうに思います。

ぜひともコロナ禍、熊取町で事業を続けていっていただくためにも、これ以上熊取町のにぎわいを減らさないというためにも、しっかりと熊取町から事業所の皆さんに向けての思いとか、これからも熊取町で頑張っていっていただきたいという思いを伝えていっていただきたいなというふうに思います。なかなかコロナ禍は終わりが見えない中で財政も苦しいとは思いますが、しっかりと考えていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で創生くまもりを代表しての質問を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより午後3時5分まで休憩いたします。

（「14時44分」から「15時04分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして会派代表質問を行います。

質問に入る前に一言申し述べたいと思います。

ロシア、プーチン政権によるウクライナ侵略に満身の怒りを込めて抗議いたします。武力でウクライナを支配しようとする行動は、断じて許されるものではありません。ウクライナからの避難民は130万人を超え、150万人に達する見込みだと伝えられています。熊取町議会として、藤原町長と連名で抗議文を送りました。世界中で抗議デモや集会が連日のように行われ、そしてまた、ウクライナへの様々な支援活動も行われています。即時停戦と一刻も早い平和的解決を心から願うものです。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、第1点目は産業振興アクションプログラムについてであります。産業振興アクションプログラムの問題については、これまでこの議会で各議員のほうから様々な角度で質問がございました。私のほうは、まず職員体制の拡充という観点でお伺いしたいと思います。

第3次産業振興ビジョンの実行計画である産業振興アクションプログラムが示されておりますが、ウェブ上の産業振興プラットフォームの構築や新たな産業活性化基金事業など、全体的にかなり意欲的な計画になっていると思われま。この計画策定に当たって職員の方々にご尽力いただいたことには敬意を表するものでありますが、この計画を実現していくためには現在の職員体制を補う必要があると考えます。いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の熊取町産業振興アクションプログラムについての1点目、現在の職員体制を補う必要性について答弁申し上げます。

まず、本町の産業部門を所管する産業振興課の現在の職員体制は、課長以下、会計年度任用職員1人を含め8人という形になってございます。もとより産業振興アクションプログラムの推進に当たりましては、その取組項目が多く部署にまたがっており、産業振興課だけで目的を達成できるものとは考えてございません。産業振興課の体制を補うのではなく、各関係部署と協力、連携しな

がら共に推進していくことで目的を達成してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁で、職員体制という点では会計年度任用職員1名を含めて課長以下8名と。それは、部長級は含まれていないということですね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）部長の私等を含まず、課長以下ということで8人ということでございます。以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ということは正職員7名ということかと思いますが、その中には産業振興以外の部門と申しますか、日常的には例えば農業分野であるとか、そういう職員も含まれているということかと思いますが、どうですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）議員ご指摘のとおりでございまして、産業振興課というところでは商工担当というところと農業担当という大きく2つに分かれてございます。その双方で合わせて、会計年度を除いて正職で7名という形になります。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）会計年度任用職員1名を採用しているというのは、以前からそういう体制だったんでしょうか。会計年度任用職員1名の方には特別この仕事をやっていただきたいとか、そういうことがあって採用しているんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）特別にこの仕事と特命で会計年度任用職員を雇用しているのではなくて、従前からの組織の変遷の中で人員が減っているところを会計年度任用職員で1人補助していただいたというようなところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。全般的に職員体制がちょっと厳しくなっている中で会計年度任用職員で補っていると、そういう状況のようではありますが、この間、行財政改革の一環として熊取町全体として職員を削減してきたというふうな経過もある中で、産業振興だけを拡充するというふうなことはなかなか難しいのかなと思いますけれども、今回の計画を見て、これは現在の体制でやっていくのはかなりしんどいのではないかなというふうな気がしております。そういう気持ちはないんでしょうか。現在の職員体制で何とか頑張ってやっていくんだと、そういうお気持ちなんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）職員に対しての心配というところはございません。正直、今回の産振ビジョン、アクションプログラム、策定委員に一定アンケート等を取らせていただいた中で案をつくって委員から意見をもらい、様々な取組項目を考えていく中で、本当に私らが思っておった以上の物すごく積極的な前向きな取組項目とかを意見としていただいております。そちらをやはりやっていかないといけないということで今回お示しをさせていただいたところなんですけれども、正直、体制どうのこうのというよりは、その取組内容についてしっかりと取り組んでいかないと、なかなか達成できないなという認識はしてございます。

ただ、それにつきましては、産業振興課の人員の数云々では私はないと認識してございまして、答弁の繰り返しになりますが、やはりこれは産業振興課だけの課題解決ではないというふうに認識してございます。全庁的な課題をそれぞれの部署でしっかり考えて、協力して目標を達成していく

ということでその辺は解決していくのではないかとというふうに認識してございますので、現産業振興課に対する不安というところはございません。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）全庁的な連携を強化していくと、そういう中で乗り切っていきたいということのようでしたが、今後の事業の進め方の中においては、またひよっとしたらちょっと補いたいなというふうなことも出てくるやもしれません。そういった場合には、またその分野に特化した形で会計年度任用職員を採用するなり、そういった手法もぜひ考えていただきたいということをおきたいと思えます。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。まずはこのビジョンでアクションプログラム、この議会の後に策定という形を迎えまして、令和4年度から取り組んでいかせていただきます。まずは現体制でしっかり取組をさせていただいて、これまでも申し上げますように、3年ごとの中間評価、見直し、それぞれまた現段階で10年先を見越した計画となっておりますが、時勢を見た中で、これはもう見送る、また新たにこういうことをやらなあかんの違うかなというような分というの見直しをやっていかんとあかんと思っておりますので、その際に、さすがにこの取組項目を新たに追加するやつについては、この体制では無理やろうというようなことも出てくるかもしれません。そのあたりにつきましては、また人事を預かっている総務部のほうともそういった調整というのは協議等させていただいたらと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）人員のことにつきましてなんですけれども、厳しい財政状況の中においては簡単に増やせない状況ではあるものの、計画の推進はやっぱり重要でございますので、優先度を判断しながら必要などころにはしっかりと人員を入れて業務を前に進めていくと、これはこれまでもしてきましたし、今後も変わりません。今、住民部長が申し上げたように、しっかりと横の連携を図りまして連携した上で、どういったことがいいのか、有効なのかということも判断しながら、その時々で適正な人員体制を整えていければというふうに考えてございますので、よろしく願いします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。今後の状況を見て適正な判断をお願いしたいと思います。

それでは、産業振興アクションプログラムに関しての2点目ですが、企業誘致の進め方についてお尋ねいたします。

補助金の拡充など、創業支援、企業誘致に力を入れる計画となっております。企業誘致で成果を上げるために、具体的にはどのような方策を考えておられますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、2点目の企業誘致について答弁申し上げます。文野議員の質問の答弁と重なるところがありますが、ご容赦願います。

ご質問の企業誘致につきましては、第3次熊取町産業振興ビジョンに掲げた4つの方針に基づく施策としまして、施策3：企業誘致を掲げてございます。そして、ビジョンの実効性を担保するため、産業振興アクションプログラムにおいて施策3：企業誘致として、町内の遊休不動産を有効に活用して開業する事業者への支援やキッチンカー製作費への支援、遊休不動産の活用を含めた企業立地促進に係る奨励金を検討などに取り組むこととしてございます。

また、確実な効果を生むため、産業活性化基金事業において創業支援事業の事業所開設支援事業補助金を7つのメニューに再編し、特に熊取駅周辺の近隣商業地域の活性化に重点を置き、補助上限額を拡充し、開設支援補助を行うこととしており、中でも特出しする補助メニューとして、本町

の玄関口である駅前活性化を図るべく、駅前夢広場、町道熊取駅前線沿線限定かつ飲食店限定で補助率3分の2、限度額1,000万円の駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金や、町内指定地域において新たに事業を始める事業者に対して補助率3分の2、限度額500万円を補助する企業立地促進奨励金などを設けております。

具体的な進め方としましては、これら補助メニューを創業支援ネットワークの関係支援機関である熊取町商工会や金融機関、また本町の住宅政策を所管する都市整備部まちづくり計画課や空き家に係る相談業務協定を締結している関連団体と情報共有し、それぞれの窓口等で確実に周知していただき、起業等を考えている方に活用いただくことで企業誘致に努めてまいりたいと考えてございます。

一方で、様々な事業展開、事業所拡充をしている事業所に対しましては個別に営業をかけていくことも検討しておりますが、いずれにしましても、産業活性化基金事業補助金メニューを広く確実に周知していくことが大切であり、企業誘致につながるものと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今おっしゃっていただいたことはアクションプログラムの中にも明示されていたかと思えます。そういったことをあらかじめ読ませていただいた上で、あえて質問させていただいているわけなんです、産業活性化全般の問題でもありますし、そしてまた企業誘致の困難性ということもあるかと思えます。企業誘致という課題に関して、熊取町としての営業活動といいますかPR活動、その辺についての力点はどのように考えておられますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まずはやはり、先ほどの浦川議員の質問の中でもありましたように、せっかくこういう制度をつくりましても認知がされていないという部分が非常に大きいということで、先ほどの答弁とさせていただきます。ですから、広報やホームページでただ単にこういうものができましたよという形で上げるだけではなくて、積極的に各事業所、何よりも空き家、空き店舗の活用というところがございますので、やはり先ほども言いましたような形の金融機関でありましたりとか不動産業者、そういったところへの営業というところも大切になってこようかと考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。ぜひその点は積極的に進めていただきたいというふうにお願ひしておきます。

アクションプログラムの中の項目で、企業誘致と直接リンクしているのかわかりませんが、ワンストップ窓口による各種サポート支援というふうな何かそのような表現がございました。ワンストップ窓口による支援というのはどういうことなんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）本町では創業支援ネットワークというものをつくってございまして、こちらは熊取町の産業振興課、商工会、町内の金融機関、また日本政策金融公庫、こういったところでそれぞれの窓口においてお互いにどういった支援があるのかというようなことで、今は年に1回、定例的な総会みたいなものを開いてお互いの支援策等を話し合っているところなんですけれども、その中で、まずは先ほどおっしゃっていただきましたワンストップというところで、本町のほうでこういうふうな窓口のほうに事業者から新たに起業されたいというような相談がございましたら、商工会及び金融機関、それぞれにある制度をご案内させていただくというようなところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。もちろんそういう創業を希望される方はいろんなやり方がありま

すので、その人なりに動いていくと思われませんが、熊取町に来られた場合に熊取町が責任を持っていろいろとご案内できるような、そういう体制を整備していくと、そういう理解でよろしいですね。議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、1点だけちょっと言葉足らずでした。

ワンストップというところなんですけれども、ここは本町と商工会というところで連携を取って窓口対応させていただいているということでございますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）商工会との連携ということも非常に重要になってくるかと思いますが、創業支援との関係で、これまでの他の議員の質問の中でもサテライトオフィスの問題も出てまいりました。全国的にもサテライトオフィスの誘致というふうなことが一つのブームのような形にもなっているんですが、熊取町の産業振興アクションプログラムにもサテライトオフィスということについての表記がございました。それと関連して、国のほうの制度で地方創生テレワーク交付金というふうな枠組みもございますが、そういったものの活用ということも考えておられるのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）総務省のほうでも、たしか文野議員もおっしゃっていたお試しテレワーク、サテライトオフィスというような制度とかもあって、大阪府下ではたしか守口市だけが今お試しサテライトオフィスというのをやっておったかと思うんです。そういう制度が今現状、国のほうであるというのは認識しておるんですけれども、本町のサテライトオフィスの誘致というところでは、今まだそこまで検討は至っていないというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。サテライトオフィスというのは全国各地で取り組まれておりますので、これから新たに手を挙げて、それがうまく成功するかどうかというのは難しいという部分もあるかと思いますが、ぜひそういった国の制度の活用ということも今後の課題として念頭に置いていただきたいと思います。

それでは、産業振興の3点目ですが、熊取町商工会への支援強化についてお尋ねします。

アクションプログラム策定に当たっても商工会役員の方にご協力いただいたようでありますが、今現在、コロナ禍において町内の多くの事業者の方々は大変困難な状況に置かれています。その事業者の方々をサポートする商工会の役割は極めて重要であります。融資の案内や補助金申請の援助など、日々の業務も増加しています。商工会への支援強化が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、3点目の熊取町商工会への支援策について答弁申し上げます。

熊取町商工会におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国や大阪府の給付金や支援金の申請に係る相談など、コロナ禍で厳しい状況にある町内事業者のサポートに尽力いただいております。

熊取町商工会への町としての支援としましては、小規模事業者への相談及び指導に関する事業をはじめとし、地域活性化事業などの事業費に対し補助金という形で支援させていただいております。

また、今年度見直しする産業活性化基金事業補助金において、熊取ブランドの推進のための事業に係るブランド施策等推進活動事業補助金を継続するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症予防対策を生かし、自然災害を含む想定外事象に備えるための事業者のBCP策定をサポートする事業に係るBCPセミナー等開催支援補助金を新たに設置してございます。

今後とも、町内事業者のサポートに取り組んでいる熊取町商工会を継続して支援するとともに、密に連携し、本町の産業振興に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁

とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただいた中で、BCPのセミナー開催補助金など一定の配慮はされているようですが、コロナ禍の下において商工会の業務量が増加する中で、事業費への補助金というのは特別に上乘せとか拡大とかはされているのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）令和2年度、令和3年度とコロナ禍にある中で、商工会のほうは一生懸命その辺頑張っていたいておるんですけども、一定、補助金の上乗せというようなところは実施してございません。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺はぜひご検討いただきたいと思うんですけども、例えば町の職員であれば、業務量が増えて残業した場合にはきちんと残業手当とかいうようなことになってくるかと思うんですが、商工会の場合は、人件費に充てる予算というパイが限られている中で、恐らく残業したところで残業手当もつかないという状況になっているのではないかと懸念されます。そういう点で、商工会の事業費に対して、実情をよくお聞きした上で補助金の上乗せとかいうふうなことも検討すべきではないのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）一定、議員のおっしゃるところというのは私も認識はさせていただくんですけども、商工会の本来的な業務というところは、相談業務というのは商工会会員に対してのそういった相談、支援というところは、本来であれば通常業務の枠の中で一定あるのではないかなど。ただ、補足的な当然事象が起こっているというところは一定配慮すべきかなと思うんですけども、そういったところにつきましては、また商工会のほうとも現状のところ通常の業務時間外を超えておるのかとかといったようなところ、実際、令和3年度のコロナ禍対応支援ということで相談に乗られた件数等というのも一定把握はさせていただいてございます。これが日常業務の相談の規模、件数と比べて大幅に増加しているのかというようなところ、ちょっと今、日常業務の件数というのは手持ちで持っておりませんので、そういったところをしっかりと検証していきたいなと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）コロナ禍対応の特別の相談業務というのは何件ぐらいと把握されているんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）令和3年度の2月末までの11か月間でですけども、トータルで649件の相談を受けているというのが、今私どもが頂いている実績となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）11か月でコロナ禍における相談が649件もあったというのは、これは膨大な相談件数と言えるんじゃないでしょうか。そこそこ相談件数が増えているというふうな一定把握はしていましたが、そこまで多いというのは非常に驚きだと思います。本来であれば臨時職員というか緊急対応のための職員を補充しなければならぬぐらいではないかというふうな気もしますが、かなり過重負担になっているのではないかというふうに感じております。ぜひその辺はご検討いただきたいということで、次の質問に移らせていただきます。

大きな2点目、立地適正化計画についてであります。

まず、立地適正化計画の狙いについてですが、熊取町においてこの立地適正化計画を策定する狙いについてご説明願います。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君） それでは、立地適正化計画（案）についての1点目、策定する目的について答弁申し上げます。

立地適正化計画につきましては、全国的な少子高齢化、人口減少の進行を背景とし、平成26年に都市再生特別措置法の一部が改正され策定することとなったもので、住宅の居住機能や医療、福祉、商業などの都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、幅広い世代の方々が生活利便施設等を利用できるネットワーク型コンパクトシティを目指すための計画であり、令和3年7月末時点で全国398都市が既に計画を策定・公表しております。

本町におきましては、従来からコンパクトなまちづくりを進めてまいりましたが、人口減少、少子高齢化が進行しており、様々な影響が懸念される中、本町の都市特性を生かしたコンパクトなまちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図ることを目的に、令和4年3月末の策定・公表に向け現在取り組んでおります。

なお、本計画策定に加えて都市再生整備計画を作成することで、国の重点施策であり集中的な支援が行われる都市構造再編集集中支援事業として交付金の重点配分の対象となります。これにより、今後予定している公民館、町民会館整備事業等を交付金対象として整備することが可能となります。

以上、策定する目的についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） いろいろと説明していただきましたが、これまでコンパクトシティ構想とか、そういう国の施策で中心市街地を活性化するとか、様々な誘導施策が進められてきたわけなんです。そういう中でなかなか思うように進まないというところで平成26年に都市再生特別措置法の一部改正があって、立地適正化計画という形で居住誘導区域とか都市機能誘導区域ですか、そういう都市計画の市街化区域、市街化調整区域あるいは用途地域の設定とか、様々なまちづくりについての規制がもともとある中で、またそういった枠組みとは別な形でまちづくりについての誘導的な計画を全国的に推し進めていこうという、ある意味で画期的とも言えるし、私どもからすればなぜそこまでやるのかなという気もしなくもないんですが、そういうところでそういう趣旨について説明していただいたわけなんです。

立地適正化計画については、これはどうしてもつくらなければならないというわけではないんですよね。

議長（二見裕子君） 濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君） 立地適正化計画につきましては、必須ということではございませんけれども、もう既に全国で先ほど申し上げましたとおり398都市が策定していたりですとか、今後も少子高齢化、人口減少が進んでいくということで、やっぱりこういうコンパクトシティをつくっていくんだということを認識するのは大事なことかなというふうに考えております。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、もう少し細かい点で再質問させていただきたいんですが、立地適正化計画を読んだ際に、一定記載もされているんですが、あえてお聞きします。居住誘導区域外の住宅開発については一定の規制はあるのでしょうか。

議長（二見裕子君） 濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君） 今回、市街化区域を中心といたしまして居住誘導区域というものを設定させていただいております。あわせて、中心部におきまして都市機能を誘導する区域ということで2つ区域を設定させていただいております。いずれも、今回の立地適正化計画を策定いたしました以後、届出制度というものを運用してまいります。具体的には、居住誘導区域におきましてはそういう区域外で建築する場合は届出が必要になったりとかというような形で、必ずできないということではないんですけれども、そういう届出制度を活用しまして、できる限り都市機能を有する施設については都市機能誘導区域に誘導していきたい、居住については居住誘導区域に誘導

していきたいというような緩やかな誘導の届出制度ということが運用されることとなります。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その届出の基準というのはどういうふうになっていましたか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）届出制度につきましては、都市再生特別措置法に規定されておりますけれども、都市機能の誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合には、着手する30日前に町長への届出が必要となります。また、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止する場合には、休止または廃止しようとする日の30日前までに町長への届出が必要となります。あわせて、誘導区域外において一定規模以上の住宅開発を行う場合には、これらに着手する30日前までに町長への届出が必要になるというような運用を図ってまいります。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その一定規模というのはどういう規模でしたか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）一定規模でございますけれども、3戸以上の住宅の建築ですとか1戸または2戸の建築を目的とした開発行為で、その規模は1,000平方メートル以上のものが対象となります。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）3戸以上の住宅開発とか、それ未満でトータルで1,000平方メートルですか、そういう規制というのは現在の開発指導要綱の規制の基準と比べていかがなんでしょうか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）開発指導要綱に先立ちまして、この面積と戸数が該当すれば届出をしてもらうということでございまして、開発指導要綱につきましては、その届出とは別にといいいますか、届出後に開発指導要綱の規制に従いまして届出をしていただくということでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今までにない新たな枠組み、制度ですので、既存の計画とか既存の指導要綱とか、そういったものとの矛盾とかそごが出てくるのではないかなとちょっと危惧しているんですが、別の角度でお聞きします。

立地適正化計画の中にも若干文言は出てきておりますが、空き家対策の問題は熊取町の立地適正化計画にはどのように位置づけられておりますか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）空き家のほうにつきましても、いわゆる居住環境を維持するという観点から、そういった今までもやっておりますけれども、空き家バンクの活用による空き家の利活用の促進ですとか、先ほど来出ております空き家や空き店舗を活用した企業誘致など、そういう形で誘導施策等にもそちらをしっかりと位置づけて、空き家対策もしっかりやっていくということでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

国の制度とか様々な新たなメニューがいろいろ次々と出てきておりますので担当課も大変かと思っておりますけれども、空き家対策については、今回の町長の町政運営方針の中でも力を入れていくというふうなこと、空き家の実態調査を行うというふうなことも明らかにされておりました。現時点で熊取町の空き家率は、他市町と比べて特段大きいというものではないというふうにも言われておりますが、しかし、今後急速に空き家がどんどん増えていくということが懸念されております。空き家、空き地の利活用については、今般の立地適正化計画に連動して様々なそういう活用できる補助メニューといいいますか、そういう制度もあるかのように聞いておりますので、そういったものはぜひ活用して、空き家対策もこの計画の中に、より具体的に位置づけていただきたいと思いますというふうに

感じております。

次の質問に移りますが、立地適正化計画に関連して既存計画との関係についてお尋ねします。

まちづくりの計画としては都市計画マスタープランなどの既存計画もありますが、他の計画との関係はどうなっているのか、ご説明願います。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）続きまして、2点目、既存計画との関係について答弁申し上げます。

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならないため、都市計画マスタープランの一部とみなされ、都市計画マスタープランの高度化版と呼ばれております。

熊取町立地適正化計画につきましては、熊取町第4次総合計画及び南部大阪都市計画区域マスタープランに即しまして、また、熊取町都市計画マスタープランとの調和を保つとともに、各分野の計画と整合した計画となるよう、庁内関係部署と連携し、作成しております。

以上、既存計画との関係についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）大体理解いたしました。これまでの既存計画、とりわけ都市計画マスタープランの計画の枠組みといいますか、つくり方と随分異なっておりますので、非常にどうかと首をかしげる部分もあるんです。実質的には都市計画マスタープランを立地適正化計画でほぼ上書きしたというふうな感じを受けるんですが、そういう理解でよろしいんですか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）上書きという部分もあるんですけども、既存の都市計画、今のマスタープランと今回の立地適正化計画が一体となった形で熊取町の都市計画のまちづくりのマスタープランとして今後活用していくというような形で利用していきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）町の職員の方々も、次から次といろんな計画が出てきますので、その計画と計画の関連、それを調整していくというのは非常に大変かと思えますけれども、ぜひ矛盾が生じないように注意をしてやっていただきたいというふうに思います。

3点目の開発指導要綱の見直しについてです。

立地適正化計画の中では防災指針が示されており、防災を意識したまちづくりは極めて重要だと思われま。その観点から開発指導要綱の見直しは考えていますか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）続きまして、3点目、開発指導要綱の見直しについて答弁申し上げます。

防災指針につきましては、令和2年度の都市再生特別措置法の一部改正により、立地適正化計画の記載事項となったため、本町における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させ、必要な防災・減災対策を計画的に実施していく取組を定めるものでございます。

具体的な取組方針としましては、総合的、一元的な雨水・治水・浸水対策やハード施設の整備・維持管理、防災教育・防災訓練の実施やハザードに関する周知など、熊取町地域防災計画や熊取町国土強靱化地域計画の施策とも連携を図りながら取り組んでまいります。

議員ご指摘の防災を意識したまちづくりは重要であることから、雨水対策につきましては、令和4年度に組織体制を再編し、一元的に取り組んでいくとともに、土砂災害につきましても、一般社団法人地盤品質判定士会と土砂災害等における連携協力に関する協定を締結するなど取組を進めており、今後も、開発指導要綱の見直しを含めて適切な対応を検討してまいります。

以上、開発指導要綱の見直しについての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）開発指導要綱の見直しも含めて検討していくというふうなことでご答弁いただきましたが、先ほどの雨水対策云々というところがちょっと聞き取りにくかったです。雨水対策に

ついて述べられた部分をもう一度おっしゃっていただけますか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）雨水対策につきましては、令和4年度に組織体制を再編しまして、一元的に取り組んでいくというような体制づくりをしまして取り組んでいくということでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それは熊取町の中での組織体制を見直して一元的に取り組んでいくと、そういうことですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）雨山川の復旧事業に対する提言書の今後の見直しといたしますか、今後に向けてのところでもご説明させていただいたように、下水道課内に汚水以外の自然由来にする雨を総合的に管理、整備、指導する部局を新設したいと思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）下水道の担当部署に、雨水について管理する部署を設けるといことなんですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）下水道課内に、具体的に言いますと雨水、それとあと水路、河川、農業施設、ため池等を一元化に、自然由来の雨を総合的に整備なり管理なりする部局を下水道室、下水道課内の課内室として設けたいと思っております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました、限られた人員体制の中でなかなか難しい課題かと思えますけれども、そういう雨水対策に下水道課としても力を入れていくということで、非常に心強いご答弁をいただいたかと思えます。ぜひその点は頑張ってくださいというふうに思います。

もう一点だけ再質問させていただきたいんです。立地適正化計画の中でいろいろとお示しいただいているんですが、土砂災害の危険区域でありますとか一部の危険区域に関しては、居住誘導区域からは除外されているんです。面積的にはごく僅かではあるかと思いますが、その除外された危険区域においてももし住宅開発があった場合には、現行の開発指導で問題はないのでしょうか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）議員お示しのとおり、居住誘導区域から土砂災害の警戒区域及び土砂災害の特別警戒区域と浸水区域の浸水深が3メートル以上になる区域につきましては、一応今回の居住誘導区域から除外させていただいております。そのうち土砂災害の特別警戒区域につきましてはもう開発指導要綱で開発はできないんですけれども、そのほかのいわゆるイエローゾーンにつきましては、今現状の開発指導要綱で、今回の立地適正化計画の策定により届出はしていただくことになると思いますが、届出していただいた上で開発指導要綱に基づいて開発の指導をしていくということになります。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。届出制度という形で規定はされておっても、より厳しい形での開発指導ができるように、先ほども開発指導要綱の見直しも検討課題になっているようでありましたけれども、ぜひその辺はご検討いただきたいということをお願いいたします。

それでは、最後の大きな質問項目の3番目、大阪府・大阪市のIR推進についてお尋ねします。

IR整備については、夢洲の液状化対策など追加経費が790億円かかると言われており、大阪府民の民意としても大阪にカジノは要らないの声を多数派だと言えます。そもそもギャンブル依存症を増やす懸念の大きいカジノ・IR構想ですが、コロナ禍でカジノ事業者の撤退も相次いでいます。大阪市では住民投票条例案が、残念ながら維新、公明の反対により否決されました。極めて残念なことでありますが、熊取町長として大阪府・大阪市のIR推進をどのように考えているの

か、見解をお示しください。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）町長をご指名でございますが、行政としての見解につきまして私のほうから答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

さて、大阪IRでございますが、その目指す姿につきましては、世界中から人・モノ・投資を呼び込み経済成長のエンジンとするため、ビジネス客、ファミリー層など世界の幅広い層をターゲットとし、初期投資だけでなく、常に時代の最先端となる施設・機能とサービスを維持し続ける、成長型、世界最高水準の統合型リゾートを目指すものというふうにされております。

大阪IRの一部にご質問のカジノがあり、ギャンブル依存症や治安の悪化に対する懸念への対応につきましては、令和4年2月16日付で公表されました大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画におきまして、普及啓発や相談支援体制、治療体制、切れ目のない回復支援体制を強化するとともに、大阪独自の支援体制構築などを推進し、依存症対策のトップランナーを目指すものとされております。

一方で、カジノによる大阪府・大阪市への収益が年間約1,060億円になると見込まれており、大阪府・大阪市では、その収益を活用して観光振興、地域経済振興、子育て、教育、また健康・医療、福祉施策の充実など、住民福祉の増進や持続的な成長に向けて幅広く活用されるよう計画されております。

熊取町としましては、大阪府・市が進めるIR推進に対しましては側面的に支援、協力すべき立場であると考えており、統合型リゾートが夢洲に立地された際には、熊取町へのビジネス客、ファミリー層などの来訪客や訪日外国人も見込まれ、地域のにぎわい創出や雇用の拡大などの経済波及効果が期待されるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）いろいろと述べていただきましたが、大阪IR基本構想によれば、IRでの年間売上げは4,800億円、そのうちカジノでの売上げは3,800億円と試算されております。統合型リゾートといっても、その8割をカジノの売上げに依存しているわけでありまして。カジノの開業ということに関しては、先ほどの答弁でもありましたようにギャンブル依存症対策、そういったことを非常に心配しなければならない、そこに力を投入しなければならない、そんなことを心配しながら、先ほども言いましたように液状化対策、土壌改善対策などに790億円の公費を投入して、実質的にはカジノ中心のIRに邁進しようとしているわけなんです、そのことに関して、長年保護司を務めてこられた藤原町長は心が痛まないんでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）保護司と町長という立場が同じようなものかどうか、よく分かりませんが、先ほど来、皆さん方からいろいろな提言、アイデアなんかをいただいております企業誘致について、熊取町の活性化、にぎわいづくり、交流人口の増加といったことを実現できるような、そういったことを目標に産業振興アクションプログラムを作成しました。その中には企業誘致、町内の個人の起業家の育成というふうなことも含まれますけれども、そういったところでそれぞれの自治体がにぎわいづくり、そういったところで努力をしているわけです。大阪府も大阪市も同じような考えで、これはもう規模が違いますので、世界からいろんな富裕層に大阪、日本に来ていただいて、日本の食、そしていろんな文化を楽しんでいただく中でお金を落とさせていただいたら、これは日本の、大阪の活性化につながるというふうに思っております。

熊取町は、工業団地をするにしても土地を造成せないけません。そういうこともありますので、だから790億円の造成費用がかかるとか、それは何につけてもそういう初期の金額が要るわけです。それを基に皆さん方は、特に共産党の皆さんは反対するわけですが、佐治敬三が言いました。やってみなはれと、そこで学んだことを改善していくんやと、それが地元の活性化につながるんや

ったらそういうこともあり得るかなというふうに思います。

私も府議会議員時代、シンガポールのIR、これを視察してまいりました。その当時はコロナウイルスもないような時代でして、すごくシンガポールは活況を呈していました。ほとんどが中国人であったかなというふうに思います、私の見た目ではね。その中で、家族そろってIRを楽しむ。シンガポールのカジノの横にもUSJがあつたりして、家族同伴で生活、観光をエンジョイするというふうなことだったと思います。このカジノ、本当に厳粛に運営されていまして、なかなかそういった国内の人が入るといのが厳しいような条件も設けられていたように思います。

韓国のカジノはまさしくカジノ、そんな感じの話ではないかなと思います。その辺の韓国版のカジノと今言われているIR、これがごっちゃ混ぜになっているのではないかなというふうに思います。確かに韓国のカジノでは、大変なギャンブル依存症の方が人生においてまあ言えば損害を被っているというんですか、人生が本当に狂ってしまった人もいるらしいですけども、その運営形態が全く違うのではないかなというのが私の見解です。だから、それが全て悪というふうな考え方は、私には納得いかないというふうに考えております。

保護司をやっていたからIRには反対せないかんのかということではなくて、皆さん方が思うような、そういうことがないように運営の仕方、そしていろんな条件を考えながらIRを盛り上げていけば、地方、大阪の活性化につながっていくのではないかなというふうに思っております。

どこも考えるのは、やはりにぎわいづくりです。そのにぎわいづくりをするに当たっては、周知な計画の下に運営もしっかりとやっていく。やっていく中で問題が出たら、それを改善していくというやり方があってもいいのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）町長の説明が非常に長かったんで時間がなくなりましたが、私が事前に見た資料の中では、IRを利用する方々の人数という点では外国人観光客よりも日本人の利用客のほうが多いというふうに想定されておりました。そして金額的には、外国人観光客は富裕層だということの想定で、それでも収益的には日本人の観光客と外国人観光客との売上げがほぼほとんどぐらいの、そういうふうな試算もされております。多くの日本人がギャンブル依存症で悲惨な状況にならないことを願うばかりであります。

当初7者が手を挙げていましたが、最終的にはMGMリゾート・インターナショナルとオリックスの企業連合1者だけが残し、競争のない状態での事業者決定となっております。多額の税金を投じて基盤整備を行っても、事業者がすぐに撤退するかもしれない状況に陥っております。カジノに無駄な投資をするのはやめ、医療保険体制の充実にこそお金を使うべきではないでしょうか。そのことを申し上げて、私の会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

以上で会派代表質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議案第23号から議案第28号までの6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に議席1番 田中豊一議員、議席2番 大林議員、議席3番 浦川議員、議席7番 田中圭介議員、議席9番 矢野議員、議席13番 江川議員、最後に私、議席11番 二見、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

(「16時08分」から「16時11分」まで休憩)

議長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長は田中圭介議員、副委員長は田中豊一議員でございます。

議長(二見裕子君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(「16時12分」散会)

3月熊取町議会定例会（第4号）

令和4年3月定例会会議録（第4号）

月 日 令和4年3月28日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 田中 豊一 | 2番 大林 隆昭 | 3番 浦川 佳浩 |
| 4番 坂上 昌史 | 5番 文野 慎治 | 6番 鱧谷 陽子 |
| 7番 田中 圭介 | 8番 河合 弘樹 | 9番 矢野 正憲 |
| 10番 渡辺 豊子 | 11番 二見 裕子 | 13番 江川 慶子 |
| 14番 坂上巳生男 | | |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

| | | | |
|---------------|-------|---------------------|--------|
| 町 長 | 藤原 敏司 | 副 町 長 | 南 和仁 |
| 教 育 長 | 岸野 行男 | 総 合 政 策 部 長 | 明松 大介 |
| 総 合 政 策 部 理 事 | 東野 秀毅 | 総 務 部 長 | 林 利秀 |
| 総 務 部 理 事 | 阪上 章 | 住 民 部 長 | 巖根 晃哉 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 山本 雅隆 | 健 康 福 祉 部 理 事 | 木村 直義 |
| 都 市 整 備 部 長 | 田中 耕二 | 都 市 整 備 部 理 事 | 白川 文昭 |
| 都 市 整 備 部 理 事 | 永橋 広幸 | 兼 道 路 課 長 | |
| 教 育 次 長 | 阪上 敦司 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 中谷 ゆかり |

本議会の職員は、次のとおりであります。

| | | | | |
|-------------|-------|---|---|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤原 伸彦 | 書 | 記 | 瀬野 裕三 |
|-------------|-------|---|---|-------|

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例
議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例
議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例
議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）
議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）
議案第8号 子どもの権利に関する条例
議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
議案第15号 町道路線認定及び廃止について
議案第16号 町道路線認定について
議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算
議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算

追加付議案

- 議案第29号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第30号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号）
議案第31号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号）
議員提出議案第1号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書
議員提出議案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書
議員提出議案第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月10日午後1時30分から、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、一般職職員給与条例の一部を改正する条例、令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件、令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、議員提出議案として、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書、以上6件を追加議案といたします。

なお、理事者提出3件、議員提出議案3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出

議案3件、議員提出議案3件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上7件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本7件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(二見裕子君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第14号 工事請負契約の締結について(熊取町立東保育所大規模修繕工事)の件及び日程第7 議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第11号)の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、3月4日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(文野慎治君) おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました議案7件の審査を行うため、3月14日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 工事請負契約の締結について(熊取町立東保育所大規模修繕工事)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第11号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(二見裕子君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、日程第8 議案第8号 子どもの権利に関する条例の件、日程第9 議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第15号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第15 議案第16号 町道路線認定についての件、日程第16 議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての件、日程第17 議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第18 議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第19 議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件及び日程第20 議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上13件を一括して議題といたします。

本13件は、3月4日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（渡辺豊子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました議案13件の審査を行うため、3月10日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第8号 子どもの権利に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 町道路線認定及び廃止についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第8号について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）私は、議案第8号 子どもの権利に関する条例について、熊取公明党を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの子どもの権利に関する条例の作成は、子ども・子育て会議の検討部会で平成29年7月から令和3年11月まで4年がかりで何度も何度も会議を重ね、また、コロナ禍で大変な中、小・中学生へのアンケート調査や学生アドバイザーからの意見聴取などを行っていただきながら作成できたもので、検討部会や担当部局、学校関係者の皆様に心から感謝するものです。

虐待やいじめ等で子どもの大切な命に関わる事件が深刻化する中、国は来年4月1日にこども家庭庁を創設する設置法案を閣議決定し、こども基本法案を議員立法で制定する方針のようです。そ

ういった動向の中、本町においても町全体で子どもたちを守るという町の基本姿勢として条例が制定されることを大変に評価するものです。子どもたちも、自分たちのための条例があるこの熊取町を誇りに思ってくれると思います。

条例第12条に、11月を熊取町子どもの権利月間とするとあります。11月20日は児童の権利に関する条約が国連総会で採択された日であります。厚生労働省はその日を含む1か月を児童虐待防止月間としていますが、本町におきましては、まずは条例制定された本年11月は、子どもの権利について周知と啓発、理解を深めるためにイベントやシンポジウムの開催を検討していただくよう強く要望し、賛成討論とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第8号 子どもの権利に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第9号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決

いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第12号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第19号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第20号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第21号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第22号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、日程第21 議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算の件、日程第22 議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第23 議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第24 議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第25 議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第26 議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、3月7日の本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本6件に関し、予算審査特別委員会の報告を求めます。田中圭介予算審査特別委員会委員長。予算審査特別委員会委員長(田中圭介君)それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月7日の本会議において本委員会に付託されました議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算の件ほか5件の審査を行うため、3月16日及び17日の2日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、予算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算の件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上5件の審査を順次行い、その審査においては、活発な質疑応答がありました。

その後、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号について順次採決した結果、まず、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

なお、本委員会において各会派から出されました令和4年度各会計に対する意見・要望につきましては、委員会報告書と一緒にタブレットに記載しておりますので、ご確認ください。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第23号から議案第28号までの6件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号までの6件について、一括して討論を行います。

初めに、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、令和4年度熊取町一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算に対して反対の立場で討論いたします。

まず、一般会計ですが、引き続くコロナ禍の下で町民の多くの方々が大変厳しい生活を強いられている中、熊取町として職員一丸となってワクチン接種の迅速な体制づくりや住民生活を支援する経済対策などに取り組まれている、その努力に敬意を表するところです。また、基金を活用した積極的な産業活性化策、18歳までの子ども医療費助成の拡大など、住民要望を反映した子育て支援策の拡充等も大いに評価するところです。

しかしながら、一方で住民の福祉向上の立場から幾つかの問題点を指摘しないわけにはいきません。

その第1は、西保育所民営化です。町立西保育所は、4月より民間の西保育園としてスタートすることが決定されており、そのための準備が進んでいます。しかし、これまでの民営化の手続は、納得できるものではありません。住民の声を十分に聞くことなく結論ありきで民営化を決定し、ひたすら財政問題を理由にコロナ禍の下でも民営化を進めてきました。住民不在の強引な保育所民営化は、納得できるものではありません。

問題点の第2は、第3次行革プランを抜本的に見直す姿勢が見られないことです。平成28年度決算を基準にした第3次行革については、共産党議員団として、職員削減の方針など抜本的な見直しを主張していきました。令和2年4月の段階で、取組前の333人に比べ20人削減となっており、さらに水道広域化、西保育所民営化と続き、一定の採用はあったものの新年度職員数は305人、会計年度職員に大きく依存する体制は変わりません。令和4年度は第3次行革の最終年度ですが、公民館・町民会館への指定管理導入の検討なども予定されており、当初の計画を抜本的に見直す姿勢は見られません。

問題点の第3は、大阪府・市が進めるIR推進に期待を寄せ、熊取町として協力する姿勢を示していることです。統合型リゾートIRの中心は、収益の8割を占めるカジノです。コロナ禍で撤退する事業者も現れ、財政的な効果も見通せない中で、液状化対策などに790億円の公費支出も予定されています。多くの世論調査で反対多数であり、ギャンブル依存症の心配だけが残るIRに期待を寄せる町長の姿勢は極めて問題です。

国民健康保険については、新年度は保険料が上がる見通しです。就学前児童に関して均等割軽減の制度が設けられましたが、さらなる制度の拡充が求められるところです。

後期高齢者医療についても、新年度は保険料率が大きく上がる予定です。利用料2割負担の導入も予定されており、高齢者の負担は増大する一方です。負担軽減の努力を求めます。

介護保険については、後期高齢と連携したフレイル予防対策など評価するところですが、介護保険料は上昇する一方です。国の制度改正によって介護サービスを受けられない人が生じないように、利用料減免など町としての施策拡充を望むところです。

以上をもって、共産党議員団としての反対討論といたします。

議長(二見裕子君) 次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。浦川議員。

3番(浦川佳浩君) それでは、会派熊愛及び未来を代表して、令和4年度熊取町一般会計予算について

賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応のため、通常業務に加え、その対応に日々奮闘いただいている職員の皆様方や子どもたちを守り支えてくださっている関係者の皆様方に心より感謝申し上げます。

令和4年度の当初予算は、令和3年度と同様、次々と襲来する新型コロナウイルス感染症への対応に配慮した予算編成となっているため、事業として十分に発揮できない項目もあるものの、前年対比1.1%増の約149億1,800万円となっております。事業予算のうち、おおよその事業内容は十分に納得できるものでありましたが、以下の2点においては少し懸念が残りました。

まずは、子育て・教育振興についてであります。

小・中学校の施設整備や保育所の民営化に向けた取組を大いに評価するものの、文部科学省が掲げるグローバル人材の育成という観点においてはここ数年停滞しており、先進的な自治体と比べ大きな後れを取っています。SDGs、ESD教育への取組を含めたICT機器を有効に活用した今年度の取組に、大いに期待しています。加えて、働き方改革を推進し、長年オーバーワークに苦しむ教員の勤務時間を減らすためにも、小・中学校のクラブ活動やプログラミング教育等は民間企業と連携し、その効果を現わす指標として教員の勤務時間の見える化を行い、議会とも共有できる体制づくりを望みます。

次に、産業振興についてであります。

本年度予算で産業活性化基金が積み増しされ、産業振興に向けた取組を大いに評価するものの、10年前と比べ法人町民税がおおよそ半分にまで減少し、併せてまちなぎわいも失われております。今後は、策定されたアクションプログラムを全庁挙げて取り組んでいただくとともに、過去の第3次総合計画で駅周辺地域を出会いとにぎわいの拠点と位置づけ、商業、サービス業等の集約を促進する地域と位置づけたことを念頭に、駅東側周辺の活性化を図っていただきたい。また、町内事業者のデータベース化を早期に完了し、産業振興の要である住民同士の交流やシニア世代の生きがいづくりにつながるよう、町民事業者と連携の取れた雇用促進、事業者育成を望みます。

最後に、令和4年度も新型コロナウイルス感染症に対応する予算が執行される予定であることから、これらの財源を有効に活用し、コロナ禍によって大きな影響を受けた産業や住民生活をしっかりと支援いただき、住民が明るく元気な生活を再び過ごせる取組につなげていただくことを強く願ひまして、会派熊愛及び未来の賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

2番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、創生くまもりを代表しまして、令和4年度熊取町一般会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和4年度の一般会計予算は149億1,862万5,000円と昨年度に比べ1.1%増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響、また、それへの対応にも適切に配分された予算編成であると考えます。令和3年度に策定された産業振興ビジョンを推進するための同アクションプログラム、産業活性化基金事業補助金が示され、熊取駅前の活性化に大きな補助金が設定されるなど、これまでよりも前向きに取り組んでいく姿勢が見られました。まちづくり分野で行われる空き家等実態調査の結果を共有するなど、部局を越えての連携に期待いたします。

子育て支援においては、18歳までの子ども医療費助成の延長、子どもの権利に関する条例の制定、産前産後ヘルパー派遣事業、町立保育所・民間保育所等での使用済みおむつ持ち帰り廃止など、子育て世代に選ばれる熊取町を目指す施策について大いに評価いたします。

教育分野においては、校務支援ソフト、大型モニターの導入をはじめ、学校図書館の電子化など教育環境のデジタル化を進め、学校環境の向上、教職員の負担軽減を図る取組は評価できるものであります。いかなるときでも児童・生徒の学習機会が確保できるよう、さらなる取組に期待いたし

ます。

防災・減災分野では、地域防災力の要である消防団の処遇改善、消防団車両の更新、防災士向け研修会など、安心・安全なまちづくりへの取組を評価いたします。令和4年度は、地区別自主防災マニュアル作成支援、校区别避難行動・避難所運営マニュアル作成にも期待いたします。

スマートシティ熊取実現に向けての施策であるキャッシュレス決済用機器、行政手続のオンライン化、熊取図書館への電子図書システム導入については、大きく変化した時代に沿った施策であると大いに評価できます。さらに施策を加速させ、スマートシティ熊取実現に向けての取組に期待いたします。

令和4年度から熊取町公民館・町民会館ホール整備事業がスタートいたします。コロナ禍の中、大きな事業費をかけ実施される事業であります。完成後に町民の皆様にご喜んでいただける施設になるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、SDGs、ゼロカーボンを意識し、これからでも修正可能な点は修正をさせていただきたいと思います。

最後に、長引くコロナ禍の中、大きな影響を受けている町内産業、サービス業、住民生活をしっかりと支援していただくことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）私は、議案第23号から第28号までの令和4年度熊取町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計予算について、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度一般会計予算は、過去最大レベルの予算額となった前年度をさらに1.1%上回る予算額約149億1,862万円となっております。また、総額12億円の基金繰入れにより収支の均衡を保つという厳しい状況であります。そのような中で、1、新型コロナウイルス感染症への対応、2、スマートシティの実現に向けたまちづくり、3、SDGsの実現を通じたまちづくりの3つのテーマについて重点的に取り組むことは評価するものであります。

1の新型コロナウイルス感染症への対応については、ワクチン3回目接種について速やかな実施と加速化を望むものです。また、自宅療養者、濃厚接触者への生活支援パック、置き配についても継続実施を望むものです。今後も、コロナ禍で厳しい状況に置かれている住民に対し、相談体制の整備や町独自支援に積極的に取り組まれることを望みます。

また、困窮している女性を支援するため、生理用品の無償配布については大変に評価するものです。今後は、各学校での無償配布についても取り組まれることを望むものです。

次に、防災対策については、地区別自主防災組織及び防災士向けスキルアップ研修、総合防災訓練の実施について評価するものですが、いつ起きるか分からない災害に備え、各地区の地区別自主防災マニュアルの早期作成、個別避難計画の作成、地区別防災訓練、ペット防災についての積極的な取組を望むものです。

道路整備及び交通安全対策については、熊取駅西地区整備事業、町道久保高田線歩道拡幅事業の着実な実施完了、幹線町道の路面下空洞調査の完了を望むものです。通学路等交通安全プログラムに基づき、路側帯のカラー化等の通学路の安全対策、久保地区の変則6交差の安全な交差点整備についても積極的に取り組まれることを望むものです。

子育て支援については、子どもの権利に関する条例が制定され、4月1日に施行されます。子ども医療費助成については、10月から18歳到達年度末まで拡大、新たに導入する産前産後ヘルパー派遣事業、使用済おむつの保育所での処分についても大変に評価するものです。お昼寝用布団のレンタル対応については取組を検討いただき評価するものですが、レンタル料につきましても、保護者の過重な負担とならないようにさらなる検討を望むものです。

産業活性化については、産業活性化基金事業を大幅に拡充し、まちの活性化を図るため、熊取駅

前に飲食店誘致、遊休不動産を活用したサテライトオフィス等の企業誘致等、大変に期待するものです。産業振興アクションプログラムに基づく魅力的、効果的な補助メニューについての情報周知と積極的な営業活動を求めるものです。また、大原衛生公苑施設跡地の活用についても、公募による企業誘致と町の活性化を推進する効果的な活用を望むものです。

そのほか、令和4年度新たに実施される主な施策については、スクールソーシャルワーカーの1名増員、町立図書館の電子図書導入、重層的支援体制整備事業の拡充、ひまわりドームや永楽ゆめの森公園、各小学校へのマイボトル用給水機の設置、野良猫不妊去勢手術費用の助成拡大、公民館併設の老人憩いの家の耐震化等、大変に評価するものです。

また、今後におきましては、ヤングケアラー支援体制の強化、持続可能な地域公共交通計画の作成、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた熊取町地球温暖化対策実行計画の作成、高齢者への带状疱疹予防接種と子どもへのインフルエンザ予防接種への公費助成、奨学金返還支援事業導入による転入・定住促進等を推進し、「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち熊取の実現に大いに期待するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計については、保険者努力支援分に係る特別交付金が府内1位の評価となり、大変評価するものです。また、令和4年度は国による未就学児均等割の保険料が導入され、子育て世帯の保険料が軽減され、評価するものです。今後も、医療費通知や重複・頻回受診訪問指導、後発医薬品の勧奨等による医療費適正化に努め、特定健診やがん検診の受診率向上、保健指導の実施率促進と健康づくり推進に引き続き積極的に取り組まれることを望むものです。

介護保険特別会計については、介護認定率が約21%になり、保険給付費が前年度より約1億8,000万円予算増となります。タピオステーションのさらなる地域展開と専門職派遣による介護予防事業、フレイル予防事業は評価するものですが、さらなる取組の強化、拡充を望むものです。認知症施策については、新たに取り組むチームオレンジによるステップアップ講座に期待するものです。

下水道事業会計については、年度末人口普及率83.2%を目標に整備し、大変に評価するものですが、指定避難所の早期整備、計画期間内に入っていない未整備区域への拡大を図り、より効果的、効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれることを望むものです。また、令和5年度の下水道使用料改定については、過重な住民負担にならないように検討を望むものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第23号から議案第28号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第1 議案第29号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第29号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和3年8月10日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

今回の改正は、期末手当の支給率の改正のみとなっております。

なお、令和3年度期末手当減額分につきましては、既に期末手当が支給済みですので減額調整が

できません。よって、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものでございます。それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、資料3ページをご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

第20条第2項は一般職の期末手当の支給割合に係る支給率の改正で、現行「100分の127.5」を「100分の120」に改正するものでございます。

また、同条第3項は再任用職員の支給率に係る改正であり、この規定中に一般職職員の支給率を規定しているため、第2項と同様に「100分の127.5」から「100分の120」に改正し、再任用職員の支給率を現行「100分の72.5」を「100分の67.5」に改正するものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2条は令和4年6月に支給する期末手当の特例措置で、令和4年6月に支給される額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月12月1日における職員の区分ごとにそれぞれ定められた割合を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

第1号では、常勤の正規職員の減額する割合を127.5分の15、第2号では、再任用職員の減額する割合を72.5分の10と定めるものでございます。

第3条は、前条に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則に定めるとする委任規定を設けるものでございます。

以上で、議案第29号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件について、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第2 議案第30号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第30号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、国補正予算に伴う補助金を活用して行う東小学校大規模改造工事、熊取中学校トイレ改修工事、南小学校運動場改修工事、繰越明許費の設定でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,005万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億2,642万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 総務費、項 総務管理費の町制施行70周年記念事業600万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度中の実施が困難となった事業につきまして、一部を翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 民生費、項 児童福祉費の子育て世帯等臨時特別支援事業711万6,000円につきましては、児童1人当たり10万円の給付について、令和4年3月中に出生した新生児に対する支給分を翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 農林水産業費、項 農業費の土地改良関係事業704万円につきましては、永楽ダム取水管バルブコントロール取替え業務につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による半導体不足が原因で製品の納品が遅れておりますので、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 土木費、項 道路橋りょう費の道路整備計画策定事業1,000万円につきましては、第3次道路整備計画策定業務について、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 教育費、項 小学校費の南小学校屋外教育環境整備事業2,943万5,000円、その下の東小学校大規模改造事業1億7,068万3,000円、その下、項 中学校費の熊取中学校トイレ改修事業4,994万円、これらにつきましては国補正予算を活用して前倒し計上するものでございまして、事業年度が次年度となるため、全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、小学校施設改修事業につきましては、南小学校運動場改修工事の財源として借り入れるもので、限度額は1,850万円でございます。

2の変更でございますが、小学校大規模改造事業につきましては、東小学校大規模改造工事の財源として借り入れるもので、限度額を7,830万円に増額変更するものでございます。

次の中学校施設改修事業につきましては、熊取中学校トイレ改修工事の財源として借り入れるもので、限度額を3,400万円に増額変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページ、7 ページは総括ですので、省略させていただきます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金のうち、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金4,897万7,000円の増額につきましては、南小学校運動場改修工事及び東小学校大規模改造工事に係る補助金で、その下の中学校費補助金の学校施設環境改善交付金1,718万9,000円の増額につきましては、熊取中学校トイレ改修工事に係る補助金で、いずれも国補正予算に伴う追加内示によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金5,309万2,000円の増額につき

ましては、財源調整分でございます。

次に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、維持修繕工事費2,943万5,000円の増額につきましては、南小学校運動場改修工事費でございます。

その下、目 建設事業費の小学校大規模改造事業、大規模改修工事費1億7,068万3,000円の増額につきましては、東小学校大規模改造工事費でございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、維持修繕工事費4,994万円の増額につきましては、熊取中学校トイレ改修工事費でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

地方債補正調書につきましては、第3表でご説明した地方債の補正を反映し、調書を作成してございます。

以上で、議案第30号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）町制施行70周年記念事業の600万円について教えていただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）令和3年度において1,000万円計上しておりましたが、参加者を募ったところ1,322人、400万円弱のチケット売却益がございまして、1,000万円から400万円を差し引いた600万円を繰越するものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）事業としては来年度に何かをされるということなんでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）今年2月6日に予定しておりました広瀬香美のコンサートが延期になりましたので、7月の下旬で今、調整を図っておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）11ページの小・中学校の補正予算なんですけれども、南小学校、それから東小学校の大規模、熊中のトイレということなんです。附属資料で歳出のところでは補正後の金額が出ているんですけれども、この金額が6,030万1,000円と東小学校が1億7,068万3,000円、それから熊中が8,780万3,000円、これが事業費の全てかどうか、教えてください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今回の補正額については、一応工事費ということで事業費の全額となっております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）工事費の全額はこの補正予算の額ですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）そのとおりでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）それなら、附属資料の歳出のところで補正額が出ていて補正後の金額が出ている、この残りは何でしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）補正前の金額というのは当該工事以外の令和3年度に実施していた工事の分が載っていますので、それに今回、それぞれの補助事業の前倒しになった分を補正額として補正させていただいたものが補正後の額ということになってございます。事業の区分上、ほかの工事についても事業の中に含まれているということでご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第3 議案第31号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第31号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、保育士や放課後児童支援員等の処遇改善に伴う経費、国補正予算の活用に伴い事業費を令和3年度に前倒し計上したことによる減額補正などがございます。それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,899万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ147億8,962万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては債務負担行為の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。

1、変更でございますが、学童保育所指定管理委託につきましては、放課後児童支援員の処遇改善に伴い、限度額を6億9,506万7,000円に変更するものがございます。

次に、5 ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1、変更でございますが、いずれも国補助金を活用するために事業費を令和3年度予算に前倒し計上したことにより、皆減となるものがございます。小学校施設改修事業につきましては1,910万円の皆減、小学校大規模改造事業につきましては5,870万円の皆減、中学校施設改修事業につきましては3,090万円の皆減となるものがございます。

続いて、歳入歳出の予算につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金119万円の増額につきましては、学童保育所指定管理委託料の下半期分に対するものでございます。その下、保育士等処遇改善臨時特別交付金1,948万5,000円の増額につきましては、保育事業補助金と学童施設指定管理委託料の上半期分に対するものでございます。

次の目 教育費国庫補助金の小学校費補助金の学校施設環境改善交付金4,764万8,000円の減額及びその下の中学校費補助金の学校施設環境改善交付金1,547万2,000円の減額につきましては、国補助金を活用するために令和3年度に前倒し計上した東小学校大規模改造工事、南小学校運動場改修工事及び熊取中学校トイレ改修工事の予算減額によるものでございます。

続いて、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の子ども・子育て支援交付金119万円の増額につきましては、国庫と同じく学童保育所指定管理委託料の下半期分に対するものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金2,000万円の増額及び目 財政調整基金繰入金95万6,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次の款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧になってください。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金1,580万3,000円の増額につきましては、保育士等の処遇改善に係る補助金で、上半期分を計上するものでございます。

その下の目 児童福祉施設費、学童保育運営事業、学童保育所指定管理委託料725万4,000円の増額につきましては、放課後児童支援員等の処遇改善に係る補助金で、1年間分を計上するものでございます。

次の款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費の熊取駅西整備事業につきましては、令和2年度に計上し令和3年度に繰越していた熊取駅西整備事業に係る予算のうち未執行の予算について、令和4年度に改めて予算計上するものでございます。まず測量・設計・監理等委託料200万円の増額につきましては、熊取駅西交通広場整備工事に係る工事監理業務でございます。その下、施設整備工事費9,500万円の増額につきましては、熊取駅西交通広場整備などでございます。その下、移設等補償費100万円の増額につきましては、熊取駅東西自由通路昇降設備等設置に係る電気設備等の移設工事でございます。

続いて、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、維持修繕工事費2,943万5,000円の減額につきましては、令和3年度に前倒し計上した南小学校運動場改修工事の減額分でございます。

次の目 建設事業費の小学校大規模改造事業、大規模改修工事費1億7,068万3,000円の減額につきましては、同じく前倒し計上した東小学校大規模改造工事の減額分でございます。

次の目 学校給食費の小学校給食事業、会計年度任用職員報酬265万4,000円の減額、その下の期末手当49万4,000円の減額及びその下の費用弁償5万円の減額につきましては、教職員の人事配置によるもので、1名分の予算を小学校給食事業から中学校給食事業に移行するものでございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、維持修繕工事費4,994万円の減額につきましては、令和3年度に前倒し計上した熊取中学校トイレ改修工事の減額分でございます。

次の目 学校給食費の中学校給食事業、会計年度任用職員報酬265万4,000円の増額及びその下の期末手当49万5,000円の増額及びその下の費用弁償5万1,000円の増額につきましては、教職員の人

事配置により、小学校給食事業から中学校給食事業に予算を移行するものでございます。

次に、12ページ、13ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

13ページのイ、会計年度任用職員の表、比較の行のところにおきまして、今回の補正予算による端数処理分、期末手当1,000円の増額をお示ししてございます。

次の14ページの債務負担行為補正調書、15ページの地方債補正調書では、それぞれ第2表、第3表にてご説明しました債務負担行為補正及び地方債補正を反映したものとなっております。

以上で、議案第31号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件について、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）11ページの処遇改善の歳入なんですけれども、民間保育所のほうは上半期分ということで、学童保育のほうは上半期と下半期、両方出ているんです。民間保育所のほうの下半期分は、学童保育と同じように国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1になるのか、教えてください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今回の保育士等の処遇改善の事業でございますけれども、民間園の保育士の部分につきましては、上半期、いわゆる4月から9月分につきましては、予算の附属資料にも書かせていただいておりますように、国10分の10の臨時交付金が当たるというふうになってございます。ただ、10月以降の分につきましては、民間保育所が運営するための公定価格、いわゆる運営費のことなんですけれども、その中に含まれてくるというふうになってございまして、現時点で明確な金額が示されておりませんので、現時点におきましては9月補正予算に10月以降の分を計上させていただきます。

ただ、学童保育のほうの支援員の部分につきましては、これは10月以降については子ども・子育て支援交付金の対象事業となる、これはもう補助率が国・府・町それぞれ3分の1と決まっておりますので、1年間を通して計上させていただいている。同じく学童につきましても、4月から9月分につきましてはこちらも国が10分の10補助というふうな、そういう立てつけになってございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ちょっと説明がよく分からなかったんですけども、民間保育園のほうは、ということであればまだ決まってないというのか、もしくは自前で補填するのか、運営経費の中でですね。下半期分の方はちょっと分からない。学童のほうは、これ国が政策として上げた10分の10が前半で、後半は府や市町のほうが3分の1負担するというのはちょっと解せないんですが、それは何か、なった経過とかあったら教えてください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）すみません。説明が至らなくて申し訳ございません。

まず、民間保育園につきましては、10月以降につきましては先ほど申しましたように公定価格といたしまして、いわゆる民間園が施設を運営するための費用というのを国・府・町それぞれ負担しながら交付しているわけでございます。その公定価格の中に今回の処遇改善費用の上乗せ分が含まれてくるというふうに国からは通知がされてございます。ただ、その金額が明確に示されておりませんので、その分につきましては判明次第、遅くとも9月の補正予算に計上して、処遇改善については継続的に実施するというふうになってございますので、決して9月末をもって終了するというわけではございません。

あと、令和4年度の9月補正の分につきましては、先ほどの民間園の10月以降の公定価格の分の負担割合なんですけれども、これは国が2分の1、府・町がそれぞれ4分の1を負担するというような形になってございます。これは今の民間園の運営費補助も全く一緒の立てつけとなります。

今回の制度の経過についてでございますけれども、これは、昨年の11月19日付で閣議決定されてございますコロナ克服・新時代開拓のための経済対策といった中に保育士等の賃上げということがうたわれてございます。その中に、収入を3%程度、月額9,000円引き上げるための措置をこの2月から実施するというようになってございます。この2月、3月分につきましては、先ほどご可決賜りました令和3年度の3月補正、第11号補正の中で計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）よろしいですか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）4年度は分かったんで、それ以降はどうなるんですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）こちらの処遇改善につきましては、いわゆるベースアップということで国のほうから示されておりますので、基本的には継続して行うものというふうに認識してございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第4 議員提出議案第1号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書の件、追加議事日程第5 議員提出議案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の件及び追加議事日程第6 議員提出議案第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第1号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書、議員提出議案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書、議員提出議案第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書、以上の3件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第1号をお開きください。

議員提出議案第1号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書。議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 熊取町議会議員 | 江川慶子 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 田中豊一 |
| 同じく | | 坂上昌史 |
| 同じく | | 文野慎治 |
| 同じく | | 鱧谷陽子 |

同じく
同じく

二見裕子
矢野正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書。

文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に月額100万円が支給されている。また、立法事務費は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律によって定められ、衆参両院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき65万円が支給されている。

しかし、文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも領収書の添付義務が法律で定められていないため、法の趣旨どおりに使用されているのかどうか第三者が判断することが出来ず疑念が残る。

一方、大半の地方議会においては、政務活動費の趣旨に反する使用を禁ずる制度を確立しており、熊取町議会においては、「議会政務活動費交付条例」及び「議会政務活動費交付規則」において、その支出に関する「領収書等の整理保管」を義務づけており、また、その内容のインターネット公開でその使途の透明性を高める制度となっている。

文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも原資は税金であり、納税者への説明責任を果たし、法の趣旨に反する使用を禁ずる必要がある。

よって国におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

1. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれの支出に関しても領収書の提出及びその内容のインターネット公開を義務づけること
2. 文書通信交通滞在費、立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること
3. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれに関しても実費精算とし、趣旨に反する使用に関しては支給されることがないように、別途詳細な使用のルールを法令で定めること
4. 文書通信交通滞在費、立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務付ける規定を設けること
5. 上記の支出に関するルールが遵守され支出の使途を明確にして、国民が納得できるよう有識者によるチェック体制を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第2号をお開きください。

議員提出議案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 熊取町議会議員 | 江川慶子 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 田中豊一 |
| 同じく | | 坂上昌史 |
| 同じく | | 文野慎治 |
| 同じく | | 鱧谷陽子 |
| 同じく | | 二見裕子 |
| 同じく | | 矢野正憲 |

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。

また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取り組みを求める。

記

(1) すべての子どもたちの学びの継続のために

すべての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

(2) 医療へ適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、すべての住民が「かかりつけの医師」に繋がれるための取り組みを強化すること。

(3) 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。

(4) 持続可能な地域の医療と介護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護および看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

(5) 地域住民の安全で安心な移動のために

政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18箇所で開催してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第3号をお開きください。

議員提出議案第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 熊取町議会議員 | 江川慶子 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 田中豊一 |
| 同じく | | 坂上昌史 |
| 同じく | | 文野慎治 |

同じく
同じく
同じく

鱧谷陽子
二見裕子
矢野正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査の結果において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に、賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、世界で日本だけであることも明らかになった。

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定している。このため、社会的な信用と実績を築いた戸籍姓から望まない改姓をすることで自己同一性を喪失する苦痛や、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用を拡大させる取組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担の増加や、社会的なダブルネーム管理コスト及び個人識別の誤りのリスク増大のほか、一部の資格証では旧姓の使用が認められていないなどの問題も指摘されている。そもそも旧姓の通称使用は、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはならない。

少子高齢化が進む現在では、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人も少なくない。また、民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚化や少子化につながる原因にもなっている。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成27年12月に続き令和3年6月の最高裁大法廷において、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、制度の在り方については国会で論ぜられ判断されるべきであるとされていたところであるが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第1号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議員提出議案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議員提出議案第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和4年3月定例会閉会から令和4年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和4年3月定例会閉会から令和4年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(二見裕子君)それでは、ここで私から議会改革検討特別委員会の審議結果及び経過の報告をいたします。

去る3月10日、委員7名出席の下、議会改革検討特別委員会を開催いたしました。

まず、案件1、議員定数・報酬の見直しについてであります。

本特別委員会の設置の目的の一つであります議員定数、報酬の検討について、令和元年9月の設置以来、約2年半にわたり調査、議論を重ねてまいりましたが、委員会としての結論を出すべく、委員外議員からの意見も徴し、委員間における活発な議論があったところです。

1点目、議員定数については、定数削減が妥当とする委員からは、住民アンケートの結果から議員数が多いと感じている住民のほうが多い、近隣の議会と比較し、人口で見ると12名という議員数は決して少ないとは言えない、現状、1人少ない13名で運営しているといった意見が出されました。

一方、現状の定数が妥当とする委員からは、府下で最も多い人口を擁する本町で住民の声を町政に届けるには14名が適当、定数がもっと多い時代も過去にはあり、そのときよりも人口は増えており、本来は増員の考えもあるが、財政的な面も勘案し現状維持が妥当、定数減と報酬増を併せて考えたいという思いを持っているが、今のコロナ禍な状況の報酬増は難しいことから、現状維持とし、収束後、改めて議論したいといった意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、採決の結果、議員定数を削減することが妥当とする委員が3人、現状の議員定数が妥当とする委員が4人となり、委員会の審議結果として、議員定数は現状の14名が妥当と決定をいたしました。

2点目、議員報酬については、コロナ禍の現状では報酬増は住民に受け入れられない、特別職報酬等審議会では町村間の比較であり、増は見込めず、現状維持が妥当という結論、住民アンケートの結果からも現状維持が妥当である、定数減と報酬増を併せて考えたいという思いを持っているが、今のコロナ禍の状況の報酬増は難しいことから、現状維持とし、収束後、改めて議論したいといった意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、採決の結果、現状の議員報酬額が妥当とする委員が7人全員であり、委員会の審議結果として、議員報酬は現状の報酬額が妥当と決定いたしました。

次に、案件2、新規改革事業の追加及び既存事業の見直しについてであります。

まず1点目、情報発信（SNS）の活用については、運用に関しては、発信する情報、議員、事務局の負担などについて、もう少し整理を行う必要がある。

次に2点目、政策討論会（議員間の自由討議）については、先進地視察による調査、研究を行うべき、まずは試行の上、本格実施に向けた研究を行うべきといった意見が出されましたので、引き続き継続して調査研究を行うこととなりました。

次に3点目、議会報告会については、各常任委員会による公益的な団体との意見交換会を継続しつつ、区・自治会への報告会は、開催時のご負担を考慮し、要請に基づく臨時開催とする議会報告会実施要綱の改正を行うことで、全会一致で決定いたしました。施行は令和4年4月1日からいたしますが、実施に向けては、新型コロナウイルス感染症の状況などを見極めながら協議、調整などを進めてまいりたいと考えております。

そのほか、災害時における情報連絡手段を確保するため、LINE WORKSを活用することに決定いたしました。

平常時においては、タブレット端末のさらなる活用の一環として、議員間、また事務局との連絡をLINE WORKSにより行うこととし、1月末からその活用を開始いたしました。引き続き、さらなるタブレット端末の活用を調査研究してまいります。

今後も引き続き、議会改革に努めてまいりたいと考えておりますので、皆さんの一層のご協力をお願いいたしまして、議会改革検討特別委員会の報告といたします。

議長（二見裕子君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

令和4年度におきましても、ご可決いただきました限られた予算の中で、計画的かつ効率的な行政運営を進めてまいります。また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる町政発展につなげてまいりたいと存じます。

さて、21日をもってまん延防止等重点措置が解除され、新規陽性者数の増加は少しずつ鈍化しているものの、まだまだ安心はできない状況でございます。入学式やお花見など、本来であれば春らしい行事で心躍る季節ではございますが、4月24日まで年度替わりの集中警戒期間が大阪府知事より要請されております。議員の皆様、住民の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策の徹底についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本町といたしましても、一刻も早い収束を願いつつ、子育て世帯等独自支援事業をはじめとする生活・経済支援対策のほか、3回目ワクチン接種の推進や感染症対策にしっかりと取り組んでまい

ります。

議員の皆様におかれましても、引き続きご支援、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（二見裕子君）これをもちまして、令和4年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時06分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月28日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

議 員

坂 上 巳生男

議 員

田 中 豊 一